

包括外部監査結果報告書

令和4年度

新潟市

新潟市包括外部監査人
弁護士 今井慶貴

【目 次】

第1部	包括外部監査の概要	1
第1	監査の種類	1
第2	選定した特定の事件	1
第3	特定の事件の選定理由	1
第4	外部監査の対象及び監査方法	2
第5	外部監査の実施時期	3
第6	外部監査人補助者の職・氏名	5
第7	外部監査人と選任した特定事件との利害関係	5
第2部	新潟市の経済政策の現状	6
第1	統計からみた新潟市の経済	6
第2	新潟市の経済政策に関する計画	18
第3	新潟市の経済政策関係機構	30
第4	新潟市の経済政策関係の例規等	34
第5	新潟市の経済政策関係支出	37
第3部	監査の結果及び意見	43
第1	産業政策課	45
第2	成長産業・イノベーション推進課	96
第3	商業振興課	123

第4	企業誘致課	217
第5	雇用・新潟暮らし推進課	262
第6	公益財団法人新潟市産業振興財団	318
第7	公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター	347
第4部	まとめ	359
第1	指摘及び意見の要旨	359
第2	総括的意見	377

第 1 部 包括外部監査の概要

第 1 監査の種類

地方自治法 252 条の 37 に基づく包括外部監査である。

第 2 選定した特定の事件

経済政策に関する事務の執行について

第 3 特定の事件の選定理由

少子高齢化が進む我が国全体の例にもれず、新潟市においても、出生数の減少・死亡数の増加により人口の自然減が急速に進む中、若年層を中心とした東京圏への人口流出という社会減への対応が引き続き重要な課題となっている。

若年層が東京圏の大学等に進学したまま U ターンせずに就職したり、学校卒業後に東京圏で就職することが少なくないという現状は、若年層にとって新潟市で魅力ある「しごと」を見つけられないことを物語っている。また、市町村税課税状況から算出した新潟市の一人当たり市民所得（課税対象所得）が政令指定都市で最下位であることも、地域における稼ぐ力の弱さを示す指標であると言える。

そうした中、新潟市は、新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン(2015-2022)」において、その目指す都市像の一つとして「日本海拠点の活力を世界とつなぐ、創造交流都市」を挙げ、その中で「雇用が生まれ活力があふれる拠点」を目指し、施策として「成長産業の育成」「内発型産業の育成」「魅力的な雇用の創出」に取り組むとしている。

また、「第2期 新潟市 まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020-2024）」においても、「将来にわたって活力ある 住みよいまち 暮らしたいまち 新潟」の実現を目指すうえの基本目標の一つとして「新潟の強みを活かしたしごとをつくり、稼ぐ力を高め地域経済を活性化させる」を、具体的な施策として「中小企業をはじめとした地域企業の経営力強化」「新たなビジネスや成長産業の創出・育成」等を掲げている。

令和4年度一般会計予算（当初予算）における商工費は約111億円であり、歳出全体（約3,922億円）に占める割合は約2.8%であるが、上記した新潟市にとっての重要性に鑑みると、経済政策に関する事務の執行が適法かつ有効・適切になされているかを包括外部監査人の立場から検証することは、市民にとって有意義なことであると考えた。

以上の理由で、「経済政策に関する事務の執行について」を特定の事件として選定した。

第4 外部監査の対象及び監査方法

1 監査の対象

新潟市経済部及び各区役所並びに経済部所管の新潟市の外郭団体（*）

但し、必要がある場合は、関連事務を行うその他の課等及び新潟市外部監査契約に基づく監査に関する条例2条の規定により関連団体等も対象とする。

* 経済部所管の新潟市の外郭団体

公益財団法人新潟市産業振興財団（所管：産業政策課）

新潟地下開発株式会社（所管：商業振興課）

公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター（所管：雇用・新潟暮らし推進課）

2 監査対象期間

令和 3 年度

但し、必要がある場合は、上記以外の年度も対象とする。

3 監査の要点

- (1) 新潟市は、市内経済の現状と課題をどのように把握し、総合計画を始めとする各種計画にどのように反映しているか。また、計画の達成状況はどうか。
- (2) 各事務事業は、法令・条例・規則・要綱等を遵守して行われているか。とりわけ、補助金・負担金の交付や委託・請負等の契約関係における合規性等に問題はないか。
- (3) 各事務事業は、目標の達成に向けた、経済的、効率的、有効なものとなっているか。とりわけ、各事務事業についての成果指標の設定及び検証が適切に実施されているか。
- (4) 経済部所管の外郭団体の経営状況（組織、事業、財務状況等）に問題はないか。また、外郭団体に関連する新潟市の事務事業は適正に執行されているか。

第 5 外部監査の実施時期

1 包括外部監査契約の締結

令和 4 年 4 月 1 日に包括外部監査契約を締結した。

2 外部監査人補助者の選任

同年 4 月 8 日に包括外部監査人から公認会計士 1 名、弁護士 2 名の補助者の選任についての協議を監査委員に申し入れ、同月 26 日に監査委員から協議成立の通知を受けた。同年 5 月 9 日より監査業務に補助者として従事している。

3 監査実施通知書の提出

包括外部監査人において特定の事件を選定したうえで、同年5月24日に市長及び監査委員宛に監査実施通知書を提出した。

また、同年6月3日に市長に口頭にてテーマ報告を行った。

4 外部監査の実施

(1) 新潟市の経済政策に関連する計画及び基本資料(*)並びに関係例規及び要綱等を閲読した。

* 「にいがた未来ビジョン」(2015-2022)

「第2期新潟市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020~2024)

「新潟市中小企業・小規模事業者活性化プラン」(2019年度~2022年度)

「新潟県新潟市・聖籠町基本計画」

「新潟市の産業2021」

(2) 経済部の全体ヒアリングを実施し、「経済部 機構図」「令和3年度主要事業決算状況」等に基づき、経済部の組織・事務分掌及び令和3年度の主要事業の概要説明を受け、質疑応答を行った(令和4年7月4日)。

(3) 経済部各課の事業概要について、予算関係の資料に基づきヒアリングを実施するとともに、各事業について書類監査及び担当者との質疑応答を実施した(同年8月24日から同年12月1日までの間)。

(4) 経済部所管の外郭団体3団体について、組織概要、定款・各種規程類、予算・決算資料、事業計画・事業報告資料等に基づきヒアリングを実施し、うち公益財団法人新潟市産業振興財団と公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンターについては、各事業の書類監査及び担当者との質疑応答を実施した(同年11月9日から同年11月18日までの間)。

(5) 経済部各課及び公益財団法人新潟市産業振興財団を対象として、「令和3年度・事業評価のためのアンケート調査」を実施した(同年11月4日から同年11月30日までの間)。

(6) 上記のほか、経済政策関連の文献調査を実施した。

5 外部監査報告書の作成

(1) 中間報告

同年 12 月 7 日に包括外部監査人より監査委員にそれまでの監査状況を中間報告の形で文書及び口頭にて報告した。

(2) 報告書の作成

包括外部監査人及び補助者において分担して報告書を作成し、同年 12 月 23 日に報告書原案を監査委員事務局宛に提出し、その後、監査対象部署の意見等を踏まえて本報告書を完成させた。

第 6 外部監査人補助者の職・氏名

公認会計士 酒井 真人

弁護士 朝妻 太郎

弁護士 鈴木 孝規

第 7 外部監査人と選任した特定事件との利害関係

包括外部監査人と 3 名の補助者は、いずれも本監査で選定された特定事件について、地方自治法 252 条の 29 に定める利害関係がないことを確認した。

第2部 新潟市の経済政策の現状

第1 統計からみた新潟市の経済

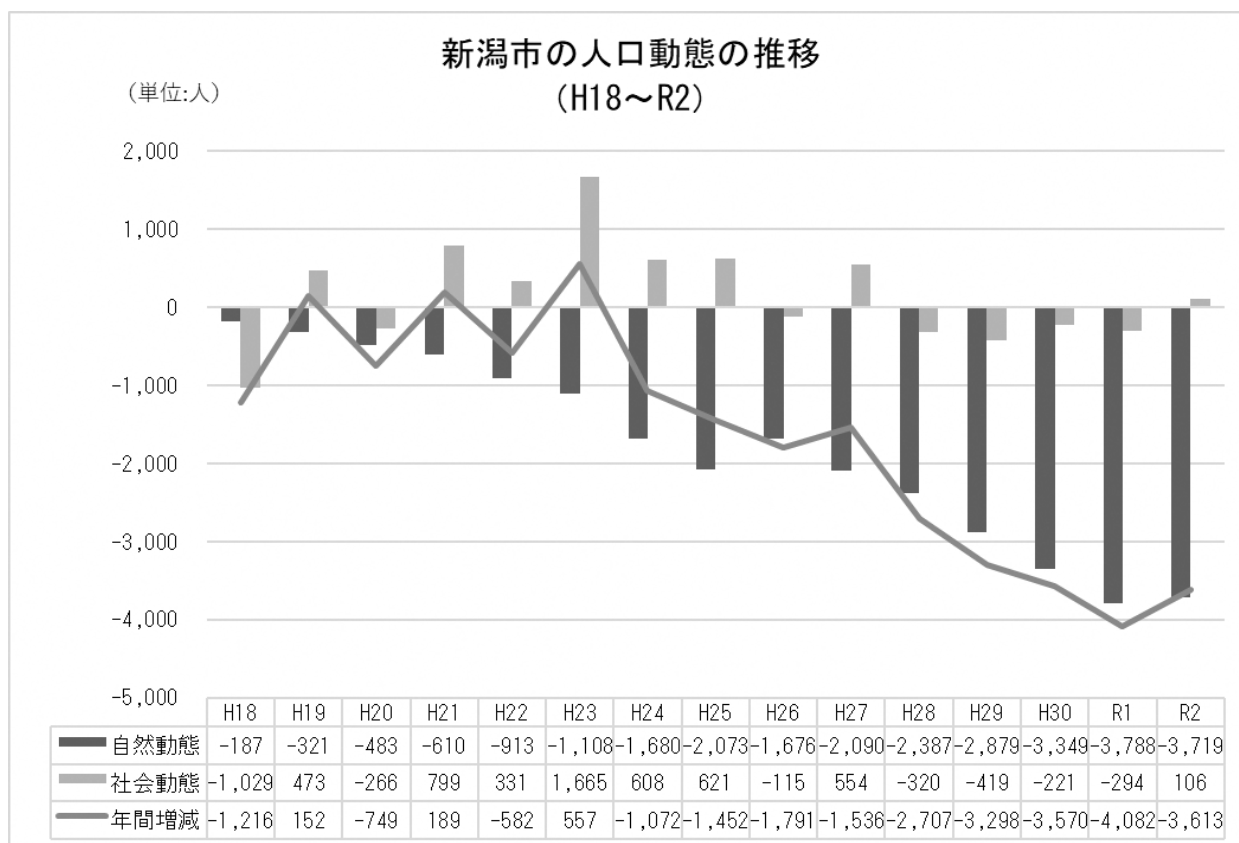
* 各グラフは、監査人が以下の各資料（いずれも新潟市作成）に掲載のデータを参照して作成した。

「新潟市の現状データ集（令和4年3月）」（政策企画部政策調整課）

「新潟市の市民経済計算（令和元年度）」（総務部総務課）

「新潟市の産業2021」（経済部産業政策課）

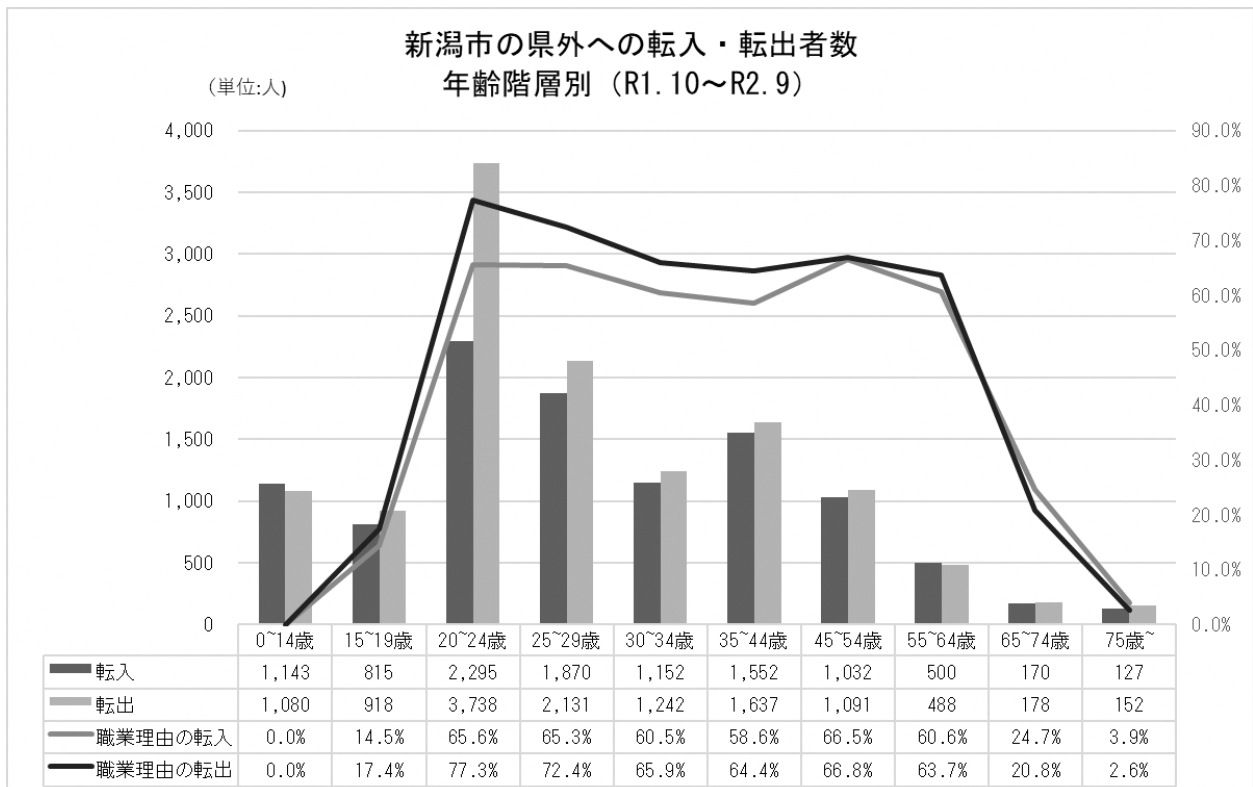
【グラフ1】



【コメント】

近年の新潟市の人口動態をみると、自然動態で減少傾向が続いている。社会動態については、転入超過は県内の市町村が上位を占めている一方、転出超過は県外が上位を占めており、特に首都圏への転出超過が目立っている。

【グラフ2】

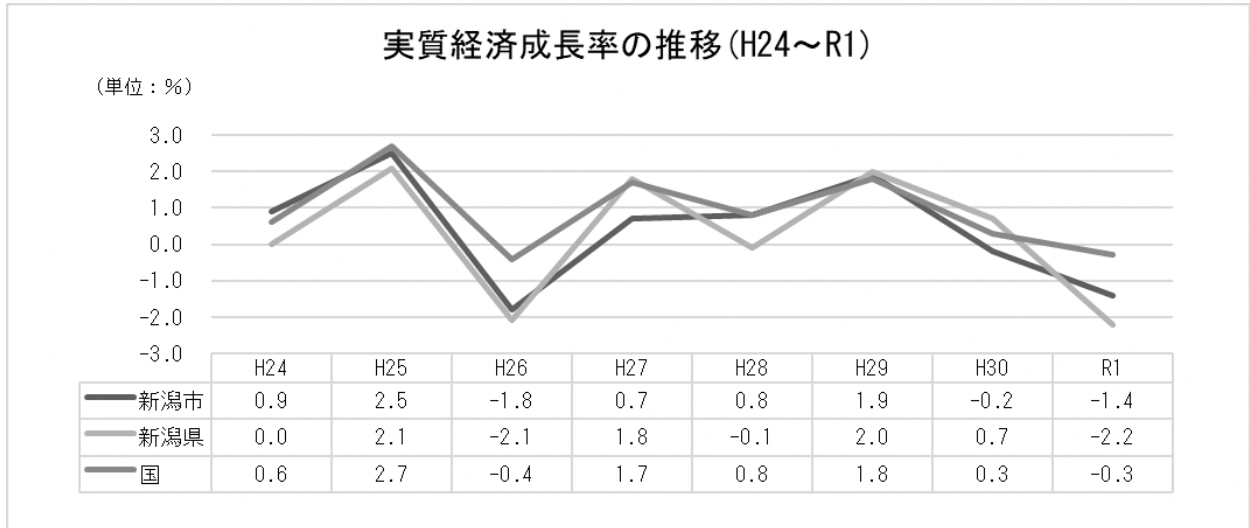


【コメント】

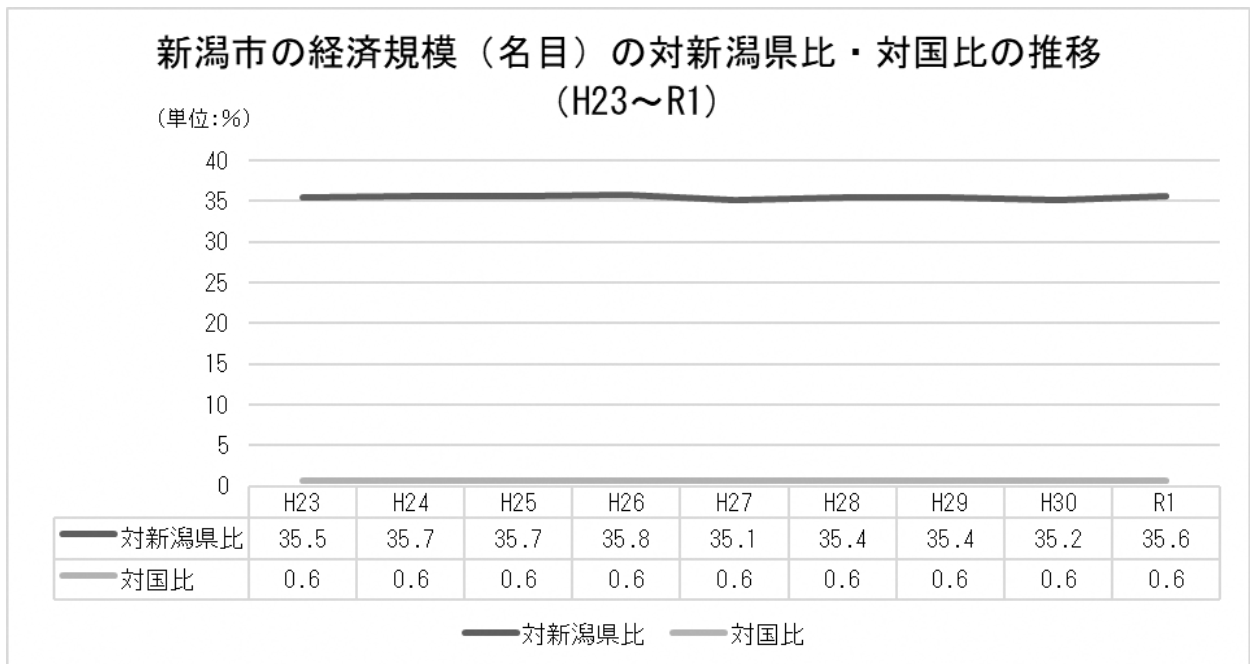
上記の1年間における県外への転出者数は20歳~24歳が最も多く、3,738人が転出している。全体として、職業を理由とした県外への転出が多く、とりわけ20歳~24歳の77.3% (2,891人)が職業を理由とした転出となっている。転入が転出を上回っているのは、0~14歳、55~64歳のみである。

なお、令和元年中の住民基本台帳による人口増減数は政令市20市中19位であり、人口減少が目立っている(政令市の中で社会動態で転出超過となっているのは、堺市、静岡市、新潟市、北九州市〔最下位〕のみである。)

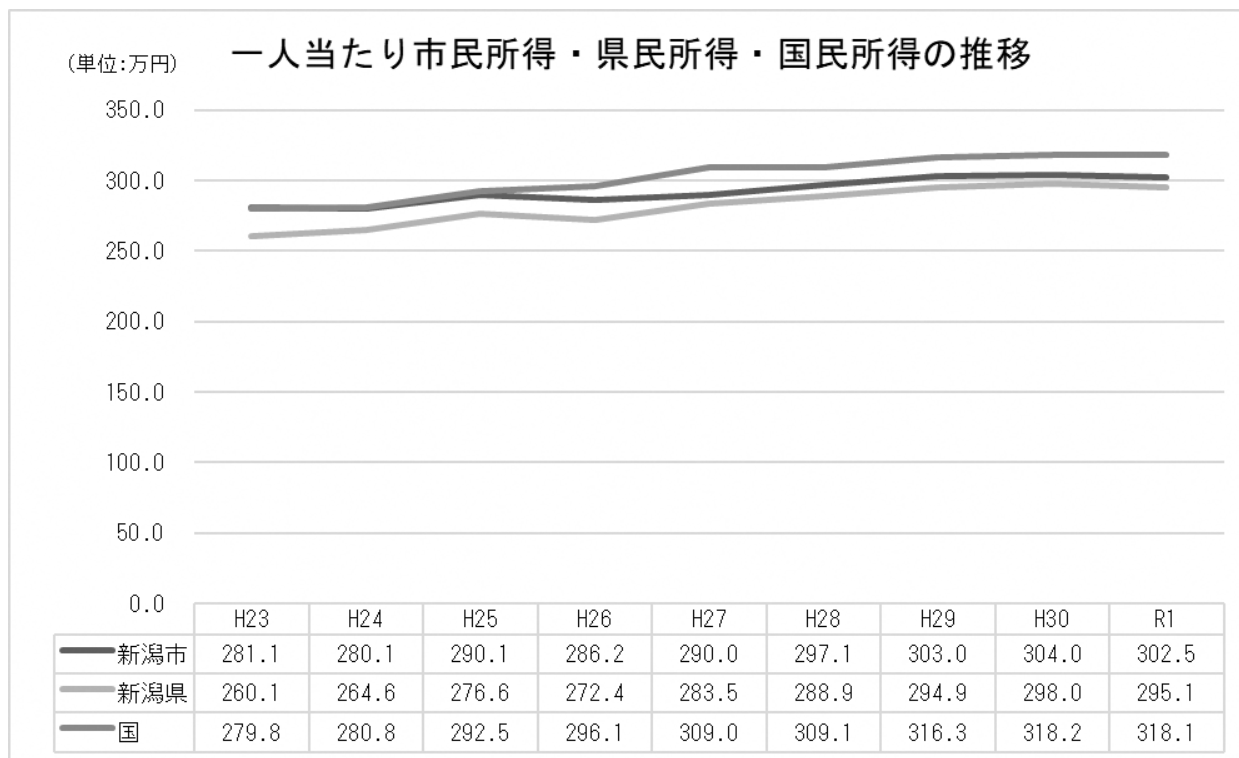
【グラフ 3】



【グラフ 4】



【グラフ5】



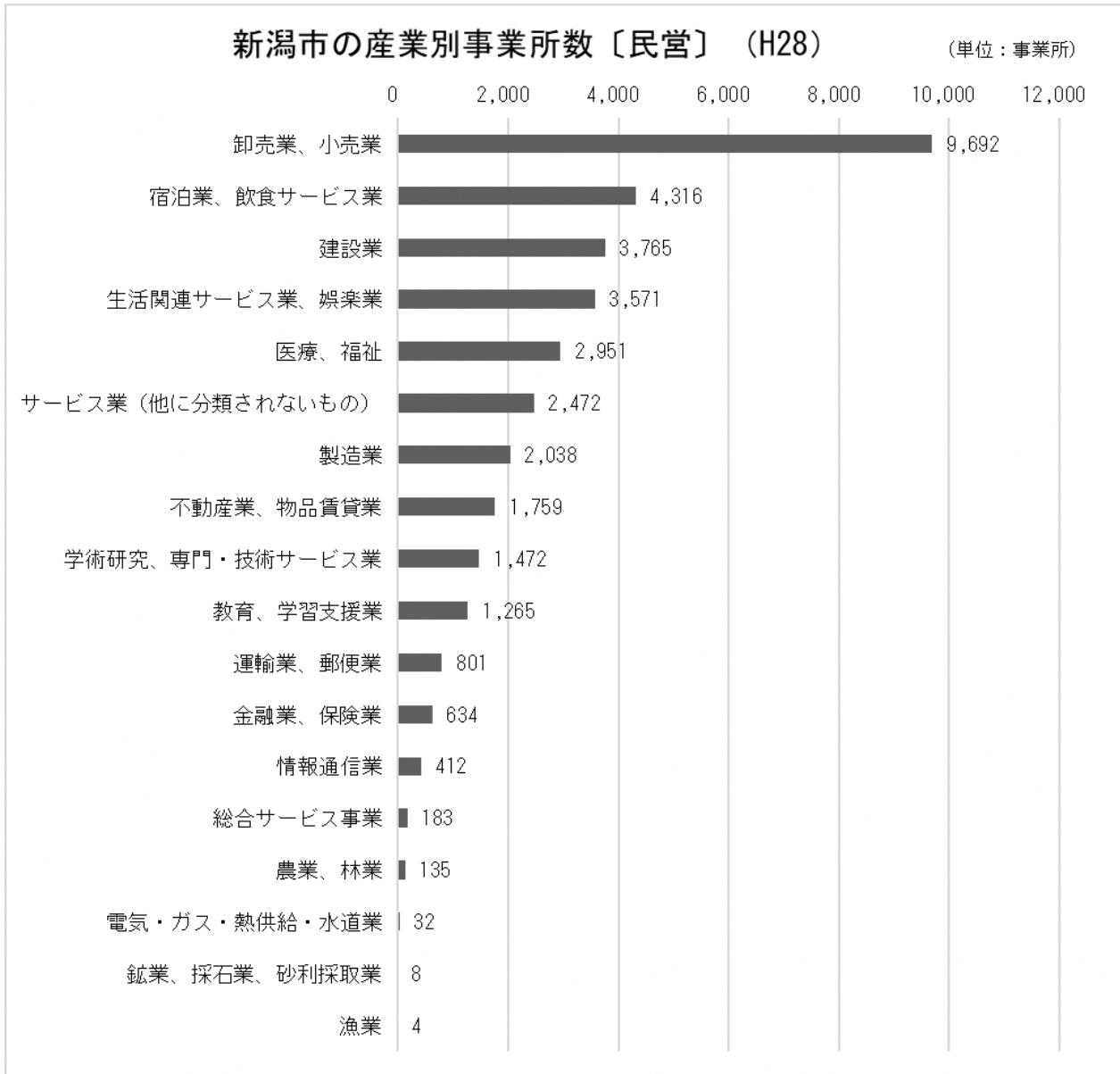
【コメント】

市民（県民、国民）所得とは、雇用者報酬に財産所得（非企業部門）、企業所得を合算して算出されるもので、個人の年間所得とは異なる。市民所得を新潟市の総人口（各年10月1日現在）で割って算出されたのが一人当たり市民所得である。

新潟市の一人当たり市民所得は、新潟県の水準は上回っているものの、全国水準を下回っている。市民所得の約7割は雇用者報酬であることから、市民所得を向上させるためには、雇用者の賃金水準の上昇が必要であるが、そのためには市内事業所の稼ぐ力（付加価値を生み出す力）を高めることが必須の前提となる。

なお、25歳～39歳の完全失業率（平成27年）は男性で5.5%（政令市中9番目に低い）、女性で4.0%（政令市中2番目に低い）、非正規雇用者割合（平成29年）は36.4%（政令市中3番目に低い）となっている。

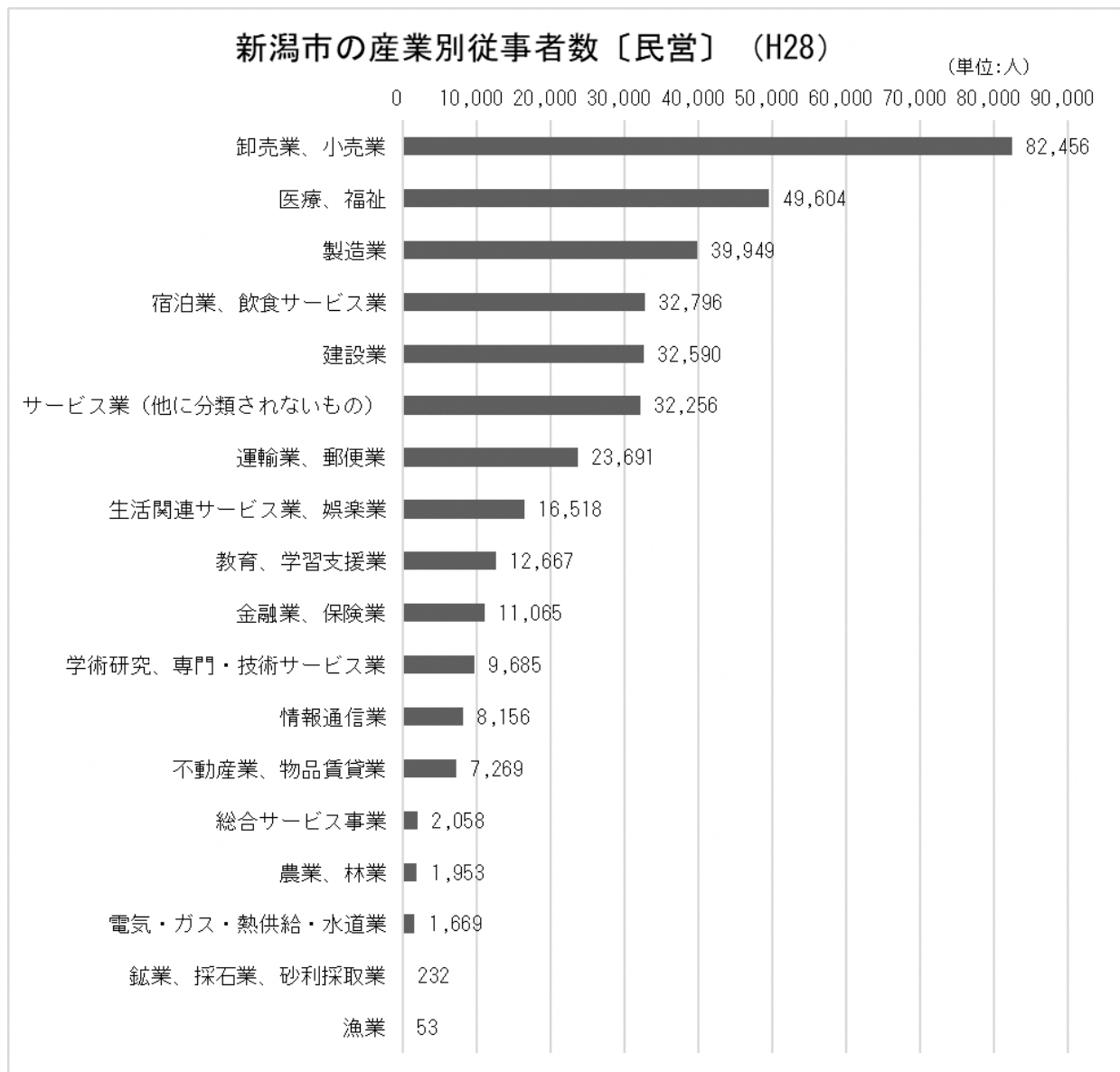
【グラフ6-1】



【コメント】

新潟市内の民営事業所数の産業別構成比は、平成28年の数字では、第3次産業が8割を超え、卸売・小売業が27.3%、宿泊、飲食サービス業が12.2%、建設業が10.6%となっている。事業所全体の98.8%が中小企業（中小企業基本法の従業者数要件のみ適用）であり、そのうち小規模企業が65.6%と推計されている。

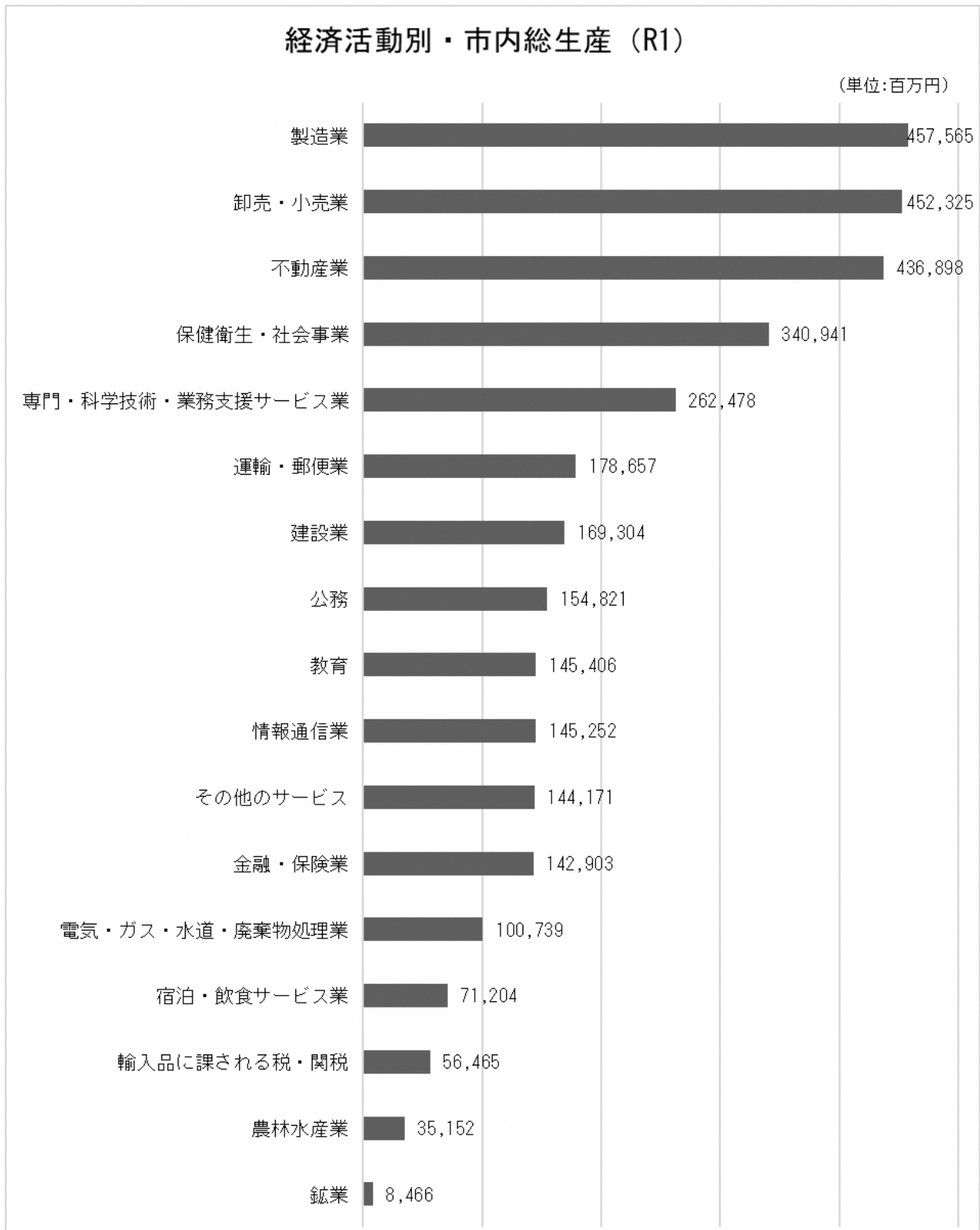
【グラフ6-2】



【コメント】

新潟市内の従業者数の産業別構成比は、平成28年の数字では、第3次産業が約8割を占め、卸売・小売業が22.6%、医療・福祉が13.6%となっている。また、従業員数全体の79.7%（うち小規模企業20.0%）が中小企業に従事していると推計されている。

【グラフ7】

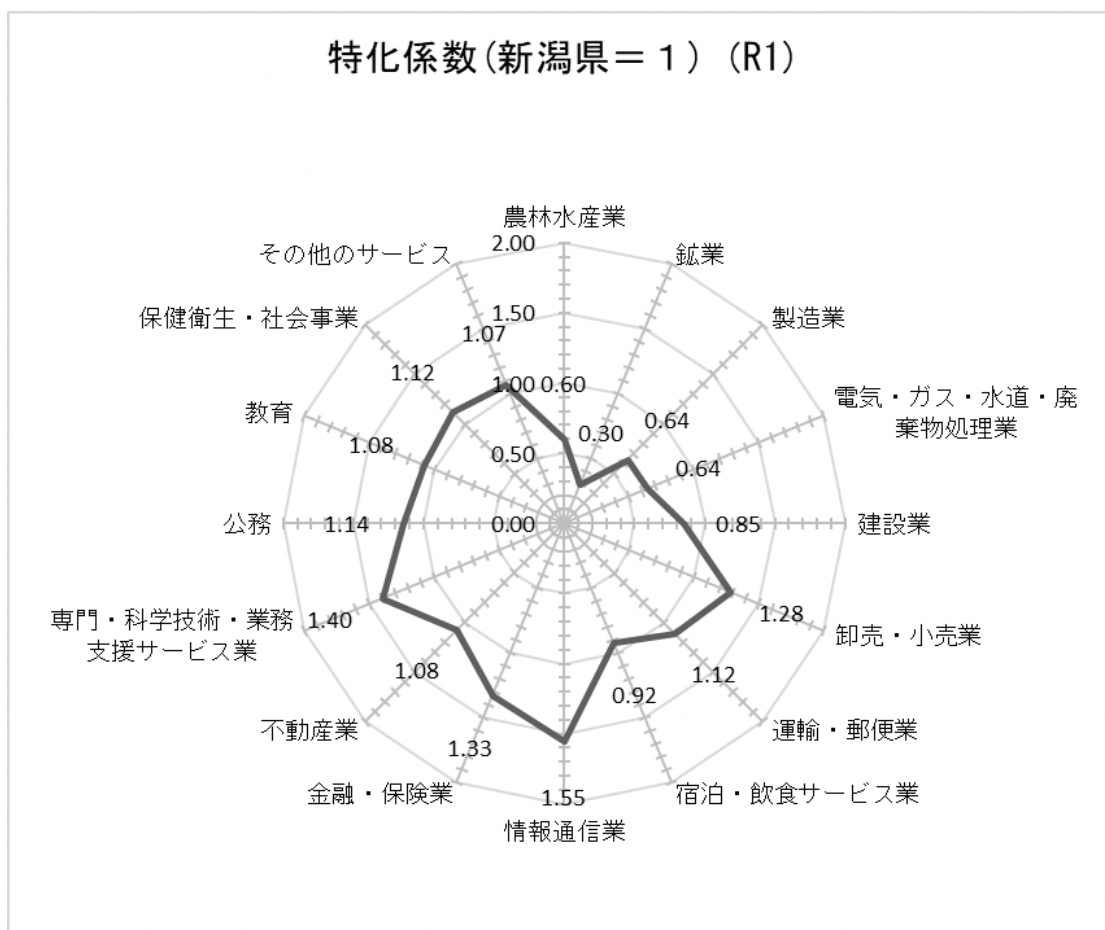


【コメント】

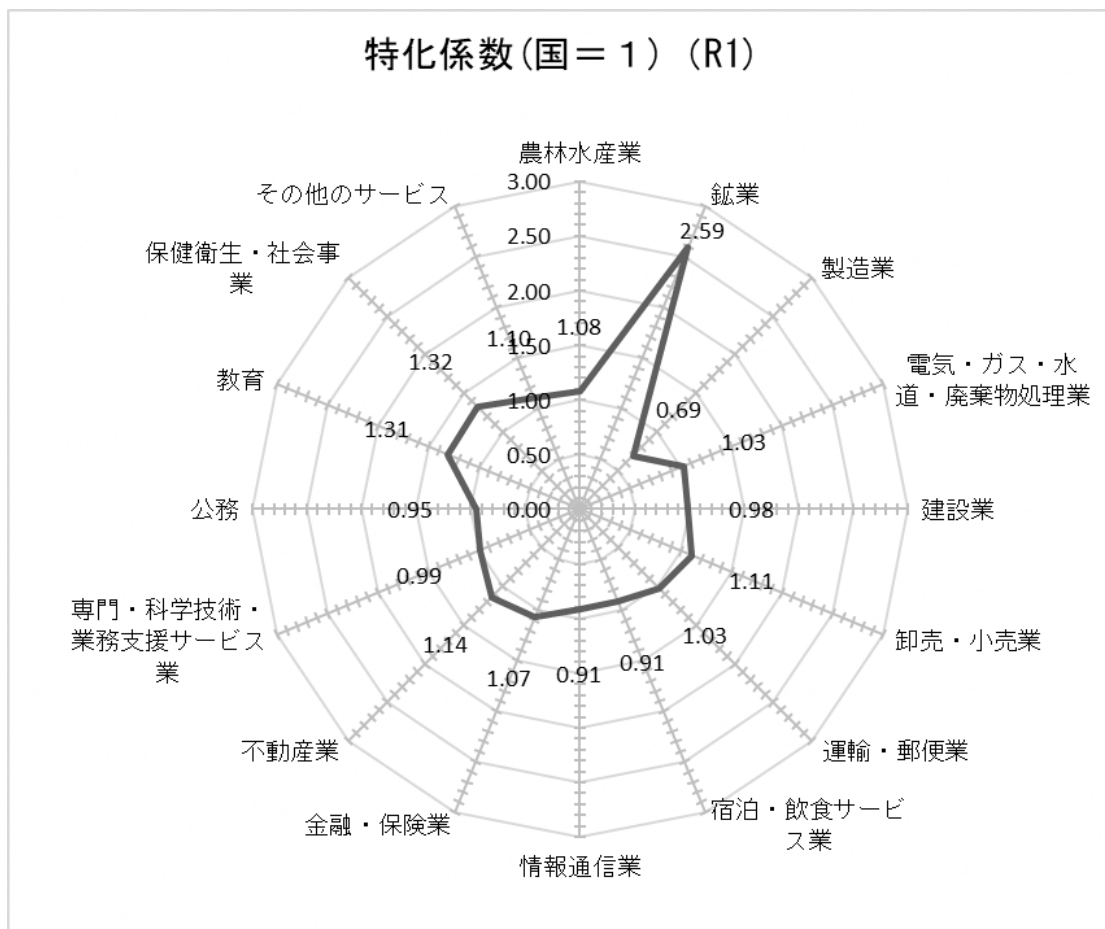
市内総生産（生産側）は、算出額（出荷額・売上高など）から中間投入（原材料・光熱水費など）を差し引いて算出される数値である。

令和元年度の市内総生産（名目）を経済活動別にみると、大きい方から、製造業、卸売・小売業、不動産業、保健衛生・社会事業、専門・科学技術・業務支援サービス業の順となっている。

【グラフ8-1】



【グラフ 8-2】



【コメント】

特化係数は、市内総生産（名目）の経済活動構成比を新潟県や国の経済活動構成比で除して算出したものであり、1.0に近いほど産業構造が近いことを示し、1.0を越えればその産業の占める割合が相対的に高く、1.0を割れば低いことになる。

新潟県との比較では、情報通信業、専門・科学技術・業務支援サービス業、金融・保険業、卸売・小売業といった第3次産業の係数が高く、鉱業、農林水産業、製造業の係数が低くなっている。国との比較では、鉱業、保健衛生・社会事業、教育の係数が高く、製造業は低くなっている。

新潟市の令和元年の製造品出荷額は約1兆1,500万円であり、政令市20市中14位となっている。また、新潟市の令和元年の製造品出荷額等の産業分類別内訳をみ

ると、食料品製造業が 24.7%、化学工業が 20.1%、パルプ・紙・紙加工品製造業が 12.5%、金属製品製造業が 9.6%、輸送用機械器具製造業 8.2%、その他 24.9% となっている。

新潟市の令和元年の食料品製造業の出荷額等は政令市 20 市中 5 位、1 事業所あたりの人口は 2 位であり、食料品製造業の上場企業が 4 社あることから、相対的に食料品製造業が集積している地域であるといえることができる。

* 新潟市内に本社を置く上場企業

現在、株式会社福田組（建設業）、株式会社コメリ（小売業）、亀田製菓株式会社（食料品製造業）、一正蒲鉾株式会社（食料品製造業）、株式会社第四北越フィナンシャルグループ（銀行業）、ダイニチ工業株式会社（金属製品製造業）、株式会社トップカルチャー（小売業）、株式会社リンコーコーポレーション（倉庫、運輸関連業）、新潟交通株式会社（陸運業）、北陸瓦斯株式会社（電気・ガス業）、株式会社セイヒョー（食料品製造業）、サトウ食品株式会社（食料品製造業）、株式会社キタック（サービス業）、第一建設工業株式会社（建設業）、株式会社新潟放送（情報・通信業）の 15 社ある。

* 地域経済循環分析

地域経済を活性化するためには、地域内外から稼ぐ力を高めるとともに、稼いだお金が地域内で投資・消費され、それがまた新たな所得として循環していく「地域内経済循環」を促進することが重要であるとされる。

「地域経済循環分析」は、市町村ごとの「産業関連表」と「地域経済計算」を中心とした複合的な分析により、「生産」、「分配」及び「支出」の三面から地域内の資金の流れを俯瞰的に把握するとともに、産業の実態（主力産業・生産波及効果）、地域外との関係性（移輸入・移輸出）等を可視化する分析手法であり、政策立案に活用されることが期待される。

この点、環境省と株式会社価値総合研究所は、インターネット上で「地域経済循環分析ツール」を提供しており、誰でも簡単な操作で自動生成による各地域の分析資料（パワーポイ

ント形式)を出力することができる。これによる「新潟市の地域経済循環分析【2018年版】Ver.5」によれば、新潟市の地域循環構造には、以下のような次の特徴があるとされている。

【地域の所得循環構造①】

(生産)

- ① 新潟市では、住宅賃貸業が最も付加価値を稼いでいる産業である。
- ② 第2次産業では、建設業が最も付加価値を稼いでおり、次いで食料品、化学が付加価値を稼いでいる産業である。
- ③ 第3次産業では、住宅賃貸業が最も付加価値を稼いでおり、次いで保健衛生・社会事業、小売業が付加価値を稼いでいる産業である。

(分配)

- ④ 新潟市では、第3次産業の雇用者所得への分配が最も大きい。
- ⑤ 新潟市の夜間人口1人当たりの所得は4.16百万円/人であり、全国平均と比較して低い水準である。

(支出)

- ⑥ 新潟市では、小売業、パルプ・紙・紙加工品、金属製品が域外から所得を稼いでいる。
- ⑦ 消費は域内に流入しており、その規模は地域住民の消費額の1割未満である。
- ⑧ 投資は域外に流出しており、その規模は地域住民・事業所の投資額の1割未満である。

(エネルギー・CO2)

- ⑨ 新潟市では、エネルギー代金が1,828億円域外に流出しており、その規模はGRPの約5.8%である。注) GRP=域内総生産 (Gross Regional Product)
- ⑩ エネルギー代金の流出では、石油・石炭製品の流出額が最も多い。
- ⑪ 新潟市の再生可能エネルギーのポテンシャルは、地域で使用しているエネルギーの約4.83倍である。
- ⑫ 新潟市のCO2排出量は、産業、民生、運輸部門のうち民生部門が最も多く、2,718千tCO2である。夜間人口1人当たりのCO2排出量は7.17tCO2/人であり、全国平均と比較して低い水準である。

【地域の所得循環構造②】

(生産販売)

- ① 新潟市では、31,547億円の付加価値を稼いでいる。
- ② 労働生産性は809.5万円/人と全国平均よりも低く、全国では690位である。
- ③ エネルギー生産性は84.4百万円/TJと全国平均よりも高く、全国では909位である。

(分配)

- ④ 新潟市の分配は33,339億円であり、①の生産・販売31,547億円よりも大きい。
- ⑤ また、本社等への資金として2,519億円が流出しており、その規模はGRPの8.0%を占めている。
- ⑥ さらに、通勤に伴う所得として234億円が流出しており、その規模はGRPの0.7%を占めている。
- ⑦ 財政移転は4,545億円が流入しており、その規模はGRPの14.4%を占めている。
- ⑧ その結果、新潟市の1人当たり所得は416.4万円/人と全国平均よりも低く、全国で1,179位である。

(支出)

- ⑨ 新潟市では買物や観光等で消費が2,152億円流入しており、その規模はGRPの6.8%を占めている。
- ⑩ 投資は654億円流出しており、その規模はGRPの2.1%を占めている。
- ⑪ 移出入では3,290億円の流出となっており、その規模はGRPの10.4%を占めている。

(エネルギー)

- ⑫ 新潟市では、エネルギー代金が域外へ1,828億円の流出となっており、その規模はGRPの5.8%を占めている。

第2 新潟市の経済政策に関する計画

1 新潟市総合計画「にいがた未来ビジョン」(2015-2022)

(1) 概要

にいがた未来ビジョンは、平成27年度から令和4年度までの8年間における新潟市が目指す姿(都市像)の実現に向けたまちづくりについて示す計画であり、あらゆる事務事業はこの計画をもとに行われている。

(2) 目指す都市像・政策・施策(経済政策関連を抜粋)

都市像1 市民と地域が学び高め合う、安心協働都市

都市像2 田園と都市が織りなす、環境健康都市

都市像3 日本海拠点の活力を世界とつなぐ、創造交流都市

→ 政策⑨「雇用が生まれ活力があふれる拠点」

<8年後の姿>

～ 産業が生まれ育ち、さまざまな人が働きがいをもてる魅力的な雇用の場が創出され、都市の活力が満ちあふれています。また、魅力的な雇用の場は、市外から人を引きつけています～

- ・ 本市の特性を活かした成長産業が育ち、魅力的な雇用の場が創出されています。
- ・ 魅力的な雇用の場にあふれ、首都圏などからのIターン、Uターンにつながっています。
- ・ 内発型産業が育ち、いきいきと働ける雇用の場の安定が図られています。

→ 施策27 成長産業の育成

- ・ 本市の持つ特長やポテンシャルを活かし、農業と食品産業が一体となって発展するニューフードバレーや航空機産業などの成長産業を育

成することで、さまざまな分野に経済効果を波及させ、若者やUターン・Iターン者に向けた新たな雇用の場を創出します。

→ 施策 28 内発型産業の育成・創業支援

- ・ 内発型産業の育成と優良企業の誘致などを組み合わせながら、既存産業の高度化支援、産学官連携などによる新産業の創出に努め、雇用の場の安定を図ります。
- ・ 新たに事業を行う起業家や創業者を支援し、創業しやすく、安定的な経営が継続できる環境づくりに取り組むことで、雇用の創出を図ります。

2 第2期新潟市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020～2024）

(1) 概要

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定する、新潟市における「地方創生」に関する目標や施策の基本的方向を定めた計画である。

(2) 第2期総合戦略の目指すべき将来

将来にわたって活力ある住みよいまち暮らしたいまち新潟の実現

【総合的な指標】

社会動態 ▲294人（2019年）⇒ 転出超過を解消する（2024年）

合計特殊出生率 1.28（2019年）⇒ 結婚・出産・子育ての希望をかなえ向上させる（2024年）

(3) 4つの基本目標（経済政策関連を抜粋）

- ① 新潟の強みを活かしたしごとをつくり、稼ぐ力を高め地域経済を活性化させる。

【進捗を測る指標】

一人当たり市民所得

3,057千円(2018年) ⇒ 新型コロナウイルス感染拡大前の水準まで回復・向上させる(2023年)

【具体的な施策・取組】

ア 中小企業をはじめとした地域企業の経営力強化

- ・ 生産性向上に向けた支援
- ・ 従業員の採用、雇用環境の改善

イ 新たなビジネスや成長産業の創出・育成

- ・ 創業・起業がしやすい環境整備
- ・ 特色・強みを活かしたイノベーションの創出
- ・ 戦略的な企業誘致の推進

ウ 豊富な田園資源を活かした儲かる農業の実現

② 新潟への新しいひとの流れと交流を生み出す。

【進捗を測る指標】

職業を理由とした県外との転出入数

2,294人転出超過(2019年) ⇒ 転出超過を縮小させる(2024年)

【具体的な施策・取組】

ア 多様な支援による定住の促進、関係人口の創出

- ・ 市内への就労促進
- ・ 「新潟暮らし創造運動」の推進による移住促進
- ・ 関係人口の創出

イ 交流人口の回復・拡大

③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる、新潟の将来を担う人材を育てる。

④ 誰もが安心して暮らせる持続可能なまち、魅力あるまち新潟をつくる。

(4) 2020年度の進捗状況(経済政策関連を抜粋)

A:目標値を達成 B:目標値の8割以上の進捗 C:目標値の8割未満の進捗 ー:その他（評価困難なもの）

種別	総合的な指標/進捗を図る指標/重要業績評価指標 (KPI)	策定時点	2020年度（目安ライン）	2020年度（実績）	評価	最終年度目標
総合	社会動態	▲294人 (2019年)	転出超過を解消する	+106人	A	転出超過を解消する (2024年)
進捗	一人当たり市民所得（市町村税課税状況等の調）	3,057千円 (2018年)	3,012千円 (2019年)	3,012千円 (2019年)	ー	新型コロナウイルス感染拡大前の水準まで回復・向上させる (2023年)
KPI	中小企業者の設備投資への支援事業による作業効率化割合	49.7%改善 (2019年)	50%改善	42.0%	B	50%改善 (2024年度)
KPI	販路開拓などの支援事業において参加企業が行った商談件数	600件 (2019年度)	480件	288件	C	前年度実績以上 (2024年度)
KPI	新規立地に伴う新規雇用者数	412人 (2019年度)	300人	789人	A	350人 (2024年度)
KPI	大学等新規学卒者の県内就職構成率	55.2% (2019年度)	前年度実績以上	59.8%	A	前年度実績以上 (2024年度)
KPI	創業支援事業計画に基づく延べ創業支援件数	2,200件 (2019年度)	2,000件	2,069件	A	前年度実績以上 (2024年度)
KPI	スタートアップ企業と市内事業者との事業提携件数	0件 (2019年度)	2件	2件	A	5件 (2024年度)
KPI	航空機産業クラスターを推進する取り組みや先端技術を活用した実証事業などにおいて連携する企業・団体数	12社・団体 (2019年度)	16社・団体	18社・団体	A	20社・団体 (2024年度)
KPI	新規立地に伴う立地事業所数	30社 (2019年度)	20社	24社	A	22社 (2024年度)
進捗	職業を理由とした県外との転出入数	2,294人転出超過 (2019年)	縮小させる	2,058人転出超過	A	転出超過を縮小させる (2024年)
KPI (再掲)	大学等新規学卒者の県内就職構成率	55.2% (2019年度)	前年度実績以上	59.8%	A	前年度実績以上 (2024年度)
KPI	転入者アンケートによる県外からの移住者数	445人 (2019年度)	470人	477人	B	570人 (2024年度)
KPI	関係人口の創出事業を通じて今後も継続して本市とつながりを持ちたいと考える参加者の割合	100% (2019年度)	100%	100%	A	100% (2024年度)

KPI	年次有給休暇取得率	48.1% (2019年度)	50.0%	55.9%	A	58% (2024年度)
KPI	所定外労働時間数	9.8時間/月 (2019年度)	9.8時間/月以下	8.4時間/月	A	9.8時間/月以下 (2024年度)
KPI	家事・育児・介護などへの 従事時間の男女差	218分 (2019年度)	－（次回2024年度 調査）	－	－	180分以内 (2024年度)
KPI	女性の有業率（25～44 歳）	80.4% (2017年度)	－（次回2022年度 調査）	－	－	85% (2022年度)
KPI	男性の育児休業取得率	8.4% (2019年度)	13.0%	14.0%	A	30% (2024年度)

3 新潟市中小企業・小規模事業者活性化プラン（2019年度～2022年度）

(1) 概要

「新潟市中小企業振興基本条例」に示された基本理念に基づき、中小企業・小規模事業者の自主的な努力を基本に、関係団体、市民、市が一体となって、中小企業振興の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されたプランである。

(2) 4つの施策の方向性

- ① 創業しやすい環境づくりによる創業の活発化
- ② 経営力強化・生産性向上に向けた取組支援
- ③ 安定した事業環境の整備、円滑な事業承継の支援
- ④ 産業を担う人材の確保・育成の支援

(3) 重点的に取り組む5つの項目

- ① 創業後のフォローと地域経済を活性化する創業の支援
- ② 域外から稼ぐ中小企業の支援
- ③ 強みづくりに取り組む小規模事業者の支援
- ④ 円滑な事業承継・事業再生など事業継続の支援
- ⑤ 働きやすい環境づくりの推進と産業人材の育成支援

4 新潟県新潟市・聖籠町基本計画（2017～2022）

(1) 概要

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（以下「地域未来投資促進法」という。）に基づく基本計画であり、新潟県、聖籠町と共同して策定し、経済産業大臣他関係大臣から同意を得たものである。

* 地域未来投資促進法

地域未来投資促進法は、地域の特性を生かし、高い付加価値を創出することにより、地域の事業者に対する相当の経済的波及効果を及ぼすような事業を実施する民間事業者等を都道府県・市町村が一体となって支援するもの。民間事業者等は、基本計画に基づき作成した「地域経済牽引事業計画」の承認申請を行い、県知事（官民連携型の場合は、主務大臣）の承認を受け、国と都道府県・市町村は承認事業に対して集中的に支援する。

(2) 地域の特性及びその活用戦略

* 地域経済牽引事業の承認要件の1つとして、「地域の特性を活用すること」があり、①～⑥のいずれかへの該当が要件となる。

- ① 新潟市・聖籠町の航空機関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 新潟市・聖籠町の米などの農業特産物を活用した食品・バイオ関連分野
- ③ 新潟市・聖籠町の地域の企業が保有する金属加工や機械組立加工などの技術を活用した成長ものづくり分野
- ④ 新潟市・聖籠町の情報通信関連産業の集積を活用した第4次産業革命分野
- ⑤ 新潟市・聖籠町の拠点性を支える物流関連産業の集積を活用した物流関連分野
- ⑥ 新潟港・新潟空港等の拠点性の高い交通インフラを活用したエネルギー関連分野

5 次期新潟市総合計画（2023～2030）

(1) 概要

2023年度から8年間の次期総合計画であり、「新潟市基本構想」「新潟市基本計画」として、令和4年12月議会において採決された。

(2) まちづくりの理念

みんなで新潟市の強みを活かし、人口減少時代に躍進する、『活力あふれるまちづくり』、『持続可能なまちづくり』を進めます。

(3) 目指す都市像

『田園の恵みを感じながら 心豊かに暮らせる 日本海拠点都市』

(4) 成果指標の設定

3層構造の成果指標（数値目標）を設定して、総合計画の進捗を測る。

総合計画を中心とした、経営資源の適正配分に向けた政策決定のプロセス強化を図る。

総合指標

目指す都市像の実現における進捗を測るための指標

総合指標① 社会動態（転入及び転出による人口の動き）

総合指標② 合計特殊出生率

総合指標③ 新潟市に住み続けたい市民の割合

総合指標④ 将来世代のことも大切にしたい持続可能なまちづくりが進んでいると思う市民の割合

政策指標

目指す都市像の実現や、総合指標の目標達成を図るうえで、各分野において特に重視する指標

取組指標

実施計画に掲載する具体的な取組において特に重視する指標

(5) 重点戦略

県都である新潟市が広く新潟地域の発展をリードし、躍進していくため、「都市の活力」と「住民福祉の向上」の持続可能な好循環をつくりだす戦略

重点戦略 2 地域企業の経営力強化、新たなビジネスや成長産業の創出・育成

【戦略展開の方向】

人口減少時代に住民福祉の向上に投資できる財源を確保し、新潟市が持続的に発展するためには、市内のあらゆる産業が地域の内外から稼ぐ力を高めるとともに、地域内経済循環を促進することで、豊かな経済を築き、市民所得の向上につなげる戦略を展開していくことが重要です。

そのため、ポストコロナの社会経済環境の変化への対応を後押しし、付加価値の高い新事業への展開や、新たな市場への販路開拓、設備投資による生産性の向上を支援するとともに、デジタル化・脱炭素化による競争力強化に取り組む企業を支援します。生産年齢人口が減少するなか、人材の確保と育成も課題となっていることから、市内企業が将来を担う世代から働く場として選ばれるよう支援するとともに、働きやすい職場環境づくりや働きがいをも高める取組も後押しします。

また、地域経済の持続的な成長には、起業・創業や新事業の創出が欠かせません。そのため、起業・創業しやすい環境を整えるとともに、食や農をはじめとする新潟市の強みを活かした新たなビジネスの創出と成長産業の育成を図ります。さらに、新潟市は大学や専門学校など高等教育機関の人口当たりの数が政令指定都市トップクラスであり、未来を支える優れた人材を輩出している強みも活かしながら、企業誘致や産業集

積を図り、多様で魅力ある雇用を創出します。

企業の稼ぐ力を高めるとともに、若者や企業から選ばれることで、地域経済に活力を生み出します。

【具体的な施策】

- ・ 経営課題の解決に向けた支援
- ・ 地域経済の持続的発展に向けた取組
- ・ 海外ビジネスの推進
- ・ 所得拡大に向けた販売力の強化
- ・ デジタル化・脱炭素化による競争力強化
- ・ 働き方改革など職場環境の整備
- ・ 人材確保・育成に向けた支援
- ・ 起業・創業しやすい環境づくり
- ・ 社会の変化を見据えた新規事業創出の支援
- ・ 戦略的な企業立地・誘致の推進

【政策指標】

- ・ 一人当たり市民所得（市民経済計算による一人当たり市民所得）
- ・ 職業を理由とした県外との転出入数

重点戦略5 新潟暮らしの魅力発信と多様な支援による移住・定住の促進

【戦略展開の方向】

新潟市は、日本海拠点都市としての「活力」と田園の「ゆとり」を併せ持ち、田園は四季折々の恵みで都市を潤し、また、都市はその活力により田園を豊かにしています。日々の食卓を彩る食の豊かさはもちろん、住民自治や地域コミュニティの力が、地域の防災・防犯や子育て・教育の面などでも発揮され、安心して暮らせる新潟市を支えています。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、東京一極集中の危うさを顕在化

させるとともに、テレワークの普及をもたらし、若者を中心に地方暮らしへの関心が高まる契機となりました。一方、今後予測されている生産年齢人口の減少は、企業活動や市民生活に様々な経済的・社会的影響をもたらす懸念があることから、東京圏から地方への分散が進みはじめている社会変化を的確に捉えつつ、新潟市の暮らしやすさを一層高め、若者から選ばれることが重要です。

移住・定住促進策については、新潟への誇りと愛着を醸成しながら、市内外で新潟暮らしの魅力を PR するとともに、若者に対する市内就労への意識醸成や、市内企業を知ってもらう取組を強化します。また、移住セミナーでの情報発信はもとより、移住検討者・UIJ ターンによる就業者・移住者向けの多様な支援を展開します。加えて、将来的な U ターンや移住を見据えた継続的なつながりを持ち続ける「関係人口」の創出に取り組むことで、新しい人の流れを生み出します。

【具体的な施策】

- ・ 自己実現していく力の育成
- ・ 地域と学校・社会教育施設の協働
- ・ 活動の担い手育成・確保
- ・ 新潟暮らしの魅力発信
- ・ 市内への就労促進
- ・ 働き方改革など職場環境の整備
- ・ 移住・定住（UIJ ターン）の促進
- ・ 関係人口の創出

【政策指標】

- ・ 職業を理由とした県外との転出入数
- ・ 大学等新規学卒者の県内就職率

重点戦略8 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

【戦略展開の方向】

新潟市は、大学や専門学校など高等教育機関が集積しており、新しい時代を支える優れた人材輩出力を有しています。地方暮らしの関心が高まる中、若者の市内定着を図るためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することで、新潟市の強みである都市と田園の調和がもたらす暮らしやすさを実感してもらうことが重要です。

また、30歳代の女性就業率が政令指定都市で最も高いなど、新潟市は女性が活躍している都市です。待機児童数ゼロを維持するなど充実した保育環境を有していることから、18歳未満の子どもがいる夫婦の共働き率も政令指定都市トップです。一方、夫婦の理想とする子どもの人数と実際に持つ予定の子ども的人数には差があり、その理由として教育にかかる経済的負担の大きさや仕事と子育ての両立の困難さが挙げられています。

子育て世帯が仕事と子育てを両立し、共働きにより世帯として安定して所得を得られるようにすることは、少子化対策だけでなく市全体の労働力確保の面からも重要です。そのため、多様な保育サービスを提供するとともに、女性のみ負担がかかることのないよう男性の家庭での更なる活躍を促すなど、男女共に仕事と家庭生活の両方で活躍できるよう支援します。

生産年齢人口が減少する中で新潟市が持続的に発展するためには、デジタル技術の活用などにより、それぞれの仕事において生産性を向上させるとともに、働きやすい職場環境の整備を促進することで、若者・女性・高齢者・障がい者・外国人など多様な人材が活躍できる環境をつくるのが欠かせません。企業とのパートナーシップのもと、働き方改革を推進し、官民協働で仕事と生活の調和の実現を図ります。そして、誰

もがいきいきと働きながら地域活動や子育てができたり、家族や友人との充実した時間が持てる、心豊かに暮らせる新潟市を築きます。

【具体的な施策】

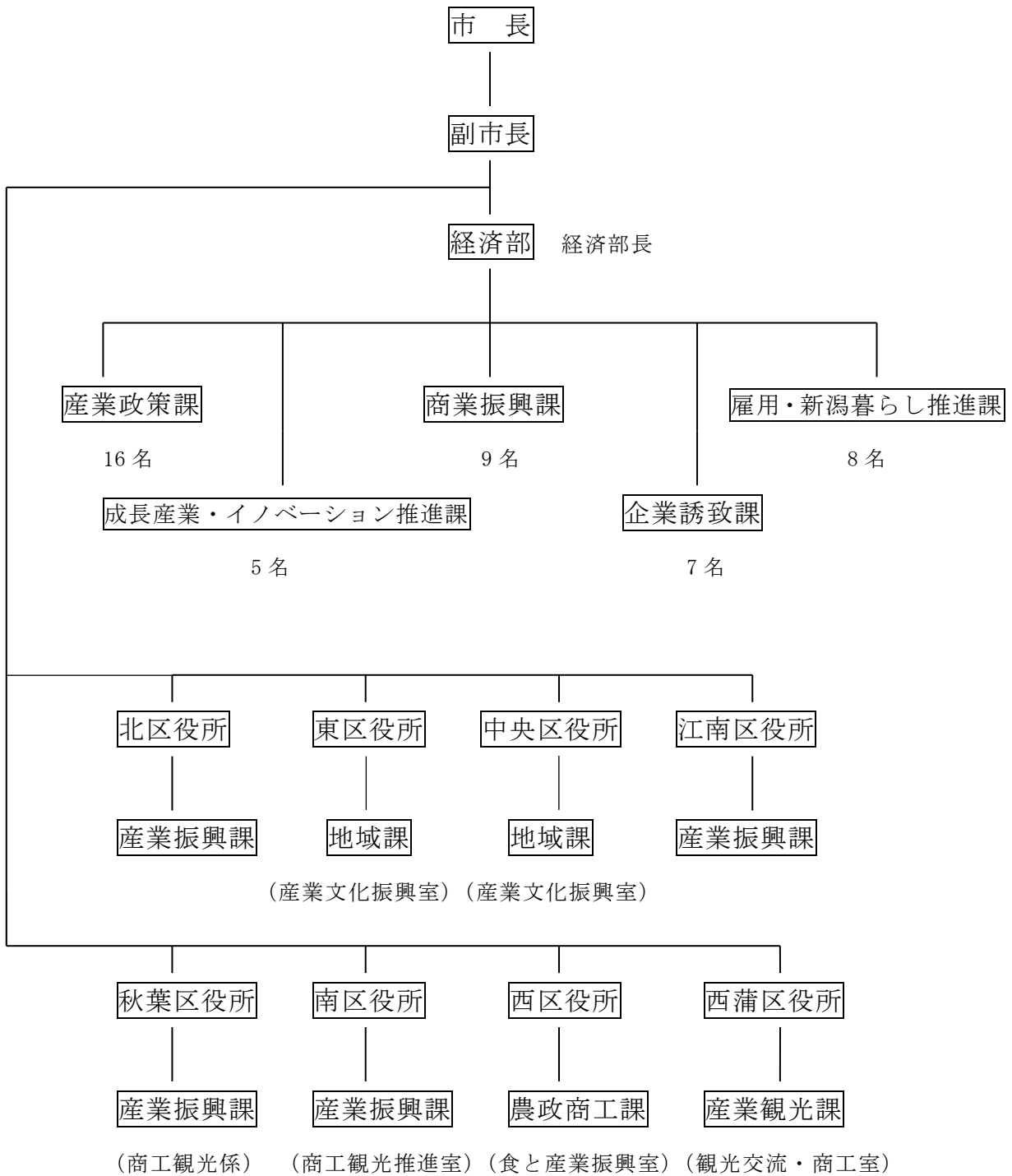
- ・ 働き方改革など職場環境の整備
- ・ 多様な就労の機会の創出
- ・ 男女共同参画の理解の促進
- ・ 女性の参画拡大と男女とも仕事と家庭生活が両立できる環境整備
- ・ 良好な教育・保育環境の確保と質の向上
- ・ 子どもが安心して過ごせる居場所づくり
- ・ 社会全体で子育てを応援する機運の醸成
- ・ 人材確保・育成に向けた支援
- ・ デジタル化・脱炭素化による競争力強化

【政策指標】

- ・ 勤め先が働きやすい職場であると思う市民の割合
- ・ 年次有給休暇取得率

第3 新潟市の経済政策関係機構

1 経済政策関係機構図（令和4年4月1日現在）



*** 令和4年4月1日付組織改正**

成長産業支援課が成長産業・イノベーション推進課に改称され、創業関係の一部事務事業が移管された。

雇用政策課が雇用・新潟暮らし推進課に改称された。

本包括外部監査は、令和3年度を主な監査対象とするが、決算ベースで整理しているため、「第3部 監査の結果及び意見」においては、令和4年度組織改正後の課名で移管後の事務事業を記載する。

*** 職員の兼務等の状況**

産業政策課の職員16名のうち、1名が新潟経済同友会に研修目的で派遣されている（職員の給与は市が全額負担）。残りの15名は全員が新潟市の外郭団体である公益財団法人新潟市産業振興財団（通称「新潟IPC財団」。以下、適宜通称名で記載する。）の職員を兼務している（産業政策課長が同財団の事務局長を兼務している。）。また、同課の職員のうち、ビジネス支援グループの6名が同財団のIPCビジネス支援センター（NEXT21の12階）の事務所で執務している。

成長産業・イノベーション推進課の職員も5名全員が同財団の職員を兼務している。

兼務職員の給与は、市が全額を負担しており、市の職務と同財団の職務について、業務時間を区別して執務していない。もっとも、各職員にそれぞれの業務用のパソコンが2台ずつ支給され、ネットワーク接続を含む情報管理については厳格に区別して取り扱われている。

*** 経済部（ふるまち庁舎5階）の事務スペースを行政財産使用許可を得て使用する団体**

商業振興課内：新潟市異業種交流研究会協同組合 *新潟市ソフトウェア産業協議会の事務局を兼ねる。

産業政策課内：一般社団法人新潟ニュービジネス協議会

2 事務分掌（令和4年4月1日現在）

産業政策課

- (1) 部の事務事業の総合調整に関する事項
- (2) 部の予算及び決算の総括に関する事項
- (3) 産業振興施策の企画及び調査に関する事項
- (4) 産学連携の促進に関する事項
- (5) 中小企業の事業高度化支援に関する事項
- (6) 中小企業の販路拡大支援に関する事項
- (7) 国際経済交流に関する事項
- (8) 公益財団法人新潟市産業振興財団に関する事項
- (9) バイオリサーチパークに関する事項
- (10) 部内各課の庶務に関する事項
- (11) 部の他の課の所管に属しない事項

成長産業・イノベーション推進課

成長産業及びイノベーションの推進に関する事項

商業振興課

- (1) 商工業の融資制度の総括に関する事項
- (2) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に規定する特定中小企業者の認定の総括に関する事項
- (3) 商業の振興の総括に関する事項
- (4) 商業組合等の指導及び育成に関する事項
- (5) 産業振興センターに関する事項
- (6) 西堀地下駐車場に関する事項

- (7) 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）に関する事項

企業誘致課

- (1) 工業の振興に関する事項
- (2) 工業振興助成金に関する事項
- (3) 工業団体等の指導及び育成に関する事項
- (4) 工業に係る調査に関する事項
- (5) 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に関する事項
- (6) 企業の立地促進に関する事項

雇用・新潟暮らし推進課

- (1) 労働施策の企画に関する事項
- (2) 職業能力開発の促進に関する事項
- (3) 雇用の促進及び定着に関する事項
- (4) 労働関係団体との連絡調整に関する事項
- (5) 勤労者の福利厚生に関する事項
- (6) 新潟市勤労者福祉サービスセンターに関する事項
- (7) 新潟勤労者総合福祉センターに関する事項
- (8) 新潟市職業訓練センターに関する事項
- (9) 勤労者福祉施設の総括に関する事項
- (10) その他勤労福祉に関する事項
- (11) 新潟暮らしの創造推進に係る企画、調査研究及び調整に関する事項

第4 新潟市の経済政策関係の例規等

1 条例・規則（令和4年10月1日現在）

	例規名	発令公布日	最終改正公布日	所管部署
1	新潟市バイオリサーチセンター条例	H17. 3. 18	H18. 12. 21	産業政策課
2	新潟市バイオリサーチセンター条例施行規則	H17. 3. 18	R3. 3. 31	産業政策課
3	新潟市中小企業振興基本条例	H26. 7. 1		産業政策課
4	新潟市露店市場管理条例	S25. 3. 29	H24. 10. 2	商業振興課
5	新潟市露店市場管理条例施行規則	S25. 4. 1	R3. 3. 31	商業振興課
6	新潟市地方産業育成資金貸付規程	S37. 5. 1	R2. 12. 25	商業振興課
7	新潟市中小企業集団化助成条例	S40. 3. 31	H17. 12. 22	商業振興課
8	新潟市中小企業集団化助成条例施行規則	S40. 5. 20	H31. 4. 26	商業振興課
9	新潟市産業振興センター条例	S61. 10. 14	H22. 3. 23	商業振興課
10	新潟市産業振興センター条例施行規則	S62. 3. 31	R3. 3. 31	商業振興課
11	商工会議所法施行細則	H9. 3. 31	R3. 3. 31	商業振興課
12	新潟市西堀地下駐車場条例	H13. 3. 30	H23. 3. 22	商業振興課
13	新潟市西堀地下駐車場条例施行規則	H13. 9. 28	R4. 3. 28	商業振興課
14	新潟市大規模小売店舗立地審議会規則	H19. 3. 30	H26. 3. 28	商業振興課
15	新潟市工場立地推進委員会規程	S58. 12. 22	R4. 3. 31	企業誘致課
16	新潟市工業振興条例	S59. 10. 4	R4. 3. 29	企業誘致課
17	新潟市工業振興条例施行規則	S59. 10. 4	R4. 3. 30	企業誘致課
18	新潟市工場立地法に基づく緑地面積率等に関する準則を定める条例	H29. 10. 3		企業誘致課
19	新潟市職業訓練センター条例	S58. 10. 11	H31. 3. 27	雇用・新潟暮らし推進課
20	新潟市職業訓練センター条例施行規則	S58. 10. 11	R3. 7. 19	雇用・新潟暮らし推進課
21	新潟市勤労者福祉施設条例	H16. 12. 24	H28. 3. 18	雇用・新潟暮らし推進課
22	新潟市勤労者福祉施設条例施行規則	H17. 3. 18	H28. 3. 18	雇用・新潟暮らし推進課
23	新潟勤労者総合福祉センター条例	H17. 12. 22	H27. 3. 20	雇用・新潟暮らし推進課
24	新潟勤労者総合福祉センター条例施行規則	H18. 3. 31	R4. 3. 28	雇用・新潟暮らし推進課

2 要綱・要領（令和4年10月1日現在）

カテゴリ	要綱・要領名	所管部署
事務の執行	1 新潟市経済部一者随意契約審査委員会設置要綱	産業政策課
	2 新潟市先端設備等導入計画の認定に関する要綱	産業政策課
	3 新潟市特定創業支援事業に関する証明書交付に係る要綱	産業政策課
	4 新潟市経済部に置く室及び係の事務分掌要綱	産業政策課
	5 新潟市国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施要綱	産業政策課
	6 新潟市創業サポート事業費（店舗）補助金交付要綱	成長産業・イノベーション推進課
	7 新潟市大規模小売店舗立地法事務処理要綱	商業振興課
	8 新潟市地方産業育成資金貸付規程	商業振興課
	9 新潟市中小企業特別融資取扱要綱	商業振興課
	10 新潟市中小企業振興資金貸付取扱要領	商業振興課
	11 新潟市がんばるまちなか支援事業費補助金交付要綱	商業振興課
	12 新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱	商業振興課
	13 新潟市次世代店舗支援事業費（中心商店街活性化支援事業）補助金交付要綱	商業振興課
	14 新潟市次世代店舗支援事業費（商店街空き店舗活用事業）補助金交付要綱	商業振興課
	15 新潟市露店市場臨時出店事務処理要領	商業振興課
	16 新潟市中小企業資金繰り円滑化借換融資取扱要綱	商業振興課
	17 西堀地下駐車場の駐車料金にかかる減免基準	商業振興課
	18 新潟市新事業展開資金貸付要綱	商業振興課
	19 経営支援特別融資取扱要綱	商業振興課
	20 新潟市中小企業開業資金貸付要綱	商業振興課
	21 新潟市工業振興資金融資要綱	商業振興課
	22 新潟市働きやすい職場づくり推進企業からの物品等の調達に関する要綱	雇用・新潟暮らし推進課
	23 新潟市働きやすい職場づくり推進企業表彰要綱	雇用・新潟暮らし推進課
連絡会議等	24 新潟市産業振興センター指定管理者申請者評価会議開催要綱	商業振興課
	25 新潟市西堀地下駐車場指定管理者申請者評価会議開催要綱	商業振興課
	26 新潟市大規模小売店舗立地審議会の傍聴に関する要領	商業振興課
	27 新潟市大規模小売店舗立地審議会運営要領	商業振興課
	28 新潟市産業振興センター指定管理者申請者評価会議開催要綱	商業振興課
	29 新潟市大規模小売店舗等連絡協議会設置要綱	商業振興課
	30 新潟市技能功労者選考委員会要領	雇用・新潟暮らし推進課
	31 働きがいのある新潟地域創造事業選定委員会開催要綱	雇用・新潟暮らし推進課
	32 新潟市若年者自立支援ネットワーク会議開催要綱	雇用・新潟暮らし推進課
	33 就労支援と生活支援のワンストップサービス事業運営協議会設置要領	雇用・新潟暮らし推進課

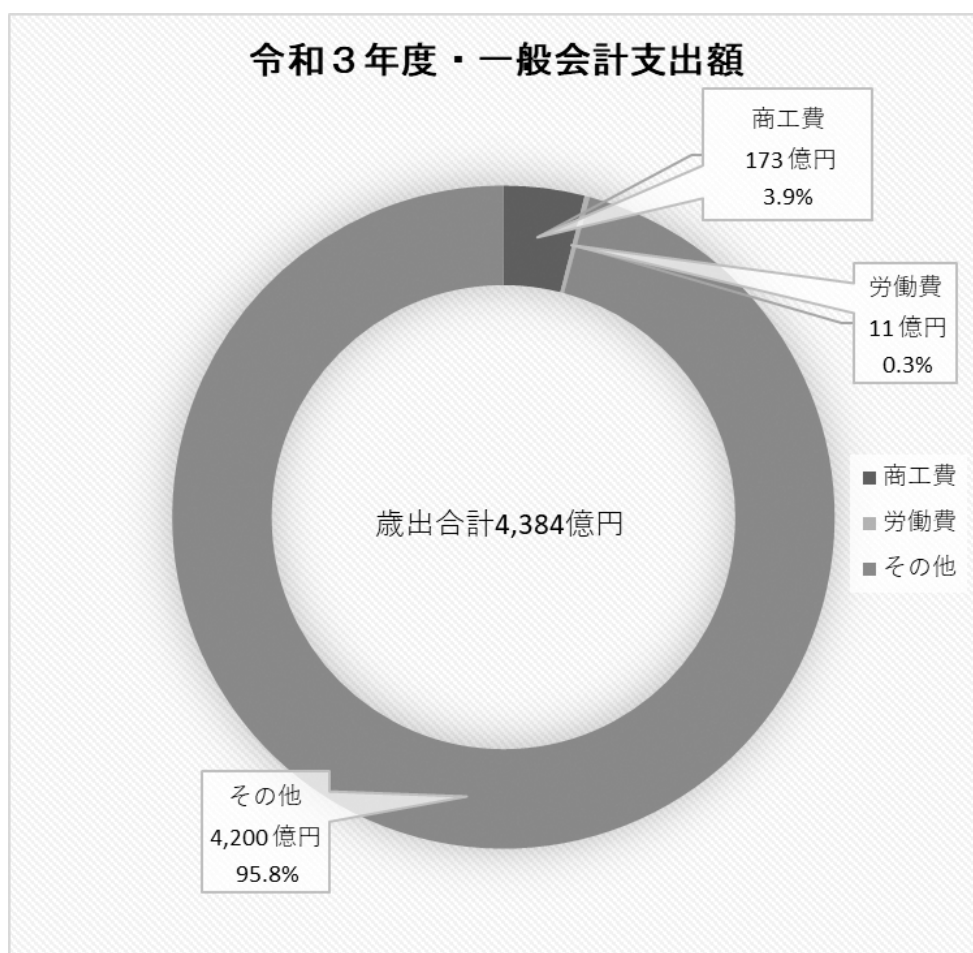
（次頁に続く）

補助金等	34	新潟市研究開発資金貸付要綱	産業政策課
	35	新潟市新事業モデル創出中小企業共創促進事業交付要綱	産業政策課
	36	新潟市企業価値評価事業費補助金交付要綱	産業政策課
	37	新潟市農産物輸出促進支援事業実施要綱	産業政策課
	38	新潟市外資系企業等進出促進補助金交付要綱	産業政策課
	39	新潟市概念実証支援補助金交付要綱	成長産業・イノベーション推進課
	40	新潟市創業サポート事業（オフィス）に関する要綱	成長産業・イノベーション推進課
	41	新潟市XRコンテンツ実装事業補助金交付要綱	成長産業・イノベーション推進課
	42	新潟市拠点商業地にぎわい創出事業費補助金取扱要領	商業振興課
	43	新潟市商店街LED灯街路灯等維持管理事業費補助金取扱要領	商業振興課
	44	新潟市商店街活性化ステップアップ事業費補助金取扱要領	商業振興課
	45	新潟市商店街環境整備事業費補助金取扱要領	商業振興課
	46	新潟市まちなか集客力向上事業費補助金交付要綱	商業振興課
	47	商店街空き店舗活用事業補助金交付要綱	商業振興課
	48	新潟市古町地区空き店舗活用事業費補助金交付要綱	商業振興課
	49	新潟市地域を支える商店街支援事業（第3弾）補助金交付要綱	商業振興課
	50	新潟市走りだす商店街支援事業補助金交付要綱	商業振興課
	51	新潟市Oh!弁当で地域のお店応援事業（第2弾）補助金交付要綱	商業振興課
	52	新潟市ITソリューション補助金交付要綱	企業誘致課
	53	新潟市オフィスリノベーション補助金交付要綱	企業誘致課
	54	新潟市外国人技能実習生受入事業支援補助金交付要綱	企業誘致課
	55	新潟市中小企業生産性向上・グリーン設備投資補助金交付要綱	企業誘致課
	56	新潟市物流施設立地促進事業補助金交付要綱	企業誘致課
	57	新潟市デジタル・イノベーション企業立地促進補助金交付要綱	企業誘致課
	58	新潟市本社機能施設立地促進事業補助金交付要綱	企業誘致課
	59	新潟市工業振興条例施行規則の規定に基づく助成金の対象経費等を定める要綱	企業誘致課
	60	新潟市スマートビル建設促進補助金交付要綱	企業誘致課
	61	新潟市再生可能エネルギー導入促進補助金交付要綱	企業誘致課
	62	働きがいのある新潟地域創造事業補助金交付要綱	雇用・新潟暮らし推進課
	63	新潟市企業参加型奨学金返済支援事業補助金交付要綱	雇用・新潟暮らし推進課
	64	新潟市移住支援金交付要綱	雇用・新潟暮らし推進課
	65	新潟市移住促進特別支援金（就業・起業等）交付要綱	雇用・新潟暮らし推進課
	66	新潟市移住促進特別支援金（体験居住）交付要綱	雇用・新潟暮らし推進課
	67	新潟市社員スキルアップ応援事業支援金交付要綱	雇用・新潟暮らし推進課
68	新潟市新規採用活動支援事業補助金交付要綱	雇用・新潟暮らし推進課	
行政指導	69	新潟市中規模小売店舗出店届出要領	商業振興課
その他	70	地域拠点商業活性化推進事業計画策定要綱	商業振興課
	71	新潟市技能功労者表彰要綱	雇用・新潟暮らし推進課

第5 新潟市の経済政策関係支出

- * 各グラフは、監査人が、経済部提供の資料及び新潟市ホームページに掲載されている公表資料のデータを参照して作成した。各グラフ間の数字の相違は参照した資料の相違による。また、端数処理や表示単位の関係で、内訳額の合計が合計額と一致しない場合がある。

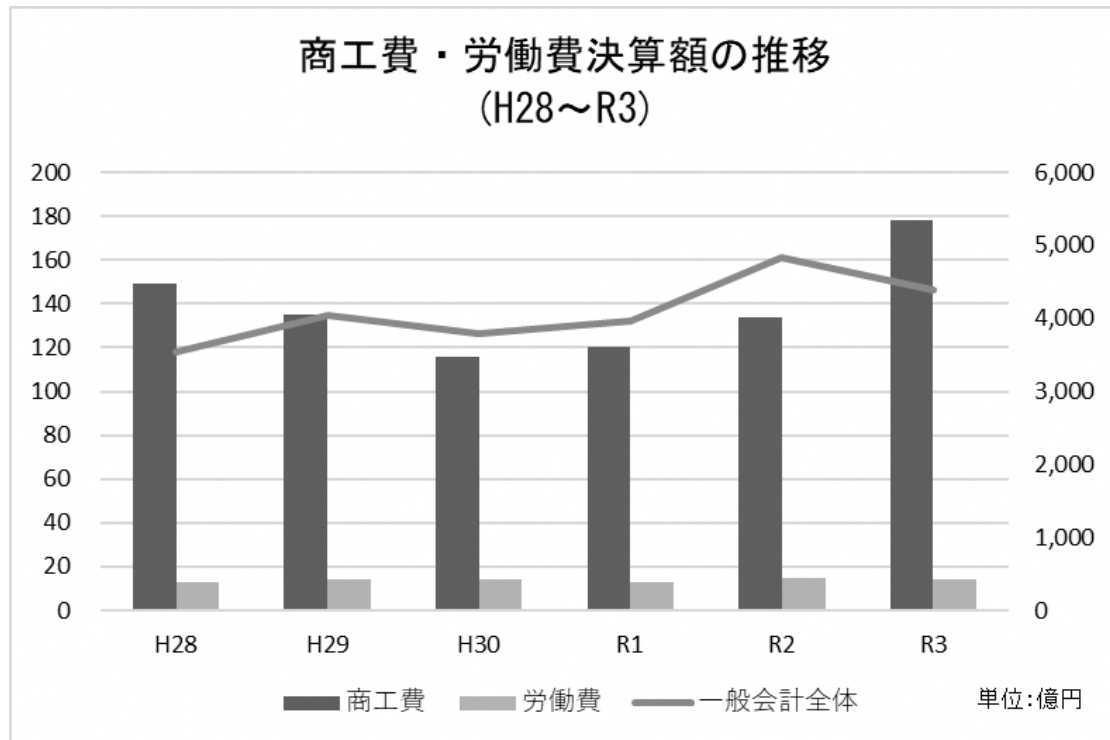
【グラフ9】



【コメント】

新潟市の一般会計（決算額）の歳出合計に占める割合は、商工費（商工業や観光の振興などの経費）が約 3.9%、労働費（失業対策や勤労者のための各種施設の設置、管理にかかる経費）が約 0.3%である。

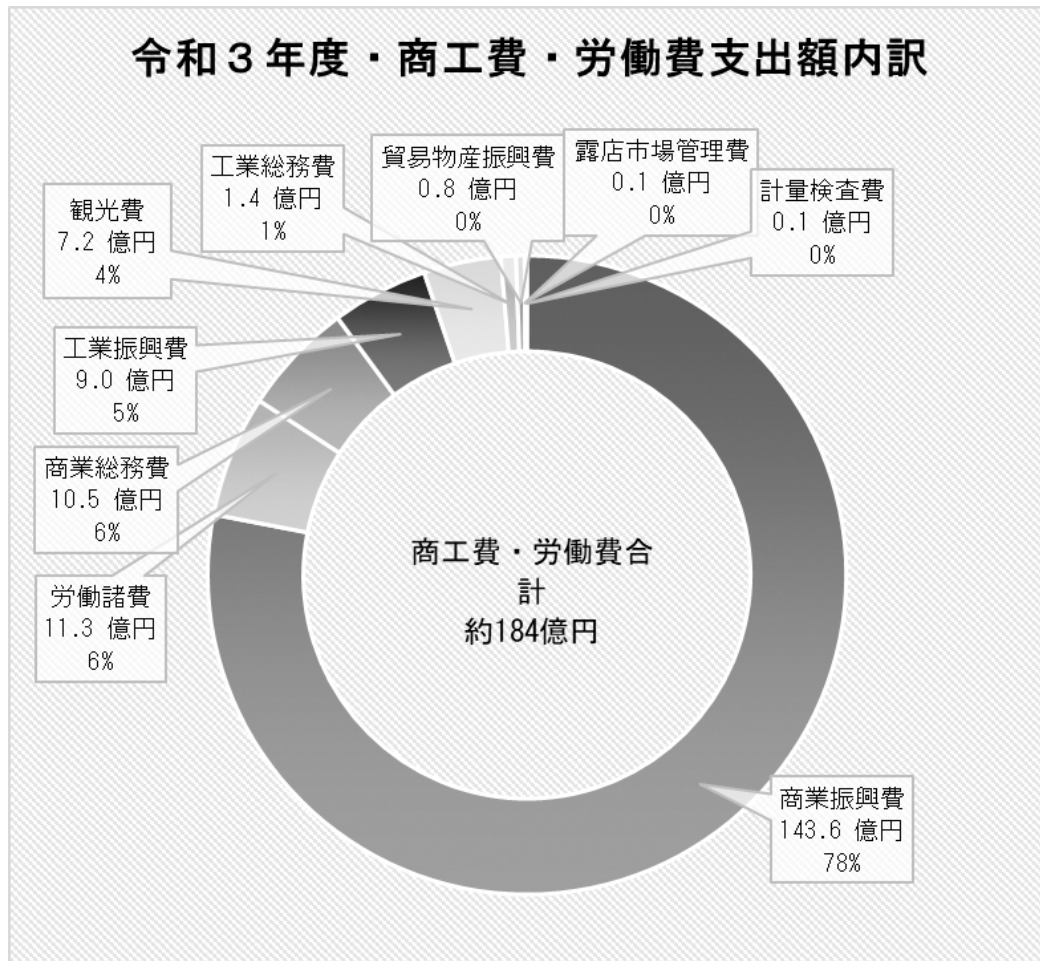
【グラフ 10】



【コメント】

商工費については、令和2年度、同3年度と前年度の決算額から大幅に増額となっているが、後で見るように、これは、新型コロナウイルス対応関連の国県支出金を財源として、新型コロナウイルス対策関連事業としての中小企業臨時給付金や商店街活性化事業に巨額の資金が支出されたことによるものである。

【グラフ 11】

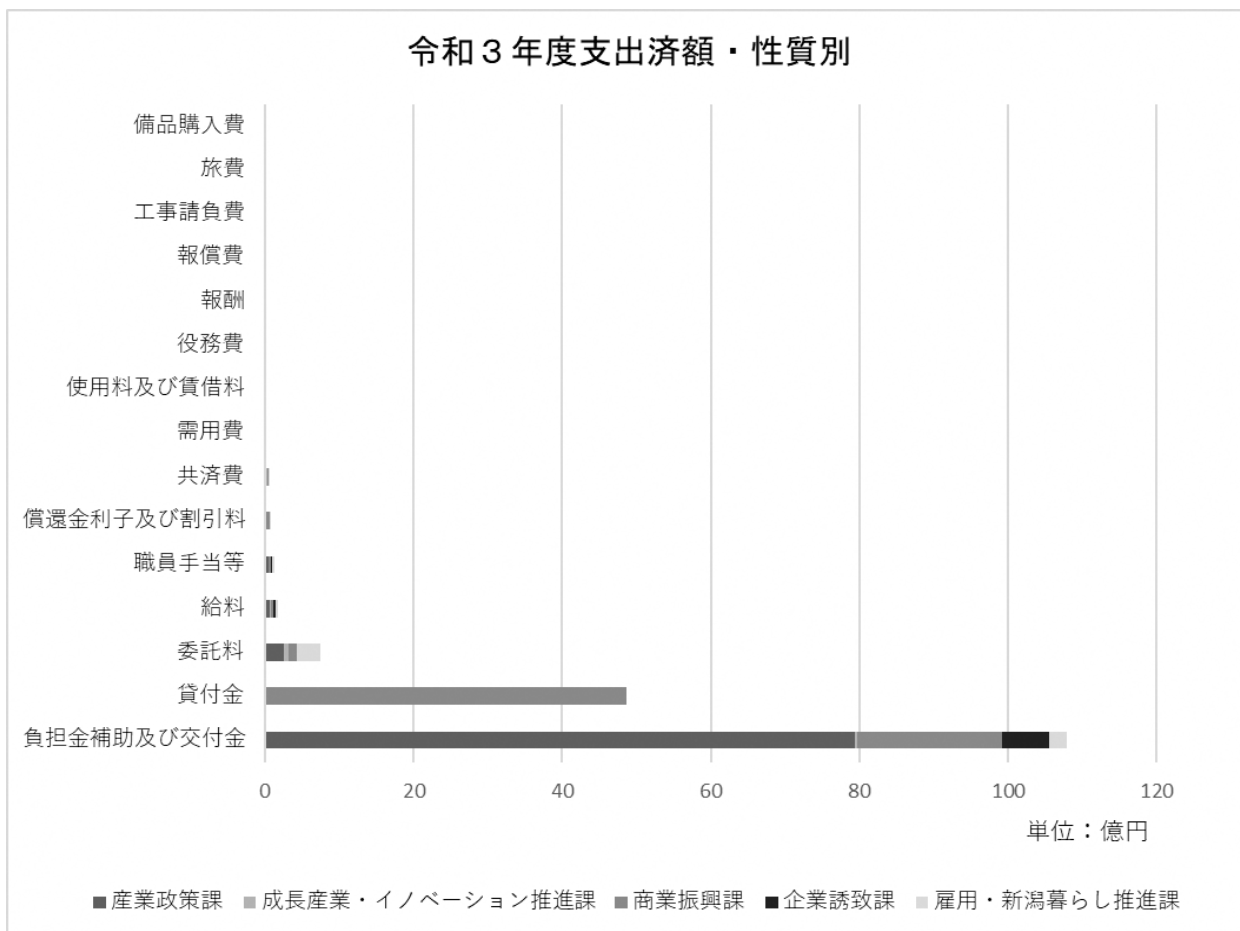


【コメント】

「商工費」「労働費」は予算上の「款」にあたる。上記グラフの各費目は款の細分類である「項」（商業費、工業費、労働諸費）の細分類である「目」にあたる。

商業振興費が78%と圧倒的な割合を占めている。

【グラフ 12】



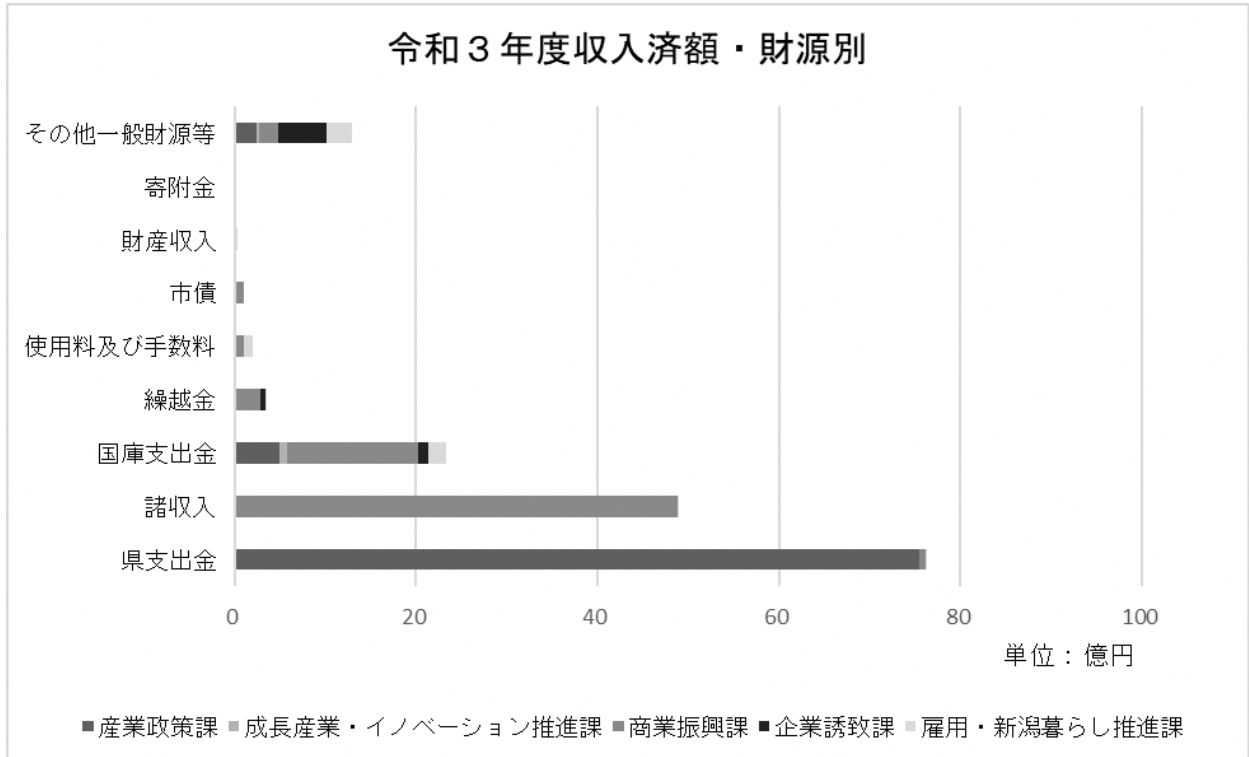
【コメント】

性質別の支出としては、負担金補助及び交付金の割合が圧倒的に高い。令和 3 年度は、新型コロナウイルス対策関連事業としての中小企業臨時給付金（産業政策課）や商店街活性化事業（商業振興課）によって巨額の資金が支出された。

次いで、貸付金の割合が高いが、これは制度融資関係の金融機関への預託金の預入分である（商業振興課）。

さらに、委託料、給料、職員手当等が続く。

【グラフ 13】



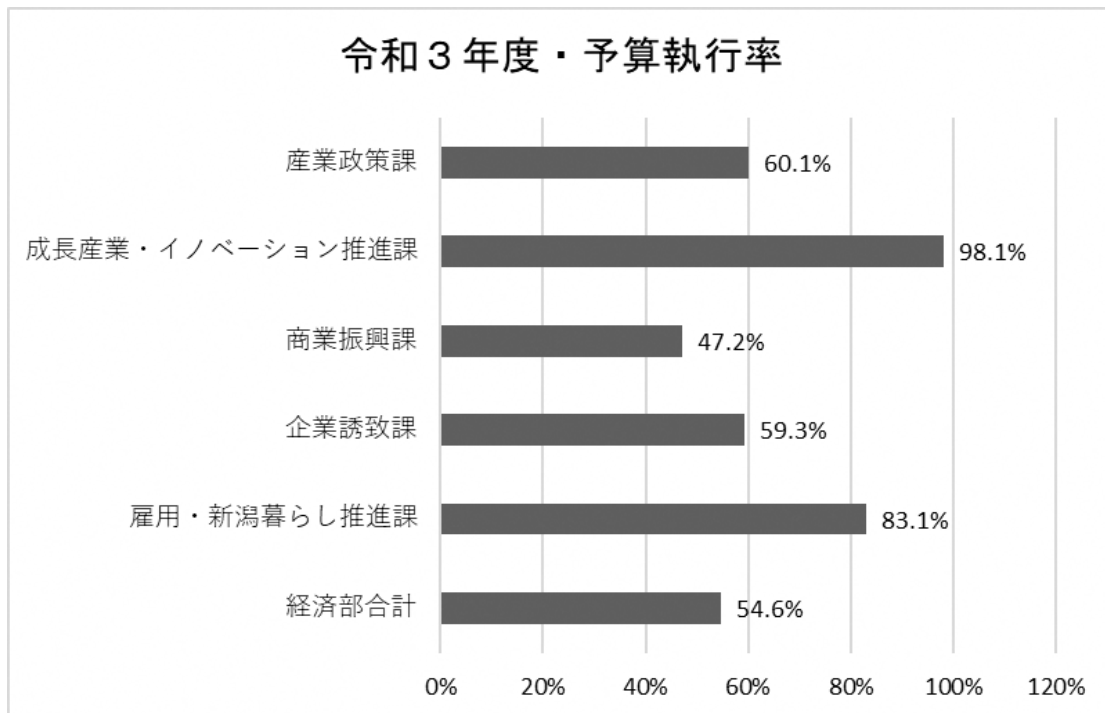
【コメント】

一般財源は、その用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源であり、市税、地方譲与税、地方交付税などがこれにあたる。特定財源は、その用途が特定されている財源で、国庫支出金、地方債、分担金、負担金、使用料、手数料などがある。

令和 3 年度の経済部の支出済額の財源としては、県支出金（新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業費補助金など）及び国庫支出金（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、地方創生推進交付金など）の割合が高かった。

諸収入も大きいですが、これは制度融資関係の金融機関への預託金の返還分が大半を占める。

【グラフ 14】



【コメント】

予算執行率は、支出済額を予算現額で除して算出した数値である。経済部全体として、予算の執行率の低さが顕著であるが、その事情は以下のとおりである。

産業政策課は、一部の事業を16か月予算として編成した等の事情から翌年度への繰越額が約47.4億円あり、これを予算現額から控除した場合の執行率は91.4%となる。

商業振興課は、コロナ関連の一部事業の翌年度繰越額が約14.7億円あったほか、制度融資の利用が低調であったため、多額の不用額が出たことが主な要因である。

企業誘致課は、予定していた企業立地が遅延した事案や補助要件を充たさない事案があったことや、コロナ関連で補助金予算が例年より多額となったこともあり、実績が想定に大きく届かなかった。

雇用・新潟暮らし推進課は、5,700万円の翌年度繰越額があるほか、助成金、支援金等の申請が想定を下回り、コロナ禍による一部事業中止などの影響もあった。

第3部 監査の結果及び意見

1 「指摘」及び「意見」の意義

「指摘」事項は、「財務に関する事務の執行等において違法又は不当があるなど是正・改善を求めるもの」である（地方自治法 252 条の 37 第 5 項の「監査の結果」に相当する。）。法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）の形式的又は実質的な違反がある場合（違法行為）はもとより、違法とは言えないものの法令等の運用の仕方が不十分又は不適切である場合（不当行為）も「指摘」の対象に含まれる。

「意見」事項は、「組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるもの」であり、いわゆる「3E 監査」（Economy＝経済性、Efficiency＝効率性、Effectiveness＝有効性）の観点から、包括外部監査人が記載することが適当と判断したものである（同法 252 条の 38 第 2 項の「監査の結果に添えて提出する意見」に相当する。）。

2 令和3年度・事業評価のためのアンケート調査

監査人は、経済部各課及び新潟 IPC 財団に対し、書面による「令和3年度・事業評価のためのアンケート調査」を実施した。

調査の趣旨は、活動指標と成果指標を区別して、目標数値を適切に設定し、実績数値を適切に検証して翌年度の事業に反映しているかどうか（PDCA サイクルが機能しているか）、事業の実施に当たってデータに基づく立案がなされているか（EBPM が実践されているか）、事業の周知・広報が適切になされているかを確認するためである。

* PDCA サイクル (plan-do-check-act cycle)

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（確認）→ Act（改善）の4段階を繰り返して業務を継続的に改善する方法

* EBPM (Evidence-based policy making)

エビデンス（統計や事業データ）に基づく政策立案

質問内容は、以下のとおりであり、エクセルのシートに記入する形で回答を受けた。

- ① 小事業名
- ② 事業実施におけるデータ利活用
 - i) データ利活用の有無
 - ii) 利活用したデータ・出典
- ③ 活動指標（どのような行政サービスをどれだけ提供したかの数値指標）
 - i) 目標数値
 - ii) 目標数値設定の根拠／目標数値不設定の理由
 - iii) 実績数値
 - iv) 実績数値に対する評価・原因分析
- ④ 成果指標（事業目的がどの程度達成されたかを測定する数値指標）
 - i) 目標数値
 - ii) 目標数値設定の根拠／目標数値不設定の理由
 - iii) 実績数値
 - iv) 実績数値に対する評価・原因分析
- ⑤ フィードバック
実績数値・評価を踏まえた令和4年度事業への反映状況
- ⑥ 周知・広報
事業の周知・広報のために実施した取組

以下の各事業についての記載中の該当項目については、誤記や表現の軽微な修正を除き、回答内容をそのまま記載したものである。

第 1 産業政策課

1-1 産業情報利活用事業費

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
2,596,000	2,122,000	0	474,000

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

新潟市の産業を把握するとともに、積極的に市内外へ発信する。また、企業・事業所の景況を調査、公表することで、民間事業者等の市内経済動向の状況把握にも役立つ。

イ 内容

- (ア) 新潟市の産業支援制度を紹介した冊子「ビジネス応援ガイド」を作成・発行した（5,000部）。市ホームページで公開するとともに、市関係施設、図書館、ハローワーク、大学、商工団体、金融機関等の各施設に配布し、設置を依頼した。市や関連団体の窓口利用者等への市制度説明用資料として活用した。
- (イ) 新潟市の景気動向を独自に把握するため市内事業所を対象とした「新潟市景況調査」を実施。年2回（7月、1月）、市内民営事業所2,000社（6業種）を対象に郵送アンケートを実施し、調査・分析を行い、結果を市ホームページで公表した。
- (ウ) 「新潟市の産業2021」を作成し、市のホームページに掲載した。

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 年2回景況調査を実施
- ・ 上期・下期それぞれ2,000事業所に郵送でアンケートを実施

(イ) 実績数値

- ・ 年 2 回景況調査を実施
- ・ 目標通りの実績を達成した。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 市内事業所の景況感や経営課題をタイムリーに把握する。
- ・ 「景況調査」は市の施策を立案実施する際の基礎資料とするものであるため。

(イ) 実績数値

- ・ (参考) 回答率 上期：51.1%、下期：44.2%
- ・ 回答率は 50%前後と大変多くの事業所に協力いただいた。定例的な質問項目のほか、記述欄には現在の情勢を細かく書いている事業所もあり、現存の統計調査では掴みにくい貴重な情報を得ることができた。

オ データの利活用

- ・ 総務省「事業所母集団データベース」

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ

キ フィードバック

- ・ 新潟市内に限った事業所の景況感や先行きへの見込み、経営課題等を把握し、市の施策を立案実施する際の資料とした。

(3) 所見

ア 【意見 1】

成果指標の目標数値として、景況調査の回答率を設定することを検討されたい。

新潟市全体の事業所の景気動向を把握するに際し、信頼できる調査結果を得るための十分な回答数は 700 以上とされているようであり、令和 3 年度の

回答率の50%前後（約1,000社）という数字はこれを充足している。もっとも、新潟市内の事業所の景況感をより正確に把握し、市の施策を立案実施するうえでは、より多くの市内事業所から回答を得ることが望ましい。

本事業について、成果指標の目標数値が定められていないようであるが、成果指標の目標数値として景況調査の回答率を設定したうえで、より多くの回答が得られるよう景況調査の質問事項や実施方法（例えば、Webアンケート等）を工夫できないか検討されたい。

イ 本事業の見積書に「新潟市経済動向調査研究会（仮称）での講義」という項目が含まれていたため、同調査研究会の実施の有無を確認したところ、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により同調査研究会は実施しなかったものの、仕様書に従い、調査研究会に代わり報告書の作成を依頼したため、委託費の減額はしていないとのことであった。

1-2 事業承継支援事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
9,999,000	8,038,000	0	1,961,000

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響下にありながらも、事業承継や経営資源の引継ぎにより事業活動を継続し雇用の維持を図ろうとする中小企業を支援するため、準備に係る経費の一部を補助する。

イ 内容

市内に本店を有する中小企業者又は会社以外の中小法人（資産保有型会社やフランチャイズチェーンを主な事業として営むものなどを除く）が、1年以上引き続いて営む事業の承継等に向けた自社の企業価値評価を行う取組に

ついて、企業価値評価に要する経費（外部専門家への委託料、M&A 着手に伴う案件費用など）を 2/3 以内で補助を行う（補助上限額 50 万円）。

（補助実績）

交付決定 48 件 実績報告 41 件 補助金交付額：8,038 千円

（事業承継の実施状況（実績報告 41 件分））

実施完了 10 件 進行中 31 件 断念 0 件

ウ 活動指標

（ア） 目標数値

- ・ 20 件
- ・ 予算範囲内で設定

（イ） 実績数値

- ・ 41 件
- ・ 目標を上回る実績となり、事業承継に踏み出すきっかけを提供できた
と考える。

エ 成果指標

（ア） 目標数値

- ・ 事業実施後 5 年間モニタリング調査を実施
- ・ 事業承継の着手から完了に至るまでに一定期間を要するため。

（イ） 実績数値

- ・ （参考）事業承継の進捗状況についてのアンケートを実施予定。

オ データの利活用

- ・ なし （参考）経済団体等との意見交換で、「事業承継等の検討を行う上で必要となる企業価値の評価を行う際、費用が発生するため、二の足を踏む企業が多い」という意見があった。

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ、各商工会議所等経済団体及び税理士会等士業協会への

周知文送付など

キ フィードバック

- ・ 国の臨時交付金充当事業であり、R3年度で終了。
- ・ 実績を踏まえ事業承継・引継ぎ支援事業にて対象を拡大して実施。

(3) 所見

ア 【意見2】

申請受付のチェックリストの記入に不備があり、申請書類の確認が適切になされたか事後的に検証困難なものが見受けられたので、適切にチェックリストの活用をされたい。

本事業の申請時の提出書類について、市担当者が利用するチェックリストがあるものの、一部の項目にチェックが入っておらず、備考欄などにもチェックが入っていない理由が記載されていないものがあつた。チェックリストは、書類が提出された時に、担当者が当該書類に不備がないかを漏れなく確認するために利用できるほか、事後的に、担当者の確認が適切になされているかを確認することにも利用できると思われるが、チェックが入っておらず、その理由の記載もない場合には、適切にチェックがなされたかどうかを判断することが困難になる。

本事業は令和3年度で終了となっているものの、チェックリストを利用して提出書類を確認する事業については、事後的にも適切に書類の確認がなされたことがわかるように、適切にチェックリストの活用をされたい。

イ 【意見3】

事業計画書について、記載すべき事項をより具体化する、記載例を作成するなど、事業者側で必要な記載が漏れなくできるような工夫を検討されたい。

本事業の申請時に事業者から提出を受ける事業計画書内の、事業者に記述を求める部分について、市担当者により、手書きで補足事項などが記載されているものが散見された。担当者のメモ程度であれば問題ないが、市が記載

すべきと考えていた情報が不足していた場合に、それを補うために申請者から聴取をして記載したと思われるものも見受けられた。本来であれば、事業計画書は事業者がすべて記載すべきものであり、事業者において必要な情報が記載できていないものがあるのであれば、事業者に適宜補正を求めるべきであるが、それとともに事業者が記載しやすくするための工夫も検討されてよいと思われる。

本事業は令和3年度で終了したものの、本事業を引き継ぐ形で、事業承継・引継ぎ支援事業が実施されていることから、同事業において、記載事項をより具体化する、記載例を作成するなどして、事業者側で必要な事項が漏れなく記載できるような工夫を検討されたい。

ウ 【意見4】

事業の周知・広報の方法について、さらに工夫されたい。

企業価値評価の委託を受けた税理士事務所に偏り（数の限られた事務所への案件の集中）が見受けられた。補助金交付を受けた41社のうち、A税理士法人の受託分が24社、B税理士法人の受託分が6社であった（他に申請後に取下げ等で受給に至らなかったものがA税理士法人の受託分で5社、B税理士法人分で1社あった。）。産業政策課によれば、税理士会等の関連する士業協会にも周知文を送付するなどして周知を図っており、公平性は担保されており、事業承継やM&A案件を取り扱う税理士事務所が限られていることが要因ではないかとのことであった。

そうした側面に加えて、A、B税理士法人の規模が大きいことも要因と思われるが、少なくとも税法評価に基づく株式評価については通常の税理士業務の範疇に属するものであって、取り立ててニッチな領域であるとまでは言えず、税理士事務所側の関与先会社への働きかけの差という要因も大きいと思われる（もちろん、それ自体は全く問題とされることではない。）。

いずれにせよ、結果として、受託した税理士事務所のための補助事業とな

ることのないよう、事業の周知・広報の方法により一層の工夫を求めたい。

1-3 新事業モデル創出中小企業共創促進事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
120,000,000	49,638,000	0	70,362,000

* 財源のうち 49,599 千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

単独では新事業の創出が難しい中小企業も多いことから、同業種・異業種の市内中小企業 5 社以上がグループで連携し、それぞれが強みとする技術、製造設備、営業ノウハウなどを掛け合わせることで、感染状況に影響されない新たな収益につながる中長期的なビジネスモデルへの挑戦を後押しする。

イ 内容

1 者の代表事業者と 4 者以上の連携事業者の合計 5 者以上で構成されるグループ（親会社・子会社の連携は対象外）が実施する、ウィズコロナ・ポストコロナを見据えて新たな収益につながる事業の創出を目指す取組について、新たな事業創出に要する経費（旅費、消耗品費、外注・委託費、材料費、備品購入費、その他直接経費）の 3/4 以内の補助を行う（補助上限額 600 万円（1 事業者 30 万円）、補助下限額 50 万円）。

（実績）

事前相談 52 件 申請 27 件 交付決定 26 件 実績報告 25 件

補助金交付額：49,638 千円

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 20 件

- ・ 予算範囲内で設定

(イ) 実績数値

- ・ 25 件
- ・ 目標を上回る実績となり、事業者連携による新事業創出につながったと考える。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 事業実施後 5 年間モニタリング調査を実施
- ・ 事業毎に規模が異なるため、新規事業の売上目標の設定が困難であるため。

(イ) 実績数値

- ・ (参考) 新事業の売上実績等のアンケート調査を実施予定。

オ データの利活用

- ・ なし (参考) 経済団体等との意見交換で、「1 者では新しい事業に取り組めないといった課題があり、グループでの新たな取組を模索する動きがある」という意見があった。

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ、プレスリリース、各商工会議所等経済団体への周知文送付など

キ フィードバック

- ・ 国の臨時交付金充当事業であり、R3 年度で終了。

(3) 所見

ア 【指摘 1】

補助金の交付対象となる「事業グループ」の構成員になる数が限定されていないため、複数の事業グループに関与することで、実質的に 1 者 30 万円で計算される補助金について重複して受給できる仕組みとなっており、合理的

とは言い難い制度設計となっていた。

本事業において、「事業グループ」とは「1 者の代表事業者と 4 者以上の連携事業者の合計 5 者以上の中小企業で構成されるグループ」とされ（新潟市新事業モデル創出中小企業共創促進事業交付要綱〔以下「要綱」という。〕2 条 4 号）、「補助金の交付対象となる者は、事業グループとするが、代表事業者が支出する経費についてのみ補助対象とし、補助金の交付は代表事業者に一括して行う。」（同 3 条 1 項）とされ、補助金の交付対象となる者はあくまで「事業グループ」であることが明記されている。

そして、「代表事業者は、複数の事業グループの代表事業者を兼ねることができない。」とされている（同 3 条 2 項）が、事業グループを構成する「連携事業者」については、「申請の手引き」において「連携事業者は、参画する事業グループが実施する事業内容と同様の事業を行う他の事業グループの代表事業者や連携事業者となることができません。」とされているにとどまる。

その結果、本事業では 26 の事業グループ（173 事業者〔延べ 204 事業者〕）が交付申請をしているが、そのうち 20 事業者（延べ 51 事業者）が複数事業グループに関係している。最も多く関与している事業者は 6 事業グループに関与している（ここに、関連会社や構成員となっている事業協同組合を含めるとさらにその数は増加する。）。

しかし、前述したとおり、補助金の交付は代表事業者に「一括」して行われるとしても、補助金の交付対象となる者はあくまで「事業グループ」であるから、複数の事業グループに参加できるということは、各事業グループに参加することで補助金交付による経済的効用を重複して受給することができることを許容していることに他ならない。

以上の問題は、事業グループとして、事業協同組合を 1 事業者とすることによりさらに増幅されている。例えば、事業協同組合を代表事業者として、組合員 4 事業者以上で構成したグループも補助の対象となる。

また、親子会社は1者とみなす以外は、代表者を同じくする会社など一般に関連会社として考えられている会社も1事業者として数えられていること、連携事業者としての数に限定がないこと、事業計画書における連携事業者の役割については具体的詳細な記載まで求められていなかったことから、連携事業者数の頭数を増やすことはきわめて容易であった。

さらに、事業協同組合とその組合員で構成された事業グループが組合員を増やす目的の事業に補助を受けていたものや、構成員が重複した事業グループによる同一の商業施設内の朝のイベントと夜のイベントが別事業として補助対象とされたものなど、妥当性に疑問を感じるような事例も見受けられた。

本事業は、国の交付金を財源としてコロナ対策事業として行われたものであるが、公金を支出するものである以上、制度設計は合理的なものでなければならない。

イ 【指摘2】

交付決定の判断にあたって必要な事項を口頭で確認したのみで、書面上の記録が残されていない事例が見受けられた。

本事業においては、事業グループ内に、子会社の関係が認められる中小企業がある場合には、1者とみなされる（要綱2条4項但書）。本事業の申請をした事業グループには、事業グループ内に関連会社と思われる事業者同士が参加していたものもあったが、市としては、誓約書の提出を受けて、子会社の関係にはなく、交付対象である5者以上で構成されるグループであることを確認しており、さらに、口頭での確認も行ったとのことであった。もっとも、口頭で確認した際の記録は、見受けられなかった。

子会社の関係にあるかどうかは、交付の対象者であるかを判断するために確認が必要な事項であり、このような、交付決定の判断にあたって必要な事項を口頭で確認した場合には、事後的にも交付決定が適切になされたことが確認できるよう、その内容を記録に残す必要がある。

ウ 【指摘3】

要綱に引用した法令が改正されたにもかかわらず、要綱が改正されないまま事務が行われていた。

要綱2条4号但書は、「子会社」の定義について、「中小企業等経営強化法施行規則第1条第2項に規定する『子会社』の関係が認められる中小企業等」と規定している。

要綱制定後の令和3年6月16日の改正において、同規則1条2項の規定内容は同内容のまま同規則13条2項に移されたが、要綱の改正が失念され、そのまま事務が行われていた（もっとも、子会社の定義が変わったわけなので、実質的な支障は生じていない。）。

エ 【意見5】

補助事業について、一定期間のモニタリングを実施すべきである。

事業評価のためのアンケート調査に対する回答として、成果指標の目標数値について「事業実施後5年間モニタリング調査を実施」、実績数値について「(参考)新事業の売上実績等のアンケート調査を実施予定」との回答がなされている。

当課におけるヒアリングの際は、本事業について当初の予定では後追いは考えていなかったが、3年間の事業計画の提出を受けているので、必要なものは実施するとのことであった。

上記アンケートはヒアリング実施後に回答されたものであるが、補助金を出しっぱなしにせずにモニタリングするという姿勢は評価したい。

1-4 食の新潟飲食店応援事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
300,000,000	247,064,507	0	52,935,493

* 財源のうち、247,000 千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会食自粛等の影響により売上の減少が長期に及んでいる飲食店の事業継続を支援する。

イ 内容

(対象者) 市内で飲食店等を営む事業者で、新潟県「事業継続支援金」の支給決定を受けている事業者

(売上減少要件) 令和2年12月から令和3年4月までの期間において、2か月連続して前年又は前々年同月比20%以上減少していること。

(支給額) 1事業者：10万円

(実績) 100千円×2,214事業者=221,400千円

(事務費) 25,665千円

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 2,900事業者
- ・ 飲食業の事業者数及び売上減少割合より算出

(イ) 実績数値

- ・ 2,214事業者
- ・ 売上減少要件を満たす事業者が想定より少なかったものの、飲食事業者の事業継続につながったと考える。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 事業継続の全数調査を行うことが困難であるため

(イ) 実績数値

- ・ (参考) 事業所数・従業員数の増減(経済センサス)や業況(新潟市景況調査)等により事業者の状況把握に努める。

オ データの利活用

- ・ コロナ禍前と比較して売上が減少した飲食事業者の割合(新潟市景況調査)、飲食業の事業所数及び企業数(H28 経済センサス)

カ 周知・広報

- ・ 飲食営業許可全店舗へのチラシ送付、市ホームページ、プレスリリース、各商工会議所等経済団体への周知文送付など

キ フィードバック

- ・ 国の臨時交付金充当事業であり、R3 年度で終了。

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

1-5 新型コロナウイルス拡大防止協力金(第1期~第4期)

(1) 事業費

単位:円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
6,408,000,000	5,890,179,675	0	517,820,325

* 財源のうち、5,844,207千円は県交付金、44,000千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

新潟県から発出された飲食店等に対する営業時間短縮の協力要請に応じた事業者を対象に、協力金を支給する(新型インフルエンザ等対策特別措置法24条9項に基づく協力要請)。

イ 内容

(ア) 第1期

(概要)

令和 3 年 4 月 16 日に新潟県から出された飲食店等に対する営業時間短縮の協力要請に応じた事業者を対象に、協力金を支給。

(対象施設)

食品衛生法 52 条に定める営業許可を受けている次の施設

- ① 接待を伴う飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 2 条 1 項 1 号に該当する営業を行う店舗）
- ② 酒類を提供する飲食店

(要請期間)

令和 3 年 4 月 21 日（水）0 時から 5 月 9 日（日）24 時までの全ての期間（19 日間）

(要請内容)

午前 5 時から午後 9 時までの時間短縮営業

- * 酒類の提供は午後 8 時まで
- * 従前より、午前 5 時から午後 9 時までの時間の範囲内で営業している店舗は協力要請の対象外

(支給額)

店舗ごとの事業規模（飲食事業の売上高）に応じて支給

- ① 中小企業等 1 施設当たり 47.5 万円～380 万円
- ② 大企業 1 施設当たり最大 380 万円

(実績)

申請件数：2,403 件、支払件数：2,402 件、支払店舗数：2,897 件、協力金：1,777,906 千円、事務費：66,377 千円

(イ) 第 2 期

(概要)

令和 3 年 8 月 5 日に新潟県から出された飲食店等に対する営業時間短縮の協力要請に応じた事業者を対象に、協力金を支給。

(対象施設)

第1期と同じ。

(要請期間)

令和3年8月10日(火)0時から8月23日(月)24時までの全ての期間(14日間)

(要請内容)

午前5時から午後8時までの時間短縮営業

- * 酒類の提供は午後7時まで
- * 従前より、午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は協力要請の対象外
- * 新潟県「にいがた安心なお店応援プロジェクト」認証飲食店(申請中を含む)は、午前5時から午後9時までの時間短縮営業(酒類の提供は午後8時まで)

(支給額)

店舗ごとの事業規模(飲食事業の売上高)に応じて支給

- ① 中小企業等 1施設当たり 35万円～280万円
- ② 大企業 1施設当たり最大 280万円

(実績)

申請件数：2,584件、支払件数：2,583件、支払店舗数：3,125件、協力金：1,478,470千円、事務費：31,603千円

(ウ) 第3期

(概要)

令和3年8月20日に新潟県から出された飲食店等に対する営業時間短縮の協力要請に応じた事業者を対象に、協力金を支給。

(対象施設)

第1期、第2期と同じ。

(要請期間)

令和3年8月24日(火)0時から9月6日(月)24時までの全ての期間(14日間)

(要請内容)

第2期と同じ。

(支給額)

第2期と同じ。

(実績)

申請件数：2,588件、支払件数：2,587件、支払店舗数：3,135件、協力金：1,454,320千円、事務費：31,597千円

(エ) 第4期

(概要)

令和3年8月30日に新潟県から出された飲食店等に対する営業時間短縮の協力要請に応じた事業者を対象に、協力金を支給。

(対象施設)

第1期～第3期と同じ。

(要請期間)

令和3年9月7日(火)0時から9月16日(木)24時までの全ての期間(10日間)

(要請内容)

第2期、第3期と同じ。

(支給額)

店舗ごとの事業規模(飲食事業の売上高)に応じて支給

- ① 中小企業等 1施設当たり25万円～200万円
- ② 大企業 1施設当たり最大200万円

(実績)

申請件数：2,568件、支払件数：2,568件、支払店舗数：3,116件、協力金：1,018,920千円、事務費：30,987千円

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 各期 5,644 店舗
- ・ 飲食営業許可発行数

(イ) 実績数値

- ・ (支給店舗数) 1期：2,897、2期：3,125、3期：3,135、4期：3,116
- ・ 要請対象外(酒類提供なし、昼間営業のみ等)、廃業等の要因により、営業許可発行数の約半数への支給となった。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 新潟県が営業時間短縮等の要請を発出したことに伴う事業であるため

(イ) 実績数値

- ・ (参考) 夜間見回り時の協力率
1期：96%、2期：95.9%、3期：94.7%、4期：94%
- ・ 感染拡大を食い止めるには、あらゆる手立てを尽くす必要があり、その一つとして飲食店等への営業時間短縮等が発せられたと考えており、各期を通じて感染拡大防止に大変多くの飲食店等から協力いただいた。

オ データの利活用

- ・ 食品衛生法に基づく飲食店営業等の営業許可に係るデータ(新潟市保健所)

カ 周知・広報

- ・ 飲食営業許可全店舗へのチラシ送付、市ホームページ、プレスリリース、各商工会議所等経済団体への周知文送付など

キ フィードバック

- 新潟県が要請を発出したことに伴う事業であり、R3年度で終了。協力金を支給することで、営業時間短縮要請への協力を促し、感染症拡大防止につながったと考える。

(3) 所見

「1-6 新型コロナウイルス拡大防止協力金（第5期～第6期）」の箇所一括して記載する。

1-6 新型コロナウイルス拡大防止協力金（第5期～第6期）

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
6,080,000,000	1,708,122,036	4,371,700,000	177,964

* 財源は全額を県交付金から充当した。

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

まん延防止等重点措置の適用を踏まえて、新潟県から発出された時間短縮営業及び酒類提供の停止等の要請に応じた事業者を対象に、協力金を支給する（新型インフルエンザ等対策特別措置法31条の6第1項に基づく要請）。

イ 内容

(ア) 第5期

(概要)

まん延防止等重点措置の適用を踏まえて、令和4年1月19日に新潟県から発出された時間短縮営業及び酒類提供の停止等の要請に応じた事業者を対象に、協力金を支給する。

(対象施設)

食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗

(要請期間)

令和4年1月21日(金)0時から2月13日(日)24時までの全ての期間(24日間)

(要請内容)

午前5時から午後8時までの時間短縮営業及び酒類提供の停止

- * 新潟県「にいがた安心なお店応援プロジェクト」認証飲食店は、午前5時から午後9時までの時間短縮営業が可能(酒類の提供は午後8時まで)

(支給額)

店舗ごとの事業規模(飲食事業の売上高)に応じて支給

- ① 中小企業等 1施設当たり60万円～480万円
- ② 大企業 1施設当たり上限480万円

- * 従前より、午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は支給対象外

(実績)(令和3年度執行分)

申請件数:1,600件、支払件数:1,600件、支払店舗数:1,810件、協力金:1,465,561千円、事務費:11,092千円

- * 第5期・第6期分の4,371,700千円を令和4年度に繰越

(イ) 第6期

(概要)

まん延防止等重点措置の適用を踏まえて、令和4年2月10日に新潟県から発出された時間短縮営業及び酒類提供の停止等の要請に応じた事業者を対象に、協力金を支給する。

(対象施設)

第5期と同じ。

(要請期間)

令和4年2月14日（月）0時から3月6日（日）24時までの全ての期間（21日間）

（要請内容）

第5期と同じ。

（支給額）

店舗ごとの事業規模（飲食事業の売上高）に応じて支給

① 中小企業等 1施設当たり 52.5万円～420万円

② 大企業 1施設当たり上限 420万円

* 従前より、午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は支給対象外

（実績）（令和3年度執行分）

申請件数：336件、支払件数：336件、支払店舗数：358件、協力金：224,755千円、事務費：6,714千円

* 第5期・第6期分の4,371,700千円を令和4年度に繰越

ウ 活動指標

（ア） 目標数値

- ・ 各期 5,644 店舗
- ・ 飲食営業許可発行数

（イ） 実績数値

- ・ （支給店舗数）5期：3,411、6期：3,392
- ・ 要請対象外（昼間営業のみ等）、廃業等の要因により、営業許可発行数の約6割への支給となった。

エ 成果指標

（ア） 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 新潟県が営業時間短縮等の要請を発出したことに伴う事業であるため

(イ) 実績数値

- ・ (参考) 夜間見回り時の協力率 5期：99.4%、6期：99.2%
- ・ 感染拡大を食い止めるには、あらゆる手立てを尽くす必要があり、その一つとして飲食店等への営業時間短縮等が発せられたと考えており、各期を通じて感染拡大防止に大変多くの飲食店等から協力いただいた。

オ データの利活用

- ・ 食品衛生法に基づく飲食店営業等の営業許可に係るデータ（新潟市保健所）

カ 周知・広報

- ・ 飲食営業許可全店舗へのチラシ送付、市ホームページ、プレスリリース、各商工会議所等経済団体への周知文送付など

キ フィードバック

- ・ 新潟県が要請を発出したことに伴う事業であり、R3年度で終了（一部R4年度繰越）。協力金を支給することで、営業時間短縮要請への協力を促し、感染症拡大防止につながったと考える。

(3) 所見

ア 【指摘4】

不正受給を行った事業者に対する対応について、適切かつ厳正なものであったとは評価しがたい。

当課において、本事業に関連して認知した協力金の不正受給事案は2件あった。

(ア) 事案1

個人事業者Aは、令和3年5月25日に協力金（第1期）の申請をし、同年6月14日に475,000円が支給された。同年8月19日、Aから時短営業を行っていないなかったので返還したい旨の申し出があったため、市は同月25日交付決定を取り消し、Aに返還通知を発送し、同月30日にAから協力金

全額の返還を受けた。市は同年 9 月 24 日には加算金 10,972 円の納付通知を発送し、同月 29 日に A から加算金全額の納付を受けた。

本件は、A の自主的な返還申し出を端緒に不正受給が発覚したものであり、加算金を含めて協力金全額の返還を受けている。こうした経緯に照らせば、事業者名の公表や刑事告訴といった厳しい対応までは必要ないものと思われる。

もっとも、その後、A は第 2 期から第 6 期の協力金を申請し、受給している。当課の説明によれば、第 2 期から第 6 期の協力金支給の要件を充足していたことから支給したということである。

確かに、各期の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付要綱の支給対象者の要件として、過去に同協力金について不正受給をしたことは受給を除外する事由とはなっていない。

しかし、A が不正受給を申告したのは第 2 期の要請期間中のことであり、加算金全額の納付を受けて不正受給事案の一応の処理が完了したのは第 4 期の要請期間の終了後のことである。不正受給者に対し、その直後に同種の協力金を支給することは、市民の健全な社会通念に照らせば妥当性を欠くものとする（市も第 2 期以降の申請要領で「協力金の不正受給は犯罪です！」と大書して強調している。）。

市としては、第 1 期の不正受給について事業者名の公表等も可能であったことも踏まえれば、A に対し、第 2 期から第 4 期までの分についての辞退を促すべきであった。

(イ) 事案 2

個人事業者 B は、令和 3 年 6 月 29 日に協力金（第 1 期）の申請をし、同年 7 月 15 日に 475,000 円が支給された。同年 8 月 18 日、業者に委託中の飲食店の営業状況の見回りにて、店舗外観から廃業していると判断され、後日、他の見回り店舗の状況を含めて当課に報告があった。同年 9 月 14 日、

Bは協力金（第2期、第3期）を申請した。同年10月5日、当課からBに廃業していないか電話確認したところ、「現在、移転に向けて準備中。決まり次第営業再開の予定」との回答を得た。同月6日、Bの申請書を確認したところ、感染防止対策実施状況の写真は第1期のものを流用しており、しかも写真は他の店舗のものであることが判明した。

当課は、総務部行政経営課法務グループに法律相談を行い、市は、同月21日に第1期の交付決定取消通知兼返還通知を送付した。また、第2期、第3期分は不支給決定をした。しかし、Bからは協力金の返還はなく、その後も同年11月に督促状を、令和4年3月に催告書を送付したが返還はなされなかった。

その後、Bは、令和4年3月に第5期、同年4月に第6期の協力金の申請をした。従前の店舗とは別の場所で営業する店舗についてのものであったが、添付されていた営業届出書には包装済み食品の販売の届出であり、飲食店営業許可証は従前の店舗のものが添付されていた（従前の店舗は廃業届済みであることが確認された）。そのため、申請要件を充たさないものとして、同年6月、市はBに対し不支給決定を送付した。

同年6月には、Bと面会のうえ納付折衝を実施したが、現在に至るまで第1期協力金の返還はなされていない。

以上によれば、Bは虚偽の写真を添付して、第1期の協力金を騙し取り、第2期及び第3期の協力金を騙し取ろうとしたものとして、詐欺罪及び同未遂罪に該当する一定の嫌疑が認められるものの、市は、現時点では督促状等の発送以外の法的手続等には踏み切っていない。

しかし、不正受給事案としての悪質性や被害回復もなされていないことに照らせば、市の対応は適切かつ厳正なものとは評価しがたい。

イ 協力金の支給事務については、第1期から第6期を通じて、「新潟市営業時間短縮協力金センター」を設置し、期ごとに新型コロナウイルス感染症拡大

防止協力金給付事業運営業務委託契約に基づき、X社に業務委託をして実施された（委託料は、第1期6,490万円、第2期2,750万円、第3期2,750万円、第4期2,750万円、第5期・第6期7,150万円、合計2億1,890万円）。

第1期については、令和3年4月16日に新潟県から協力要請が出て、同月22日までにX社及びY社から参考見積書を取得して、予定価格を決定のうえ、同月23日に7社に対して見積依頼書を送付し、同月28日15時を期限として見積合わせを実施した（業務開始日が同年5月10日であり、地方自治法施行令167条の2第1項5号「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当する。）。

その結果、見積書の提出があったのはX社のみであったので同社と随意契約により業務委託契約を締結した。当課担当者の説明によれば、非常に短期間にコールセンターの物件と人員を確保しなければならないため、他の業者はその確保ができなかったためではないか、ということであった。

第2期から第6期については、X社との間で一者随意契約がなされている。一者随意契約の理由は、いずれも災害発生級の緊急事案である新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、飲食店の事業者へ強く協力を促すため（まん延防止等重点措置の適用を踏まえて）、新潟県が要請を発してから協力金申請受付開始までに、緊急で事業を開始する必要があり、運営場所やコールセンター用電話回線の工事期間等を考慮すると、入札等の手続きを行う期間が確保できないため、前回給付事業運営業務を委託したX社と一者随意契約を行うというものであった。

第2期以降は第1期よりも要請から業務開始までの期間が短かったこと、単価は第1期と同様にしつつ、業務従事人数を減らすようにするなどしたことからすれば、一者随意契約をしたことに特段の問題はない。

1-7 飲食関連事業者応援事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
240,000,000	132,085,362		107,914,638

* 財源のうち、132,000千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、長期にわたり厳しい経営状況が続いている飲食関連事業者の事業継続を支援する。

イ 内容

(対象者)

市内に本社又は本店を有する飲食関連事業者又は、タクシー事業者・自動車運転代行業で、①新潟県「事業継続支援金（飲食関連事業者等）」、②新潟県「事業継続支援金（飲食関連事業者等）[時短要請枠]」の両方、又はどちらか一方の支給決定を受けている事業者

(売上減少要件)

①新潟県「事業継続支援金（飲食関連事業者等）」

令和2年12月から令和3年8月までの期間において、売上が2か月連続して前年又は前々年同月比で20%以上減少していること。

②新潟県「事業継続支援金（飲食関連事業者等 [時短要請枠]）」

令和3年7月から9月のいずれか1か月の売上が、前年又は前々年同月比で20%以上減少していること。

(支給額)

①②の両方の支給決定を受けている事業者：20万円

①②のどちらかの支給決定を受けている事業者10万円

(実績)

①②両方 578事業者×200千円＝115,600千円

①のみ	38 事業者×100 千円＝	3,800 千円
②のみ	90 事業者×100 千円＝	9,000 千円
事務費		3,686 千円

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 2,240 件 (1,120 事業者)
- ・ 新潟県事業継続支援金（飲食関連事業者等）見込件数より算出

(イ) 実績数値

- ・ 1,284 件 (706 事業者)
- ・ 売上減少要件を満たす事業者が想定より少なかったものの、飲食関連事業者の事業継続につながったと考える。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 事業継続の全数調査を行うことが困難であるため

(イ) 実績数値

- ・ （参考）事業所数・従業員数の増減（経済センサス）や業況（新潟市景況調査）等により事業者の状況把握に努める。

オ データの利活用

- ・ 事業継続支援金（飲食関連事業者等）見込件数（新潟県）

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ、プレスリリース、各商工会議所等経済団体及びハイヤータクシー協会等業界団体への周知文送付など

キ フィードバック

- ・ 国の臨時交付金充当事業であり、R3 年度で終了。

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

1-8 飲食関連事業者応援事業（まん延防止等重点措置枠）

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
80,000,000	15,000,000	65,000,000	0

* 財源（繰越分含む）のうち、60,500千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

まん延防止等重点措置の適用に伴い、飲食店等を対象に時間短縮営業等が要請されるなか、飲食店との取引が減少し、売上が減少した飲食関連事業者の事業継続を支援する。

イ 内容

(対象者)

市内に本社又は本店を有する飲食関連事業者又は、タクシー事業者・自動車運転代行業で新潟県「事業継続支援金（飲食関連事業者等）[まん延防止等重点措置枠]」の支給決定を受けている事業者

(売上減少要件)

令和4年1月から3月のいずれか1か月の売上が、前年又は前々年同月比で20%以上減少していること。

(支給額)

1事業者：10万円

(実績)

150事業者×100千円＝15,000千円（令和3年度執行分）

* 65,000千円（令和4年度に繰り越し）

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 770 事業者
- ・ 新潟市飲食関連事業者支援金支給実績より算出

(イ) 実績数値

- ・ 743 事業者
- ・ 概ね想定通りの実績となり、飲食関連事業者の事業継続につながったと考える。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 事業継続の全数調査を行うことが困難であるため

(イ) 実績数値

- ・ (参考) 事業所数・従業員数の増減(経済センサス)や業況(新潟市景況調査)等により事業者の状況把握に努める。

オ データの利活用

- ・ 飲食関連事業者支援金支給実績(新潟市)

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ、プレスリリース、各商工会議所等経済団体及びハイヤータクシー協会等業界団体への周知文送付など

キ フィードバック

- ・ 国の臨時交付金充当事業であり、R3年度で終了(一部R4年度繰越)。

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

1-9 新事業展開サポート事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
280,000,000	0	280,000,000	0

* 財源（繰越分を含む）のうち、196,000千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、従前の事業規模が縮小するなどビジネスモデルの転換による経営改善が必要な市内中小企業者の取組を後押しするため、新事業展開や事業再構築にかかる経費の一部を補助する。

イ 内容

(対象者)

- ・ 新潟市内に本社又は本店を有する中小企業、小規模事業者及び個人事業主
- ・ 売上高が、コロナ禍前と比較して10%以上減少していること

(補助対象事業)

- ・ ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた経済社会の変化に対応するための新事業展開や、事業再構築に向けて取り組む事業であること
- ・ 新潟市内で実施する事業であること

(補助対象経費)

機械装置費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、雑役務費、賃借料、専門家謝金、専門家旅費、外注・委託費、その他直接経費

* 対象事業に要する費用として根拠を示せるものに限る

(補助率等)

補助率 2/3 以内 補助上限額 500 万円 * 補助下限額 50 万円

(事業計画策定サポート)

申請前に、事業計画の内容等について、専門家から無料でアドバイスを実施（1 事業者につき 1 回まで）

(実績)

16 か月予算として編成し令和 4 年度へ繰り越し

申請期間 R4 年 3 月 4 日から R4 年 4 月 8 日

申請件数 177 件 (サポート実績 : 68 件)

交付決定数 68 件

交付決定額 249,787 千円

事務費 30,000 千円

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 交付決定件数 50 件
- ・ 予算範囲内で設定

(イ) 実績数値

- ・ 交付決定件数 68 件
- ・ 目標を上回る実績となり、事業者の新事業展開・事業再構築の取組の実施につながったと考える。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 事業実施後 5 年間モニタリング調査を実施
- ・ 事業毎に規模が異なるため、新規事業の売上目標等の設定が困難であるため。

(イ) 実績数値

- ・ (参考) 新事業の売上実績等のアンケート調査を実施予定。

オ データの利活用

- ・ 事業再構築補助金公募結果 (経済産業省)、新潟県新事業チャレンジ補助金募集結果 (新潟県)、金融機関等との意見交換

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ、プレスリリース、各商工会議所等経済団体への周知文送付など

キ フィードバック

- ・ 事業実施中（実績を踏まえ、対象要件を拡大の上 R4 年 6 月に第 2 回募集を実施。※R4.5 月補正事業）

(3) 所見

【指摘 5】

プロポーザル方式により委託候補者を選定するに際しての経費の妥当性の考え方について、経済部内で構成される選定委員会の委員間で共通理解がないまま審査がなされていた。

新潟市新事業展開サポート補助金事務局業務委託については、プロポーザル方式で最高得点となった A 社との間で業務委託契約を締結している。

同事業の選定委員会は、設置要綱により、新潟市経済部長、産業政策課長、成長産業支援課長、商業振興課長、企業誘致課長の 5 名により構成された。選定委員会の会議は非公開とされているが、公募型プロポーザル実施要領では評価項目及び配点が記載されている。

100 点満点中、業務実施体制の配点が 35 点（その内訳の配点もあり）、業務運営計画書の配点が 35 点（その内訳の配点もあり）、経費の妥当性は 5 点が配点されており、見積金額について、「見積限度額内で、業務内容に見合った適切な見積金額か。」というのが評価内容となっている。また、実施要領には委託費上限額は 29,700,000 円（税込み）以内である旨も記載されている。

プロポーザルには 3 社が参加し、見積金額の最高額と最低額の乖離幅は 6 万円以内と僅かであったが、選定委員の各採点表によれば、3 委員が 3 社同一の点数を（ただし、優れた提案、やや優れた提案、普通の提案と評価は分かれている。）、1 委員が金額の低い方に高得点を、1 委員が金額の低い方に低得点（人件費が高い方を高評価）をつけていた。

選定委員によって、業務の実施体制や委託業務の提案内容についての評価が分かれるのは当然のことであるが、見積金額の評価については、どのような金額又は内訳のものを評価するかについて共通した考え方を設定することが可能であり、選定委員の感覚や個々の考え方によって評価が逆方向を向くことは適当ではない。他の事業では、見積上限額との比率によって自動的に配点するような方法も見られたところである。

1-10 事業承継・引継ぎ支援事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
25,000,000	0	25,000,000	0

* 財源のうち、17,500千円は国交付金から充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響下にありながらも、事業承継や経営資源の引継ぎにより事業活動を継続し雇用の維持を図ろうとする市内中小企業を支援するため、引継ぎに向けた企業価値評価及びマッチングにかかる一部の経費を補助するとともに、市内企業の後継者、後継者候補等次世代を担う人材を育成する。

イ 内容

(ア) 準備型事業承継・引継ぎ補助金

市内に本店を有する中小企業者又は会社以外の中小法人を対象に、3年以上引き続いて営む事業の承継等に向けた自社の企業価値評価を行う取組並びに、第三者への引継ぎに向けた準備及びマッチングを行う取組について、自社の企業価値評価に係る経費（企業価値評価枠）や第三者への引継ぎに向けた準備・マッチングにかかる経費（マッチング枠）を2/3以内で

補助を行う（補助上限額：50万円（枠併用で100万円））。

(イ) 人材育成事業

市内事業所のリーダー（候補）を対象に、経営理念、事業戦略、財務分析などの経営知識の習得につながるプログラムを実施する。

* 16か月予算として編成し、令和4年度へ繰越し

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 40件
- ・ 予算範囲内で設定

(イ) 実績数値

- ・ 事業実施中

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 事業実施後5年間モニタリング調査を実施
- ・ 事業承継の着手から完了に至るまでに一定期間を要するため。

(イ) 実績数値

- ・ （参考）事業承継の進捗状況についてのアンケートを実施予定。

オ データの利活用

- ・ なし（参考）経済団体等との意見交換で、本事業の実施ニーズを確認した。

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ、各商工会議所等経済団体及び税理士会等士業協会への周知文送付など

キ フィードバック

- ・ 事業実施中

(3) 所見

ア 【意見 6】

マッチング枠の利用が促進されるような見直しが必要か検討されたい。

本事業では、後継者不在の改善を図るため、M&Aに限らず、後継者の確保に向けたマッチングサービスの利用も対象とするマッチング枠が新設されたものの、監査実施時点で交付決定がなされた 23 件はすべて企業価値評価枠を利用したものであった。

本事業の実施が終了した後、マッチング枠の利用件数が少ない場合には、その原因を分析して、マッチング枠の利用が促進されるよう、事業の見直しの必要があるか検討されたい。

イ 【意見 7】

事業の周知・広報の方法について、さらに工夫されたい。

本事業についても、企業価値評価の委託を受けた税理士事務所に偏り（数の限られた事務所への案件の集中）が見受けられた。

受託された税理士事務所のための補助事業とならないためにも、事業の周知・広報の方法に一層の工夫を求めたい。

1-11 海外ビジネス支援事業費

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
5,000,000	2,526,019	0	2,473,981

* 財源のうち 1,260 千円は国交付金から充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

本市の強みである「食」分野を中心に、海外バイヤーとの商談機会を創出し、市内企業等の海外販路開拓を支援する。

イ 内容

(ア) オンライン輸出商談会

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、従来型の海外バイヤーを招へいた商談会を見直し、オンラインによる商談会を実施。

① オーストラリア向けオンライン輸出商談会（0円）

- ・ 開催日

事前セミナー：令和4年1月14日

オンライン商談会：令和4年1月20日、28日

- ・ バイヤー：1社（現地の日系食品卸売企業）
- ・ 参加企業：延べ7社（セミナー6社、商談5社）
- ・ 商談件数：5件（成約件数・金額については、非公表）

② フランス向けオンライン輸出商談会（2,520,619円）

現地バイヤーにサンプル商品を配布し、試食・試飲後、参加企業とマッチング、商談を実施。

- ・ サンプル配布期間：令和4年2～3月
- ・ 商談：令和4年3月
- ・ バイヤー：8社（現地食品店、レストラン等）
- ・ 参加企業：7社（15商品）
- ・ 商談件数：3件（成約件数・金額については、非公表）

(イ) 海外消費者ニーズ調査サービス（モニター会）（5,400円）

海外への販路開拓に取り組む市内中小企業等を対象に、諸外国の嗜好調査を実施。

- ・ 参加企業：1社（印刷業）

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 海外への販路拡大支援企業・団体数 24件
- ・ 前年度実績を参考に設定

(イ) 実績数値

- ・ 海外への販路拡大支援企業・団体数 19 件
- ・ 食のオンライン輸出商談会や個別アレンジ、ニーズ調査により、海外販路開拓の支援を行った。当初 3 か国を対象に商談会を実施する予定だったが、コロナ禍の影響により 1 か国が調整つかず、目標未達成となった。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 成約件数・成約金額
- ※ 企業同士の個別交渉によるもののため数値目標は無し
- ・ 企業同士の個別交渉によるため

(イ) 実績数値

- ・ 【参考実績】として、成約件数・金額の記載があるが、非公表なので本報告書には記載しない。
- ・ 規制や賞味期限等をクリアした限られた商品の中でのマッチングとなり、バイヤーとサプライヤーのマッチング率が総じて国内商談会より低い。
- ・ 成約に結び付かずとも、サプライヤーはバイヤーからのアドバイスがもらえるため、今後の商品開発・改良の参考となっている。

オ データの利活用

- ・ 参加者アンケート

カ 周知・広報

- ・ IPC 財団メルマガ、新潟市 HP、チラシ配布ほか

キ フィードバック

- ・ 今後もコロナ禍を見据え、参加しやすいオンライン開催も視野に入れ開催する。商談前には対象国の食品加工の基準や食文化などを学ぶセミナーの

開催や専門家の個別相談を実施し、輸出に関心を持つ企業の発掘及び育成を行い、支援する。また、海外への販路拡大を目指す企業・団体のニーズの把握に加え、現地情勢等にも注視し、支援を行っていく。

(3) 所見

【意見 8】

事業の振返りに際しては、効率性、有効性の観点からの十分な検討がなされることが望まれる。

フランス向けオンライン輸出商談会開催業務では、委託先事業者に対し、2,520,619 円の委託料が支払われている。一方、本商談会の成果としての参加バイヤーとの商談成立の件数及び金額は非公表とされているが、いずれもごく僅かなものに留まっている。

当課は、本事業の振返りとして、成約に結び付かずとも、サプライヤーはバイヤーからのアドバイスがもらえるため、今後の商品開発・改良の参考となっているとしている。そうした前向きの側面があることは否定しないが、事業の振返りとしては、効率性（成果に対して最少の経費・労力で事業が執行されているか）、有効性（目的に見合った成果が表れているか）といった観点からの評価も必要であると考えます。

その関連で、本事業の成果指標の目標数値について、企業同士の個別交渉によるもののため数値目標を設定していないとしているが、それが目標設定をしない理由と言えるのかは疑問である。

1-12 北東アジア経済発展国際会議開催事業費

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
200,000	200,000	0	0

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

北東アジア各国の政策の方向性を議論し、さらなる地域の発展に向けて、関係各国・地方に政策提言を行う。

イ 内容

2022 北東アジア経済発展国際会議イン新潟（30 回目）・第 13 回日露エネルギー・環境対話イン新潟を令和 4 年 1 月 25 日、2 月 18 日の 2 日間に分けて、オンライン配信・会場参加（朱鷺メッセ）を併用して開催した。

参加状況は、1 日目「北東アジア地域経済協力ー今、そしてこれから」が計 239 人（うち海外 60 人）、2 日目「北東アジア地域経済協力ー未来に向けて」が計 171 人（うち海外 13 人）であった。

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 負担金支出
- ・ 新潟県、（公財）環日本海経済研究所との共催事業であり、事務局を担う（公財）環日本海経済研究所に負担金を支出

(イ) 実績数値

- ・ 負担金支出

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 国際会議の開催
- ・ 北東アジア各国の政策の方向性を議論し、関係各国・地方に政策提言を行うため

(イ) 実績数値

- ・ 第 30 回北東アジア経済発展国際会議イン新潟、第 13 回日露エネルギー・環境対話イン新潟を開催
- ・ 開催により事業目的を達成した。

オ データの利活用

- ・ 北東アジア経済発展国際会議イン新潟開催負担金請求書

カ 周知・広報

- ・ HP での広報やメールリスト配信での周知などを行った。

キ フィードバック

- ・ 次年度開催時期の世界情勢を考慮しながら、北東アジア地域の発展に向けて、北東アジア各国への政策提言を行う。

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

1-13 日本貿易振興機構新潟貿易情報センター運営費負担金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
1,712,000	1,712,000	0	0

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

昭和 37 年に新潟県、新潟市の情報センター誘致活動により設置され、県内貿易関係者の海外活動、貿易取引の基盤強化を行う。

イ 内容

日本貿易振興機構（JETRO）新潟貿易情報センター

- ・ 設立年月日 昭和 37 年 2 月 1 日
- ・ 会長 新潟商工会議所会頭 福田勝之
- ・ 所長 荏原昌
- ・ 参加団体

新潟県、新潟市ほか 27 市町村（関川村、粟島浦村を除く）、新潟商工会議所、（公財）にいがた産業創造機構、三条商工会議所

- ・ 主たる事業

- ①貿易・投資相談業務、②普及事業・輸入促進事業、③情報提供事業、④本部事業の推進、⑤便宜供与

- ・ 負担金割合

地方自治体等負担分を、新潟商工会議所（事業費として個別支出）を除く参加団体で負担（新潟県が 50%、新潟市負担は約 12%）。

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 負担金支出
- ・ 日本貿易振興機構（JETRO）が運営を担う新潟貿易情報センターの運営費負担金を支出した。

(イ) 実績数値

- ・ 負担金支出

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ JETRO 新潟への相談件数
- ・ 市内企業の新潟貿易情報センターに対する利用状況を確認するため

(イ) 実績数値

- ・ （参考）R3 年度 128 件
- ・ JETRO がもつ専門的知見や海外事務所のネットワーク活用により、市内貿易関係者の海外活動の基盤強化となっている。

オ データの利活用

- ・ 新潟県分担金通知

カ 周知・広報

なし

キ フィードバック

- ・ JETRO 新潟への市内企業の相談件数の推移や、JETRO の知見・情報等を海外ビジネス支援事業の参考としている。

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

1-14 外資系企業誘致事業費

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
200,000	0	0	200,000

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

外資系企業の誘致や、外国人企業家の受入れの促進により、地域経済の活性化を図る。

イ 内容

(ア) 外資系企業誘致事業

① 外資系企業等進出促進補助

- ・ 日本法人等設立補助：設立登記経費一式（上限 15 万円）
- ・ 事務所賃料補助：補助率 1/2（上限・月 5 万円、最長 2 年間）

② 新潟市国際創業特区（構造改革特区）

外国企業等の職員が支店等の開設準備を行う場合に、市が特定した施設を拠点とすることを条件に「企業内転勤」の在留資格の取得要件が緩和されるもの。

(イ) 外国人創業促進事業（国家戦略特区）

入国管理法の特例を活用し、在留資格「経営・管理」により上陸する外国人に対し、6 か月間の創業活動期間を付与するもの。

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 外資系企業・外国人創業者相談件数 3件
- ・ 前年度以上

(イ) 実績数値

- ・ 外資系企業・外国人創業者相談件数 3件
- ・ コロナ禍の影響により、国外からの入国自体が難しい状況が続き、前年度同様の数値となった。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 外資系企業の誘致件数（補助事業の申請件数） 1件
- ・ 過去実績を参考に設定

(イ) 実績数値

- ・ 外資系企業の誘致件数（補助事業の申請件数） 0件
- ・ コロナ禍の影響により、日本国内での事業活動の継続や、国外からの入国自体が難しい状況が続き、支店開設及び創業のマインドが冷え込んだ。

オ データの利活用

- ・ 外国人創業者等の相談件数

カ 周知・広報

- ・ HPでの広報や、日本貿易振興機構（JETRO）と連携した情報提供

キ フィードバック

- ・ R3の内容で継続しつつも、今後の感染状況や出入国制限の状況も踏まえ、関係機関等からのニーズ把握、情報収集を行うとともに、引き続き制度周知・広報に努める。

(3) 所見

【意見9】

外資系企業の誘致や外国人の創業が活発でない現状を踏まえ、情報収集や分析を行い、特区制度を活用した一体的な誘致等支援策が立案されることが望まれる。

新潟市の特区制度のこれまでの活用実績としては、外資系企業誘致を促進する国際創業特区の利用が1件(平成27年度に外資系企業の支店が進出したものの、コロナ禍の影響で撤退)あるのみであり、コロナ禍による影響以前に、外資系企業の誘致や外国人の創業が活発であるとは到底いえない実情にある。

当課としても、外資系企業誘致には、特例や税優遇、開業までの諸手続などのワンストップサービスなど複合的・総合的に施策を展開することが求められることから、本市においても現在の特例に加えた独自サービスや補助制度が必要であると認識しており、制度周知や関係機関等からのニーズ把握、情報収集などに努め、一体的なサービス提供の仕組みについても研究するということがあるので、今後に期待したい。

1-15 新潟IPC財団補助金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
94,733,000	74,799,926	0	19,933,074

* 財源のうち、935千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

「第6 公益財団法人新潟市産業振興財団」を参照のこと

(3) 所見

「第6 公益財団法人新潟市産業振興財団」を参照のこと

1-16 産業見本市開催費負担金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
14,000,000	13,878,445	0	121,555

* 財源のうち、999千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

中小企業の販路拡大や新事業展開、商品開発等の取組を促進し、新潟地域の産業の振興と発展を図るため、最新の技術・業界トレンドの紹介や、大企業との商談などのビジネスチャンスを提供する商談型産業見本市を開催する。

イ 内容

(総合見本市の開催)

名称：にいがた BIZ EXPO 2021

会期：令和3年10月14日(木)、15日(金) 午前10時～午後5時

会場：新潟市産業振興センター

企画：特別企画展「5G、脱炭素」、専門家によるセミナー、SDGsポスター展、個別商談会等

(前年度からの変更点・改善点)

新型コロナウイルス感染対策のため、来場は事前登録制とするとともに、QRコードによる非接触式の来場受付に変更

(成果) (一部はアンケート結果によるもの)

出展数：129社・団体/142小間 (R2 115社・団体/131小間)

来場者数：3,135人 (R2 5,078人)

(個別商談会)

提案聞き手(バイヤー)：36社・団体

商談企業：29社・団体

商談件数：84件

商談成立及び商談成立見込件数：24件/3,242千円

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 出展：130 者/150 小間 来場：5,500 名 商談：200 件
- ・ 過去実績を参考に設定

(イ) 実績数値

- ・ 出展：129 者/142 小間 来場：3,135 名 商談：84 件
- ・ コロナ禍での開催となり、出展・来場ともに自粛機運となったことが大きく影響し、目標未達成となった。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 成約件数・成約金額
- ※ 企業同士の個別交渉によるもののため数値目標は無し
- ・ 企業同士の個別交渉によるため

(イ) 実績数値

- ・ 【参考実績】192 件・49,373 千円（見本市開催 1 カ月後、成約見込含む）
- ・ 出展・来場ともに伸び悩み、コロナ前の規模感までの回復には至らなかった。

オ データの利活用

- ・ 出展者アンケート、来場者アンケート、実行委員会との協議

カ 周知・広報

- ・ 見本市の公式 HP や SNS のほか、関係機関のメールマガジンを活用して事業周知を実施した。

キ フィードバック

- ・ 引き続き感染症対策を徹底し、参加者が安心できる環境を確保する。また、見本市としてのにぎわいを取り戻すため、出展者募集に向けた着実な

広報、来場きっかけとなる魅力的な企画展を実施。

(3) 所見

ア 【指摘 6】

産業見本市開催業務の業務委託契約書に定められている書面による再委託の承諾がなされていないまま、再委託がなされていた。

本事業は、新潟地域産業見本市実行委員会（委員長：中原八一市長、構成員：新潟市、新潟商工会議所、（公財）新潟市産業振興財団、（公財）にいがた産業創造機構、新潟市異業種交流研究会（協）、新潟市ソフトウェア産業協議会、（協）新潟県異業種交流センター、新潟県中小企業家同友会、新潟県中小企業団体中央会、（株）大光銀行、新潟信用金庫、新潟県信用保証協会。以下「実行委員会」という。）が産業見本市を開催する費用にあてるための負担金を交付するものである。

実行委員会の事務局は、（公財）新潟市産業振興財団（以下「新潟 IPC 財団」という。）に置かれている。

産業見本市開催業務は、実行委員会が（一社）新潟ニュービジネス協議会（以下「新潟 NBC」という。）との間で業務委託契約を締結している（令和元年度に実施した公募型プロポーザルの結果、令和 2 年度から 4 年度まで新潟 NBC に委託することとしている。なお、応募者は新潟 NBC のみであった。また、新潟 NBC は令和 4 年度を含めて 3 度、9 年間にわたり受託している。）。

業務委託契約書においては、新潟 NBC は予め実行委員会の書面による承諾を受けたときを除き、委託業務の再委託をしてはならないとされている（契約書 3 条 1 項）が、新潟 NBC は全体管理のみを担当し、開催事務局、情報管理、営業管理、会場運営、会場設営等の広範囲の業務を新潟 NBC の会員企業である A 社及び B 社に再委託していたにもかかわらず、再委託を承諾する実行委員会の書面は作成されていなかった。

プロポーザルの段階で再委託する旨が示されており、役割分担表が提出さ

れており、実行委員会としても事実上承諾していたという事情はあるが、契約書上はあくまで書面の承諾を要件としているのであるから、きちんと履行されるべきである。

なお、見本市オンラインビジネス商談会運營業務についても新潟 NBC に一者随意契約で業務委託されている（契約金額 1,998,920 円）が、A 社に契約金額と同額で再委託されていた。しかし、これについても再委託の承諾書は作成されていなかった。

イ 【指摘 7】

業務委託先からの収支実績報告書の帳簿・証票類に不十分と思われる点が存在した。

「新潟地域産業見本市開催事業に係る仕様書」（7 頁）によれば、「受託者は本事業に係る収入支出の実績を報告し、関係する帳簿・証票類の写しを提出する。実績報告は四半期ごとに四半期翌月の 15 日を目途に行うものとする。なお、実行委員会は報告された実績額に基づき委託費を精算払にて支払う。」とされている。

実行委員会事務局（新潟 IPC 財団）に保管されている事業ファイル中には、四半期ごとに新潟 NBC から収支実績報告書が提出されており同報告書には費目ごとの支払額が記載されている。しかし、新潟 NBC からの支出にかかる支払先が記載された一覧表などはなく、個別の支払いに係る領収証等もすべてについて揃っているわけではなかった。

一例として、新潟 NBC から人件費として支払われている従事者 C は、実施体制図では新潟 NBC の再委託先である A 社の者として記載されているが、D 社の C についての貸金台帳の写しが提出されている。D 社は A 社の関連会社と推測されるが、書類上は不明であり、実際に新潟 NBC が A 社と D 社のいずれに支払いをしたかも不明である。

そもそも、再委託が原則禁止となっていることから、仕様書において再委

託を前提とした経費についての記載がなく、再委託先にかかる人件費を業務委託先である新潟 NBC の人件費として取り扱うことも自明ではない。

ウ 【意見 10】

産業見本市の今後のあり方について、費用対効果の観点から十分な検証や改善が続けられることを期待する。

本産業見本市は、新潟最大級の商談型産業見本市として、令和 4 年度で通算 26 回目の開催となる。新潟市だけでなく多くの地元経済団体等や事業者によって育てられ、継続されてきたものであり、新潟市の産業振興の観点から貴重な機会になっていることは間違いない。

とはいえ、実行委員会の振返りの会議でも、コロナ対応や来場者数の減少に対する出展者の不満が多かった、出展ブースでの商談成立見込額（約 3,888 万円）に対してオンライン個別商談会での商談見込額（約 322 万円）が少なく効果に疑問があった、出展者・来場者とも顔ぶれが固定化してマンネリ化が感じられるなどと言う声が挙げられていた。

オンライン商談会については、提案聞き手企業募集のために、東京、埼玉、神奈川、栃木、新潟の有力企業（売上 70 億円から 300 億円規模の企業や地域未来牽引企業等 356 社）に電話営業を行ったが、商談参加確定は新潟県内の 1 件、検討 28 件と反応は芳しくなかった。これ以外のルートを含め、最終的に聞き手企業となったのは 36 社（うち県外 15 社）であった。

市は、本見本市開催のために、1,387 万円の負担金だけでなく約 290 万円の新潟市産業振興センターの利用料免除、関与する職員の人件費等多額のコスト負担をしており、見本市開催の成果が問われることは当然である。

実行委員会でも産業見本市のコンセプトについて議論がなされているところであるが、アンケート結果（出展者・来場者・提案聞き手）を踏まえて、そもそも産業見本市の目的をどのように位置づけるのか（会社の認知度の向上・情報収集メインか個別商談メインか、商談のターゲットは大企業メイン

か中小企業メインか、対面重視かオンライン重視か等)を明確にし、それに向けて不断に開催方法をアップデートしていく必要がある。

1-17 新潟バイオリサーチセンター運営事業費

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
14,407,000	12,992,890	0	1,414,110

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

バイオリサーチセンターの活用により、産学共同開発、研究連携の促進を図り、総合的な研究活動拠点の促進を図る。

イ 内容

(ア) 施設概要

名称：新潟バイオリサーチセンター（H17.11 供用開始）

場所：新潟市秋葉区東島 316 番地 2（新潟薬科大学近く）

構造：鉄骨造、地上 3 階建（全 17 室）

面積：建築面積 394.85 m²、延床面積 1,094.51 m²

指定管理者：第 4 期（令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

NBRP 共同企業体（代表者団体：新潟バイオリサーチパーク（株）、共同

事業者：（株）ブルボン）

(イ) 民間企業等への研究施設の貸出し

令和 3 年度は、年度末時点の利用率 16 室/17 室

(ロ) 指定管理者による産学連携のコーディネート

令和 3 年度の相談件数 51 件（入居者から 3 件、入居者以外から 48 件）

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 利用者アンケートで管理運営全般についての問いに対し「概ね満足」以上が 80%以上等全 18 項目
- ・ 指定管理施設のため、公の施設目標管理型評価書（行政経営課様式）により毎年度管理

(イ) 実績数値

- ・ 全項目とも B 評価（要求水準（評価指標）が達成されている）以上を達成
- ・ 目標を上回る実績となり、センター利用者の研究開発の促進や産学連携コーディネートによる企業からの相談等に適切に対応できたと考える。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 産学共同研究施設等を設置するほか、民間研究施設等のエリア確保を図る等
- ・ 合併建設計画「バイオリサーチパーク形成促進事業」

(イ) 実績数値

- ・ 「合併建設計画期間において、必要な事業について着手し、完了した。」
※H26 年度秋葉区自治協議会評価
- ・ 事業自体の大きな目標に対する評価は上記の通り
- ・ 入居企業の研究内容や成果については毎年度アンケートにおいて把握している。

オ データの利活用

- ・ バイオ戦略 2020（内閣府）、バイオテクノロジーが拓く『第五次産業革命』（経済産業省）、その他各種セミナー資料等

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ、バイオリサーチセンターホームページ、指定管理者運用 SNS（Twitter、LINE、Instagram、YouTube）

キ フィードバック

- ・ R4年度も引き続き公の施設目標管理型評価を実施。

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

第2 成長産業・イノベーション推進課

2-1 地域イノベーション戦略推進事業（新潟IPC財団補助金）

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
12,041,000	11,102,710	0	938,290

* 財源のうち、3,999千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

地域産業の持続的な発展に向け、航空機産業などの成長分野への参入支援や事業効率の向上のためのデジタル化と付加価値向上のためのDXを推進することを目的に新潟IPC財団が市と連携しながら実施するもの。市では、地域未来投資促進法に基づく基本計画において、重点的に集積を図る業種として航空機関連産業分野を指定しており、また、地域再生法に基づく地域再生計画において、地域企業のデジタル化と異業種連携によるDXを推進することとしており、当財団に補助金及び負担金を交付し連携して取組を推進することで地域産業の活性化を目指す。

イ 内容

(ア) 概要

新潟IPC財団へ補助金及び負担金として支出

実施主体：新潟IPC財団

実施体制：事務員1名（事務補助）、スタッフ1名（金融機関から出向）、
市職員兼務4名（成長産業支援課職員）

(イ) 地域イノベーション戦略推進事業（補助金）

- ① 中小企業の航空機部品の一貫受注生産体制の更なる発展と体制維持を支援（展示会「エアロマート名古屋2021」での販路開拓支援）

- ② 企業のデジタル化と DX、異業種連携の推進によるイノベーション創出を支援（「DX プラットフォーム」や 5G ビジネスラボの運営を通じて、会員企業同士のマッチングやプロジェクト創出、実証実験におけるバックアップ）
- ③ 大学との共同研究や共同事業の支援（長岡技術科学大学の卓越大学院プログラムの実習先をコーディネート）

(ウ) 戦略的複合共同工場運営事業（負担金）

- ① 戦略的複合共同工場の賃貸借管理業務（賃料等徴収、管理等）
- ② 施設維持管理業務（光熱水費等契約・支払、警備・清掃・電気・消防設備管理、施設修繕等）

（施設概要）

所在地：新潟市南区白根北部第 2 工業団地内

敷地面積：8,392.27 m² 延床面積：2,880.00 m²

* 新潟市賃借用地 2014 年 4 月 1 日～2044 年 3 月 31 日（30 年間）

（入居企業グループ）

- ・ Niigata Sky Component Association (NSCA)（構成企業 3 者、工程協力企業 4 者）→金属加工・非破壊検査

賃貸借契約 2015 年 4 月 1 日～2030 年 3 月 31 日（15 年間）

- ・ 新潟エアロスペース（株）→品質保証、生産管理、マーケティング等

賃貸借契約 2019 年 8 月 1 日～（以後年度更新）

(エ) KPI・成果

- ・ 第 2 期新潟市まち・ひと・しごと創生総合戦略 KPI

イ 新たなビジネスや成長産業の創出・育成

7 航空機産業クラスターを推進する取組や先端技術を活用した実証事業などにおいて連携する企業・団体数

12 社・団体（2019 年度）⇒ 20 社・団体（2020～2024 年度累計）
2020 年度（実績）18 社・団体、2021 年度（実績）24 社・団体
2022 年度（目安）24 社・団体、2023 年度（目安）28 社・団体
2024 年度（目安）32 社・団体

- ・ 航空機関連産業の雇用者数（累計）

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
44 人	61 人	89 人	99 人	125 人	155 人	145 人	144 人

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 新潟市航空機産業クラスターとの定例会の開催数 12 回/年
- ・ 市場動向や企業ニーズなどを把握し施策に反映させる貴重な場であるため。

(イ) 実績数値

- ・ なし

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 航空機関連新規受注件数 10 件/R3
- ・ 中小企業の航空機産業への参入と事業拡大を目的としており指標として適当

(イ) 実績数値

- ・ 航空機関連新規受注件数 13 件/R3
- ・ コロナ禍による市場縮小局面での目標達成は評価。これまで培ってきた技術及び品質保証力に因ると分析

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ なし

キ フィードバック

- ・ 2024年頃の航空需要回復期を見据え支援を継続

(3) 所見

【意見 11】

航空機関連産業振興についての中間的総括を実施することが望まれる。

新潟市は、平成 20 年 2 月の航空機産学官連携会議開催を皮切りに、約 15 年間にわたり、航空機産業のクラスター形成への取組を行ってきた。この間、平成 23 年 6 月のパリ航空ショー出展（「NIIGATA SKY PROJECT」発動）や平成 25 年 3 月の国への地域イノベーション戦略推進地域への提案（提案機関の構成員：新潟商工会議所、新潟経済同友会、一般社団法人新潟青年会議所、国立大学法人新潟大学、独立行政法人産業技術総合研究所、新潟県、新潟市、株式会社第四銀行、総合調整機関：公益財団法人新潟市産業振興財団）、平成 27 年 2 月の新潟市戦略的複合工場の設置、航空機部品製造の認証「Nadcap」の取得などを経て、エンジン部品・機体部品・装備品の一貫受注体制が構築されてきた。

この間、新潟市内の航空機関連産業の売上高は令和元年に約 20.5 億円に、雇用者数は 155 人に達したものの、新型コロナウイルス禍による航空機需要の激減の影響により、令和 3 年の売上高は約 10 億円に半減し、雇用者数は 144 人に減少する事態に陥った。

現在の施策の方向性としては、半導体・医療機器などこれまで培った技術力が活かせる領域への転換の支援、産業基盤となりつつあるデジタル化と DX の推進、インキュベーション施設としての共同工場の運営などが示されており、航空機需要の復活を見据えてエンジンプレードなど航空機エンジン分野への挑戦も支援するとのことである。

このように、航空機関連産業の振興を支援する新潟市の取組は、産官学共同で継続的に新規分野へのチャレンジを図ったものとして、新潟市の産業政策に

において特筆されるべきものであると言える。もっとも、売上高や雇用者数等の一定の KPI が示されているとはいえ、この間の 15 年間の取組についての中間的な総括がなされた資料などは作成されていないようである。

これまで新潟市が投下してきた多大な金銭的投資や人的投資を踏まえると、その結果として、どのような成果が得られたのか、あるいは得られなかったのか、その要因をどのように捉えるのか、また、そうした振返りを踏まえた今後の戦略をどのように描くのかについて、示すべき時点にあると考える。

2-2 コロナ禍での早期社会実現を見据えた実証補助事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
15,000,000	15,000,000	0	0

* 財源のうち、13,750 千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響による「新しい生活様式」に適応したサービスやビジネスモデルのいち早い実現のため、企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進する。

イ 内容

コロナ禍により顕在化した社会課題を DX で解決を目指す民間企業等による実証事業を支援する。

(対象要件) ①デジタル技術を活用していること、②公共性、緊急性が高く、ビジネス波及が期待できること、③早期の社会実現が期待できる熟度の高い事業であること、④市域内で事業を行うこと

(対象経費) 報償費、原材料費、備品費、消耗品費、通信運搬費、機械器具借上料、開発費、その他諸経費

(補助率) 対象経費の 2/3 以内

(限度額) 1 件あたり 500 万円

(交付期間) 交付決定日から令和 3 年 2 月末日まで

(成果) 3 事業採択 (補助額 500 万円×3 件)

- ・ 飲食事業者向けネット対応プラットフォーム構築事業
- ・ コロナ禍によるジョブスクリプト型リクルーティング人材教育システム構想事業
- ・ シェアリングファクトリー事業

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 補助金採択数 : 3 件
- ・ 1 件あたり 500 万円×3 件

(イ) 実績数値

- ・ 3 件
- ・ コロナ禍における新事業展開へのニーズの高さから補助金公募 3 件に対し 5 件の応募があり、より実現可能性の高い 3 事業を採択できた。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 実証後の実装事業数 : 3 事業
- ・ 補助採択した全実証事業が実装されるものとする。

(イ) 実績数値

- ・ 3 事業
- ・ 補助採択した全 3 事業ともに、具体的なニーズと実装想定に基づく実証事業を実施できたことにより、実証後の実装 (実際に消費者向けのサービスとして提供開始) につながった。

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ掲載、関係団体への周知依頼

キ フィードバック

- ・ DXプラットフォーム推進事業の概念実証事業補助金として継続している。

(3) 所見

【指摘 8】

開発費の中に補助事業者の人件費を含ませて補助金が支払われている事例が見受けられたが、要綱において補助対象経費に補助事業にかかる人件費が含まれることが必ずしも明確となっていない。

新潟市コロナ禍での早期社会実現を見据えた実証事業補助金交付要綱別表第1は補助対象経費を「事業の実施に直接要する別表第2に掲げる経費」とし、別表第2では補助対象経費区分として「報償費、原材料費、備品費、消耗品費、通信運搬費、機械器具借上料、開発費、その他諸経費」を掲げ、開発費の内容として、「事業の実施に必要な製品、サービス、システム、ソフトウェア等の開発に要する設備費、外注費等」としている。

ところで、本事業の補助事業者のA社の補助対象経費のうち、「開発費」として自社従業員のプロジェクトマネージャーやシステムエンジニアの人件費相当額が計上され、補助金が交付されていた。

この点につき、A社関係の書類が綴られたファイルに、要綱とは別に作成された「(補足) 開発費中の人的コスト算出方法」なるものが存在しており、ここでは、本事業の開発費中の人的コスト（以下「人件費」という）の算出方法の運用基準として、人件費単価に補助事業に直接従事した時間数を乗じて算出するものとし、人件費単価は健康保険等級をもとに適用される等級単価や月給相当額から算出されるものとしている。

当課の説明によれば、経済産業省の算定方法を借用したとのことであるが、

当課から提供を受けた経済産業省大臣官房課の「委託事業事務処理マニュアル（令和2年6月版及び令和3年1月版）」記載による限り、あくまで委託事業に従事する場合の「人件費」の計算方法についての記載であって、本事業の補助対象経費としての開発費に人件費を含むことの根拠とはならない。

そして、要綱上の「事業の実施に必要な製品、サービス、システム、ソフトウェア等の開発に要する設備費、外注費等」との記載中の「等」に人件費も含まれると解釈することについては、設備費も外注費も補助事業者が外部に支払う支払額が一義的に明確な経費であり、その範囲や計算方法が一義的に定まらない人件費とは質的に異なっていることから妥当ではなく、少なくとも要綱の立案技術としては拙いと言わざるを得ない。

仮に、補助対象経費に人件費を含ませるのであれば、要綱上で「人件費」ないし「直接人件費」といった項目を明記し、算出方法や上限額等を明記すべきである（なお、当課の令和4年度事業である「新潟市 XR コンテンツ実装事業補助金交付要綱」別表第2は、「開発費」の内容として、「事業の実施に必要な製品、サービス、システム、ソフトウェア等の開発に要する設備費、人件費、外注費等」と人件費を記載するに至っているが、人件費の算出方法の記載はない。）

なお、A社の他に採択されたB社、C社については、補助事業者自らがWEBサイト構築等の業務を行っているが、自社人件費を補助対象経費たる開発費には計上していない。

2-3 DXプラットフォーム構築事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
76,495,000	75,145,430	0	1,349,570

* 財源のうち、65,324千円は国交付金を充当、3,100千円は企業版ふるさと納税による寄附金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

市内企業の付加価値向上や事業効率の向上を目的に、新潟市産業振興センターに 5G ビジネスラボを設置し、近未来技術の体感や技術実証の場を整備するとともに、異分野・異業種間の企業や人、技術やデータなどをつなぐプラットフォームを構築し、共創環境を整備することで企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）に向けた取組と「新しい生活様式」を見据えた新規事業の創出を支援する。

イ 内容

(ア) 新潟市 5G ビジネスラボ設置 (R2 繰越事業) 【委託料: 60,995,000 円】

新潟市産業振興センターに次世代高速通信規格 5G の環境を整備し、近未来技術の体感や技術実証の場として令和 3 年 9 月に「5G ビジネスラボ」を開設し、令和 2 年 10 月 14 日～令和 4 年 2 月 28 日の新潟市 5G オープンラボ整備運用業務を 5G 敷設事業者である株式会社 NTT ドコモ新潟支店に業務委託した（委託期間令和 2 年 10 月 14 日～令和 3 年 3 月 31 日）。

(イ) DX プラットフォーム

多種多様な業界、業種の事業者が連携し DX を推進することで新しい製品やサービスを創造するための会員制プラットフォーム

（運営主体）新潟 IPC 財団

（設立）令和 3 年 4 月

（会員）54 社・団体（R4.3 時点） *市内外の企業・団体が参加

（会費）大企業会員年 120 千円、中小企業会員年 24 千円、特別会員なし

（主な提供サービス）①コミュニティ、事業創出プロジェクト（現在 7 プロジェクト）の運営、②5G ビジネスラボの運営、③新規事業開発に必要な専門人材の活用支援、④概念実証の支援

（運営経費）5G 基地局電気料、5G 体感機器購入費・維持費、オンラインサ

ービス使用料は、すべて会費収入で運営

(ウ) 概念実証支援補助金【補助金：11,929,000円】

新規事業開発における概念実証に係る経費を補助する。

(対象者) 市内 DX プラットフォーム会員企業、市内会員企業を含むコンソーシアム

(要件) 地元企業や本市の社会課題解決に資するプロジェクトであること

(補助類型・補助率) ①通常型：1/2 以内、上限 100 万円、②特別型：2/3 以内、上限 400 万円（5G 等の近未来技術を活用した実証の場合）

(補助実績) ①通常型【3件】

- ・ 5G 映像コンテンツ活用プロジェクト [1,000 千円]
- ・ 顔認証手ぶら決済プロジェクト [1,000 千円]
- ・ キャラクター3D化概念実証 [163 千円]

②特別型【4件】

- ・ 鳥屋野潟周辺ドローン宅配サービス実証 [2,526 千円]
- ・ 3D モデルバーチャル企業見学コンテンツ実証 [2,602 千円]
- ・ 新潟市街地バーチャルシティ実証モデル作成 [3,931 千円]
- ・ 双方向動画伝送基盤 [707 千円]

(エ) 専門人材活用支援事業【補助金：2,221,430円】

専門人材の活用により、DX プラットフォームの会員企業が行う新規事業計画策定を支援する（新潟 IPC 財団が実施する補助事業への補助）。

(対象者) 市内 DX プラットフォーム会員企業、市内会員企業を含むコンソーシアム

(対象経費) プロジェクトマネージャー、コーディネーター、デザイナー等に支払う委託料

(補助率) 業務委託契約の 3 か月分以内、対象経費の 2/3 以内、上限 50 万円（特に効果が認められる場合は、最大 9 か月分まで延長可、

150 万円上限)

(補助実績) 【2 件】

- ・ 共同受注プラットフォームサービスの UI 設計 (ニーズ、慣習等への助言) [1,500 千円]
- ・ ドローン宅配の必要機能の開発 (必要要件の明確化、ニーズの可視化と言語化) [720 千円]

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ プラットフォーム会員企業数 50 社・団体/R3
- ・ 会員向けのサービスが主であるため。

(イ) 実績数値

- ・ プラットフォーム会員企業数 53 社・団体/R3
- ・ DX への関心度の高さもあり目標を達成。持続性が今後の課題。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ プラットフォームを通じてデジタル化や DX に取り組んだ企業数 10 社/R3
- ・ DX 推進度の指標として適当

(イ) 実績数値

- ・ プラットフォームを通じてデジタル化や DX に取り組んだ企業数 37 社/R3
- ・ PoC 補助制度や各種サービスメニューが DX への機運醸成に貢献したと評価。

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 新潟 IPC 財団ホームページ

キ フィードバック

- ・ 会員からの要望等を踏まえながら事業継続

(3) 所見

ア 【指摘 9】

委託業者の履行遅延があったのに対し、新潟市としての対応方針を記した文書が作成されていない事例が見受けられた。

令和 2 年 10 月 14 日に新潟市 5G オープンラボ整備運用業務委託契約を 5G 敷設事業者である株式会社 NTT ドコモ（以下「NTT ドコモ」という。）と締結したが、令和 3 年 2 月 22 日に変更契約書を締結した。変更内容は、環境整備業務の終期（期限）を同年 3 月 10 日から同年 8 月 30 日に、運用業務の終期を令和 3 年 3 月 31 日から令和 4 年 2 月 28 日に変更するものであり、変更理由は新型コロナウイルスの感染拡大により活動の抑制を余儀なくされたため、作業計画が大幅に後ろ倒しになったことによる。

ところが、令和 3 年 8 月 11 日に NTT ドコモより履行遅延についての説明があり、その内容は、同社側の誤解により光ファイバーの発注不足が判明し、環境整備業務の履行期限である同月 30 日までに一部基地局を稼働させることができなくなったというものであった。同社は、同年 10 月 4 日の本開通までの期間は暫定対応により部分開通を実施する旨を申し出て、当課は申し出を了解し、遅延分については早急な竣工を行うように指示をした。

しかし、そうした対応を行ったことの記録については、NTT ドコモから打合せ簿の提出を受けて保管するに留まっていた。事実上の履行猶予の措置であり、契約上請求しうる遅延損害金を請求しないとの判断を含むものであるから、新潟市内部の判断過程を記録した書類を残しておくべきであった。

イ 【指摘 10】

補助対象経費とするに不適切な旅費や宿泊費が含まれている事例が見受け

られた。

新潟市概念実証支援補助金事業の補助事業者である A 社は、新潟市中央区が本店所在地であるが、代表取締役の自宅は会社登記上、東京都内となっている。同社が実証実験を行うために、代表取締役が複数回にわたり都内から新潟市に往来し、新潟市に宿泊することがあり、その旅費や宿泊費も補助対象経費として申請され、新潟市より補助金が交付されていた。

確かに、A 社の代表取締役は実証実験をすることを目的として新潟市に往来したという意味では、補助事業を実施するのに必要な経費であると言えなくもない。しかし、A 社の本社も実証実験を行った場所もいずれも新潟市中央区内であり、代表取締役がどこに居住するかによって、実証実験の経費が異なってくるのはいかにも不合理である（いわば、自宅から会社に通勤する費用を補助対象経費とするに等しい）。

したがって、A 社の代表取締役の上記交通費や旅費は、補助対象経費とするには不適切であったというべきである。

ウ 【指摘 11】

開発費の中に補助事業者の人件費を含ませて補助金が支払われている事例が見受けられたが、要綱において補助対象経費に補助事業にかかる人件費が含まれることが必ずしも明確となっていない。

新潟市概念実証支援補助金交付要綱別表第 1 は補助対象経費を「事業の実施に直接要する別表第 2 に掲げる経費」とし、別表第 2 では補助対象経費区分として「報償費、原材料費、備品費、消耗品費、通信運搬費、機械器具借上料、開発費、その他諸経費」を掲げ、開発費の内容として、「事業の実施に必要な製品、サービス、システム、ソフトウェア等の開発に要する設備費、外注費等」としているが、補助対象経費のうちに「開発費」として自社従業員の人件費相当額が計上され、補助金が交付されている事例が複数見受けられた。

この点についての監査人の見解は、「コロナ禍での早期社会実現を見据えた実証補助事業」に記載したとおりである。

2-4 DX人材育成支援事業

(1) 事業費 単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
13,200,000	12,980,000	0	220,000

* 財源のうち、12,000千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）を進めるうえで課題となっているDX人材の不足を解消するため、中小企業の課題に応じたDX人材の社内育成プログラムを作成し、地域企業が求めるモデルプログラムとして民間導入を図る。

イ 内容

- ・ IT関連企業に業務委託（委託料12,980千円）
- ・ 市内企業1,000社（実施数1,027社）へWebアンケートを依頼し、231社が回答（回収率22.5%）。回答のあった231社のうち、DX人材育成支援事業プログラムへの参加意向がある27社に対してオンライン会議を設定。委託事業者の社員である中小企業診断士やITコーディネーターがヒアリングを対応し、DXへの取組や課題などを聴取し、その結果を基に、事前に想定していた8つの企業タイプへ選別し、企業タイプごとの研修プログラムを作成。プログラム実施前に効果測定を実施し、受講者のDXに対する理解度を把握。研修会を実施し、12社21名が本プログラムを受講、ワークショップ3回（内：集合1回、オンライン2回）、オンライン研修、eラーニングの実施。全プログラム終了後に効果測定を実施した。

- ・ 効果測定の結果、本プログラム実施前後において、全コースで改善が図れた。また、参加企業数 12 社の内 4 社が自社内における DX の取組推進が図れたとの報告があった。

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 受講数：10 社 20 名
- ・ 想定業種 7 のうち重点 3 業種各 2 名、その他 4 業種 1 名

(イ) 実績数値

- ・ 受講数：12 社 21 名
- ・ DX へのニーズの高さから目標を超える企業数からプログラムへの参加が得られた。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 受講後に DX 推進が図られた会社数：3 社
- ・ 受講会社数の 1/4 で実施

(イ) 実績数値

- ・ 受講後に DX 推進が図られた会社数：4 社
- ・ 受講後すぐにもかかわらず 4 社において DX の取組が図られており、実施した育成プログラムにより各社における DX 推進に一定の効果があることがわかった。

オ データの利活用

- ・ 令和 2 年度県内産業デジタル化構想作成事業

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ掲載、市内企業への DM 送付、関係団体への周知依頼

キ フィードバック

- ・ 実施した育成プログラムへのフィードバックを踏まえて、DX サポート事

業として内容を拡充して実施している。

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

2-5 新潟市ソフトウェア産業協議会補助金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
485,000	485,000	0	0

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

技術向上・人材育成等に対する事業を行い、業界の発展に努力しているソフトウェア産業協議会に補助金を交付することにより、業界の振興と地域産業の活性化を図る。

イ 内容

以下の補助事業者の事業費に対し、定額補助を実施（実質補助率 28.6%）。

（団体名）新潟市ソフトウェア産業協議会

（会長）民間事業者の代表取締役

（事業）①人材確保、人材育成等の事業、②情報交換、共同開発等の事業、
③産業見本市への参加、講演会開催等による広報活動事業、④会員相互の親睦・交流

（設立）S63.10.19

（会員）正会員 80、賛助会員 5、特別会員 1（R4.6.20 現在）

（事務局）新潟市異業種交流研究会協同組合事務局内（商業振興課内）

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 補助件数:1 件

- ・ 単一の特定団体に対する活動補助金であるため。

(イ) 実績数値

- ・ 補助件数:1 件
- ・ 目標通りの実績を達成

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 実績報告書
- ・ 実績報告書等より活動全体を通して総合的にその効果を判断するため。

(イ) 実績数値

- ・ 新型コロナウイルスの影響により当初予定していた事業の中止があったものの、セミナー開催や BIZEXPO 出展など、市内ソフトウェア産業の発展に資する活動実績や実績報告書などから達成度は高いと判断できる。
- ・ 技術革新の激しい IT 業界において、業務向上や最新技術・動向に関するセミナーの開催を通して、個社では機会確保が難しい、営業力などのビジネススキルや専門スキル、技術力の向上の機会を提供するなど、人材育成による業界全体のレベル向上と雇用確保に大きな役割を果たしている。また、学生向け就職セミナーやシニア社員向けのセミナーの開催等を通して、人材流出や高齢化など雇用の問題をはじめとした、業界全体が直面する課題に取り組むなど、業界の発展のため、精力的に活動していると評価できる。

オ データの利活用

なし

カ 周知・広報

- ・ HP 等において、当該協議会の運営費の一部は新潟市の補助金に基づくものである旨を表示

キ フィードバック

- ・ 実績報告書から、展示会や研修会を盛んに行っているほか、本市事業への連携協力や業界全体の課題や人材・雇用問題に関する取組など事業の充実が見て取れるなど、活動全体を通して総合的に判断するものとして継続して成果を検証していく。

(3) 所見

【意見 12】

定額補助のあり方について、見直しを検討されたい。

令和 3 年度の補助金額は、定額補助により 485,000 円であった。従来 500,000 円であったものが予算査定において減額となったということである。同団体の収支決算をみると、前年度繰越金が 1,308,737 円、当年度の積立金が 300,000 円、次年度繰越金が 1,073,387 円であるから、ほぼ収支均衡の状態にある。

もともと、令和 3 年度の補助対象経費（インターネット運営事業費、セミナー開催費、にいがた BIZ EXPO 出展費、パンフレット作成費等）は 1,694,881 円であるが、補助対象外経費を含む協議会の総事業費の約半額は会議費や懇親を図る事業の経費である。正会員の年会費は 3 万円であり、年間 6,000 円程度の会費増額で市の補助分は補填できることを考えると、今後、定額補助のあり方を見直されることが望ましい。

2-6 スタートアップ支援事業

* 令和 3 年度は産業政策課が所管

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
33,900,000	31,315,160	0	2,584,840

* 財源のうち、15,658 千円は国交付金を充当、200 千円は企業版ふるさと納税による寄附金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

フードテック（食・農×テクノロジー）をキーワードに、市内企業の新事業やスタートアップ企業が次々と生まれる好循環の形成を目標に、産業界の機運醸成や市内企業とスタートアップ企業の協業を促進する。

イ 内容

(ア) セミナーの開催

フードテックへの関心を高めることを目的に、セミナーを3回開催し、延べ70名が参加した。フードテックの領域が多岐にわたることから、市内企業の取組を促進させるため、具体的なテーマを設定した分科会を1回開催し、23名が参加した（実施テーマ「有機栽培とフードテック」）。

(イ) 協業に向けた個別マッチング

市内企業とスタートアップ企業等との個別マッチングを11回実施し、事業化の見込みがある協業2件をアレンジした。

(ロ) 共創促進プログラム（アクセラレーション・プログラム）の実施

市内企業とパートナー企業とのマッチングを行い、新たな事業創出につながるようプログラムを実施。市内企業3社から応募があり、ニーズに対応したパートナー企業との協業を3件アレンジし、事業化に向けた集中コンサルティングを実施した。協業案件の資金調達を目的とした成果報告会を実施し、金融機関・市内企業など45名の参加があったが、資金調達にはつながらなかった。

(ハ) スタートアップ企業の輩出に向けた取組

フードテック領域で起業を目指す方、新規事業を立ち上げたい社内起業家や経営者などを対象に、新潟IPC財団と連携して「フードテックスタートアップスクール」を全5回の日程で開催。延べ22名の参加があり、参加者のうち、1名がR3起業、1名がR4起業予定。

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ イベント・セミナー参加者数:100名
- ・ 地方創生推進交付金 KPI に準ずる。

(イ) 実績数値

- ・ イベント・セミナー参加者数:160名
- ・ 目標通りの実績を達成

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 事業提携件数:5件 資金調達件数:2件
- ・ 地方創生推進交付金 KPI に準ずる。

(イ) 実績数値

- ・ 事業提携件数:5件 資金調達件数:0件
- ・ 市内企業とスタートアップ企業等との協業を促進し、新事業形成に寄与した。

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ、前年度参加者などに集中的に周知

キ フィードバック

- ・ 検討中

(3) 所見

【指摘 12】

フードテック&アグリテックを軸としたスタートアップエコシステム形成事業に係るコンサルティング及びセミナー運営業務委託の公募型プロポーザルによる契約について、契約締結における競争性確保への配慮が不十分であった。

同契約のプロポーザル参加のスケジュールは、令和3年4月8日公募開始、

同月 14 日参加表明期限、同月 21 日提案書提出期限とされたが、A 社のみが参加してプロポーザルが実施され、同社と契約締結が行われた（委託料 16,170,000 円（税込み））。

プロポーザルの実施要領における委託費上限額は、16,400,000 円（税込み）とされたが、この上限額は、プロポーザル実施前に A 社から提出された参考見積書に基づくものである。また、A 社は令和 2 年度に新潟市の「フードテック & アグリテックを軸としたスタートアップエコシステム形成事業」を受託しており、同事業の業務内容として「中期（3 年間）のエコシステム形成ストーリー策定支援・取り組みの具体化、各種プログラムの実施設計のご支援」（A 社提出資料より）を実施したが、令和 3 年度の上記契約は、令和 2 年度事業の成果物としての「エコシステムの概念図」を参考に令和 4 年度末のエコシステムの実装及びエコシステムの具体化の分析や提案を求めるものであった。

以上によれば、プロポーザルに参加するための準備期間において、A 社以外の参入は非常に困難であったものと考えられ、契約締結における競争性確保の面での配慮が十分ではなかったと言わざるを得ない。

なお、その後、関連するフードテック & アグリテックを軸としたスタートアップエコシステム形成事業に係る新たな共創促進事業の業務委託についても、公募型プロポーザルにて契約相手の選定が行われたが、その際のスケジュールは令和 3 年 7 月 19 日公募開始、同年 8 月 4 日参加表明期限、同月 10 日提案書提出期限とされた。これには 5 社が参加して、選定委員会による採点の結果、先ほどと同一の A 社が選定されている。

2-7 創業サポート事業（店舗）

* 令和 3 年度は商業振興課が所管

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
4,121,000	2,845,470	0	1,275,530

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

新潟市内で創業する者を支援することで、市内商業活性化及びまちなかの活性化を図る。

イ 内容

市内の空き店舗を活用して創業する場合の店舗賃借料を支援することで、市内での創業を促進し、市内商業やまちなかの活性化を図る。

市内の空き店舗で、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業を創業する者を対象に、店舗賃借料の1/3(上限60万円)の補助を行う(商店街内、UIJターナー者、特定創業支援者の場合は1/2、2年目以降は1/3)。補助期間は1年間(事業実施場所が拠点商業地域内の場合は、3年間)。

(成果)

R1…新規7件、継続5件、合計12件

R2…新規4件、継続7件、合計11件

R3…新規6件、継続4件、合計10件(新規分の補助額合計2,089,000円)

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 10件
- ・ 予算範囲内で設定

(イ) 実績数値

- ・ 10件
- ・ 目標通りの実績を達成

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 新規採択件数
- ・ 空き店舗の活用件数とみなせるため

(イ) 実績数値

- ・ 新規 6 件
- ・ 空き店舗減少に歯止めをかけ、市内での創業を促し、市内商業活性化やまちなかの活性化創出に貢献した。

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ、チラシ設置、市報にいがた掲載

キ フィードバック

- ・ 事業継続

(3) 所見

ア 【意見 13】

本事業の成果指標の目標数値として、新規採択の具体的な件数を設定することを検討されたい。

本事業は、新潟市補助金等交付規則に従い、「取扱基準」の中の補助事業の「目標」として、補助金活用事業者が年間 5 件以上と設定している。一方で、本事業の成果指標として、新規採択件数を参照することになっているものの、具体的に何件の新規採択件数を目指すのか、目標数値が設定されていない。

目標数値として、具体的な新規採択の件数が設定できるのであれば、どの程度目標を達成できたのか（達成できなかったのか）なども判断が可能となり、事業の見直しの必要性等の判断材料にもなると思われる。

イ 【意見 14】

補助金交付要綱に交付決定の際の審査基準に関する規定を設けることが可

能か検討されたい。

本事業の補助金交付要綱には、交付決定の際の審査基準については特に規定がされていないものの、実際の審査にあたっては、「事業の目的・目標」や「事業の継続性」等の項目を設け、項目ごとに点数をつけて、交付決定をするか否かの判断を行っていた。

募集要項には、審査基準が明記されているものの、補助金交付要綱にも審査基準に関する規定を設けることで、本事業を利用しようとする事業者の予測可能性がより高まり、また、要綱に従って交付決定がなされたことをより明確に示すことができると思われるため、当該規定を設けることが可能かどうか検討されたい。

2-8 創業サポート事業（オフィス）

* 令和3年度は企業誘致課が所管

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
5,512,000	4,030,000	0	1,482,000

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

新たに事業活動を行う個人、グループ又はベンチャー企業で今後、創業しようとするもの又は創業から3年未満のものに対し事業所賃料の一部を助成し、本市における新事業の創出及び新規創業を促進し、産業の活性化に資することを目的とする。

イ 内容

新たに事業活動を行う個人、グループ又はベンチャー企業で今後、創業しようとするもの（初年度の実績報告日の前日までに創業に至るものに限る。）又は創業から3年未満のものを対象に、事業所賃借料の1/3（限度額月額3万

円)の補助を行う(情報通信関連産業、UIJターン者、特定創業支援者の場合は、初年度1/2、限度額月額5万円)。補助期間は、初年度の交付決定から1年以内(情報通信関連産業は初年度の交付決定から3年以内)。

(成果) * 括弧内は、そのうち情報系のもの

R1…新規4(1)件、継続14(12)件、合計18(13)件

R2…新規4(2)件、継続10(7)件、合計14(9)件

R3…新規10(6)件、継続7(5)件、合計17(11)件

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 15件
- ・ 予算範囲内で設定

(イ) 実績数値

- ・ 17件
- ・ 目標通りの実績を達成

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 新規採択件数
- ・ 事業所の活用件数とみなせるため

(イ) 実績数値

- ・ 新規10件
- ・ 市内産業の活性化に貢献した。

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ、チラシ設置、市報にいがた掲載

キ フィードバック

- ・ 事業継続

(3) 所見

ア 【意見 15】

本事業の事業目的などを踏まえて補助対象等の見直しが必要か検討されたい。

本事業では、要綱上、創業のほか、創業から 3 年未満の事業者が新事業を行う事業者も補助の対象とされており、令和 2 年度に本事業を利用して月額 5 万円の補助を受けた事業者が、令和 2 年度とは別の新事業を行うため、令和 3 年度にも本事業を利用して月額 5 万円の補助を受けたものがあつた。

創業から 3 年未満の事業者とはいえ、既存の事業者が、新事業を行うことから直ちに新たな事業所が必要となるものでもなく、そのような事業者に補助金の交付をすることが創業の支援といえるかは疑問が残る。また、そのような事業者も補助対象になっていることから、成果指標として設定された新規採択件数が、必ずしも新たな事業所の活用数と一致するものでもない。

事業目的などを踏まえて、補助対象が適切かどうか、成果指標をどのように設定するのかなどについて、検討されたい。

イ 【意見 16】

本事業の成果指標の目標数値として、新規採択の具体的な件数を設定することを検討されたい。

本事業は、新潟市補助金等交付規則にしたがい「取扱基準」の中の補助事業の「目標」として、支援件数年間 17 件と設定している。一方で、本事業の成果指標としては、新規採択件数を参照することになっているものの、具体的に何件の新規採択件数を目指すのか、目標数値が設定されていない。

目標数値として、具体的な新規採択の件数が設定できるのであれば、どの程度目標を達成できたのか（達成できなかったのか）なども判断が可能となり、事業の見直しの必要性等の判断材料にもなると思われる。

ウ 【意見 17】

本事業の要綱の規定において、交付決定の審査にあたって勘案すべきとされた項目について見直しが必要か検討されたい。

本事業の要綱 7 条 1 項では、「……事業実現性、事業継続性、技術開発力及び社会性等を総合的に勘案し、補助金の交付又は不交付の決定をする。」と定められている。

もともと、実際の交付決定の審査にあたっては、「新規性・独自性」、「波及効果」、「熱意」、「経営戦略」の各項目に点数をつけて、交付決定をするか否かの判断を行っていた。「新規性・独自性」、「波及効果」、「熱意」、「経営戦略」の項目では、要綱に規定されたもののうち技術開発力の考慮が不十分とも思われるなど、実際の審査にあたって考慮した項目で要綱に規定された項目が十分に勘案されたのか、疑問の余地がある。

実際の審査にあたって考慮した項目で、要綱に規定された項目が十分に勘案されたのか、十分に勘案されていないとすれば、実際の審査で考慮した事項と要綱に規定された事項のどちらを見直す必要があるかなどの検討をされたい。

第3 商業振興課

3-1 西堀地下駐車場管理運営費

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
32,492,000	25,812,450	4,500,000	2,179,550

* 財源のうち、19,919千円は使用料及び手数料、18千円は諸収入を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

中心市街地の円滑な道路交通を確保するとともに、市民の利便の向上及び商業の振興に寄与するため、新潟市西堀地下駐車場を設置し、管理運営する。

イ 内容

(施設概要)

名称：新潟市西堀地下駐車場（H13市営化）

住所：新潟市中央区西堀前通6番町893番地1

施設：鉄骨鉄筋コンクリート地下2階、駐車場面積4,652㎡

収容台数112台

利用時間：（入庫）午前7時半から翌午前0時

（出庫）午前7時半から翌午前2時

利用料金：180円/30分、900円/1泊（午後8時から翌午前8時）

回数券3,000円（30分券×20枚つづり）

指定管理者（R1～5年度）：三菱地所パークス株式会社

(事業収支)

<収入>

駐車場使用料 19,701,432円

行政財産使用料 218,078円

雑入 18,048 円

合計 19,937,558 円

< 支出 >

需用費 170,060 円

役務費 279,340 円

委託料 23,821,178 円

使用料及び賃借料 1,511,872 円

負担金 30,000 円

合計 25,812,450 円

< 収支差額 > △5,874,892 円支出

(決算状況) 単位:千円

年度	歳入合計	歳出合計	収支状況
H29	35,520	59,478	△23,958
H30	35,328	57,612	△22,284
R1	37,593	27,511	10,082
R2	20,415	26,637	△6,222
R3	19,937	25,812	△5,875

(利用実績)

年度	年間収入 (千円)	総利用台数 (台)	内免除台数 (台)	1日平均 (台)
H29	35,277	185,856	93,047	511
H30	35,071	220,351	124,225	605
R1	37,334	224,328	123,500	616
R2	20,178	215,315	147,137	593
R3	19,701	211,345	146,510	581

平成 29 年 8 月 中央区役所移転

令和 2 年 3 月 三越閉店

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 入庫台数 229,609 台
- ・ R3 当初予算の駐車場使用料収入見込み

(イ) 実績数値

- ・ 入庫台数 211,345 台
- ・ コロナ禍により見込み減となったが、概ね達成された。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 商業の振興や市民の利便性向上の達成指標が、利用台数等の数値で計れないため。施設の満足度については、利用者アンケートを実施。

(イ) 実績数値

- ・ 指定管理者での研修実施による接客力の向上により利用満足度は高くなっており、適正な管理運営が出来ていると考える。

オ データの利活用

- ・ 入庫台数

カ 周知・広報

- ・ 市 HP や周辺看板などで利用を周知している。

キ フィードバック

- ・ 利用見込みを踏まえて次年度予算を編成している。

(3) 所見

【意見 18】

古町地区への中央区役所移転やふるまち庁舎開設の一方で、商業施設の撤退が相次ぐなど、西堀地下駐車場取得時とは異なる周辺環境を踏まえた市営駐車

場のあり方を検討するべきである。

市が、平成 13 年度に西堀地下駐車場（以下「地下駐車場」という。）を取得した際の取得理由書によると、当時の地下駐車場の稼働率は、平日 50%、休日 73%で休日の稼働率が高く、古町西堀地区の駐車場で最も高い稼働率を誇っており、駐車場利用客のうち近接する商店街での買物客が 50%以上を占めるとのことであった。

これに対して令和 3 年度の稼働率を見ると、13 時から 16 時の時間帯で、平日約 70%、休日約 32%で平日の稼働率の方が高く、平成 13 年度の利用状況とは大きく異なっていることが分かる。これは、当時は、休日の買物客の利用が多かったのに対して、現在は、平日の中央区役所やふるまち庁舎などの来庁での利用客が多い一方で、休日の買物客による利用が減少していることを反映した結果と思われる。

市が、地下駐車場を所有する意義は、自動車で古町地区を訪れる市民の利便性向上を図ることや、買物客などが利用する駐車場を整備し、中心市街地における商業振興に寄与することなどにあると考えられる。

現在、平日の稼働率が高いことは、来庁で地下駐車場を利用する市民にとって利便性が高く、その役割を果たしていることを示していると思われるが、来庁利用がほとんどない休日の稼働率が低いことは、古町地区の商業振興に寄与するといった役割を十分に果たせていないのではないかと考えられる。

地方の中心市街地空洞化の主な原因は、モータリゼーションの進展により、広い駐車場を完備した郊外の大規模小売店舗などに買物客が流出したことにあると言われてるように、中心市街地にある地下駐車場が果たす商業振興面での役割は大きいと考えられる。

地下駐車場の現在の利用状況を見る限り、平日は主に来庁利用を中心とした駐車場としての役割が、来庁利用がほとんどない休日は、主に中心市街地活性化に寄与する駐車場としての役割が期待されていると考えるが、いずれにして

も周辺環境の変化を反映して、地下駐車場に期待される役割が、取得当時とは大きく異なっていると考えられることから、現在の環境下における市営駐車場のあり方を新たに検討するべきである。

3-2 西堀地下施設改修事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
112,000,000	112,000,000	0	0

* 財源のうち、100,800千円は、公共事業等債（充当率90%、交付税措置20%）を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

西堀地下施設における公共通路、公共駐車場の安全確保のため、耐震補強工事を行う。

イ 内容

（工事概要）

- ・ 期間：R4.2～R5.9（設計を含む工期予定）
- ・ 工法：地下1階の壁のうち10枚程度を耐震補強壁にするほか、地下2階の柱の補強
- ・ 耐震診断の状況（R1年度に実施）：構造耐震指標は、「倒壊、崩壊の危険性が高い（IS値0.30未満）」箇所はなかったものの、一部で安全基準（IS値0.60以上）を満たさない箇所あり。

（事業費）

- ・ 新潟市地下街防災推進協議会（構成：新潟市、新潟地下開発（株））が事業を実施し、国が事業費（R3年度は168,000千円、R3～R5で420,000千円）のうち1/3を、新潟市が1/3（R3年度は56,000千円、R3～R5で140,000千円）を補助する。

- ・ 協議会の負担部分である 1/3 のうち、専有面積比率により新潟市と地下開発とで負担金を分担する（新潟市 58.6%、地下開発が 41.4%）が、地下開発の負担部分について、市が別途補助金を交付する。

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 西堀地下施設耐震工事に係る設計を実施

(イ) 実績数値

- ・ 西堀地下施設耐震工事に係る設計に着手した。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 令和 5 年度に耐震化を完了させる。

(イ) 実績数値

- ・ 耐震化実現に向けて着実に工程を進めている。

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 工事に伴い利用者に影響がある部分については、HP や市報を通じて周知

キ フィードバック

- ・ なし

(3) 所見

【意見 19】

経営改善に向けた抜本的な対応が求められている新潟地下開発(株)に対する補助については、同社に対する直接補助に限らず、実質的な補助額を含めて市民に分かりやすく説明するように努めるべきである。

地下 1 階の西堀ローサ（所有者新潟地下開発（株）。以下「地下開発」という。）と地下 2 階の西堀地下駐車場（所有者市）からなる西堀地下施設は、区分所有

建物であることから、共用部の耐震改修工事を行うにあたり、市と地下開発により構成される新潟市地下街防災推進協議会（以下「協議会」という。）を組織し、耐震改修工事費を令和3年度から令和5年度にかけて総額で4億2,000万円支払うことになっている。当該工事費に係る市と地下開発の負担状況は以下のとおりである。

西堀地下施設の耐震改修工事費4億2千万円の負担状況

（令和3年度～令和5年度の総額）

財源	金額 (百万円)	新潟市地下街防災推進協議会			
		地下開発		市	合計
		地下1階 西堀ローサ 専有割合41.4%		地下2階 西堀地下駐車場 専有割合58.6%	
国補助金 ※	140	140		140	
		(57.96) A	(82.04) D		
市補助金 ※	140	140		140	
		(57.96) B	(82.04) E		
所有者(地下開発)	57.96	57.96	(57.96) C	57.96	
所有者(市)	82.04		82.04 (82.04) F	82.04	
合計(百万円)	420	420		420	
		(173.88)	(246.12)		

()は、補助金がない場合に所有者が負担すると想定される金額。

※ 地下街防災推進事業費補助金（国土交通省）

国補助を利用する条件として、同額以上の地方公共団体の協調補助が必須となり、

国補助1/3、市の協調補助1/3、所有者(発注主体)の自己負担1/3により耐震化を図るもの。

耐震改修工事に係る総事業費4億2,000万円のうち、国の補助金1億4,000万円と国補助の制度上求められる同額の市協調補助金1億4,000万円を除いた残額1億4,000万円の負担について、所有者である地下開発と市が専有割合（登記面積）に基づき負担することになるところ、地下開発の負担となる5,796万円（Cの金額）については、市の地下街防災推進事業費補助金の交付を受けるため、結局、地下開発の負担額はゼロとなっている（Aの5,796万円を国が、BとCとの合計額1億1,592万円を市が負担したことによる）。

他方、市の実質的な負担額は、国補助協調分の 1 億 4,000 万円（B と E の合計額）と、協議会の自己負担分のうち市所有部分の 8,204 万円（F の金額）と、地下開発所有部分の 5,796 万円に対する補助額（C の金額）を合わせた 2 億 8,000 万円ということになる（B、C、E、F の合計額）。

経営改善に向けた抜本的な対応が求められている地下開発に対する市の補助については、市民や議会の関心も高いと思われるため、地下開発に対する市の直接補助（C の 5,796 万円）に限らず、実質的な市の補助額（B の 5,796 万円）も含めて市民に分かりやすく説明するように努めるべきである。

3-3 中小企業制度融資貸付金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
11,138,000,000	4,865,400,000	0	6,272,600,000

* 財源は、全額諸収入を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

中小企業者の資金調達の円滑化を図り、経営基盤の確立を促進し、市内中小企業者の育成・発展を通して地域経済の活性化に資することを目的とする。

イ 内容

(概要)

本市が市内金融機関及び新潟県信用保証協会と相互に協力し、実施している融資制度。

市が金融機関に対して融資の貸付原資となる資金（一部又は全部）を預託し、金融機関は市が定める要件に沿って中小企業者に融資を行うもの。

市が貸付金の一部を負担することから、固定金利で長めの融資期間の制度となっており、返済計画が立てやすいなどの特徴がある。また、融資に

は金融機関の審査が必要だが、ほとんどの融資に県信用保証協会による保証が付くことで金融機関のリスク負担の軽減がなされ、融資しやすい体制に配慮している。

(令和3年度新規貸付実績)

＜制度名＞	＜件数＞	＜金額＞	単位：千円
中小企業開業資金	185	860,320	
地方産業育成資金	5	15,420	
一般融資	96	511,195	
一般融資（障がい者雇用推進枠）	6	59,100	
無担保無保証人融資	2	7,700	
小規模企業振興資金	440	1,181,306	
小規模企業振興資金（障がい者雇用推進枠）	0	0	
夏期・年末資金	3	10,100	
経営支援特別融資	37	159,200	
（内、新型コロナウイルス感染症対応枠）	(31)	(122,200)	
中小企業資金繰り円滑化借換融資	26	181,624	
工場等新增設資金	0	0	
設備近代化資金	0	0	
中小企業振興資金	0	0	
制度融資合計	800	2,985,965	
参考) 平均貸付金額		3,732	

(令和3年度) 中小企業開業資金保証別実績

	＜件数＞	＜金額＞	単位：千円
新規貸付	185	860,320	
（内訳）			
一般開業	11	36,450	

創業関連保証	48	196,890
創業等関連保証	2	10,000
特定創業支援枠	124	616,980

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 本制度は信用力が乏しい企業向けに、民間の金融商品の補完及び中小企業のセーフティネット的な役割を担っていることから、目標値の設定には馴染まない。

(イ) 実績数値

- ・ 新規貸付件数 800 件
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国主導で有利な融資が実施されたため、市制度融資の利用は例年より大幅に少ない状況にある。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 本制度は信用力が乏しい企業向けに、民間の金融商品の補完及び中小企業のセーフティネット的な役割を担っていることから、目標値の設定には馴染まない。

(イ) 実績数値

- ・ 新規貸付金額 2,985,965 千円
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国主導で有利な融資が実施されたため、市制度融資の利用は例年より大幅に少ない状況にある。

オ データの利活用

- ・ 信用保証協会の保証承諾実績等

カ 周知・広報

- ・パンフレット等を作成し、市 HP へ掲載するほか、金融機関等を介して制度を案内

キ フィードバック

- ・中小企業の資金需要の状況について金融機関等へヒアリングを行い、時機を捉えて制度の見直し（要件緩和等）を実施している。

(3) 所見

ア 【指摘 13】

手続関係の書類の誤記や不備について訂正を指示せずに、そのままとなっている事例が散見された。

(ア) 令和 3 年実行の小規模企業振興資金の融資について、借入申込書兼調査書の金融機関処理報告欄の貸付期間欄に「平成 3 年 7 月 19 日から平成 23 年 7 月」と記載されていた（正しくは、令和 3 年 7 月 19 日から令和 13 年 7 月 18 日）。

(イ) 中小企業資金繰り円滑化借換資金貸付金の融資について、取扱金融機関の審査結果報告書及び完済証明書のうち、借換元融資完済報告書の欄が斜線で抹消されて記載がなされていなかった。同書の返済方法の欄に誤記があるものも複数あった。

(ウ) 経営支援特別融資の取扱金融機関の審査結果報告書の信用保証の欄で「有」となっているにもかかわらず、保証の種類が空欄となっていた。

(エ) 中小企業開業資金の借入申込書兼調査書の金融機関処理報告欄の貸付額について、1,000 万円の申込みに対して、600 万円の貸付となったにもかかわらず、「減額」ではなく「全額」の欄に○がつけられていた。

(オ) 中小企業信用保険法 2 条 6 項の規定による認定申請書添付の売上高及び売上見込み明細表の「最近の売上高実績（見込）」と「前年同期の売上高実績」の各記載が逆になされていた。

イ 【意見 20】

制度融資の協調倍率（貸付額に占める市の預託金の比率）について、金融機関と見直しの協議を行うことが望まれる。

新事業展開資金貸付金の創設に際し、金融機関と利率や協調倍率について協議がなされているが、市の預託金の比率を高めることについての希望はなかったとのことである。昨今の低金利で金余りの状況からすれば、市の預託金の重要性は低下しているため、こうした時期に金融機関と預託金の比率を下げる方向で見直しの協議をする機会を持つことが望まれる。

3-4 制度融資貸付金利子補給事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
25,467,000	23,330,487	0	2,136,513

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

本市重点施策の推進を金融面から支援するため、重点施策と連携した市制度融資を借り受けた中小企業者に対して、貸付利子の一部又は全部を補給金として補助することにより、中小企業者の資金調達環境の安定化を図る。

イ 内容

中小企業開業資金（特定創業支援枠）【3年間 全額】

あんしん未来資金（防災対策資金） 【利子年 1.0%分】

あんしん未来資金（地球環境保全資金）【利子年 1.0%分】

（下記利子補給分については、障がい福祉課予算）

一般融資（障がい者雇用推進枠）、小規模企業振興資金（障がい者雇用推進枠）【1,000万円以内 全額、1,000万円超 利子年 1.0%分】

（令和3年度利子補給実績）

<件数> <金額> 単位：千円

中小企業開業資金（特定創業支援枠）	292	18,724
あんしん未来資金（防災対策資金）	47	2,359
あんしん未来資金（地球環境保全資金）	80	2,247
計	419	23,330

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 新規申請 90 件
- ・ 令和 2 年度の活用実績を上回ることを目標とした。

(イ) 実績数値

- ・ 新規申請 124 件
- ・ 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開業時期について様子を見ていた方が、ワクチン接種の普及や経済回復の動きを踏まえ、開業に踏み切った方が多く、その中で利子補給をメリットと考える事業者が多かった。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 開業資金活用実績 140 件
- ・ 令和 2 年度の活用実績を上回ることを目標とした。

(イ) 実績数値

- ・ 開業資金活用実績 185 件
- ・ 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開業時期について様子を見ていた方が、ワクチン接種の普及や経済回復の動きを踏まえ、開業に踏み切った方が多く、その中で利子補給をメリットと考える事業者が多かった。

オ データの利活用

- ・ 開業資金の申請実績（金額や業種等）

カ 周知・広報

- ・パンフレット等を作成し、市 HP へ掲載するほか、金融機関等を介して制度を案内

キ フィードバック

- ・開業に係る中小企業の動向について、金融機関等へヒアリングを行い、現状維持が妥当と考えている。

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

3-5 新潟県信用保証協会保証料補助金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
186,000,000	57,487,468	90,000,000	38,512,532

* 財源のうち、13,663 千円は雑入（新潟県信用保証協会保証料補助金返戻金）を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

県信用保証協会の保証は、不動産や保証人などの担保原資の比較的乏しい中小企業者にとって公的機関が信用力を補完し、金融機関からの融資を受けやすくする制度である。特に小規模企業を中心とした融資利用者の負担軽減を図っている。

イ 内容

保証対象とする融資制度ごとに、融資額の上限と補助割合（50%、75%、100%）を定めて保証料を補助している。

（令和3年度保証料補助実績）

新規貸付件数 800 件（うち開業資金 185 件）

保証料補助件数 744 件（うち開業資金 185 件）

保証料補助額 57,488 千円（うち開業資金 14,771 千円）

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 本制度は信用力が乏しい企業向けに、民間の金融商品の補完及び中小企業のセーフティネット的な役割を担っていることから、目標値の設定には馴染まない。

(イ) 実績数値

- ・ 補助件数 744 件
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国主導で有利な融資が実施されたため、市制度融資の利用は例年より大幅に少ない状況にある。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 本制度は信用力が乏しい企業向けに、民間の金融商品の補完及び中小企業のセーフティネット的な役割を担っていることから、目標値の設定には馴染まない。

(イ) 実績数値

- ・ 補助金額 57,488 千円
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国主導で有利な融資が実施されたため、市制度融資の利用は例年より大幅に少ない状況にある。

オ データの利活用

- ・ 信用保証協会の保証承諾実績等

カ 周知・広報

- ・ パンフレット等を作成し、市 HP へ掲載するほか、金融機関等を介して制度を案内

キ フィードバック

- ・ 中小企業の資金需要の状況について金融機関等へヒアリングを行い、時機を捉えて補助率等の見直しを実施している。

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

3-6 商店街活性化ステップアップ事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
22,520,000	3,605,000	0	18,915,000

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

商店街自ら活性化に向けた検討や活性化に資する事業への取組を支援する。商店街が今後の進むべき方向性や活性化施策を研究・検討する場合、商店街の個性化のため独自性をアピールするソフト事業を実施する場合、商店街区への集客を目的としたイベント事業を実施する場合、商店街サービスを推進するため地域社会ニーズに応じた新たなサービス事業を実施する場合に、当該事業に係る経費を支援する。

イ 内容

(ア) 研究・研修事業

地域ニーズ等を把握するための調査又は商店街区及びその周辺地域における消費動向調査や商店街活性化施策の実施に向けた研究又は研修事業を実施する場合にその費用の一部を補助する。

補助率：対象経費の1/2、限度額：50万円

実績：2件（補助額：942,000円）

(イ) 来街・消費促進事業

商店街区への来街者増加又は商店街区内の各店舗の売上向上を目的とした事業を実施する場合にその費用の一部を補助する。

補助率：対象経費の 1/2、限度額：50 万円

実績：4 件（補助額：1,826,000 円）

(ウ) にぎわい創出事業

商店街区への集客を目的としたイベント事業を実施する場合にその費用の一部を補助する。

補助率：1/2、限度額：50 万円（商店街団体、商店街団体による連携体）

補助率：1/3、限度額：30 万円（商業者グループ）

実績：3 件（補助額：837,000 円）

(エ) 新活性化モデル推進事業

社会情勢の変化や地域ニーズ等に基づき実施する商店街活性化のための新たなサービス事業を実施する場合にその費用の一部を補助する。

補助率：1/2、限度額：100 万円

実績：0 件

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 補助件数 60 件以上
- ・ 令和元年度実績を上回ることを目標とした。

(イ) 実績数値

- ・ 補助件数 9 件
- ・ 目標には至らなかったが、地域を支える商店街支援事業と併せて、新型コロナウイルス感染症の影響下においてもイベントを始めとした多くの事業の実施を支援することができた。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 事業件数 60 件以上
- ・ 令和 2 年度実績を上回ることを目標とした。

(イ) 実績数値

- ・ 事業件数 9 件
- ・ 目標には至らなかったが、地域を支える商店街支援事業と併せて、新型コロナウイルス感染症の影響下においてもイベントを始めとした多くの事業が実施され、商店街の利用促進及び消費喚起に繋がった。

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ掲載、市内商工会議所、商工会、商店街への案内

キ フィードバック

- ・ 継続して実施。

(3) 所見

【意見 21】

合理的な活動指標や成果指標を設定すべきである。

市は、商店街活性化に関する事業について、施策を複合的に展開することで商店街の活性化を得ることを成果としていることを理由として、個別事業においては、補助金取扱基準に定める目標値以外の活動指標や成果指標は定めていない。

しかし、複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値についても、令和元年度や令和 2 年度の実績件数をそのまま目標値の「補助件数 60 件以上」としているに過ぎず、事業目的を実現するために市が取り組むべき活動や成果の目標として合理的とは言えない。

自主的に活性化施策等を研究し、商店街区への来街・消費の促進につながる

事業や集客を目的としたイベント事業、社会情勢の変化や地域ニーズ等に基づき実施する商店街活性化のための新たなサービス事業を実施する商店街等に対して補助を行うものであるならば、本事業を行ったことによる影響だけを受けた指標ではないにしても、来街者や集客数及び売上増加率などの成果指標を設定して取り組むべきである。また、活動指標を補助実績件数とする場合でも、単純に過去の市全体の実績件数を目標にするだけでなく、各区の目標件数を積み上げたうえで市全体の目標件数を設定するなど、より合理的な活動指標を設定するべきである。

3-7 商店街環境整備事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
5,665,000	4,253,000	0	1,412,000

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

商店街の環境を整備し、消費者に便利で快適な買い物の場を提供するため、商店街の魅力をアップする取組に対して補助する。

イ 内容

商店街が共同施設を新設・改修・撤去（撤去はアーケードのみ対象）する場合に係る経費の一部を補助する。

補助率：対象経費の30%（拠点商業地で事業を実施する場合は1/2）

限度額：2億円

実績：10件（補助額合計：4,253,000円）

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 補助件数 16件以上

- ・ 商店街が予定する事業数を目標とした。

(イ) 実績数値

- ・ 補助件数 10 件
- ・ 事業の中止などにより、目標には至らなかったが、消費者に便利で快適な買い物の場を提供するための共同施設の改修事業を支援することができた。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 事業件数 16 件以上
- ・ 商店街が予定する事業数を目標とした。

(イ) 実績数値

- ・ 事業件数 10 件
- ・ 事業の中止などにより、目標には至らなかったが、共同施設の改修事業が実施され、消費者の便利で快適な買い物の場の維持に繋がった。

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ掲載、市内商工会議所、商工会、商店街への案内

キ フィードバック

- ・ 継続して実施。

(3) 所見

ア 【指摘 14】

「消費税仕入控除税額の取扱い」の記入がない実績報告書を受理したまま補助金の交付決定を行っている例が見受けられた。

市は、「消費税仕入控除税額の取扱い」の選択欄の記入がなされていない実績報告書の提出を受けているにもかかわらず、補助事業者に対して追記を求

めることもなく、そのまま補助金の額を確定させている例が見受けられた。これは、補助金の一部返還が必要となる補助事業者か否かの確認を市が行わないまま補助金の額を確定し、交付していることを意味している。

結果として補助金の返還は不要な事案であったものの、過大な補助金の交付につながりかねない要綱に違反した不適切な事務処理が行われており、再発防止に努めるべきである。

なお、こうした不適切な事務処理が行われた根本原因についての所見は、地域を支える商店街支援事業の所見に記載のとおりである。

イ 【意見 22】

合理的な活動指標や成果指標を設定すべきである。

市は、商店街活性化に関する事業について、施策を複合的に展開することで商店街の活性化を得ることを成果としていることを理由として、個別事業においては、補助金取扱基準に定める目標値以外の活動指標や成果指標は定めていない。

しかし、複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値の「16件以上」という件数についても、次年度予算編成の参考として商店街に対して本事業の活用見込みを調査した結果をそのまま目標件数としたものに過ぎず、事業目的を実現するために市が取り組むべき活動や成果の目標として合理的とは言えない。

本事業の目的が、アーケードの改修など、商店街の環境を整備し、商店街の魅力を高めることにあるのであれば、商店街への来街者数や歩行者通行量、商店街における売上等の指標が成果指標となり得ると考えられるが、市はこれらのデータを把握しておらず、本事業を実施したことによる事業目的の達成状況は不明である。もちろんこうした数値は、景気や郊外型の大型小売店の動向など様々な要因の影響を受けるものであり、補助金による効果だけを

分離して評価することはできないものの、こうしたデータを全く把握することなく事業を実施しても、事業の達成状況を客観的に評価することができないため、市民に対して事業成果や事業目的の達成状況を説明し得るような活動指標や成果指標を設定したうえで取り組むべきである。

3-8 商店街LED灯街路灯等維持管理事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
5,092,000	4,860,000	0	232,000

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

スマートエネルギーシティの推進と商店街の活性化を図るため、地域の安心・安全の向上及びまちなかの活性化のために設置している商店街の街路灯のうち、LED灯の電気料を補助する。

イ 内容

対象団体：商店街（会）など

対象経費：商店街が設置管理する街路灯のうちLED灯の電気料

補助率：対象経費の1/3、限度額：50万円

実績：46件（補助額合計：4,860,000円）

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 補助件数44件以上
- ・ 商店街が予定する事業数を目標とした。

(イ) 実績数値

- ・ 補助件数46件
- ・ 目標を達成することができた。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 事業件数 44 件以上
- ・ 商店街が予定する事業数を目標とした。

(イ) 実績数値

- ・ 事業件数 46 件
- ・ 目標を達成することができた。

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ掲載、市内商工会議所、商工会、商店街への案内

キ フィードバック

- ・ 継続して実施。

(3) 所見

ア 【指摘 15】

新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱で定める実績報告書の様式を使用せず、平成 28 年度以前の古い様式の実績報告書を使用している例や、補助事業者における「消費税仕入控除税額の取扱い」を口頭でのみ確認している例が散見された。

市は、新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を定め、補助金の交付決定を受けた者に対して実績報告書を提出させることとしている（要綱 11 条 1 項）。また、実績報告を行うに当たっては、補助事業者が当該補助金により支払った消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）について仕入税額控除を受けたときは、当該控除額に含まれる補助金額をそのまま交付することがないように当該消費税仕入控除税額を減額して実績報告をさせている（同 11 条 2 項）。そして、市が実績報告書

の提出を受けた場合には、その内容を審査し、必要と認めるときは、現地調査等を行ったうえで交付すべき補助金の額を確定するものとされている（同12条）。本事業に係る実績報告書については、要綱においてその様式が定められており（同別記様式第7号（その5）（第11条関係））、補助事業者における「消費税仕入控除税額の取扱い」について、下記の選択肢を使用して報告させる形式となっている。

(略)

3 消費税仕入控除税額の取扱い

- ア 交付申請時に消費税仕入控除税額を減額して交付申請を行った。
- イ 課税事業者となっていないため、実績額から当該補助金額に係る消費税仕入控除税額は減額していない。
- ウ 消費税仕入控除税額が確定していないため、実績額から当該補助金額に係る消費税仕入控除税額は減額していない。
- エ 実績報告時に消費税仕入控除税額が確定したので、実績額から消費税仕入控除税額を減額した。

(注1) ア、イ、ウ、エのいずれかに○印を付けること。

(注2) ウの場合は、消費税仕入控除税額が確定次第、速やかに別記様式第8号を提出すること。

(略)

ところが、消費税仕入控除税額の取扱いについて、以下のとおり要綱とは異なる様式を使用した実績報告が散見された。なお、要綱と異なる部分には下線を引いてある。

(略)

3 消費税仕入控除税額の取扱い

- ア 交付申請時に消費税仕入控除税額を減額して交付申請を行った。
- イ 課税事業者となっていない又は消費税仕入控除税額が確定していないため、実績額から当該補助金額に係る消費税仕入控除税額は減額していない。
- ウ 実績報告時に消費税仕入控除税額が確定したので、実績額から消費税仕入控除税額を減額した。

(積算) 申請時補助対象額 円 (A)

消費税仕入控除税額 円 (B)

補助対象額 円 (A)-(B)

(注)ア、イ、ウのいずれかに○印を付け、ウの場合のみ積算を記入すること。

(略)

このように要綱とは異なる様式の実績報告書が使用されている点について

担当課に確認したところ、平成 29 年度の要綱改正で「消費税仕入控除税額の取扱い」の記載方法を整理し、現行のア～エの様式に改正しているが、中央区においては旧要綱の様式を現在までそのまま使用していたことによるものとのことであった。もちろん単なる形式的な書式の変更に過ぎないのであれば、補助金の交付事務に実質的な影響を与えることはない。しかし、旧様式の「イ 課税事業者となっていない又は消費税仕入控除税額が確定していないため、実績額から当該補助金額に係る消費税仕入控除税額は減額していない。」に○印の付いた実績報告書が提出された場合は、課税事業者ではないため実績額から当該補助金額に係る消費税仕入控除税額を減額する必要のない補助事業者と、減額の必要はあるが減額すべき金額がまだ確定していない補助事業者との区別がつかないこととなるため、補助金の交付事務に実質的な影響を及ぼす様式の改定ということになる。

実際に旧様式の「イ 課税事業者となっていない又は消費税仕入控除税額が確定していないため、実績額から当該補助金額に係る消費税仕入控除税額は減額していない。」に○印の付いた実績報告書が提出されていたため、担当課に減額の可否をどのように区別したのか確認したところ、減額が不要な先であることは口頭で確認したとのことであった。

しかし、口頭確認では、実績報告書において補助事業者における「消費税仕入控除税額の取扱い」の報告を求める現行の要綱で必要とされる補助金交付事務を行ったことにはならないし、補助金の交付決定額に直接影響を及ぼす確認事項を口頭だけで確認することは適切な事務処理とは言えない。

こうした不適切な事務処理が行われた根本原因として、消費税の基本的な仕組みについての担当者の理解が不足していることに加えて、担当者が行った事務に対する市内部におけるチェック機能が働いていないことが挙げられる。市は、補助事業者に対して実績報告書の「消費税仕入控除税額の取扱い」に係る記入を求める目的や趣旨の周知徹底を図るとともに、不適切な事務処

理を見過ごさない実効性のある事務決裁を行うべきである。

また、平成 29 年度の要綱改正から今回の包括外部監査において指摘をするまでの間、市内部において中央区で旧様式が使用されている事実について誰も気がつかなかったことを考えると、要綱改正を周知徹底させるべき商業振興課の各区役所への指導監督が機能していなかったことも不適切な事務処理が行われた一因と考えられる。市が要綱改正などを行う場合には、各区役所に対して改正の旨だけを周知するのではなく、その目的や趣旨、変更内容などを分かりやすく伝達するとともに、各区役所において改正内容が適正に反映されているかどうかを確認するべきである。

イ 【意見 23】

事業の直接的な活動指標や成果指標の設定が困難な場合であっても、間接的又は最終的な成果指標など次善の指標を設定して事業に取り組むべきである。

市は、商店街活性化に関する事業について、施策を複合的に展開することで商店街の活性化を得ることを成果としていることを理由として、個別事業においては、補助金取扱基準に定める目標値以外の活動指標や成果指標は定めていない。

しかし、複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値の「補助件数 44 件以上」という件数についても、次年度予算編成の参考として商店街に対して本事業の活用見込みを調査した結果をそのまま目標件数としたものに過ぎず、事業目的を実現するために市が取り組むべき活動や成果の目標として合理的とは言えない。

本事業の目的は、商店街が負担する LED 灯の電気料を補助することを通じて、商店街の活性化と防犯面から地域の安全、安心の向上を図ることとされているが、確かにこうした個別事業による成果を客観的に測定する指標を設

定することには困難を伴うと考えられる。

しかし、商店街の活性化と防犯面から地域の安全、安心の向上を図ることを本事業の最終的な目的とするのであれば、来街者数などの商店街活性化の成果を示す指標や犯罪発生件数などの防犯面の成果を示す指標及び商店街利用者からの評価など、間接的又は最終的な成果指標など次善と考えられる指標を設定して事業に取り組むなど、補助事業による効果を可能な限り客観的に把握するように努めるべきである。

3-9 地域拠点商業活性化推進事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
26,632,000	12,637,000	0	13,995,000

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

「コンパクトなまちづくり」を商業分野から推進するため、区内拠点商業地の活性化計画を策定すると共に、計画に基づく事業実施への支援及び評価検証を行うことで計画の実行を後押しし、まとまりのある質の高い市街地を実現する。

イ 内容

商業者等と連携し、地域の実情に合わせた手法で区の拠点商業地の活性化計画を策定し、計画に掲載された事業の実行を、補助制度の拡充等により後押しする。

(ア) 単独事業

①事業名：地域資源活用・農商工連携事業

概要：拠点商業地の活性化に資する事業であって、地域資源を活用した取組、農商工等が連携した取組、又はその他先進的、特徴的な取

組に対し、事業実施に直接要する経費の一部を補助する。

補助率：対象経費の 2/3、限度額：100 万円

②事業名：拠点商業地にぎわい創出事業

概要：拠点商業地の区域内の商店街団体又は複数の商店街団体が主催するイベント実施に係る広報宣伝費、会場費、出演料、消耗品費等を補助する。

補助率：対象経費の 1/2

限度額：団体数×50 万円（広域集客イベント、長期継続イベント）

(イ) 拠点商業地に対する補助率・限度額の嵩上げ

- ・ 商店街活性化ステップアップ事業
- ・ 商店街環境整備事業

(ウ) 拠点商業地における補助期間の延長

- ・ がんばるまちなか支援事業
- ・ 創業サポート事業（店舗）

(補助事業実績)

実績：35 件（補助額合計 12,637,000 円）

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 補助件数 60 件以上
- ・ 令和元年度実績を上回ることを目標とした。

(イ) 実績数値

- ・ 補助件数 35 件
- ・ 目標には至らなかったが、地域を支える商店街支援事業と併せて、新型コロナウイルス感染症の影響下においてもイベントを始めとした多くの事業の実施を支援することができた。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 事業件数 60 件以上
- ・ 令和元年度の活用実績を上回ることを目標とした。

(イ) 実績数値

- ・ 事業件数 35 件
- ・ 目標には至らなかったが、地域を支える商店街支援事業と併せて、新型コロナウイルス感染症の影響下においてもイベントを始めとした多くの事業が実施され、商店街の利用促進及び消費喚起に繋がった。

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ掲載、市内商工会議所、商工会、商店街への案内

キ フィードバック

- ・ 継続して実施。

(3) 所見

【意見 24】

合理的な活動指標や成果指標を設定すべきである。

市は、商店街活性化に関する事業について、施策を複合的に展開することで商店街の活性化を得ることを成果としていることを理由として、個別事業においては、補助金取扱基準に定める目標値以外の活動指標や成果指標は定めていない。

しかし、複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値の「補助件数 60 件以上」という件数についても、令和元年度の実績件数をそのまま目標件数としたものに過ぎず、事業目的を実現するために市が取り組むべき活動や成果の目標として合理的とは言えない。

「コンパクトなまちづくり」を商業分野から推進するため、各区の地域拠点商業活性化推進計画に記載された活性化事業を行う商店街・団体に対して補助を行うものであるならば、当該計画に基づく事業を行ったことによる影響だけを受けた指標ではないにしても、来街者や集客数及び売上増加率などの成果指標を設定して取り組むべきである。また、活動指標を補助実績件数とする場合でも、単純に過去の市全体の実績件数を目標にするだけでなく、各区の計画に基づく目標件数を積み上げたうえで市全体の目標件数を設定するなど、より合理的な活動指標を設定するべきである。

3-10 チャレンジショップ事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
16,081,000	15,655,612	0	425,388

* 財源のうち、4,000千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

創業希望者等を対象に、低廉な家賃設定の店舗の提供と事業計画や資金調達等の支援を行い、独立開業や古町地区での店舗展開を推進することで中心商店街の活性化及び空き店舗の減少を図るため、古町地区に携わる官民で構成する運営委員会が運営するチャレンジショップ事業を支援する。

イ 内容

(概要)

- ・ 店舗所在地：新潟市中央区西堀前通 6 番町 894 番地 1 西堀ローサ内
- ・ 店舗区画数：12 区画（飲食 2 区画、物販 10 区画）
 - * うち R2 年度 1 区画、R3 年度 5 区画拡張
- ・ 店舗面積、月額家賃

【飲食】 16.5 坪（1 区画） 90,000 円、 21.5 坪（1 区画） 115,000 円

【物販】 1.8 坪（3 区画） 10,000 円、 1.9 坪（1 区画） 10,500 円、 3.5 坪（1 区画） 17,500 円、 4.7 坪（1 区画） 24,500 円、 5.0 坪（1 区画） 26,000 円、 5.2 坪（2 区画） 27,000 円、 7.0 坪（1 区画） 36,000 円

* 家賃には、共益費（飲食 7,500 円/月、物販 1,000 円/月）を含む

- ・ 出店期間：原則 2 年

（実績）

- ・ 独立開業率：43.1%（独立 38 者/新規出店 88 者）

- ・ 令和 3 年度出店状況

新規出店者数 5、退店者数 2（うち独立開業 2、撤退 0）、平均出店者数（各月出店者数の平均） 6.4、区画数 12

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 新規出店 5 件
- ・ 出店相談案件を基に設定

(イ) 実績数値

- ・ 新規出店 5 件
- ・ 目標を達成することができた。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 独立開業者数 延べ 36 者以上
- ・ 令和元年度の実績を上回ることを目標とした。

(イ) 実績数値

- ・ 独立開業者数 延べ 38 者
- ・ 新たな独立開業者を輩出し、中心市街地の活性化及び市内の空き店舗

活用に繋がった。

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 新潟市ホームページへの掲載、西堀ローサホームページへの掲載、募集区画内への募集掲示

キ フィードバック

- ・ 継続して実施。

(3) 所見

ア 【指摘 16】

新潟市チャレンジショップ運営委員会の規約の一部が、組織運営の実態と整合しておらず、会議の議事録作成の定めもないなど、市の事業を実施するための組織の規約として不十分な点が見受けられた。

本事業は、西堀ローサ内のチャレンジショップにおいて、創業希望者及び新規事業展開を行う事業者を対象に低廉な家賃設定の店舗を提供し、各種支援を行いながら独立開業や古町地区での本格的な店舗展開を推進することにより、中心商店街の活性化及び空き店舗の減少を目的とした事業である。

チャレンジショップは、市の直営ではなく新潟市チャレンジショップ運営委員会（以下「運営委員会」という。）により運営されている。運営委員会の組織は、市及び市の外郭団体である公益財団法人新潟市産業振興財団及び西堀ローサを運営する新潟地下開発株式会社（以下「地下開発」という。）並びに新潟商工会議所及びまちづくりを目的とする民間企業の計 5 団体で構成されており、総事業費約 2,000 万円のうち約 1,600 万円を市が補助金の形で負担し、残りの約 400 万円を出店者自らが負担している。

運営委員会は、規約を定めており、運営委員会の事務処理を行う事務局は地下開発に置くことになっているが（規約 11 条 1 項）、実際に地下開発が担

当しているのは主に経理面の事務のみであり、出店者選定に伴う事務は市の商業振興課が担当するなど、構成団体でそれぞれが役割を分担しながら事務処理を行っており、規約と事務処理の実態が整合していない。

また、市の職員が監事となっており、会計及び業務を監査することになっているが（規約7条3項）、監査報告書などは作成されておらず、監査を実施した記録は残されていなかった。

さらに、運営委員会で開催した会議の議事録は整備されておらず、会計についても個々の取引を記録した会計帳簿などは存在せず、預金通帳の記録から年間の収支決算書が作成されているだけであった。

直接的には運営委員会の運営に係る問題ではあるものの、運営委員会が市のチャレンジショップ事業を実施するために設置された組織であることを考慮すれば、運営委員会の運営や活動の基本となる規約の内容は、組織運営の実態と整合するものとし、監査報告書や会計帳簿、議事録作成の定めを置くなど、事業運営がより適正に行われるように規約の見直しを検討するべきである。

イ 【意見 25】

合理的な活動指標や成果指標を設定すべきである。

市は、本事業の活動指標として「新規出店 5 件以上」とする目標を設定し、成果指標として「独立開業者数延べ 36 者以上」とする目標を挙げている。

しかし、空き区画が発生してもチャレンジショップの家賃を市の補助金から支払い続けなければならない条件の中で、活動指標を新規出店 5 件以上とするだけで十分と言えるのか明らかではない。さらに、成果指標としている独立開業者数延べ 36 者以上についても、本事業の目的である古町地区を含む中心商店街全体の活性化や空き店舗減少の指標としては直接の関連性はなく適切な成果指標とは言えない。

本事業の目的が、中心商店街の活性化及び空き店舗の減少を図ることにあ

るのであれば、チャレンジショップから独立して中心商店街で事業を継続している件数、西堀ローサを含む中心商店街の歩行者通行量、中心商店街の空き店舗数や売上などの指標が成果指標となり得ると考えられるが、市は、チャレンジショップ出店者の売上や来客数、チャレンジショップを設置する西堀ローサの通行量やチャレンジショップからの独立開業者数を把握するにとどまり、本事業を実施したことによる最終的な事業目的の達成状況は不明である。

市は、市民に対してチャレンジショップ事業の成果や事業目的の達成状況を説明し得るような指標を設定するとともに、チャレンジショップ事業を西堀ローサにおいて展開し続ける必要性や合理性などについても指標などをもって説明し得るようにするべきである。

3-11 中心市街地商店街（西堀ローサ）活性化事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
11,225,000	11,206,476	0	18,524

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

新潟市の顔である、古町地区の商業施設の結節点となっている地下街「西堀ローサ」において、賑わいに資する事業を展開することで、中心市街地の活性化を図る。

イ 内容

(概要)

「まちなかステージ」（よろっ to ローサ）として、音楽、文化芸能、ギャラリーなど幅広い分野の各種イベントを企画・実施することで、まちなかの活性化を図る。

(事業費)

委託料 6,500 千円、賃借料 4,515 千円、需用費（電気料）193 千円

(R3 年度・まちなかステージ実績)

運営日数 298 日、イベント実施回数 206 回、来場者数 12,029 人（40.4 人/日）、イベント開催時 10,314 人（50.1 人/日）、イベントなし時 1,715 人（18.6 人/日）、ローサ通行者数 472,068 人/年

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ イベント実施回数 前年度（163 回）以上
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響下における実績を基に設定

(イ) 実績数値

- ・ イベント実施回数 206 回
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、休館やイベントが休止となる中、実施可能なイベントや代替イベント（動画配信）に取り組んだ。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ よろっ to ローサ来場者数 12,300 人以上
- ・ 委託事業者と協議し、新型コロナウイルス感染症の影響が生じる前の H30 年度実績 24,754 人の半分を目標とした。

(イ) 実績数値

- ・ よろっ to ローサ来場者数 12,029 人
- ・ 概ね目標を達成することができたが、来場する世代が固定化しているため、新たな利用者層の取込みが必要。

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ掲載、市報掲載、受託事業者ホームページ掲載

キ フィードバック

- ・ 西堀ローサと接続したルフル広場と連携したイベントや対象世代を分けたイベントの実施。

(3) 所見

【意見 26】

合理的な活動指標や成果指標を設定すべきである。

市は、本事業の活動指標として「前年度のイベント実施回数(163回)以上」とする目標を設定し、成果指標として「よろっ to ローサの年間来場者数 12,300人以上」とする目標を挙げている。

しかし、前年度以上のイベント実施回数とすることが、事業目的を達成するために必要十分な回数と言えるのか明らかではない。成果指標としているよろっ to ローサの年間来場者数は、西堀ローサの活性化の指標とはなり得ると思われるが、本事業の目的である古町地区を含む中心市街地全体の活性化の指標としては直接の関連性はなく、適切な成果指標とは言えない。本事業の目的が、古町地区の商業施設の結節点となる地下街「西堀ローサ」において賑わいに資する事業を展開することによって中心市街地の活性化を図ることにあるのであれば、中心市街地への来街者数や歩行者通行量、中心市街地における売上等の指標が成果指標となり得ると考えられるが、市は、西堀ローサの通行量しか把握しておらず、本事業を実施したことによる事業目的の達成状況は不明である。

本事業を実施する際には、中心市街地への来街者数や歩行者通行量、売上等といったデータの整備を継続して行うほか、よろっ to ローサの来場者が訪れた周辺地域の範囲やどのような消費行動を行ったかなどを調査して、市民に対して事業成果や事業目的の達成状況を明確に説明し得るような形で取り組むべき

である。

さらに中心市街地の賑わいに資する事業という意味では、西堀ローサ以外の古町地区における集客イベント開催などによって活性化を図る事業展開も考えられる中で、平成 23 年度から継続して店舗賃借料が発生する西堀ローサにおいて事業を展開していることについて、市は、経営不振に陥っている西堀ローサの経営支援を目的としたものではなく、西堀ローサが古町地区における交流の結節点となっていることを理由に挙げているが、西堀ローサにおいて本事業を展開し続ける必要性や合理性などについても指標などをもって説明し得るようにするべきである。

3-12 古町地区空き店舗活用事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
15,846,000	13,663,308	0	2,182,692

* 財源のうち、98 千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

古町地区商店街及び、まちづくり会社（都市再生法人）と連携し、古町地区の空き店舗に出店する事業者のうち、商店街との関わりに意欲があり、事業の継続性が認められる店舗の出店を支援する。

イ 内容

(概要)

- ・ 対象エリア：地域再生計画区域内
- ・ 対象者：1年以上の経営実績があり、商店街との関わりに意欲があり事業の継続性が認められる店舗
- ・ 補助対象経費：賃借料、改装費、備品購入費、クラウドファンディング

(以下 CF)組成手数料

- ・ 補助率：対象経費の 1/2
- ・ 補助限度額：1,000 千円（賃借料）、4,000 千円（改装費、備品購入費、CF 組成手数料）

(実績)

R3 年度新規採択事業 6 件（補助額合計 13,468,000 円）

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 補助件数 3 件以上
- ・ 令和 2 年度の次世代店舗支援事業の実績を上回ることを目標とした。

(イ) 実績数値

- ・ 補助件数 6 件
- ・ 想定以上の需要があり、目標を達成することができた。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 空き店舗活用数 3 件以上
- ・ 令和 2 年度の次世代店舗支援事業の実績を上回ることを目標とした。

(イ) 実績数値

- ・ 空き店舗活用数 6 件
- ・ 目標を上回る事業者の出店を促し、古町地区の空き店舗を活用した事業による賑わいづくりができた。

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ掲載、市報掲載、市 LINE 配信、商工会議所会報掲載

キ フィードバック

- ・ 継続して実施。

(3) 所見

【意見 27】

合理的な活動指標や成果指標を設定すべきである。

市は、商店街活性化に関する事業について、施策を複合的に展開することで商店街の活性化を得ることを成果としていることを理由として、個別事業においては、補助金取扱基準に定める目標値以外の活動指標や成果指標は定めていない。

しかし、複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値の「補助件数 3 件以上」、「空き店舗活用数 3 件以上」という件数についても、本事業へ移行する前の令和 2 年度の次世代店舗支援事業の実績件数をそのまま目標件数としたものに過ぎず、事業目的を実現するために市が取り組むべき活動や成果の目標として合理的とは言えない。

要綱で本事業の目的は明らかにされていないが、募集要項において、古町地区の空き店舗に出店する事業者のうち、商店街との関わりに意欲があり、事業の継続性が認められる店舗の出店を支援するとしている。

このように空き店舗の解消を目的とした事業を行っているにもかかわらず、市は、古町地区における空き店舗数について、次年度予算編成の参考として商店街から回答を得た補助制度利用希望調査票に記載のあった空き店舗数をそのまま集計しているに過ぎず、正確な空き店舗数や空き店舗数の推移などは把握していない。

すなわち、市は、長年にわたって古町地区における空き店舗を解消させるための取組を行っているものの、それによって古町地区における空き店舗数が減少しているのかどうかを検証せずに事業を継続しているのである。もちろん古町地区の空き店舗数は、景気や店舗の後継者不足など様々な要因の影響を受け

た結果であり、本事業による効果だけを分離して評価することはできないものの、空き店舗数のデータを把握していなければ、事業の効果や達成状況などを客観的に示すことは困難である。

市は、本事業の目的を再確認するとともに、事業目的に即した合理的な活動指標や成果指標を設定すべきである。

3-13 商店街空き店舗活用事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
3,557,000	2,647,000	0	910,000

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

市内商店街の空き店舗を活用し、商店街区へ事業の継続性が認められる新たな店舗を出店する中小企業者等が行う事業を支援することで、まちなか活性化及び商店街活性化を図る。

イ 内容

(概要)

- ・ 補助対象経費：賃借料、改装費、備品購入費、クラウドファンディング（以下CF）組成手数料
- ・ 補助率：対象経費の1/3（UIJターン者又は事業承継者は1/2）
- ・ 補助限度額：1,000千円（賃借料）・1,500千円（改装費、備品購入費、CF組成手数料）

(実績)

- ・ R3年度新規採択事業者 1件（補助額：1,000,000円）
- ・ 過年度採択事業者 3件（補助額合計：1,608,000円）

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 補助件数 3 件以上
- ・ 令和 2 年度の次世代店舗支援事業の実績を上回ることを目標とした。

(イ) 実績数値

- ・ 補助件数 1 件
- ・ 目標には至らなかったが、商店街の空き店舗を活用したまちなか活性化に繋がる事業を支援することができた。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 空き店舗活用数 3 件以上
- ・ 令和 2 年度の次世代店舗支援事業の実績を上回ることを目標とした。

(イ) 実績数値

- ・ 空き店舗活用数 1 件
- ・ 目標には至らなかったが、商店街の空き店舗を活用した事業による賑わいづくりができた。

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ掲載、市報掲載、市 LINE 配信、商工会議所会報掲載

キ フィードバック

- ・ 継続して実施。

(3) 所見

ア 【指摘 17】

商店街空き店舗活用事業費補助金交付要綱の規定に不備がある。

商店街空き店舗活用事業費の募集要項において、補助金の補助対象者を「商店街内の空き店舗へ事業の継続性が認められる店舗を新たに出店する者」と

し、「空き店舗に」出店する者に限定して募集している。しかし、商店街空き店舗活用事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）では、補助金の趣旨を商店街区へ事業の継続性が認められる新たな店舗を出店する中小企業者等が行う事業を対象に補助金を交付するものとし（要綱 1 条）、補助金の交付の対象についても「空き店舗に」出店する者に限定した要件は定めておらず（要綱 3 条参照）、補助対象者の範囲について、要綱と募集要項の内容が異なっている。この点について市に確認したところ、本事業は、「空き店舗に」出店する者に対して補助金を交付することを目的としたものとのことであり、「空き店舗に」出店する者に限定した要件を定めていない要綱には不備があるため、早急に要綱の改定を行う必要がある。

イ 【意見 28】

合理的な活動指標や成果指標を設定すべきである。

市は、商店街活性化に関する事業について、施策を複合的に展開することで商店街の活性化を得ることを成果としていることを理由として、個別事業においては、補助金取扱基準に定める目標値以外の活動指標や成果指標は定めていない。

しかし、複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値の「補助件数 3 件以上」、「空き店舗活用数 3 件以上」という件数についても、本事業へ移行する前の令和 2 年度の次世代店舗支援事業の実績件数をそのまま目標件数としたものに過ぎず、事業目的を実現するために市が取り組むべき活動や成果の目標として合理的とは言えない。

要綱で本事業の目的は明らかにされていないが、募集要項において、市内商店街の空き店舗に出店する事業者のうち、事業の継続性が認められる店舗を出店する事業者を支援することで、まちなかの活性化及び商店街活性化を図るとしている。

このように空き店舗を解消し、商店街の活性化に寄与することを目的とした事業を行っているにもかかわらず、市は、商店街の空き店舗数について、次年度予算編成の参考として商店街から回答を得た補助制度利用希望調査票に記載のあった空き店舗数をそのまま集計しているに過ぎず、正確な空き店舗数や空き店舗数の推移などは把握していない。また、商店街の活性化の指標となり得る商店街への来街者数や歩行者通行量、商店街における売上等のデータも把握していない。

すなわち、市は、長年にわたって商店街における空き店舗を解消させ、商店街の活性化を図るための取組を行っているものの、それによって商店街における空き店舗数が減少しているのかどうかや商店街の活性化に効果があったのか否かを検証せずに事業を継続しているのである。もちろん商店街の空き店舗数や賑わいなどは、店舗の後継者不足や立地など様々な要因の影響を受けた結果であり、本事業による効果だけを分離して評価することはできないものの、空き店舗数や来街者数、歩行者通行量、商店街における売上等のデータを把握していなければ、事業の効果や達成状況などを客観的に示すことは困難である。

市は、本事業の目的を再確認するとともに、事業目的に即した合理的な活動指標や成果指標を設定するべきである。

3-14 地域のお店応援商品券発行事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
2,389,225,000	1,086,565,853	1,250,000,000	52,659,147

* 財源（繰越分を含む）のうち、1,832,066千円を国交付金から充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

地域のお店の応援と消費喚起を目的に、商工団体等で構成する実行委員会が行う商品券事業を支援する。

イ 内容

(概要)

- ・ 大型店を除く市内全域の幅広い店舗で利用できる商品券の発行
 - ・ 利用可能店舗：飲食店、小売業、理美容業、宿泊業、タクシーなど
- (第1弾) R2年6月補正
- ・ プレミアム率：30%、1冊13,000円分の商品券を10,000円で販売
 - ・ 発行額：2,719,964千円（当初13億円から追加）
 - ・ 発行数：209,228冊（当初10万冊から追加）
 - ・ 取扱店舗：4,514店舗
 - ・ 利用期間：R2年9月15日～R3年2月28日（R3年1月31日から延長）

(第2弾) R3年2月補正

- ・ プレミアム率：30%、1冊13,000円分の商品券を10,000円で販売
- ・ 発行額：3,808,597千円
- ・ 発行数：292,969冊
- ・ 取扱店舗：5,001店舗
- ・ 利用期間：R3年7月1日～12月31日

(第3弾) R3年12月補正・R4年度へ繰越し

- ・ プレミアム率：20%、1冊12,000円分の商品券を10,000円で販売
- ・ 発行予定額：60億円
- ・ 発行予定数：50万冊
- ・ 取扱店舗：5,302店舗（R4年5月末時点）
- ・ 利用期間：R4年4月11日～9月30日

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 発行数 30 万冊
- ・ 実行委員会との協議により発行数を設定

(イ) 実績数値

- ・ 発行数 30 万冊
- ・ 予定していた冊数を発行。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 利用金額 36.7 億円
- ・ 第 1 弾の発行冊数に対する販売冊数や利用率を基に設定。

(イ) 実績数値

- ・ 利用金額 37.9 億円
- ・ 地域のお店に対し、確かな売上支援をすることができた。

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ掲載、市報掲載、実行委員会ホームページ掲載、ポスター、チラシ設置

キ フィードバック

- ・ なし

(3) 所見

【意見 29】

地域のお店応援商品券発行事業から生じる余剰金の扱いについて、市の意向を文書により実行委員会に対して通知するのが望ましい。

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上が減少した地域のお店を応援するためにプレミアム付き商品券の発行から回収までの事業を行う地域のお店応援商品券実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して補助

金を交付するものである。

プレミアム商品券事業では、商品券の購入者が購入した商品券を使用しなかった場合、市から補助を受けている実行委員会において余剰金が発生することになる。当該余剰金について、市の補助金の対象となるプレミアム分相当額から生じた余剰金については市に返還されているものの、それ以外の部分から生じた余剰金については、実行委員会に留保されている。

この留保された余剰金の使途について、市は、国からの事務連絡を参考に市民の理解が得られるような使途を検討するように実行委員会に対して助言しているとのことだが、国からの事務連絡のように文書による通知は行っていない。

市は、実行委員会にオブザーバーとして参加しているものの、実行委員会の構成員ではなく、会議における議決権がないことなどを考慮すれば、実行委員会に対する通知は文書により行うことが望ましい。

3-15 地域を支える商店街支援事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
300,000,000	159,972,902	130,000,000	10,027,098

* 財源（繰越分を含まない）のうち、159,973千円を国交付金から充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

消費の喚起と継続的な利用促進につなげることを目的として、商店街が独自に取り組む感染症対策や集客回復等の活動や、他の商店街等団体と連携して行う取組を支援する。

イ 内容

(概要)

- ・ 対象者：新潟市内の商店街団体で、次のいずれかに該当するもの

【単独補助】

- (ア) 商店街振興組合又は商店街の活性化に資すると認められる事業協同組合
- (イ) 任意の商店街組織（構成員の 1/2 以上の者が商業又はサービス業を営むもの）
- (ウ) 商工会議所又は商工会で、商店街活性化のための事業等を行うもの

【連携補助】

上記(ア)～(ウ)に規定する団体を含む者で構成する公益性及び一体性のある組織で、商店街活性化のための事業等を行うもの

- ・ 対象事業：①感染症対策事業、②テイクアウト・デリバリー事業、③商品券・クーポン発行事業、④イベント事業、⑤キャッシュレス推進事業、⑥衛生用品購入事業（R3.12 補正分を除く）
- ・ 補助率：10/10（R3.12 補正分【単独補助】4/5）
- ・ 上限：【単独補助】商店街団体会員数×5万円（上限300万円）

*⑥のみ×3万円

【連携補助】商店街団体数×30万円（上限300万円）

（実績）

補助支給実績：165件（88団体） 159,973千円

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 補助件数100件以上
- ・ 令和2年度実績を上回ることを目標とした。

(イ) 実績数値

- ・ 補助件数165件
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響下においてもイベントを始めとした多くの事業の実施を支援することができた。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 事業件数 100 件以上
- ・ 令和 2 年度実績を上回ることを目標とした。

(イ) 実績数値

- ・ 事業件数 165 件
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響下においてもイベントを始めとした多くの事業が実施され、商店街の利用促進及び消費喚起に繋がった。

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ掲載、市報掲載、市 LINE 配信、商工会議所会報掲載

キ フィードバック

- ・ 継続して実施。

(3) 所見

ア 【指摘 18】

「消費税仕入控除税額の取扱い」の記入が誤っている実績報告書や無記入の実績報告書を受理したまま補助金の交付決定を行っている例が散見された。

市では補助事業者における「消費税仕入控除税額の取扱い」について、「ウ 消費税仕入控除税額が確定していないため、実績額から当該補助金額に係る消費税仕入控除税額は減額していない」との実績報告書の提出を受けているにもかかわらず、消費税仕入控除税額が確定次第、速やかに提出させることとしている消費税の確定に伴う報告書（要綱別記様式第 8 号）の提出や補助金の返還を求めないまま補助金の額を確定させている例が見受けられた。

こうした経緯などを担当課に確認したところ、実際には「ウ 消費税仕入控除税額が確定していないため、実績額から当該補助金額に係る消費税仕入

控除税額は減額していない」との実績報告書の記載は誤りであり、正しくは「イ 課税事業者となっていないため、実績額から当該補助金額に係る消費税仕入控除税額は減額していない。」とのことであったため、補助金の返還が必要となる事案ではなかったとのことであった。

また、「消費税仕入控除税額の取扱い」の選択欄の記入がなされていない実績報告書の提出を受けているにもかかわらず、補助事業者に対して追記を求めることもなく、そのまま補助金の額を確定させている例も散見された。これは、補助金の一部返還が必要となる補助事業者か否かの確認を市が行わないまま補助金の額を確定し、交付していることを意味している。

いずれも結果として補助金の返還は不要な事案であったものの、過大な補助金の交付につながりかねない要綱に違反した不適切な事務処理が行われており、再発防止に努めるべきである。

こうした不適切な事務処理が行われた根本原因として、消費税の基本的な仕組みについての担当者の理解が不足していることに加えて、担当者が行った事務に対する市内部におけるチェック機能が働いていないことが挙げられる。市は、補助事業者に対して実績報告書の「消費税仕入控除税額の取扱い」に係る記入を求める目的や趣旨の周知徹底を図るとともに、不適切な事務処理を見過ごさない実効性のある事務決裁を行うべきである。

イ 【意見 30】

合理的な活動指標や成果指標を設定すべきである。

市は、商店街活性化に関する事業について、施策を複合的に展開することで商店街の活性化を得ることを成果としていることを理由として、個別事業においては、補助金取扱基準に定める目標値以外の活動指標や成果指標は定めていない。

しかし、複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値の

「補助件数 100 件以上」という件数についても、令和 2 年度実績を上回ることを目標件数としたものであり、事業目的を達成するために必要十分な件数と言えるのかは明らかではない。

本事業の目的が商店街の消費喚起や利用促進につなげる取組に対する支援を行うことにあるのであれば、事業目的を達成するために補助対象となる商店街のうち、どれだけの数の商店街に対して補助を行うことができたかといった活動指標や商店街における消費喚起や利用促進の効果がどの程度あったかを示す成果指標などを設定したうえで事業に取り組むべきである。

3-16 パーティション設置促進補助事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
41,425,000	40,392,645	0	1,032,355

* 財源のうち、40,000 千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、市内の飲食店等が飛沫感染を防止するためにパーティションを設置する経費を補助する。

イ 内容

(概要)

- ・ 対象者：新潟市内で食品衛生法上の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けており、客席を設け不特定多数の顧客に店内飲食を提供する店舗を営む者
- ・ 対象経費：飲食店等における新型コロナウイルス感染症の飛沫感染を防止するために、次のいずれかの設備を購入及び設置する経費（①アクリル板など、②ビニールカーテン、③防護スクリーン、④その他①から③に類

する設備)

・ 補助対象経費（税抜き）区分 補助金額

1 万円以上 2 万円未満	1 万円
2 万円以上 3 万円未満	2 万円
3 万円以上 4 万円未満	3 万円
4 万円以上 5 万円未満	4 万円
5 万円以上	5 万円

・ 受付期間：令和 3 年 5 月 31 日～令和 3 年 6 月 30 日

(実績)

・ 補助支給実績：1,123 件 40,270 千円（平均 36 千円）

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、緊急的に飲食店の感染症対策を促進するために実施した事業であるため、実績報告書等で事業の実施状況を総合的に判断し評価することとした。

(イ) 実績数値

- ・ 補助件数 1,123 件
- ・ 事業構築前に実施した市内飲食店への見回りから約 1,000 件の申請を見込んだが、それを上回る飲食店に対して支援することができた。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、緊急的に飲食店の感染症対策を促進するために実施した事業であるため、実績報告書等で事業の実施状況を総合的に判断し評価することとした。

(イ) 実績数値

- ・ 感染症対策を実施した店舗 1,123 店
- ・ 事業構築前に実施した市内飲食店への見回りから約 1,000 件の申請を見込んだが、それを上回る飲食店の感染症対策を進めることができた。

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ掲載、市報掲載、市 LINE 配信、市内飲食店への案内文書送付

キ フィードバック

- ・ なし

(3) 所見

ア 【指摘 19】

補助金交付申請書兼実績報告書で誓約事項について申請者の自署を求めているにもかかわらず、記名によるものを容認していた事例が散見された。

新潟市パーティション設置促進事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)6条は、別記様式第1号の補助金交付申請書兼実績報告書(以下「申請書」という。)に必要な書類を添付して市長に申請しなければならないものとし、別記様式第1号の「4 誓約事項(自署)」の項目で、「私は、新潟市パーティション設置促進事業補助金の交付を申請するにあたり、以下すべての事項について確認し誓約いたします。」として、申請内容等に虚偽がないこと、市税に未納等がないこと、反社に該当しないこと、他の制度の補助を受けていないこと、その他の誓約事項を誓約することとなっている。

ところが、申請者氏名欄に、申請者の法人ゴム印、個人ゴム印、個人の印字など、自署(自ら氏名を手書きすること=署名)には該当しないもの(いわゆる「記名」にあたるもの)が散見された。一般的に、書類に自署が要求

されるのは、文書が名義人により真に作成されたことを厳密に求めるような場合であり、民事訴訟法上も「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」(民事訴訟法 228 条 4 項)とされ、記名とは法的にも異なる位置づけとなっている。

したがって、記名による誓約を許容したのは、要綱違反にあたる。

イ 【指摘 20】

飲食店を営む個人事業主ではない、同居の親族による申請に対して補助金を交付している事例が見受けられた。

要綱 2 条 1 項柱書は、補助事業対象者を「飲食店等を営む個人事業主」であるとしたうえで、様々な要件を設けている。

ところが、申請書において、経営する飲食店の営業許可書の名義人が A であるにもかかわらず、同居の親族と思しき B が申請者となり、A の氏名が担当者欄に記載されているものが存在した。営業許可書の写しには、手書きで「申告（事業主）は B だが、実質経営者は A です。」と記載されていた。その意味するところは必ずしも明らかではないが、個人事業主であることを裏付けるための添付書類としては、食品衛生法上の飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書の写ししか求められておらず、B が事業主であることを裏付けるに足る客観的資料は確認することができなかった。

補助事業対象者の要件は、個人事業主であることを前提に、同人について市税の納付や反社該当性などの様々な要件が課されるのであるから、事業主の認定について、客観的資料に基づかずに判断されることは不適切である。

3-17 小規模事業者等感染症対策啓発事業等

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
885,000	786,604	0	98,396

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症対策に取り組む店舗等の広報を支援する。

イ 内容

(ア) 小規模事業者等感染症対策啓発事業

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策推進宣言ポスターを作成し、申込店舗に配布した（申込店舗数 1,330 店）。
- ・ 飲食店向けセミナーの開催

(イ) 「新しい生活様式」に対応した店づくり応援事業

- ・ 過年度補助金の支給不足にかかる追加交付分（5,000 円）

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に取り組む店舗等の広報を支援するために緊急的に実施した事業であるため、実績により総合的に判断し評価することとした。

(イ) 実績数値

- ・ ポスター配布店舗数 R2 年、R3 年延べ 1,330 店
- ・ 多くの店舗等の感染症対策を実施している旨の広報を支援することができた。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に取り組む店舗等の広報を支援するために緊急的に実施した事業であるため、実績により総合的に判断し評価することとした。

(イ) 実績数値

- ・ ポスター申込店舗数 R2 年、R3 年延べ 1,330 店
- ・ 多くの店舗等の感染症対策を実施している旨の広報を支援することができた。

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ掲載、市内飲食店への案内文書送付、市内商工会議所、商工会への案内文書送付

キ フィードバック

- ・ なし

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

3-18 走りだす商店街支援事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
6,000,000	2,650,000	0	3,350,000

* 財源のうち、615 千円は県補助金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

商店街においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を大きく受けていることから、店舗だけに限った販売方法から移動販売等による賑わい創出など、商店街内の魅力を発信するための事業を支援する。

イ 内容

- ・ 補助対象者：市内の商店街等団体及び商店街の活性化に資すると認めら

れる事業者

- ・ 対象経費：移動販売事業等にかかる経費（車両購入費・改造費、備品費、広告費、賃料など）
- ・ 補助率：2/3（県 1/3、市 1/3）
- ・ 限度額：2,000 千円（県 1,000 千円、市 1,000 千円）
- ・ 実績：補助件数 3 件、補助額合計 2,650,000 円

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 補助件数 5 件以上
- ・ 予算額を上限に、補助可能な件数を設定した。

(イ) 実績数値

- ・ 補助件数 3 件
- ・ 目標には至らなかったものの、新型コロナウイルスの影響を受ける商店街の賑わいに繋がる事業を支援することができた。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 事業件数 5 件以上
- ・ 予算額を上限に、活用可能な件数を設定した。

(イ) 実績数値

- ・ 事業件数 3 件
- ・ 目標には至らなかったものの、新型コロナウイルスの影響を受ける商店街の賑わいに繋がる事業を支援することができた。

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ掲載、市報掲載、市 LINE 配信、商工会議所会報掲載

キ フィードバック

- ・ 継続して実施。

(3) 所見

【意見 31】

補助事業に対する事業性の評価については、可能な限り客観的な根拠を重視して採択の可否を決定することが望ましい。

本事業で補助事業に採択された事業の中で、商店街団体と連携して買い物代行による移動販売事業を行うものがあった。事業内容としては、県の補助金の採択基準を充たすことができない見込みであったため、県の補助金の申請は行わなかった。

商業振興課の申請事業採点表においては、集客や売上等の見込や目標の現実性や事業の継続性については標準的と評価しているため、申請事業の事業性について、県とは違う評価であったことになる。監査人としては、県の評価を覆すに足りる客観的な根拠は乏しいように思われたが、事業の結果は開始してみないと分からないのも確かである。コロナ禍による車両納品の遅れによる補助事業開始の遅れのため、結果について言及しうる段階ではないようであるが、市としては、補助金交付後のモニタリングをしっかりと行っていただきたい。

3-19 Oh! 弁当で地域のお店応援事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
280,889,000	280,876,061	0	12,939

* 財源のうち、280,866千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、厳しい経営状況が続く地域

の飲食店や関連事業者等を応援することを目的に、利用者に販売した弁当代の一部を飲食店へ補助する。

イ 内容

(ア) 弁当代の購入補助事業

新潟市内に在住、在勤、在学する者が飲食店で購入する弁当代の割引券を発行し、飲食店が割引券を基に弁当代を割り引いて販売した場合に、割引額分を補助（以下、第1弾を①、第2弾を②と表記する）。

- ・ 対象期間：

- ① R3年11月1日からR4年1月31日（92日間）

- ② R4年3月7日から3月31日（25日間）

- ・ 対象者：食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている新潟市内の飲食店を営む法人又は個人事業主

- ・ 要件：単価 3,000 円（税抜き）以上の弁当代を同一利用者にまとめて5個以上販売すること

- ・ 補助額：

- ① 1個当たり税抜き価格の半額（上限2,000円）

- ② 1個当たり定額1,000円

- ・ 補助上限：1店当たり300万円

- ・ 登録店数：①406、②366

- ・ 利用件数：①11,906、②2,009

- ・ 弁当代販売数：

- ① 141,013個（平均11.9個/件）、② 28,093個（平均14.0個/件）

- ・ 弁当代販売額：

- ① 511,847千円（平均3,630円/個）

- ② 95,088千円（平均3,385円/個）

- ・ 補助額：

① 245,298 千円（平均 679,494 円/店）

② 28,093 千円（平均 105,613 円/店）

(イ) 弁当の魅力 UP 応援事業

新潟市内の飲食店等を対象に弁当販売に係る経営手法や、魅力的な弁当の作り方、テイクアウト時の食品衛生に関するオンライン講座を開催（参加者：39名）

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により経営が困難となった飲食店や関連事業者を支援するために、緊急的に実施した事業であるため、実績報告書等で事業の実施状況を総合的に判断し評価することとした。

(イ) 実績数値

- ・ クーポン発行数（利用件数）13,915 件
- ・ 店内飲食が減少していた飲食店の利用を促進することができた。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により経営が困難となった飲食店や関連事業者を支援するために、緊急的に実施した事業であるため、実績報告書等で事業の実施状況を総合的に判断し評価することとした。

(イ) 実績数値

- ・ 販売額 606,935 千円
- ・ 飲食店に対し、確かな売上支援ができた。

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ掲載、市報掲載、市 LINE 配信、市内飲食店への案内文書送付

キ フィードバック

なし

(3) 所見

ア 【指摘 21】

弁当の販売個数と税抜き単価を確認するための十分な書類を提出できない登録店にも補助金を交付している事例が散見された。

本事業の流れは概ね以下のとおりである。①弁当を販売する飲食店（申請者）が本事業に登録する。②利用者（顧客）が市の設置したコールセンター又はインターネットにて事前に申込みをして「利用申込書兼クーポン（予約確認書）」（以下「クーポン」という。）の交付を受ける。③顧客は利用日に登録店にクーポンを持参し、クーポン及びクーポン（1個あたり1,000円）の値引き後の代金を支払うのと引き換えに弁当を受け取る。④登録店は、交付申請及び実績額明細書にクーポンの原本と売上明細伝票等の写しを添付して、市に提出する。⑤市は提出書類を確認したうえで、登録店にクーポン相当額の補助金を交付する。

ところが、登録店の中には、弁当の販売個数と税抜き単価を確認することのできるレシート、伝票、請求書、領収書の類がなく、エクセルによる簡素な帳簿や単なるメモ書きのような信憑性を確認しようのないものの提出にとどまる登録店や、全く書類の提出がない登録店もあったが、市は、署名のある交付申請及び実績額明細書の記載をもって代替する書類と認めるといった対応を行っていた。

また、領収書がある登録店でも、店舗規模に比較すると不自然と思われるほど利用回数や販売個数が多く（販売個数は大半が20個、25個など0か5

の下一桁となっており、大半に団体名の記載がない)、かつ、1個あたり3,000円のクーポン分の値引きをしない額の領収証(税抜き)であるなど、実際に交付申請のとおり販売がなされたのか疑念を感じるものも存在した。

もとより、利用者(顧客)が事前にクーポンの発行を受ける必要があるため、不正行為をするためには利用者の協力が必要となるから、その点で不正行為は抑止されるから、大半は正常な利用であると考えられる。

とはいえ、登録店が知人等に依頼してクーポンの発行を依頼して不正行為を行おうと思えば、さして困難なく実行できるという意味では、性善説に立脚した制度設計であることは否めない。

イ 【指摘 22】

登録店が自ら実質的に本制度を利用しうる余地がある制度設計となっている。

本事業による補助を受けた登録店を複数経営する法人であるA社は、多数回にわたり交付申請を行ったが、その中にはA社の交付申請及び実績額明細書に申請担当者として記載されている者であるBが利用者として、団体等名を「A社」としているものが複数回見受けられた。もっとも、A社自身が弁当代を支出しているのか、A社内のBら有志が自費で弁当を購入しているかについては、書類上判別できない。

この点、当課の説明によれば、利用者欄に記載された個人が利用しているものであって、団体等名の記載は参考程度であるということであった。

他方で、個人事業主の営む登録店Cについて、C自身が利用者として、団体等名を「〇〇自治会」としている事例も見受けられた。団体等名が参考に過ぎないとすれば、登録店Cは自ら利用者となって本事業を利用していたことになるが、事実としては、自治会の一員としてCが利用者となって手続きをしたものと思われる。

このように、利用者は個人であるとしても、本事業の要綱上も利用者につ

いての要件は特に明記されておらず、かつ、団体等名の記載が持つ意味も必ずしも明確ではないため、登録店自体が自ら経費を支出して従業員等を利用者として本制度を利用して補助を受けることが可能となっており、制度設計上、適切とは思われない。

3-20 中小企業指導・育成事業費補助金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
127,300,000	127,300,000	0	0

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

地域商工業の総合的な改善発展を図る目的で組織されている商工会議所・商工会の事業に対し助成することにより、中小商工業者に対する各種経営近代化普及事業の円滑な実施と効率化を図る。

イ 内容

(ア) 指導事業費

- ・ 補助事業者：市内商工会議所及び商工会
- ・ 補助対象経費：創業人材育成事業、情報提供事業、商業部会等開催事業など（①経営指導員による相談並びに指導、②各種講習会及び研究会の実施、③金融の仲介、④その他地域商工業の総合的な改善発展につながる事業）
- ・ 補助金算定基準：定額補助
- ・ 実績：18 団体、補助額合計 124,700 千円

(イ) 育成事業費

- ・ 補助事業者：市内の各種商工団体（任意団体）
- ・ 補助対象経費：①各種講習会の開催、②大売り出し等共同経済事業の

実施、③商工祭の実施、④その他地域商工業の総合的な改善発展につながる事業

- ・ 補助金算定基準：定額補助
- ・ 実績：3 団体、補助額合計 2,600 千円

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 実績報告書等で事業の実施状況を総合的に判断し評価することとしており、目標を設定していない。

(イ) 実績数値

- ・ 補助額 127,300 千円
- ・ 実績報告書等によると、商工業の振興に資する事業、地域の活性化に資する事業等への着実な取組がなされている。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 実績報告書等で事業の実施状況を総合的に判断し評価することとしており、目標を設定していない。

(イ) 実績数値

- ・ 実績報告書等によると、商工業の振興に資する事業、地域の活性化に資する事業等への着実な取組がなされている。

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 補助金取扱基準、補助金評価を市 HP で公表

キ フィードバック

- ・ 商工会等への補助は地域経済の持続的発展のため必要な補助金であり継続するが、定額補助のあり方については今後も検討を行う。

(3) 所見

【指摘 23】

補助対象経費の範囲が不明確であり、補助額が合理的に算定されていない。

本補助金は、会員である中小企業者に対し経営改善や技術発達などを目的に様々な事業を展開している市内の商工会議所や商工会（以下「商工会等」という。）に対する補助金である。本補助金の補助対象経費の具体的な内容や補助額の算定方法などを定めた要綱や要領などは制定されておらず、補助金等の交付に関する基本的事項のみが規定された「新潟市補助金等交付規則」（以下「規則」という。）に基づいて手続きが行われている。補助対象経費の内容は、規則で設定することが求められている「取扱基準」の中で、商工会等が実施する創業人材育成事業、情報提供事業、商業部会等開催事業などの経費とされており、補助額は商工会等ごとに異なる金額で平成 23 年度から毎年定額となっている。

本補助金に係る要綱や要領などは制定されていないため、商業振興課における補助額の算定方法を確認したところ、具体的な算定基準や算定方法などは定まっておらず、平成 23 年度から毎年同額の補助金を交付しているに過ぎないことが判明した。これは、平成 17 年に市の合併が行われ、旧市町村毎に商工会等に対する補助対象経費の内容や補助額の算定方法などが異なっていたことから、平成 20 年度に平成 21 年度から 3 年をかけて段階的に補助額の見直しを行うことが決定され、見直しの最終年度となる平成 23 年度以降は、当時の補助額のまま毎年同額の補助金が交付されていることによるものである。

そこで現在の補助額の基準としている平成 20 年度に決定した当時の補助額の算定方法について確認したところ、各商工会等間の補助額の格差を縮小させることを目的に、①当時の補助額の 50%、②事業費及び管理費の 20%、③会員 1 人あたり 2,000 円の合計額を補助額とすることとし、激変緩和のために平

成 21 年度から 1/3 ずつ 3 年をかけて見直しを実施していることが判明した。また、①の当時の補助額算定の詳細は、把握できていないとのことである。すなわち、平成 20 年に決定した補助額は、各商工会等の格差の縮小を目的にしてはいるものの、主に当時の補助額を基礎としてさしたる合理的な根拠もなく決定されたものに過ぎない。このような経緯で平成 20 年に決定された補助額を、長年にわたり見直しもせず補助額の基準とし続けているのは補助額の算定方法として不適切であり、現在の補助額は合理的に算定されているとは言えない。

また、補助対象経費については、規則で定める「取扱基準」の中で、商工会等が実施する創業人材育成事業、情報提供事業、商業部会等開催事業などとするだけで補助対象となる経費の範囲を具体的に定めた要領、手引きなどは整備されていない。補助対象経費の算定の実態は、多くの商工会等が、過去に補助対象経費としていた経費を毎年同じように補助対象経費としているに過ぎないとのことである。すなわち、補助対象経費の範囲が明確となっていないため、同種の補助事業を行っている商工会等の間で補助対象経費としている経費の範囲が異なっているのである。

このように補助対象経費の範囲が不明確であっても、補助対象経費の実績額が補助額を上回る場合は、定額で交付された補助金が返還されることもないため、商工会等の間の不公平さが金額として表面化することはないが、新型コロナウイルス感染症の流行（以下「コロナ禍」という。）により、これまで補助対象経費としていた事業の縮小を余儀なくされ、補助対象経費が補助金額を下回る事態が生じたことにより、商工会等の間の不公平さが具体的な金額として顕在化した例が見受けられた。

具体的には、令和 2 年度において、市内 15 ある商工会のうち 1 つの商工会だけが、コロナ禍により一部事業が未実施となり補助対象経費が補助金額を下回ったとして補助金を一部返還しているのに対して、同様にコロナ禍による悪影響を受けていると思われる他の商工会等は、定額の補助金を受領することがで

きた例が挙げられる。商工会等の間でこうした違いが生じた経緯等について市に確認したところ、コロナ禍により補助対象経費が補助金額を下回る可能性がある一部の商工会等は、これまで補助対象経費としていなかった経費のうち、補助対象経費としても差し支えない事業がないか市と協議し、補助対象経費の見直しを実施した商工会等は定額の補助を受領したが、補助金を返還した商工会に関しては、見直しが遅れたことにより当初設定した補助対象経費のまま変更しなかったため補助対象経費が補助金額を下回ったものと考えているとのことであった。

これでは、同様の補助対象事業を実施しているにもかかわらず、市との間で早い段階から個別に協議し補助対象経費の見直しが認められた商工会等と、見直しを行わなかった商工会等との間で補助対象経費の範囲が異なることになり、公平性のある補助金の交付が行われたとは言えない。

規則では、補助金等の交付にあたっては、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われているものであることに特に留意し、補助金等が公正かつ効率的に使用されるように努めなければならないとされている（規則3条）。こうした点も考慮すれば、補助対象経費の範囲や補助額の算定方法などは、要綱や要領などで明確に定めるべきである。

3-21 新潟市商店街連盟補助金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
2,100,000	2,100,000	0	0

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

商店街等で組織される連合団体に補助することで、団体及び構成員の育成・活性化を図る。

イ 内容

- ・ 組織構成：26 団体（商店街 24 団体、その他賛助会員（大型店）2 社）
- ・ 事業内容：体質改善、経営改善事業、キャンペーン事業、歩行者通行量調査
- ・ 補助金算定基準：定額補助

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 実績報告書等で事業の実施状況を総合的に判断し評価することとしており、目標を設定していない。

(イ) 実績数値

- ・ 補助額 2,100 千円
- ・ 実績報告書等によると、商店街の発展に資する事業の着実な取組がなされている。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 実績報告書等で事業の実施状況を総合的に判断し評価することとしており、目標を設定していない。

(イ) 実績数値

- ・ 実績報告書等によると、商店街の発展に資する事業の着実な取組がなされている。

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 団体ホームページ掲載。

キ フィードバック

- ・ 継続して実施。

(3) 所見

【意見 32】

定額補助の積算根拠を明確にするとともに、上限とする補助率や上限額を定めるなど慣行的に固定化した補助額とならないような補助のあり方を検討すべきである。

本補助金は、平成 10 年度から補助が開始されたものだが、慣行や前例踏襲により定額の補助金額が固定化することがないように、定額補助の積算根拠を明確にするとともに、補助対象事業に対する上限とする補助率や上限額を定めるなど、定額補助による弊害が生じないような補助のあり方を検討すべきである。

3-22 大規模小売店舗立地法運用事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
681,000	13,000	0	668,000

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

売場面積 1,000 m²超の小売店舗の設置者に対し、新設及び営業時間等の変更の際に、市への届出・地元説明会を義務付け、店舗周辺地域の生活環境保持の見地から市の意見を通知する。3,000 m²を超える新設案件等については、法運用主体として店舗設置者に対する意見を出す際に、有識者に諮問する審議会（通常 1 案件につき 2 回）及び現地調査（1 案件につき 1 回）を開催している。また、年に数回開催される法運用主体の研修会・連絡会議に出席し、ノウハウの向上及び情報収集を図る。

イ 内容

令和3年度は審議会の開催がなく、審議会委員1名の新任研修の報酬1回分のみの支出となった。

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 大規模小売店舗立地法（以下「大店立地法」という。）に基づき、建物内の小売店舗の面積の合計が1,000平方メートルを超える場合に、大規模小売店舗の設置者が配慮すべき事項としてその立地に伴う交通渋滞、騒音、廃棄物等に関する事項を定め、大型店と地域社会との融和を図ることを目的としているため、目標値の設定には馴染まない。

(イ) 実績数値

- ・ 届出件数 5条1項：6件 6条1項：7件 6条2項：1件
- ・ 5条1項（新設届出）については、前年より大幅に増加しており、ドラッグストアの出店が多い。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 大店立地法に基づき、建物内の小売店舗の面積の合計が1,000平方メートルを超える場合に、大規模小売店舗の設置者が配慮すべき事項としてその立地に伴う交通渋滞、騒音、廃棄物等に関する事項を定め、大型店と地域社会との融和を図ることを目的としているため、目標値の設定には馴染まない。

(イ) 実績数値

- ・ 届出件数 5条1項：6件 6条1項：7件 6条2項：1件
- ・ 5条1項（新設届出）については、前年より大幅に増加しており、ドラ

ッグストアの出店が多い。

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 届出状況については、随時 HP に掲載しているほか、企業からの問い合わせに対応している。

キ フィードバック

- ・ なし

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

3-23 産業振興センター管理運営費

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
81,730,000	73,569,514	0	8,160,486

* 財源のうち、71,690 千円は使用料及び手数料、264 千円は諸収入を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

本市の産業振興と市民の文化向上に寄与するために新潟市産業振興センターを設置し、管理運営する。

イ 内容

(施設概要)

名称：新潟市産業振興センター（S62.4 供用開始）

住所：新潟市中央区鐘木 185 番地 10

面積：鉄筋コンクリート造 2 階建、建築面積 7,030 m²、延床面積 8,719 m²

1 階 展示ホール、小会議室 4 室、主催者室 3 室

2階 中会議室、大会議室、多目的スペース

供用日：1/4～12/28

(利用実績)

施設使用料：71,624千円、利用件数：114件、来場者数85,276人、稼働日188日、展示ホール稼働率42.8%、リピーター率71.1%、利用満足度92.4%

(指定管理委託)

指定管理者（R1～5年度）：（公財）新潟市開発公社

委託料：73,570千円（うち修繕費10,328千円）

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 利用件数138件
- ・ R3当初予算の施設使用料収入見込み

(イ) 実績数値

- ・ 利用件数114件
- ・ コロナ禍により見込み減となったが、概ね達成された。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 利用者アンケートの実施と満足度80%以上の達成

(イ) 実績数値

- ・ アンケート結果によれば、利用満足度が高く、質の高い安定したサービスの提供が出来ていると考える。

オ データの利活用

- ・ 利用件数

カ 周知・広報

- ・ HPで利用予約状況を公開し、利用しやすい環境づくりを実施。

キ フィードバック

- ・ 数値指標ではなく、利用者アンケート結果を施設管理へ活かしている。

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

3-24 新潟地下開発株式会社

(1) 新潟地下開発株式会社の概要

ア 法人名：新潟地下開発株式会社（以下「地下開発」という。）

イ 所在地：新潟市中央区西堀前通 6 番町 894 番地 1

ウ 業務内容：西堀ローサ、西堀 6、7 番館ビルの店舗・事務所の賃貸業

エ 設立及び開業までの経緯：

(ア) 設立年月日：昭和 47 年 4 月 13 日設立

(イ) 設立目的：自動車保有台数の急増への対応と古町西堀地区の活性化のため、地下駐車場建設と地域商業の発展のための地下商店街を建設。

(ウ) 設立の背景

- ・ モータリゼーションの進展による駐車場不足と交通混乱を解消し、都市機能の強化を図るために、地下 2 階に駐車場を整備。
- ・ 併せて古町西堀地区の活性化のための新たな核施設（西堀ローサ）を地下 1 階に整備。

(エ) 建設事業の推進：新潟商工会議所と西堀地下駐車場建設促進協議会（古町商店街と西堀通町内会）が事業を推進。

(オ) 都市計画事業としての経過（都市計画法 59 条）：

- ・ 昭和 43 年 11 月 駐車場マスタープランを策定
- ・ 昭和 48 年 5 月 都市計画決定
- ・ 昭和 48 年 9 月 事業認可
- ・ 昭和 49 年 3 月 着工
- ・ 昭和 51 年 10 月 16 日 開業

(カ) 第三セクター方式採用の理由

- ・ 多額の建設資金を賄うことなどを目的に商業施設を併設することになったため。
- ・ 企業性、営利性を伴うことに対する当時の建設省の指導があったため。

オ これまでの主な経緯と市の関与状況など：

(ア) 地下開発の設立にあたり、市が昭和 48 年から昭和 56 年の間に 1 億 6,000 万円を出資し、民間企業などからの出資も併せ、資本金は 6 億 1,180 万円（平成 14 年 1 月 25 日現在）となる。

(イ) 地下施設等の当初建設費が巨額（約 68 億円）であり、その大半を金融機関からの借入金（約 39 億円）とテナントからの保証金・敷金（約 26 億円）で補ったため、その元利償還金が地下開発の経営に大きな負担となる。

（会社設立時の資金の状況）

*建設費 約 68 億円

*資金の内訳

- ・ 自己資金 約 3 億円
- ・ 金融機関借入金 約 39 億円
- ・ テナント保証金・敷金 約 26 億円

（保証金 230 万円/坪・敷金 50 万円/坪）

(ウ) 平成 13 年に金利負担解消等の経営改善を図るため、抜本的な経営改善策の一環として不採算部門であった地下駐車場を市に 19 億 5,900 万円で売却したものの、多額の債務超過は解消されず、厳しい経営状況がその後も続いた。

(エ) 平成 18 年に、財務内容の抜本的改善のため、地下開発は、株式会社整理回収機構（RCC）の承認を得た再建計画を策定。同再建計画は、官民一体となって事業継続による地下開発の私的整理に協力するものであり、金融機関の債権放棄 8 億 5,000 万円、テナント保証金の債権放棄 6,500 万円、一律の減資約 6 億円（98%減資）と増資 9,000 万円（うち、市 5,000 万円）

並びに市による劣後返済特約付きの 9 億円の貸付（民間債務を完済するまで無利息かつ元本返済猶予、最終返済期日は 20 年後の令和 7 年 10 月）が実行された。

- (オ) 平成 20 年度に地下駐車場の管理業務受託からも撤退。
- (カ) 平成 21 年から、市は、西堀地下通路緊急整備事業（平成 21 年度～平成 25 年度）により、エレベーターや多目的トイレなどバリアフリー化に向けた整備や総合的な交通情報案内施設の整備を行い、古町周辺の買い物客や公共交通利用者、西堀ローサ内の行政関連施設利用者などの利便性向上を図った。
- (キ) その後、計画策定時には想定していなかったリーマンショック（平成 20 年）や近隣の百貨店（株式会社大和新潟店）の撤退（平成 22 年）などが発生。
- (ク) 平成 19 年度から公認会計士や中小企業診断士といった外部専門家による外郭団体評価を実施するなど、経営健全化への取組を進め、途中、返済緩和の条件変更を行いながら平成 28 年度末に民間債務を完済。
- (ケ) 平成 29 年に、地下開発の厳しい経営状況や古町地域におけるまちなか機能再編（平成 29 年の中央区役所移転、令和 2 年の再開発ビル（古町ルフル）開業など）の影響を踏まえた地下開発の経営規模に見合う適正な返済計画を策定する必要があるなどの理由から、市は民間債務を完済後に予定していた劣後特約付貸付 9 億円の返済を当面の間、無利息で据え置くことに決定。併せて劣後特約のない通常の貸付金に契約内容を変更（年間 9,000 万円の元本償還、最終償還期日令和 7 年 10 月 31 日とする条件は、劣後特約付き貸付と同様。利息は都度協議することとしているが、現在まで無利息。）。
- (コ) 同年、民間債務の完済、劣後特約付き貸付の返済猶予により地下開発のキャッシュフローが改善されることから、市関連施設の賃借料を直近の周

辺賃借料などを考慮した額に交渉のうえ引き下げた（月額賃料 25,000 円/坪から 12,000 円/坪に引き下げ）（税抜）。

(サ) 平成 30 年度に地下開発が、西堀ローサの活用等について、事業者から意見や提案をもらい、対話を通じて事業者や市場の動向を調査するサウンディング型市場調査を実施。複数の提案はあったものの、結局、事業化には至らなかった。

(シ) 平成 30 年度の外郭団体評価において、経営改善に向けて「抜本的な対応が必要」との総合評価結果を受ける。それ以降の年度も毎年「抜本的な対応が必要」との総合評価結果となる。

(ス) 平成 31 年 3 月に総務省より策定、公表を求められた「第三セクター等経営健全化方針」を市が策定し、公表。

(セ) 令和元年度に地下開発が管理してきた地下通路の公共性を考慮し、安心安全で快適な歩行空間を確保することを目的に地下通路部分を市道化。市道化後は、市が地下通路の維持管理等を行うことになり、それまで地下開発が負担してきた地下通路部分に係る管理費が年間で約 5,700 万円軽減された（市の負担が同額増加した）。

(ソ) 令和 2 年に近隣の百貨店(株式会社三越伊勢丹新潟三越店)が閉店。跡地で民営企業による再開発計画が浮上。

カ 市職員の派遣状況（平成 13 年以降）：

(ア) 取締役（代表権なし）平成 13 年～平成 18 年まで

(イ) 監査役 平成 13 年～現在まで

キ 資本金：100,000 千円

* 現在の株主の状況

株主名	株数	構成比 (%)	出資額 (千円)	出資比率 (%)
新潟市	50,320,000	55.16	52,615	52.6
(株)大和	20,090,000	22.02	20,736	20.7
(株)三越伊勢丹	20,030,000	21.96	20,245	20.2
新潟商工会議所	709,000	0.78	5,795	5.8
ほか12名	74,600	0.08	609	0.7
合計	91,223,600	100.00	100,000	100.0

* 出資状況の推移

	H17		H18減資		H18増資		H19～	
	株数	出資額 (千円)	株数	出資額 (千円)	株数	出資額 (千円)	株数	出資額 (千円)
新潟市	320,000株 160,000千円 (26.2%)	320,000株 2,615千円 (26.2%)	50,000,000株 50,000千円	50,000,000株 50,000千円	50,320,000株 52,615千円 (52.6%)			
(株)大和	90,000株 45,000千円 (7.4%)	90,000株 736千円 (7.4%)	20,000,000株 20,000千円	20,000,000株 20,000千円	20,090,000株 20,736千円 (20.7%)			
(株)三越伊勢丹	30,000株 15,000千円 (2.5%)	30,000株 245千円 (2.5%)	20,000,000株 20,000千円	20,000,000株 20,000千円	20,030,000株 20,245千円 (20.2%)			
金融機関	420,000株 210,000千円 (34.3%)	420,000株 3,432千円 (34.3%)	—	—	709,000株 5,794千円 (5.8%)			
新潟県	80,000株 40,000千円 (6.5%)	80,000株 654千円 (6.5%)	—	—				
その他	283,600株 141,800千円 (23.2%)	283,600株 2,318千円 (23.2%)	—	—	74,600株 610千円 (0.6%)			
合計	1,223,600株 611,800千円	1,223,600株 10,000千円	90,000,000株 90,000千円	90,000,000株 90,000千円	91,223,600株 100,000千円			

ク 決算額の推移（平成12年度以降）

科目(単位:千円)	決算期・年度											
	29期	30期	31期	32期	33期	34期	35期	36期	37期	38期	39期	
	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	
売上高	566,279	530,801	485,425	465,779	473,382	467,959	471,988	450,425	361,425	232,277	225,084	
貸貸料収入	281,503	293,066	280,208	256,643	264,989	258,719	263,149	234,719	191,688	134,795	122,795	
管理費収入	92,086	99,094	110,737	117,198	117,183	118,932	120,248	129,536	84,882	62,268	67,227	
施設管理収入		43,907	84,903	82,752	82,721	82,280	80,671	79,117	78,854	31,068	31,702	
その他営業収入	7,908	11,096	9,577	9,186	8,489	8,028	7,920	7,053	6,001	4,146	3,360	
駐車料収入	184,782	83,638										
販売費及び一般管理費	511,201	430,560	349,143	344,487	348,405	357,999	347,396	346,547	348,398	284,990	260,219	
内、人件費	113,922	99,902	96,652	91,836	96,072	94,040	93,131	86,542	75,001	36,958	35,105	
内、水道光熱費	54,871	55,906	43,622	40,663	40,912	42,042	39,430	41,608	48,523	44,832	47,754	
内、ビル管理費	52,466	53,291	53,141	50,076	49,400	49,802	50,608	48,852	49,574	46,788	36,857	
内、管理費(組合負担金)												
内、減価償却費等	152,024	103,140	63,423	62,798	60,299	72,715	71,051	80,504	78,309	75,938	74,483	
営業損益	55,078	100,241	136,282	121,292	124,977	109,960	124,592	103,878	13,027	△ 52,713	△ 35,135	
営業外収益	13,041	8,021	6,121	4,731	3,570	2,352	2,028	3,312	3,470	1,411	10,510	
営業外費用	90,870	75,676	32,839	31,164	30,260	29,394	28,170	15,838	13,792	8,927	6,507	
経常損益	△ 22,751	32,586	109,564	94,859	98,287	82,918	98,450	91,352	2,705	△ 60,229	△ 31,132	
特別利益							900,032	3,431	0	0	0	
特別損失	154,100	389,605	16,500	16,500	16,500	387,194	21,314	4,235	3,221	338	3,487	
税引前当期損益	△ 176,851	△ 357,018	93,064	78,359	81,787	△ 304,276	977,168	90,548	△ 516	△ 60,567	△ 34,619	
法人税・住民税・事業税等	290	290	290	290	290	290	290	290	290	290	290	
法人税等調整額(△)								281,123	1,873	△ 21,525	△ 8,274	
当期損益	△ 177,141	△ 357,308	92,774	78,069	81,497	△ 304,566	976,878	△ 190,865	△ 2,679	△ 39,332	△ 26,635	
簡易CF(当期損益+減価償却費等)	△ 25,117	△ 254,168	156,197	140,867	141,796	△ 231,851	1,047,929	△ 110,361	75,630	36,606	47,848	
資産	4,665,318	2,347,880	2,157,505	2,062,130	1,992,037	1,602,911	2,067,641	1,938,223	1,745,458	1,398,253	1,263,526	
内、現金預金	86,882	137,959	41,102	27,063	29,129	99,817	558,963	480,466	357,931	87,614	39,816	
負債	5,305,054	3,313,124	3,029,975	2,856,532	2,704,940	2,620,380	2,018,231	2,079,679	1,889,593	1,581,722	1,473,629	
純資産	△ 639,735	△ 965,243	△ 872,469	△ 794,400	△ 712,903	△ 1,017,470	49,409	△ 141,456	△ 144,135	△ 183,468	△ 210,103	
資本金	580,000	611,800	611,800	611,800	611,800	611,800	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
利益剰余金	△ 1,219,735	△ 1,577,043	△ 1,484,269	△ 1,406,200	△ 1,324,703	△ 1,629,270	△ 50,591	△ 241,456	△ 244,135	△ 283,468	△ 310,103	
負債・純資産合計	4,665,318	2,347,880	2,157,505	2,062,130	1,992,037	1,602,911	2,067,641	1,938,223	1,745,458	1,398,253	1,263,526	

(主な増減要因等)

- ・ H13年度に西堀地下駐車場を市に売却し、売却損を特別損失に計上。H14年度から駐車場収入が無くなる代わりに駐車場に係る施設管理収入が発生(H20年度で撤退)。
- ・ H18年度に(株)整理回収機構(RCC)関与の下で再建計画を策定。債務免除益を特別利益に計上し、債務超過を解消。平成19年度から同計画の再生スキーム利用に伴い繰延税金負債を計上。
- ・ 平成20年度以降、リーマンショックや近隣商業施設の撤退などの影響もあり、西堀ローサのテナントからの賃貸料収入が低迷。人件費など経費削減を進めるも赤字体質が継続。

科目(単位:千円)	決算期・年度										
	4 0 期	4 1 期	4 2 期	4 3 期	4 4 期	4 5 期	4 6 期	4 7 期	4 8 期	4 9 期	5 0 期
	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
売上高	228,860	227,544	226,932	226,863	220,768	205,486	143,383	133,695	107,140	99,074	105,283
貸貸料収入	132,503	133,805	138,425	137,937	134,447	123,701	73,484	69,857	69,200	63,666	67,740
管理費収入	59,954	60,008	57,047	55,621	55,371	51,966	41,845	36,051	33,595	30,994	33,153
施設管理収入	33,145	32,521	30,817	32,669	30,324	29,335	27,620	27,310	0	0	0
その他営業収入	3,258	1,210	643	636	626	484	434	476	4,345	4,413	4,389
駐車料収入											
販売費及び一般管理費	248,928	221,050	221,430	225,775	216,233	216,857	217,321	204,401	141,051	139,081	140,769
内、人件費	29,432	26,240	26,412	26,864	27,269	27,323	25,453	21,982	19,855	19,902	20,770
内、水道光熱費	49,651	51,331	50,307	53,011	48,649	45,396	40,223	40,171	0	0	0
内、ビル管理費	37,608	34,628	33,603	35,440	33,788	34,138	36,393	36,879	225	0	822
内、管理費(組合負担金)									28,086	28,190	29,112
内、減価償却費等	74,322	56,419	57,910	57,258	57,067	56,610	58,105	57,223	57,505	57,594	57,663
営業損益	△ 20,068	6,494	5,502	1,088	4,535	△ 11,371	△ 73,938	△ 70,706	△ 33,912	△ 40,007	△ 35,486
営業外収益	1,443	447	401	389	271	173	278	193	453	470	451
営業外費用	5,643	4,831	3,894	2,799	1,711	615				150	
経常損益	△ 24,268	2,110	2,009	△ 1,322	3,095	△ 11,813	△ 73,660	△ 70,513	△ 33,458	△ 39,687	△ 35,035
特別利益	0							60	120	120	180
特別損失	0	1,223	21	0	109	0	22				34
税引前当期損益	△ 24,268	887	1,988	△ 1,322	2,986	△ 11,813	△ 73,682	△ 70,453	△ 33,338	△ 39,567	△ 34,889
法人税・住民税・事業税等	290	290	290	290	180	180	180	180	180	180	180
法人税等調整額(△)	△ 34,708	0	△ 152	△ 10,927	△ 5,904	△ 3,549	△ 22,651	16,611	△ 12,445	△ 8,630	△ 14,730
当期損益	10,150	597	1,850	9,315	8,710	△ 8,444	△ 51,211	△ 87,244	△ 21,074	△ 31,117	△ 20,339
簡易CF(当期損益+減価償却費等)	84,472	57,016	59,760	66,573	65,777	48,166	6,894	△ 30,021	36,431	26,477	37,324
資産	1,188,548	1,148,189	1,101,436	1,057,938	1,022,108	969,422	898,216	828,010	776,426	720,486	749,165
内、現金預金	38,364	45,702	45,599	51,167	64,429	68,478	29,968	15,651	17,297	22,500	31,294
負債	1,388,502	1,347,544	1,298,940	1,246,127	1,201,588	1,157,346	1,137,351	1,154,389	1,123,879	1,099,056	1,148,074
純資産	△ 199,953	△ 199,354	△ 197,504	△ 188,189	△ 179,480	△ 187,924	△ 239,135	△ 326,379	△ 347,453	△ 378,570	△ 398,909
資本金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
利益剰余金	△ 299,953	△ 299,354	△ 297,504	△ 288,189	△ 279,480	△ 287,924	△ 339,135	△ 426,379	△ 447,453	△ 478,570	△ 498,909
負債・純資産合計	1,188,548	1,148,189	1,101,436	1,057,938	1,022,108	969,422	898,216	828,010	776,426	720,486	749,165

(主な増減要因等)

・ H28年度末で民間からの借入金を完済。H29年度からも市からの借入金は無利息で継続されたため、営業外費用(支払利息)の計上無し。

・ 併せてH29年度から西堀ローサ内の市関連施設の賃料が見直しされ、大幅に貸貸料収入等が減少。これに伴い多額の当期損失を計上。

・ R1年度に管理してきた西堀ローサの地下通路部分が市有化され、管理費は管理組合に支払う方式に変更。

施設管理収入、水道光熱費、ビル管理費が無くなる一方で、組合負担金が発生。約5,700万円程度負担が軽減されたため、簡易CFはプラスに転じ、現金預金残高も増加。

ケ 借入金残高の推移（平成12年度以降）

（金額単位：千円）

借入先	年度						H18			H19
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	債権放棄額	放棄後残高	年度末残高	
A銀行	969,209	495,579	487,985	487,770	466,243	509,796	▲ 273,309	236,487	220,724	189,192
B銀行	196,292									
C銀行	786,000	445,390	437,165	433,702	417,635	416,835	▲ 223,473	193,362	180,474	
D銀行	737,773	313,452	308,684	306,239	294,896	294,331	▲ 157,794	136,537	136,537	109,230
E銀行	413,510	234,317	229,989	228,167	219,716	219,296	▲ 54,995	47,584	94,948	
F銀行	289,793	108,379	108,955	108,093	104,089	102,579	▲ 117,572	101,724	47,584	38,070
G政府系銀行	130,150	44,050	43,649	43,479	42,681	42,640	▲ 22,856	19,784	18,466	15,828
H債権投資会社										154,692
I債権投資会社										81,384
借入金(民間)計	3,522,727	1,641,167	1,616,427	1,607,450	1,545,260	1,585,477	▲ 850,000	735,477	698,733	588,396
借入金(民間)増減		▲ 1,881,560	▲ 24,740	▲ 8,977	▲ 62,190	40,217			▲ 886,744	▲ 110,337
借入金(市)									900,000	900,000
借入金合計	3,522,727	1,641,167	1,616,427	1,607,450	1,545,260	1,585,477			1,598,733	1,488,396

※H13年度は、西堀地下駐車場を市に売却した資金で返済が進んだもの。

※H18年度は、(株)整理回収機構(RCC)関与の再建計画に基づく金融機関による債権放棄があったため大きく減少する一方で、市からの劣後特約付借入金9億円(H29年度からは劣後特約なし)により大きく増加。

借入先	年度									
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29～現在
A銀行	157,660	94,596	74,006	64,358	50,986	37,614	24,242	10,870	0	0
B銀行										
C銀行										
D銀行	91,025	54,615	42,729	39,945	33,301	21,719	13,998	6,277	0	0
E銀行										
F銀行	31,725	19,035	14,885	13,914	11,599	7,566	4,877	2,188	0	0
G政府系銀行	13,190	7,914	6,184	5,377	4,260	3,143	2,026	909	0	0
H債権投資会社	128,910	77,346	60,506	47,619	37,723	27,827	17,931	8,035	0	0
I債権投資会社	67,820	40,692	31,832	25,053	19,848	14,643	9,438	4,233	0	0
借入金(民間)計	490,330	294,198	230,142	196,266	157,717	112,512	72,512	32,512	0	0
借入金(民間)増減	▲ 98,066	▲ 196,132	▲ 64,056	▲ 33,876	▲ 38,549	▲ 45,205	▲ 40,000	▲ 40,000	▲ 32,512	0
借入金(市)	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000
借入金合計	1,390,330	1,194,198	1,130,142	1,096,266	1,057,717	1,012,512	972,512	932,512	900,000	900,000

※H21年度は、民間借入金の契約時に定めたコベナンツ条項(財務制限条項)に抵触し、返済額が通常よりも多額。

※上記以降は、毎年4千万円前後の返済を継続していたが、民間からの借入金を完済した平成28年度以降の市に対する返済実績は無い。

コ 地下開発所有不動産の鑑定評価額

(鑑定評価額のうち、地下開発持ち分の評価額)

項目	区分	地下開発の 持ち分価格(円)
西堀ローサ	建物	266,800,000
6番館ビル	土地及び建物	49,400,000
7番館ビル	土地及び建物	41,800,000
	合計	358,000,000

※地下開発が実施した直近の鑑定評価額(平成29年9月20日時点)

サ 地下開発の賃貸料収入及び管理費収入の推移及びこれに占める市及び市関連施設（以下「市関連」という。）からの収入の割合
（平成24年度以降）

（平成24年度以降）

（金額単位：千円）

	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
西堀ローサ	A民間	35,574	34,157	34,152	31,589	27,416	16,798	15,130	11,365	12,250	14,568
	B市関連	90,331	90,331	89,400	89,400	79,775	31,824	24,840	24,840	24,840	27,150
	C計	125,905	124,488	123,552	120,989	107,191	48,622	39,970	36,205	37,090	41,718
	B/C (%)	71.7%	72.6%	72.4%	73.9%	74.4%	65.5%	62.1%	68.6%	67.0%	65.1%
西堀6、7番館ビル	A民間	29,942	33,018	32,041	30,864	30,511	28,742	27,974	28,624	19,670	21,288
	B市関連	37,966	37,966	37,965	37,965	37,965	37,965	37,965	37,965	37,901	37,888
	C計	67,908	70,984	70,006	68,829	68,476	66,707	65,939	66,589	57,571	59,176
	B/C (%)	55.9%	53.5%	54.2%	55.2%	55.4%	56.9%	57.6%	57.0%	65.8%	64.0%
合計	A民間	65,516	67,175	66,193	62,453	57,927	45,540	43,104	39,293	31,920	35,856
	B市関連	128,297	128,297	127,365	127,365	117,740	69,789	62,805	62,805	62,741	65,038
	C計	193,813	195,472	193,558	189,818	175,667	115,329	105,909	102,794	94,661	100,894
	B/C (%)	66.2%	65.6%	65.8%	67.1%	67.0%	60.5%	59.3%	61.1%	66.3%	64.5%

（西堀ローサ 上記B市関連からの賃貸料収入内訳）

H13～チャレンジショップ	18,929	18,929	18,750	18,750	18,750	9,000	9,000	9,000	9,000	12,606
H21～消費生活センター	21,957	21,957	21,750	21,750	21,750	10,440	10,440	10,440	10,440	10,440
H21～けんこう広場ROSAびあ	10,297	10,297	10,200	10,200	10,200	4,896	1,296	1,296	1,296	
H23～ほんぼーとサテライト	7,117	7,117	7,050	7,050	7,050	3,384				
H23～まちなかステージ	8,631	8,631	8,550	8,550	8,550	4,104	4,104	4,104	4,104	4,104
H23～健幸サポート倶楽部	23,400	23,400	23,100	23,100	13,475					
西堀ローサ 計	90,331	90,331	89,400	89,400	79,775	31,824	24,840	24,840	24,840	27,150

（西堀6番館ビル 上記B市関連からの賃貸料収入内訳）

H16～市民活動支援センター	12,069	12,069	12,068	12,068	12,068	12,068	12,068	12,068	12,068	12,068
H23～観光政策課	8,057	8,057	8,057	8,057	8,057	8,057	8,057	8,057	2,363	
H28～国際課	6,120	6,120	6,120	6,120	6,120	6,120	6,120	6,120		
H23～観光コンベンション協会	6,651	6,651	6,651	6,651	6,651	6,651	6,651	6,651	10,637	11,434
R2～新潟市芸術文化振興財団									7,764	9,317

（西堀7番館ビル 上記B市関連の賃貸料収入の内訳）

H22～勤労者福祉サービスセンター	5,069	5,069	5,069	5,069	5,069	5,069	5,069	5,069	5,069	5,069
西堀6、7番館ビル 計	37,966	37,966	37,965	37,965	37,965	37,965	37,965	37,965	37,901	37,888

※平成29年度から西堀ローサにある市関連の賃料が周辺相場を参考に見直しされ、賃貸料収入等が大幅に減少。

※上記賃料見直し後も、地下開発のテナント料収入全体の6割以上が、市関連からの賃貸料収入等によるもの。

(2) 地下開発に対する市関与の現状とこれまでの累積的支出額

ア 市と地下開発との間の債権債務、取引関係等

(ア) 市所有資産

- ・ 株式 5,261.5 万円 50,320,000 株（持株割合 52.6%の筆頭株主）
- ・ 貸付金 9 億円 無利息 半年毎に 4,500 万円返済（返済実績なし）
当初貸付日平成 18 年 11 月 21 日 最終返済日令和 7 年 10 月 31 日

(イ) 取引関係

- ・ 市関連施設賃借料の支払い
年間 約 6,200 万円
- ・ 管理組合に対する地下施設共用部管理経費負担金
年間 約 8,700 万円
（令和元年度の地下通路市道化後の市の実質的な負担増加額は、
年間 約 5,700 万円）

(ウ) 市補助金

- ・ 西堀ローサ共用部の耐震改修工事費に対する補助（令和 3 年度から令和 5 年度）
所有割合に基づき地下開発が負担すべき工事費に対する市補助額
総額 5,796 万円
（総工事費 4 億 2,000 万円に対しては、国庫補助 1 億 4,000 万円、国補助制度で求められる市補助額 1 億 4,000 万円が別途あるため、地下開発の負担額は発生しないことになる。）

(エ) 市職員の派遣

- ・ 監査役 1 名

(オ) これまでの地下開発に対する主な支出額（令和 3 年 3 月時点の累計額）

※ 主に地下開発への資産形成及び同社への資本注入となる支出のみ（毎年の賃借料などは含まず）。

地下開発	11億1,000万円	出資金・劣後貸付
市営地下駐車場	19億5,900万円	購入費
西堀ローサ・市営地下駐車場	7億7,042万円	上屋等整備
合計	38億3,942万円	

(内訳)

項目		金額	備考
地下開発	出資金	1億6,000万円	S48～S56に出資 (H18に減資1億5,738.5万円)
	増資	5,000万円	H18年 (現在出資残高5,261.5万円)
	貸付	9億円	H18年当時は劣後貸付
市営地下駐車場	購入(市有化)	19億5,900万円	H13年
西堀ローサ・市営地下駐車場	上屋・EV・トイレ (緊急整備事業)	7億7,042万円	H22～H25年

(3) 所見

ア 【指摘 24】

経営改善計画が策定されておらず、貸付金 9 億円の回収方針や回収計画を定めることなく、利息及び元本の返済猶予を繰り返している。

地下開発の概要に記載のとおり、市は、平成 18 年に株式会社整理回収機構 (RCC) の承認を得た地下開発の再建計画に基づき、事業継続を支援するために地下開発との間で劣後特約付金銭消費貸借契約(以下「劣後契約」という。)を締結し、9 億円の貸付(以下「劣後貸付」という。)を実行している。劣後貸付の弁済条件は、当該契約締結日以前において地下開発が負担している金融機関からの借入金など全ての債務(以下「民間債務」という。)が完済されるまで、劣後貸付の元本返済は行わないものとし、民間債務を完済後に劣後貸付の元本返済を開始し、当該契約締結後 20 年以内の返済完了を目途とするものである。また、利息については、民間債務が完済されるまで無利息とし、

それ以降の利息については別途協議して決定することとしている。

このような条件で、官民一体で地下開発の再建に取り組み始めたものの、同計画の2年目から早くも目標額を大幅に下回るようになり、これ以降、地下開発は、金融機関に対して約定返済条件の緩和を要請するなどの対応を行いながら平成29年3月末をもって民間債務を完済した。

市は、同計画3年目の途中となる平成21年1月26日付で当時の地下開発の社長名で「今後の弊社経営推進に関する報告」という文書による報告を受けており、苦境に陥っている地下開発の厳しい現状と同計画を維持継続する経営を進める一方、同計画の破綻と地下開発の破綻を想定した準備も同時に進めざるを得ないとの当時の社長の考えが報告されている。

同再建計画が順調に推移している間は、当初計画と実績の差異分析などによる管理が基本的な対応となるが、当初計画と実績が大幅に乖離し、もはや当初計画の実現可能性がないと判断されれば、改めて再建計画の策定を求めなどして、債権の確実な回収に向けた取組を行う必要があるが、市が当初計画と実績の差異分析などを行っていたことを示す記録や改めて経営改善計画の策定を要請した記録などは残されていないうえに、仮に同計画が破綻した場合に9億円の劣後貸付の回収をどのように進めるかなどについて検討した記録も残されていなかった。

これに対して民間債務の債権者である金融機関は、返済条件を緩和する条件変更に応じる一方で、地下開発に対して経営改善計画書の提出を毎年求め、現状の課題と対応策、今後の収益見通しなどを報告させるなどして、自らの債権の回収を図っていた。

劣後契約に従えば、平成29年3月末に民間債務が完済となり、9億円の劣後貸付の返済が開始となるどころ、古町地域におけるまちなか機能再編（平成29年の中央区役所移転、令和2年の再開発ビル（古町ルフル）開業など）の影響を踏まえた地下開発の経営規模に見合う適正な返済計画を策定する必

要があることなどを理由として、市は、劣後貸付 9 億円の返済を当面の間、無利息で据え置く条件変更を行うこととし、劣後特約のない通常の貸付金(以下「通常貸付」という。)への変更と併せて平成 29 年 5 月 10 日に金銭消費貸借条件変更契約を締結した。

通常貸付の弁済条件は、平成 30 年度から毎年、半年毎に 4,500 万円の返済を行い、最終返済期日となる令和 7 年 10 月 31 日に 2 億 2,500 万円の返済を行うものとしており、利息については、平成 30 年 3 月 31 日までは無利息とし、それ以降の利息については別途協議して決定することになっている。

しかし、当初は、1 年間を想定して平成 29 年に通常貸付の返済猶予を行ったにもかかわらず、令和 4 年 4 月 1 日付の条件変更契約に至るまで、毎年、地下開発の経営健全化に向けた具体的な対応や返済計画策定を検討したいといった理由により、利息及び元本の返済猶予を繰り返しており、これまで通常貸付の元本返済及び利息の支払いが行われた実績はない(下記、償還年次表参照)。すなわち、市は、通常貸付 9 億円の回収方針や回収計画を明確にせず、新潟市債権管理条例に定める履行期限の延長を行うこともなく、平成 29 年以降、問題の先送りとも言える対応を繰り返しているのである。

西堀ローサ周辺の再開発の動向が不透明で、これを踏まえた返済計画を策定するのが困難であれば、複数のシナリオに基づいて計画を策定することも考えられるが、市は、こうした複数シナリオに基づく計画の策定を求めている。それどころか、市は、令和元年度に行った西堀ローサの地下通路部分の市道化により地下開発の負担が年間 5,000 万円以上軽減されることを当初から想定しながら、これを前提とした経営改善計画の策定と提出さえ求めているのである。

この点について地下開発にも事情を聞いたところ、民間債務が残存している頃は、金融機関から毎年経営改善計画を提出するように要請されていたが、民間債務がなくなってからは、市から提出を求められないので改善計画を策

定しなくなり、平成 27 年 6 月に金融機関からの要請に基づき策定したものが最後に策定した改善計画とのことであった。

すなわち、市は、地下通路部分の市道化により多額の負担軽減が見込まれる地下開発に対して経営改善計画の策定及び今後の弁済可能見込額の確認を求めることもなく、9 億円の貸付金の回収を図ろうとしていたのである。

実際に、令和元年度の市道化後における地下開発の簡易キャッシュフローはプラスとなっており、現金預金残高も少しずつ増加しているが、市は、市民の貴重な財産である 9 億円の貸付金を、いつから、どれくらい回収していく予定なのかといった回収計画さえ策定せずに、利息及び元本の返済猶予を繰り返しているのである。

市は、西堀ローサ周辺の再開発の動向が不透明であったとしても、少なくとも地下通路部分の市道化による負担の軽減が図られた現状を前提とした経営改善計画の策定を求め、計画の進捗管理を行うことを通じて貸付金の早期回収に向けた取組を行うべきである。

償還年次表

平成29年5月10日付
金銭消費貸借条件変更契約書

令和4年4月1日付
金銭消費貸借条件変更契約
に係る変更契約書

償還期日	元本償還金額(円)
平成 29年 4月 30日	0
平成 29年 10月 31日	0
平成 30年 4月 30日	45,000,000 ※
平成 30年 10月 31日	45,000,000
平成 31年 4月 30日	45,000,000
令和 1年 10月 31日	45,000,000
令和 2年 4月 30日	45,000,000
令和 2年 10月 31日	45,000,000
令和 3年 4月 30日	45,000,000
令和 3年 10月 31日	45,000,000
令和 4年 4月 30日	45,000,000
令和 4年 10月 31日	45,000,000
令和 5年 4月 30日	45,000,000
令和 5年 10月 31日	45,000,000
令和 6年 4月 30日	45,000,000
令和 6年 10月 31日	45,000,000
令和 7年 4月 30日	45,000,000
令和 7年 10月 31日	225,000,000
合計	900,000,000

元本償還金額(円)
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
0
0
45,000,000
45,000,000
45,000,000
45,000,000
45,000,000
45,000,000
675,000,000
900,000,000

※新潟市債権管理条例に定める履行期限の延長は行わず、毎年元本返済猶予を繰り返して、最終期日にしわ寄せする条件変更を行っている。

イ 【指摘 25】

外郭団体評価における総合評価で求められた抜本的な対応を行っていない。

外郭団体評価は、新潟市外郭団体評価実施要綱（以下「要綱」という。）に基づいて、外郭団体の経営状況及び市の関与の妥当性を評価し、必要に応じて指導又は改善要請を行うことにより、各団体の円滑な運営及びこれに関連

する市の事務事業の適正な執行を図ることを目的に実施されているもので（要綱 3 条）、外郭団体及び当該外郭団体の所管課は、評価の結果、改善すべき事項がある場合には、速やかに改善するものとされ、改善の実施に相当な期間を要するものについては計画的に実施するものとされている（要綱 6 条）。当該外郭団体評価における地下開発の評価は、地下開発の現状を受けて平成 30 年度から連続で「抜本的な対応が必要」との最下位の評価結果となっているが、この間、地下開発及び所管課の商業振興課では、抜本的な対応と評価し得るような対応を行っておらず、また、抜本的な対応を進めていくための具体的な計画も策定していない。

再三にわたり「抜本的な対応が必要」との評価結果を受けているにもかかわらず、遅々として進まない原因はどこにあるのかを検討する過程で、抜本的な対応策の決定こそないが、所管課の商業振興課の内部では、それなりに問題点の整理や今後の方向性に関する検討が行われていることを示す記録を確認することができた。

そこで共通していたのは、地下開発が、西堀ローサから得られる収益によって通常貸付 9 億円を早期に弁済することは不可能であること、西堀ローサを市有化した後の活用方法などについては今後も様々な検討が必要になるが、最終返済期日となる令和 7 年 10 月 31 日までの通常貸付の回収にあたっては、西堀ローサの市有化による回収も含めた議論が必要であること、市有化による回収を図っても西堀ローサの財産的価値（平成 29 年 9 月の担保不動産の鑑定評価額約 2 億 6,700 万円）では全額回収は不可能であり、損失の発生は不可避であるとの認識である。この点については、地下開発側の認識も同様であり、最終返済期日の直前ではなく早めに市の方針を明確にして欲しいとのことであった。

つまり、抜本的な対応に向けた今後の方向性に関する具体案は複数検討されており、それに伴う効果や課題などは、ある程度まで整理、検討されてい

るが、市の最終的な方針決定には至っておらず、それが今日まで続いていることが主な原因となって事態が進展しないのではないかとと思われる。

市民の財産である貸付金 9 億円を無利息で貸し続けた場合には、それによって逸失利益が生じ続けているという認識を持ち、仮に地下開発の経営が周辺の再開発などの影響を受けたとしても、それによって西堀ローサの収益が劇的に改善するシナリオが描けないのであれば、その動向を待たずに市としての抜本的な対応方針を早急に決定するべきである。

ウ 【指摘 26】

平成 28 年度まで市の行政施設賃借料が、周辺相場の賃借料よりも著しく高いことを認識しながら、減額交渉をせずに据え置く経済性を欠いた対応を続けていた。

市は、地下開発の民間債務が完済された翌年度の平成 29 年度から、入居時から見直してこなかった地下開発に支払う市関連施設の賃借料を下記のとおり従来の半分以下に引き下げている。

	A平成28年度			B平成29年度			減少額B-A (千円)
	面積(坪)	賃料(千円)	坪単価	面積(坪)	賃料(千円)	坪単価	
チャレンジショップ H13～	62.5	18,750	25,000	62.5	9,000	12,000	▲ 9,750
消費生活センター H21～	72.5	21,750	25,000	72.5	10,440	12,000	▲ 11,310
けんこう広場ROSAぴあ H21～	34.0	10,200	25,000	34.0	4,896	12,000	▲ 5,304
ほんぽーとサテライト H23～	23.5	7,050	25,000	23.5	3,384	12,000	▲ 3,666
まちなかステージ H23～	28.5	8,550	25,000	28.5	4,104	12,000	▲ 4,446
健幸サポート倶楽部 H23～	63.0	13,475	30,556	-	-	-	
西堀ローサ 計	284.0	79,775	23,408	221.0	31,824	12,000	▲ 34,476

市が、当時作成した内部資料には、賃料設定は、入居した際の周辺相場の賃料を基準としてきたが、行政機能がまちなかにあるという市民サービスへの配慮や民間金融機関との協力関係を維持しつつ、地下開発の経営状況を考慮する必要があったため、賃料を据え置いてきたとする経緯が記載されていた。そのうえで、今回、地下開発の民間債務が完済されること、及び、市の劣後貸付の返済を据え置くことで同社のキャッシュフローが改善されるため、

市関連施設の賃借料を直近の周辺賃借料を考慮した額に見直す旨が記載されていた。

すなわち、市は、平成 28 年度当時の賃借料が周辺相場よりも高いことは認識していたものの、これを見直せば地下開発の賃料収入がそのまま減少することに直結するため、地下開発における民間債務の返済が滞る事態になるおそれがあることを懸念して賃借料の見直し交渉を行っていなかったのである。

こうした市の対応は、実質的には、割高な賃借料の支払いを通じて地下開発の資金繰りを支援する「隠れ補助金」とも呼ぶべきものであり、経済性に反した不適切な対応であったと言わざるを得ない。現在は、当時の議会での追及もあり、周辺賃借料を考慮した賃借料に見直されているものの、今後、西堀ローサの市有化により 9 億円の貸付金の一部回収を図ることになった場合においても、その取得額は経済性を考慮した合理的に算定された時価相当額によるものとし、これよりも割高に取得した結果、貸付金の回収額が増える（損失額を減少させる）ような事態が生じることがないように留意するべきである。

エ 【意見 33】

所管課の商業振興課だけではなく、全庁的な体制で地下開発の経営改善及び 9 億円の貸付金の回収に取り組むべきである。

地下開発が経営不振に陥ってからの地下開発に対する市の対応を見ると、地下開発が資金ショートによって経営破綻しないように、市関連施設を割高な賃料を負担してまでも西堀ローサや 6、7 番館ビルに入居させたり、地下通路部分の市道化により共用部の管理経費の軽減を図ったりするなど、とにかく同社の経営が存続するように支援を続けてきたように思われる。

そこには常に中心市街地の活性化のためには、西堀ローサが必要不可欠な存在で、周辺の商業施設の撤退が相次いでいる古町地区において西堀ローサまで失うわけにはいかないという前提があるように思われる。その一方で、

西堀ローサを存続させるために市が投じる予算額に見合った商業振興面での成果があったのかといった視点からの特段の検討は行われてはいなかった。

市民の中には、広くて無料駐車場のある郊外の大型店などを利用した方が便利であり、新たな市の資金負担を生じさせてまで、古町地区にある西堀ローサを存続させる必要はないとの考えもあると思われるが、商業振興策を推進する商業振興課が地下開発を担当すると、どうしても中心市街地活性化のために西堀ローサは必要であるという意識から、とにかく商業振興のために地下開発は存続させるといった偏った安易な方向に流れがちになるおそれがあるとする。さらに通常貸付 9 億円の最大限の回収を念頭に置けば、財務部や総務部など関係各部や外部専門家との連携と協力が不可欠と考えられる。

市は、所管課の商業振興課だけに地下開発の対応を委ねるのではなく、様々な立場の視点から地下開発の課題に対処するプロジェクトチームなどを組織して、全庁的な関与の下で抜本的な対応に取り組むべきである。

オ 【意見 34】

地方公会計において、地下開発に対する 9 億円の貸付金について徴収不能引当金を計上し、市民に対する説明責任を果たすべきである。

市は、的確な財政状況の情報発信と今後の財政運営の健全化等を目指し、総務省の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(以下「統一的な基準」という。)に基づき地方公会計を導入し、年度ごとに財務書類(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書)を作成、公表している。

地方公会計は、地方公共団体の財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たすとともに、財政の効率化・適正化を図るため、現金主義・単式簿記による予算・決算制度を補完するものとして、財務書類の開示が行われるようになったものである。財務書類においては、発生主義・複式簿記を採用することで、現金主義・単式簿記だけでは見えにくい減価償却費

や徴収不能引当金といったコスト情報や資産・負債といったストック情報を把握することができるため、住民や議会への説明責任をより適切に果たすことが可能になるとされている。

地方公会計で計上される徴収不能引当金については、統一的な基準の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」において、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率など合理的な基準により算定するが、他の方法によることがより適当であると認められる場合には、当該他の方法により算定することができるとされている。

地下開発に対する9億円の貸付金について、市がどのように徴収不能引当金を計上しているか確認したところ、徴収不能引当金は一切計上していないとのことであった。

地下開発は、現時点において経営破綻の状況には至っていないが、返済財源不足により当該貸付金の償還期日が到来するたびに無利息で償還予定額を最終償還期日にしわ寄せする弁済条件の大幅な緩和を繰り返している先であり、財務内容についても平成28年3月期から連続赤字を計上中で、大幅な実質債務超過に陥っているにもかかわらず、経営改善計画さえ策定していない状態にある。

このように債務の弁済に重大な問題が生じている地下開発に対する貸付金について、市が徴収不能引当金の計上は不要と判断した理由や根拠は何か確認したところ、個別債権の地方公会計上の取扱いは、市の歳入歳出会計及び債権管理上の取扱いとも整合性を図るべきと考えており、本貸付は最終償還期日を据え置くなかで分割返済の猶予を繰り返している状況だが、一定の徴収緩和措置を取った個別債権について、公会計上の取扱いをどうするかについて明確なルールがないなかで、任意に引当金を計上する対応は適当でないと考えているためとのことであった。

また、徴収不能引当金の計上については、上記「資産評価及び固定資産台

帳整備の手引き」において、過去の徴収不能実績率などを使用せず、「他の方法」によることがより適当であると認められる場合には、当該「他の方法」により算定することができるかとされているが、「他の方法」は検討したのか確認したところ、債権管理条例に基づく対応と地方公会計の統合的な対応が必要と考えているため「他の方法」は検討していないが、大口の個別債権について、返済猶予がなされている債権を全くの正常債権として扱うことは、財政状況に関する情報開示の観点から検討が必要であり、大口の要注意債権については決算に注記を付すなどの対応が考えられるとのことであった。

市も認識しているとおり、債務の弁済に重大な問題が生じている地下開発に対する 9 億円の貸付金を、他の正常債権と同様に評価して地方公会計の財務書類を作成し、公表している現状は、適正な財政状態の開示や住民や議会への説明責任などの観点から問題がある。

市は、徴収不能引当金を計上しない理由として、市の歳入歳出会計及び債権管理上の取扱いとの整合性を挙げているが、そもそも地方公会計における徴収不能引当金は、現金主義・単式簿記による予算・決算制度を補完するものとして計上されるものであり、不納欠損処理まで必要な状況にはないが、個別に回収可能性を検討した場合に徴収不能となるおそれ大きい先について徴収不能引当金を計上することは、市民に対する説明責任を果たすうえで当然必要なことと考える。市のように元本返済猶予を繰り返している地下開発に対する 9 億円の通常貸付について、歳入歳出会計などとの整合性を理由に地方公会計において徴収不能引当金を計上しないのは合理的な会計処理とは言えない。

また、市のこれまでの地下開発に対する貸付金 9 億円の回収に向けた取組状況を見ても、以前の予算で支出した貸付金や出資金などの資産について、その価値を保全しなければならないといった意識が希薄なのではないかという印象を受けた。これは、現金主義・単式簿記による単年度予算・決算制度

のもとでは、過去に支出済みの貸付金などに対する評価は、不納欠損などの最終処理の段階になるまで行う必要がないことも影響しているのではないかとと思われる。その意味で、地方公会計における徴収不能引当金の計上は、市民の貴重な資産の保全に向けた市職員の意識の向上にも繋がる効果も期待できることから、積極的な取組を行うことが望ましいと考える。仮に地下開発に対する貸付金について、徴収不能引当金を計上する場合は、過去の徴収不能実績率などの合理的な基準により難いため、より合理的な「他の方法」により計上額を算定する必要があるが、市は、「他の方法」についても債権管理条例との整合性を理由に検討していない。確かに、現状においては、より合理的な「他の方法」についての実務が定着しているとは言い難い面はあるものの、市が統一的な基準の内容をより具体化する市の財務書類の作成基準や要領などを整備し、合理的な「他の方法」についての具体的な算定方法を定めることで、実務的にも徴収不能引当金を計上することは十分に可能だと考える。

地下開発に対する貸付金については、債権者である市の所管課や債務者である地下開発においても、最終返済期日までの収益弁済による完済は困難であり、担保権が設定されている西堀ローサを市有化してその一部を回収することも選択肢の一つとの認識であり、貸付金残高から経営改善計画などにより今後の回収見込額を客観的に疎明できる金額や担保の処分見込額を除いた残額について徴収不能引当金を計上するなど、より合理的な地方公会計における会計処理のあり方を検討するべきである。

第4 企業誘致課

4-1 中小企業生産性向上設備投資補助金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
150,000,000	54,630,000	0	95,370,000

* 財源のうち、5,580千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

市内に工場等を有する中小企業者（製造業、新聞業、出版業）の生産性向上に資する機械及び装置の設備投資の一部を支援することで、中小企業者の生産性の向上を図り、もって本市の産業の活性化に資することを目的とする。

イ 内容

（事業概要）

生産性向上に資する機械及び装置の設備投資を支援する制度

- ・ 対象者：市内に工場等を有する製造業、新聞業、出版業
- ・ 基礎部分①
- ・ 対象要件：以下に該当する場合、基礎部分を支援

市内工場等に設置し、事業の用に直接供する「機械及び装置」の設備投資額1,600千円以上で、以下の項目の中から1項目以上該当すること
A) 作業効率化：10%以上改善、B) 品質向上：歩留1%以上改善、C) IoT設備の導入、D) 省エネ効果：5%以上達成（燃費等）、E) 賃上げ1.5%以上増加

- ・ 補助内容

【通常枠】設備投資額の10%を補助（限度額2,000千円）

【コロナ対策枠】設備投資額の20%を補助（限度額4,000千円）

- ・ 加算部分②

- ・ 対象要件：以下に該当する場合、基礎部分に加算し支援

市内工場等に設置し、事業の用に直接供する「機械及び装置」の設備投資額が 20,000 千円を超え、次のいずれかに該当*

F) 作業効率化：30%以上改善、G) 品質向上：歩留 3%以上改善、H) IoT 設備の導入、I) 省エネ効果：15%以上達成（燃費等）、J) 賃上げ 2.5%以上増加

* 中小規模（300 人未満）2 項目以上 中堅規模（300 人以上）3 項目以上、かつ、「J」必須

- ・ 補助内容

【通常枠】

（設備投資額－20,000 千円）×30%を加算（①＋②限度額 5,000 千円）

【コロナ対策枠】

（設備投資額－20,000 千円）×40%を加算（①＋②限度額 10,000 千円）

（成果）

決算額：54,630 千円・30 件（うちコロナ対策枠 決算額：5,580 千円・1 件）

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 補助件数 40 件
- ・ 平成 30 年度から令和 2 年度までの補助金交付件数

(イ) 実績数値

- ・ 補助件数 30 件
- ・ 新型コロナウイルス感染症における感染拡大防止・抑止に向けた設備投資やマスクやアルコール消毒液など市内供給不足へ対応するための設備投資需要が低下したため。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 作業効率化 50%以上改善
- ・ 企業活動における生産性向上を表す指標であるため。(第2期まち・ひと・しごと総合戦略評価指標 各年度目安ライン)

(イ) 実績数値

- ・ 作業効率化 51.7%改善
- ・ 作業効率化 50%以上となり、目標は達成した。

オ データの利活用

- ・ 国「ものづくり補助金」(経済産業省)

カ 周知・広報

- ・ 金融機関や商工会議所への訪問による制度周知や市報、LINE を通じた周知など多角的に周知活動を実施している。

キ フィードバック

- ・ 選択要件のうち作業効率化を選択する企業が約7割であることや本市のゼロカーボンシティ実現の推進などを踏まえ、交付要件を作業効率化及びCO2排出量削減に限定し、制度改正を実施している。

(3) 所見

【指摘 27】

本件補助対象事業の実績報告とは無関係の補助事業者の顧客に関する個人情報
が掲載されているものが存在した。

補助事業者が、新潟市長に対し補助金交付変更申請兼実績報告書を提出するにあたり、添付書類として設備の明細書、取得価額を明らかにする書類等を提出する必要がある。ある事案では、その際に、取得価額を明らかにする書類としてオンラインストアから購入した備品の設備の明細及び取得価額を疎明する資料として、電子メールをプリントアウトしたものが提出されており、その資料の中に、本件補助金申請とは無関係の、補助事業者の顧客（一般市民と思わ

れる。)に関する個人情報が掲載されているものが存在した。

当課が補助金交付申請の疎明資料として受領した書類である以上、当該資料は行政文書としての性質を有してしまうことから、そこに記載されている個人情報は新潟市個人情報保護条例上の個人情報に該当し得る。そうすると、当該情報の取扱いに特段の配慮を要することとなり、不適切な管理は許されない一方、当課担当者に無用な事務負担を生じさせることとなる。

そのため、上記事案では、上記書類が提示された段階でその受領をせず、提出をし直させるなどの対応が取られる必要があった。提出書類の取扱いとして改善すべきである。

4-2 ITソリューション補助金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
176,000,000	83,296,600	86,000,000	6,703,400

* 財源（繰越分を除く）のうち、83,000千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により浮き彫りとなった課題を解決するために導入するITツールの費用の一部を支援することで、ウィズコロナ・アフターコロナに対応した新たなビジネスモデルの展開・働き方を促進し、産業の活性化に資することを目的とする。

イ 内容

(概要)

- ・ 補助対象者：下記業種・分野の市内中小企業者
- ・ 創業サポート事業（オフィス）の補助対象業種
- ・ 「新潟県新潟市・聖籠町基本計画」にて重点的に支援すると位置付け

た 6 分野（①航空機関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野、②米などの農業特産物を活用した食品・バイオ関連分野、③地域の企業が保有する金属加工や機械組立加工などの技術を活用した成長ものづくり分野、④情報通信関連産業の集積を活用した第 4 次産業革命分野、⑤拠点性を支える物流関連産業の集積を活用した物流関連分野、⑥新潟港・新潟空港等の拠点性の高い交通インフラを活用したエネルギー関連分野）

【課題解決型】

- ・ 専門家（IT コーディネーター、中小企業診断士等）の助言をもとに、コロナ禍で浮き彫りとなった課題を解決するために申請をすること
- ・ 補助率 1/2、限度額 1,000 千円

【成長事業型】

- ・ IT コーディネーターの助言をもとに、コロナ禍で浮き彫りとなった課題を解決することに加え、売上向上等の付加価値の創出を達成するために申請をすること
- ・ プロポーザルにより採択業者を決定
- ・ 補助率 2/3、限度額 4,000 千円

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 補助件数 課題解決型：81 件 成長事業型：8 件
- ・ R2 年度の実績及び 9 月補正予算要求時までの R3 実績

(イ) 実績数値

- ・ 課題解決型：107 件 成長事業型：5 件
- ・ 成長事業型は目標数値に達していないが、課題解決型は目標数値を大きく超えた。本事業に対する潜在的なニーズは R4 年度も存在すると考えている。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 次年度以降に補助事業者の課題（補助申請時の課題）を勘案しながら、項目を設定し、追跡調査を実施。
- ・ 補助事業者によって課題の内容が異なり、目標数値を設定することが困難なため。

(イ) 実績数値

- ・ テレワーク実施回数：0⇒2.8回/人（月平均）、出勤率：100⇒91.0%/人（月平均）、リモート会議実施回数：0.3⇒10.3回/社（月平均）、出張回数：5.3⇒1.7回/人（月平均）、オンラインでの受注回数：0⇒6回/社（月平均）
- ・ テレワークやリモート会議の実施が増加したことから、新型コロナウイルス感染症対策及びデジタル化の推進につながったと考えられる。

オ データの利活用

- ・ 本事業過去実績

カ 周知・広報

- ・ 金融機関や商工会議所への訪問による制度周知や市報、LINE を通じた周知など多角的に周知活動を実施している。

キ フィードバック

- ・ 企業のデジタル化へのニーズに応えるため、R4 年度も事業を継続した。

(3) 所見

ア 【指摘 28】

補助事業者に対し、事業計画書と実績報告書に IT ツール導入効果の効果指標の記載を求めているが、実質的に重視されていない運用が見受けられた。

本事業は、IT ツールの導入により、コロナ禍で浮き彫りとなった課題を解決すること（課題解決型）や、それに加えて売上向上等の付加価値の創出を達成すること（成長事業型）を支援する事業であるから、IT ツールの導入に

よりいかなる効果を見込み、実際にいかなる効果が生じたのかを確認することが、本事業の目的達成のために重要な要素となる。

ところが、①事業計画書と実績報告書とで異なる効果指標が記載されている事例、②実績として導入後 1 年以上先の決算期の想定額を記載するなどおおよそ実績報告とはなっていない事例、③効果指標とした外注費について導入前の金額が提出された決算報告書と整合していない事例などが見受けられた。

当課の説明によれば、事業の要件として効果は求めておらず、効果指標を厳密には求めていない旨の説明であった。

しかし、申請書類の書式において効果指標の記載を求め、専門家の助言も求めている以上、効果指標について一見して疑義が生じるような記載でも容認するのは、事業のあり方として妥当ではないというべきであるし、当課として本事業の成果を事後的にフォローする観点からも、効果指標はしっかりしたものが必要であろう。

イ 【指摘 29】

補助事業の実績報告書が提出期限までに提出されなかったのに対し、提出期限経過後に補助事業者に対し補助対象事業変更承認申請書を提出させて、補助事業の変更承認で対応していた事例が見受けられた。

当課担当者から補助事業者に対し、実績報告書の提出期限である令和 4 年 2 月 28 日までの提出を電子メールにて促したところ、同年 3 月 15 日付で実績報告資料ができないので申請を取り下げたい旨の返信があった。それに対し、同年 2 月 28 日付の補助対象事業変更承認申請書を提出させて、同年 3 月 30 日付補助事業対象変更承認通知書（補助金交付決定額を 0 円に変更する内容）を交付するという処理がなされていた。

しかし、既に実績報告書の提出期限を徒過している以上、実質的に補助金を交付したものではないが、要綱の規定に違反していることは明らかであるから、日付を遡らせた変更申請により処理するのではなく、補助金交付決定

取消しをすべき事案であったと考えられる。

ウ 【指摘 30】

申請書を電子メールで受領した場合のメールの保管ルールが明確となっていない。

申請書の綴られたファイルに中質紙でプリントアウトされたものが見受けられたが、申請書への押印が不要となったことに伴い、申請者から電子メールで提出を受けた修正後の申請書などを企業誘致課で出力してファイルに綴じたものということであった。

書類に作成者の押印がない場合、仮に当該文書の作成者が誰であるかが問題となったときには、デジタルデータが適切に保存されていない限り、文書の作成者を特定することは困難である。例えば、申請書に虚偽の事実が記載されていた場合、出力された文書が保存されているだけでは、申請者側から当該職員が偽造・変造したなどという主張がなされた場合にこれを排斥できないことになりかねない。

したがって、申請者とのメールを受けるアドレスを限定したり、受信したメールの保存ルールを明確にし、課内で共有することが必要である。

エ 【指摘 31】

補助事業者から提出された実績報告書における補助金申請額の誤記をそのままに補助金交付額を確定している事例が見受けられた。

成長事業型の対象経費が 6,015,000 円、補助金額が 4,000,000 円の交付決定を受けていた補助事業において、補助事業者から提出された実績報告書では支出合計 6,015,000 円、補助金交付申請額 1,000,000 円との記載がなされていたが、訂正されたものの提出を求めることなく、確定額を 4,000,000 円とする補助金交付確定通知書を作成し、補助金を交付していた事例が見受けられた。

補助金申請額の記載は、重要な事項に関するものであるから、誤記が明ら

かな場合であっても、きちんと訂正を求めるべきである。

オ 【意見 35】

導入費用の補助対象となる IT ツールについて、適切な限定がなされるべきである。

新潟市 IT ソリューション補助金交付要綱によれば、本補助金事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、社内の環境整備や課題解決を進める事業者に対し、IT ツールの導入費用の一部を支援するものであり、IT ツールは「社内の環境整備や課題解決に資するソフトウェア、ハードウェア、役務（付帯サービス）などをいう。」（同要綱 2 条(3)）と定義され、対象となる IT ツールの範囲が極めて広範に定められている。

実際に、ノートパソコンや複合機等の汎用機器の購入費用や一般的な文書管理ソフトの導入費用が補助対象となっているものが少なからず存在した。コロナ禍におけるテレワーク要請への対応との観点で広範な機器を対象としたこと、及び国等の類似の補助金と異なる独自性を持たせる意義は理解できるが、IT ソリューションというレベルではない単なるパソコンの買替えなど備品の購入にも利用されており、そのような補助金の利用が制度の趣旨に沿うものか疑問である。今後は対象とする IT ツールについて汎用機器や一般的なソフトウェアを除く等の限定を設けることも検討されるべきである。

カ 【意見 36】

対象事業の業種の範囲を適切に見直すことを検討されたい。

本制度の対象事業は、「新潟県新潟市・聖籠町基本計画」にて重点的に支援すると位置付けた 6 分野及び創業サポート事業（オフィス）の補助対象業種とされている。

補助対象業種を見ると、その区分の合理性はにわかに納得しがたいものとなっている。例えば、大分類「不動産業、物品賃貸業」のうち、中分類「不動産取引業」「不動産賃貸業・管理業」は含まれる一方で、「物品賃貸業」は

含まれていない。また、中分類「専門サービス業（他に分類されないもの）」のうち、小分類として、経営コンサルタント業や翻訳、通訳業、他に分類されない専門サービス業は含まれるのに、国家資格に基づく士業系事務所と興信所は含まれていない。

当課の説明では、新型コロナウイルス対策事業としてなるべく対象業種を広くするために、重点6分野に加え、令和3年度に同課が所管していた対象業種の最も広い創業サポート事業（オフィス）の補助対象業種を対象とし、他方、当時、商業振興課が所管していた店舗系は対象外とした結果であるということである。

しかし、そうした所管課による対象業種の区分は、それ自体が一応の区分でしかなく、いわゆる「縦割り」の謗りを免れないうえ、本制度の対象業種が広範であり、かつ、対象とするITツールがノートPCや複合機等といった業種を問わない汎用機器をも含むがゆえに、およそ上記のような区別の合理性を見いだすことが困難となっている。

令和4年度の組織改正で、創業サポート事業（オフィス）及び創業サポート事業（店舗）はいずれも成長産業・イノベーション推進課の所管となったが、これは「創業」という切り口により、従来の慣行的な商業系、工業系の区分を問わずに所管課を集約したものであるから、「IT推進」という切り口により事業設計を再検討することが望まれる。

キ 【意見37】

本制度による成果指標を適切に設定することが望ましい。

本制度は、中小企業にあっても高度なIT化が求められる中、ITの普及に資する制度であり、きわめて意義のある制度といえる。そのため、広く市内企業に対してその存在の周知を図ることが求められるとともに、適切な成果指標を設定したうえで、効果測定を行い、制度の改善が繰り返されなければならない。

もつとも、当課に対するアンケート結果によれば、成果指標の目標数値の設定について、「企業によって課題の内容が異なり目標数値を設定することが困難なため」として、具体的な目標値が定められていない。成果指標とは、新潟市が実施した本事業の目的がどの程度達成されたかを測定する数値指標であるから、それが設定されないとなると、本事業の目標・目的は曖昧なものとなりかねない。その結果、漫然と同種の事業を継続することにもなりかねず、事業の改善等につながらない。

例えば、本事業を利用して整備した IT ツールによって達成された作業効率化の内容（短縮された作業時間の長さ、付加価値額、労働生産性等）、補助事業者に対するアンケート結果など様々な視点で目標数値を設定することが考えられるが、制度趣旨に立ち返り、指標のあり方を検討していただきたい。

4-3 新潟県伝統的工芸品産業振興事業負担金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
100,000	100,000	0	0

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

新潟県内の伝統的工芸品を一堂に集めて開催される「新潟県伝統的工芸品展」で、「新潟・白根仏壇」を展示することで、消費者に伝統的工芸品の良さを理解してもらう。

イ 内容

- ・ 新潟県伝統工芸産業振興協議会に負担金を支払う。
- ・ 「第 38 回新潟県伝統的工芸品展」

開催期間：令和 3 年 11 月 13 日（土）～14 日（日）

場所：三条ものづくり学校

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 負担金支出
- ・ 同協議会に定められた負担金額

(イ) 実績数値

- ・ 負担金支出

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 県内の伝統的工芸品を一堂に集めて開催する「新潟県伝統的工芸品展」(新潟仏壇・白根仏壇が参加) 入場者数：16,820 人
- ・ R1 実績より (R2 は負担金の交付をしなかったため実績報告がなく把握不可能なため)

(イ) 実績数値

- ・ 県内の伝統的工芸品を一堂に集めて開催する「新潟県伝統的工芸品展」(新潟仏壇・白根仏壇が参加) 入場者数：738 人
- ・ R3 年度は「青少年のための科学の祭典」との同時開催でなかったことや新型コロナウイルス感染症の影響により、目標を達成することはできなかったが、入場者アンケートの結果から多くの方に伝統的工芸品を知ってもらうことやその良さを理解してもらうことができた。

オ データの利活用

- ・ 新潟県伝統工芸産業振興協議会負担金通知

カ 周知・広報

なし

キ フィードバック

- ・ R3 年度実績数値・評価や団体の次年度の事業計画を踏まえ、R4 年度も事業実施

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

4-4 伝統的工芸品展示会開催事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
400,000	400,000	0	0

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

新潟市の伝統的工芸品である「新潟仏壇」について、新潟仏壇組合と市が共催で展示会を開催してPRすることにより、伝統的工芸品の振興を図る。

イ 内容

- ・ 「第10回 新潟仏壇工芸展」への負担金の支払い（負担割合 90.7%）。
- ・ 主催：新潟仏壇組合、旧小澤家住宅、共催：新潟市
- ・ 期間：令和3年10月16日（土）～11月7日（日）
- ・ 場所：旧小澤家住宅

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 伝統的工芸品展示会の開催：1回
- ・ R2年度の実績より

(イ) 実績数値

- ・ 伝統的工芸品展示会の開催：1回
- ・ 新潟仏壇組合と市が共催で展示会を開催した。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 入場者数：1,669人

- ・ R2年度の実績より

(イ) 実績数値

- ・ 入場者数：1,386人
- ・ 新型コロナウイルス感染症の第5波の影響が残る中での開催だったため、R2年度よりも減少したと考えられる。

オ データの利活用

- ・ 新潟仏壇工芸展 開催に関する協定書

カ 周知・広報

- ・ プレスリリースやパンフレットの配布。

キ フィードバック

- ・ R3年度実績数値・評価や次年度の事業計画を踏まえ、R4年度も事業実施

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

4-5 オフィスリノベーション補助金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
1,000,000	0	0	1,000,000

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

オフィスの改修等を促進し、企業が入居することにより、雇用機会の増大及び中心市街地の活性化を図るため、民間ビルのリフォーム費用の一部を支援する。

イ 内容

- ・ 対象者：オフィスの所有者等（情報通信関連産業立地促進事業補助金又は本社機能施設立地促進事業補助金の指定を受けようとする入居企業

との申請が必要)

- ・ 対象地域：新潟市中心市街地区域（古町、万代、新潟駅周辺地区等）
- ・ 補助内容：賃貸借契約対象階層におけるリフォーム費用の 1/4（限度額 500 万円）
- ・ 対象要件：①対象施設（オフィスビル）のリフォーム（OA フロア化、トイレ改修、②1 階層 100 坪以上の業務施設、③施工着手前に申請（テナントの前記補助金と同時期申請）、④賃貸契約床面積 50 坪以上

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 補助件数 1 件
- ・ R2 年度実績や R2 企業誘致状況など（情報通信関連産業立地促進事業補助金又は本社機能施設立地促進事業補助金の対象企業が入居することが、本補助金の活用要件のため）

(イ) 実績数値

- ・ 0 件
- ・ 情報通信関連産業立地促進事業補助金又は本社機能施設立地促進事業補助金と連動した補助制度のため、目標数値は R3 年度の誘致状況により活用を期待したもの。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 情報通信関連企業等の誘致に向けたオフィス環境（OA フロア化、トイレ改修）の整備 1 件
- ・ R2 年度実績や R2 企業誘致状況など（情報通信関連産業立地促進事業補助金又は本社機能施設立地促進事業補助金の対象企業が入居することが、本補助金の活用要件のため）

(イ) 実績数値

- ・ 情報通信関連企業等の誘致に向けたオフィス環境（OAフロア化、トイレ改修）の整備 0 件
- ・ R3 年度の誘致企業は環境整備（OAフロア化、トイレ改修）されたオフィスへ入居したため

オ データの利活用

- ・ 本事業過去実績

カ 周知・広報

- ・ 市内不動産業者などへ周知

キ フィードバック

- ・ R3 年度実績数値・評価や R3 企業誘致状況などを踏まえ、R4 年度も事業実施（制度継続 予算は未計上）

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

4-6 工業振興条例助成金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
351,614,000	225,150,000	0	126,464,000

* 財源のうち、526 千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

県内外からの工場の立地促進・既存工場の拡大を支援し、雇用機会の拡大を図るとともに、既存工場の適地への移転を促し住工混在の解消を図る。

イ 内容

(事業概要)

- ・ 補助対象者：製造業、新聞業、出版業

- ・ 補助率・限度額
 - ・ 用地取得助成金（取得）20%（限度額1億円）
 - * 8地区の新たな工業用地 市内企業30%（限度額3億円）、市外企業30%（限度額5億円）
 - ・ 用地取得助成金（賃借）10% 3年間（限度額3,000万円/年）
 - ・ 建設促進助成金 固定資産税相当額・事業所税相当額 3年間
 - * 8地区の新たな工業用地 固定資産税相当額・事業所税相当額5年間
 - ・ 雇用促進助成金 新規雇用1人につき25万円（限度額2,500万円）
 - ・ 人材育成助成金 指定機関が行う研修の受講に要する経費50%以内

（成果）

<執行状況>

- ・ 用地取得助成金 2件・14,015千円
- ・ 工場建設促進助成金（固定資産税） 22件・176,716千円
- ・ 工場建設促進助成金（事業所税） 21件・33,367千円
- ・ 人材育成助成金 30件・1,052千円
- ・ 合計 75件・225,150千円

<助成金交付指定実績>

指定件数：計11件

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 企業立地件数20件
- ・ 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における評価指標 各年度目安ライン

(イ) 実績数値

- ・ 企業立地件数24件
- ・ 8地区の新たな工業用地が順次造成、分譲開始されたため。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 新規立地に伴う雇用者数 300 人
- ・ 第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略における評価指標 各年度目安ライン

(イ) 実績数値

- ・ 新規立地に伴う雇用者数 559 人（本補助金 8 件 240 人）
- ・ 本補助金活用企業の新規立地に伴う雇用者数が、全体の 40%超を占めており、本市の雇用者数増加に寄与している。

オ データの利活用

- ・ 本事業過去実績

カ 周知・広報

- ・ 金融機関や商工会議所への訪問による制度周知や市報、LINE を通じた周知など多角的に周知活動を実施している。

キ フィードバック

- ・ 8 地区の新たな工業用地の進出意向がある複数の企業において、資産保有会社と事業実施会社が分かれる形態になるニーズが増加したため、令和 4 年度から当該ニーズへ対応するよう条例等を改正している。

(3) 所見

【意見 38】

助成金交付申請期間の例外が認められる場合について規則上に明記すべきである。

新潟市工業振興条例助成金施行規則 7 条は、新潟市工業振興条例助成金の交付申請期間について、事業所税の納付を指定又は交付要件とする場合には、「当該年度の事業所税の申告納付期限後 1 月以内」に交付申請するよう定めており、その例外的取扱いを定める規定はない。

ところが、工業振興条例助成金の申請をした事案のうち事業所税の申告納付期限後1月以内に申請がなされていなかったのに、市から申請者に対して事前に上記期間の説明を行っていないことを理由として、期限後の申請でも助成金交付申請を受理する取扱いがなされていたケースが存在した（なお、市からの教示は法定の要件として求められておらず、あくまで市側が善意で説明しているものに過ぎないから、手続上の瑕疵があったわけではない。）。

上記申請期間の定めが要件として明示されている以上、それに対する例外的取扱いができる場合についても規則上明示され、限定される必要がある。

4-7 情報通信関連産業立地促進事業補助金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
103,895,000	32,708,000	0	71,187,000

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

市内に新規立地する情報通信関連産業に対して奨励措置を行い、雇用機会の増大、情報通信関連産業の高度化・活性化を図る。また、新規雇用の促進に加え、正規雇用への誘導や郊外への大規模投資へも取り組む。

イ 内容

(概要)

- ・ 対象者：情報通信関連産業、コールセンター、BPOセンター
- ・ 補助内容：
 - ・ 全体限度額 2,400万円/年(1～3年度目) 900万円/年(4～5年度目)
 - ・ 事業所賃借補助金 事業所賃借料の1/5(限度額900万円/年 5年間)
 - ・ 雇用促進補助金(新規常用雇用者) [正規]50万円/人[他]25万円/人(限度額1,500万円/年、3年間)

- ＊ 1人につき1回限りとする。ただし、期間中に正規雇用に変換した場合は25万円/人

(成果)

- ・ H13年度の制度開始以降、現在まで情報通信産業、コールセンター・BPOセンターの指定実績は53件（R4年3月末時点）。
- ・ 令和3年度交付実績は8件、補助金額合計32,708千円

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 企業誘致件数8件以上
- ・ 企業誘致課組織目標より

(イ) 実績数値

- ・ 8件
- ・ 新型コロナウイルス感染症によるテレワークやBCP、首都圏のIT人材不足などによる首都圏IT企業を中心したサテライトオフィスなどの地方拠点への進出機運の高まりから、本市進出が増加したと思われる。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 新規立地に伴う雇用者数300人
- ・ 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における評価指標 各年度目安ライン

(イ) 実績数値

- ・ 新規立地に伴う雇用者数559人（本補助金 8件 273人）
- ・ 本補助金活用企業の新規立地に伴う雇用者数が、全体の40%弱を占めており、本市の雇用者数増加に寄与している。

オ データの利活用

- ・ 本市企業誘致件数実績

カ 周知・広報

- ・ 本市視察企業（進出検討企業）への周知、首都圏 IT 企業へのアンケート調査回答企業への訪問による周知、金融機関や商工会議所への周知

キ フィードバック

- ・ 首都圏企業を中心したサテライトオフィスなどの地方拠点への進出機運の高まりや 60 年ぶりの駅リニューアル・再開発の促進などから、情報通信関連企業の「にいがた 2km」へのさらなる誘致・集積のための制度拡充。

(3) 所見

ア 【指摘 32】

操業開始日の記載について、書類上齟齬が生じている事例が見受けられた。

新潟市情報通信関連産業立地促進事業補助金交付要綱によれば、本補助金の交付を受けるためには、補助事業者が賃貸借契約開始後 1 年以内に操業を開始していることが要件の一つとなっており（別表第 2）、補助金の交付の指定を受けた者は、操業を開始したときは遅滞なく市長に届け出なければならない旨を定めている（7 条）。

この操業開始日は、同日から要件期間の算定が起算され、翌年の応当日又は前日（書類上はばらつきが見られた）をもって市民 5 名以上雇用の雇用要件の基準日としている。

ところが、ある補助事業者について、操業開始届により令和元年 12 月 1 日と届け出があったにもかかわらず、当課担当者による事業開始現地確認の報告書には操業開始日が同年 12 月 2 日と記載され、令和 2 年度の雇用要件審査表でも 12 月 2 日との記載であった。令和 3 年度の雇用要件審査表では 12 月 1 日の記載に変更されたが、要件期間は 12 月 2 日開始のままであった。このように補助金交付要件に関する操業開始日についての書類上の記載に齟齬が生じていた。

また、事業開始現地確認の報告書には、「操業開始は 7 月 22 日（補助金申

請上は12月1日に操業開始)」との記載がなされており、実際の操業開始日と補助金申請上の操業開始日とが相違している事実が認められた。

当課の説明によれば、賃貸借契約後1年以内に操業開始すればよく、その範囲内で操業開始日は補助事業者が任意に設定し得るとのことであった。

しかし、要綱上は、あくまで操業を開始したときは遅滞なく届け出なければならない旨を定めているだけであって、実際の操業開始日にかかわらず、別途補助金申請上の開始日を設定し得る旨の趣旨を読み取ることはできない。少なくとも、前記のように数か月単位で相違することを容認する解釈は疑問である。

イ 【意見 39】

本事業の成果指標として、新規雇用数だけでなく、雇用の質（正規・非正規の別や給与条件）を反映したのもも設定することが望ましい。

平成13年度の本事業開始以降、現在まで情報通信産業、コールセンター・BPOセンターの指定実績は53件（令和4年3月末時点）であり、企業誘致によって市民の雇用創出に寄与したものと評価できる。

他方で、コンタクトセンター（コールセンター）の誘致については、大規模な雇用が期待できる反面、従業員の給与水準は決して高くない（フルタイムでも年収200万円台が相場のようなものである。）。もとより、労働条件については、働く側のニーズや職業スキルによる部分もあるので、非正規で給与条件が高くない雇用だとしても、これを否定的に評価することは一面的である。

とはいえ、新潟市の掲げる「市民所得の向上」という目標を達成するためには、給与等の労働条件のよい雇用が生まれることが求められている。その意味では、成果指標としては、新規雇用者数だけではなく、雇用の質（正規・非正規の別や給与条件）を反映したのもも設定されることが望ましい。

4-8 本社機能施設立地促進事業補助金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
5,000,000	5,000,000	0	0

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

東京一極集中を是正する国の地方創生の取組を踏まえ、本社機能の東京 23 区などからの移転や市内での拡充を行う企業に対して用地取得費、施設・設備整備費、事務所賃料補助及び雇用に対する補助を行うことにより、本社機能の移転及び拡充を促すことで良質な雇用の場を確保し、本市の人口減少の防止や産業全体の高度化・活性化を図る。

イ 内容

(概要)

- ・ 対象者：事業者の事業や業務を管理・統括・運営する施設のうち、以下の①～③の施設（①調査・企画部門/情報処理部門/研究開発部門/国際事業部門/管理業務部門のために使用される事務所、②研究所・研究開発施設、③研修所）

- ・ 補助内容

【設備投資型】

- ・ 設備投資補助金：
 - ・ 市外からの移転型：投下固定資産額（用地取得費、施設・設備整備費）の 10%（限度額 1 億円）
 - ・ 市内拡充型：投下固定資産額（用地取得費、施設・設備整備費）の 5%（限度額 5 千万円）
- ・ 雇用促進補助金：新規雇用 1 人につき 25 万円（限度額 500 万円）

【オフィス型】

- ・ 事業所賃借補助金：事業所賃借料の 1/2（限度額 500 万円/年、3 年間）

- ・ 雇用促進補助金：新規雇用 1 人につき 25 万円（限度額 500 万円）

(成果)

- ・ H27 年度の制度開始以降、現在まで指定実績は 4 件、うち 2 件交付済み（R4 年 3 月末時点）。
- ・ 令和 3 年度交付実績は 1 件、補助金額は 5,000 千円（IT 関連企業）

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 1 件
- ・ 予算件数

(イ) 実績数値

- ・ 1 件
- ・ R3～5 年度（3 年間）交付

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 雇用者数 41 人（1 年目 10 人）
- ・ 補助事業者の補助指定申請時の雇用計画数

(イ) 実績数値

- ・ 雇用者数 6 人
- ・ 補助事業者（企業）の業績などにより相違

オ データの利活用

- ・ 本事業過去実績

カ 周知・広報

- ・ 金融機関や商工会議所への制度周知や HP など多角的に周知活動を実施している。

キ フィードバック

- ・ 本補助金の交付指定状況を踏まえ、R4 年度も事業実施

(3) 所見

【意見 40】

本事業の費用対効果を測定するために、補助事業者の市内雇用者数以外の成果指標も活用することが望ましい。

例えば、令和3年度の補助事業者は1件であるが、賃料補助として500万円という少くない金額を支払っている一方で、雇用者数は目標数値に届かない状況となっている。目標と計画の乖離が生じること自体は、事業活動の結果であるからやむを得ないものであるが、他方で補助額に見合う経済効果をどのように見るかという評価尺度自体は、本事業の評価をするという観点からは必要である。

例えば、市内（あるいは広く県内）における付加価値額（営業利益＋市内の給与総額＋市内の租税額）といった指標をもって、雇用者数以外の本社移転効果を把握することも有益であると思われる。

4-9 物流施設立地促進事業補助金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
177,000,000	172,912,000	0	4,088,000

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

製造業と関連が高い「道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、港湾運送業」の立地を促進し、雇用機会の拡大を図る。

イ 内容

(概要)

- ・ 補助対象者：物流業（道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、港湾運送業）
- ・ 補助率・限度額

- ・ 用地取得補助金（取得）20%（限度額 1 億円）
 - * 8 地区の新たな工業用地 市内企業 30%（限度額 3 億円）、市外企業 30%（限度額 5 億円）
- ・ 用地取得補助金（賃借）10% 3 年間（限度額 3,000 万円/年）
 - * R3 年度から「用地取得補助金（賃借）」新設
- ・ 建設促進補助金 固定資産税相当額・事業所税相当額 3 年間
 - * 8 地区の新たな工業用地 固定資産税相当額・事業所税相当額 5 年間
- ・ 雇用促進助成金 新規雇用 1 人につき 25 万円（限度額 2,500 万円）

（成果）

- ・ 令和 3 年度執行状況
 - ・ 用地取得補助金 2 件、合計 158,587 千円
 - ・ 施設建設促進補助金（固定資産税） 5 件、合計 12,551 千円
 - ・ 施設建設促進補助金（事業所税） 2 件、合計 1,774 千円
 - ・ 合計 9 件、172,912 千円
- ・ 令和 3 年度補助金交付指定件数：計 4 件

ウ 活動指標

（ア） 目標数値

- ・ 企業立地件数 20 件
- ・ 第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略における評価指標 各年度目安ライン

（イ） 実績数値

- ・ 企業立地件数 24 件
- ・ 8 地区の新たな工業用地が順次造成、分譲開始されたため。

エ 成果指標

（ア） 目標数値

- ・ 新規立地に伴う雇用者数 300 人
- ・ 第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略における評価指標 各年度目安ライン

(イ) 実績数値

- ・ 新規立地に伴う雇用者数 559 人（本補助金 2 件 27 人）
- ・ 本市の新規立地に伴う雇用者数増加に寄与した。

オ データの利活用

- ・ 本事業過去実績

カ 周知・広報

- ・ 金融機関や商工会議所への訪問による制度周知や市報、LINE を通じた周知など多角的に周知活動を実施している。

キ フィードバック

- ・ 8 地区の新たな工業用地の進出意向がある複数の企業において、資産保有会社と事業実施会社が分かれる形態になるニーズが増加したため、令和 4 年度から当該ニーズへ対応するよう条例等を改正している。

(3) 所見

【意見 41】

助成金交付申請期間の例外が認められる場合について要綱上に明記すべきである。

新潟市工業振興条例助成金施行規則と同様に、新潟市物流施設立地促進事業補助金交付要綱 9 条は、補助金の交付申請期間について、事業所税の納付を指定又は交付要件とする場合には、「当該年度の事業所税の申告納付期限後 1 月以内」に交付申請するよう定めており、その例外的取扱いを定める規定はない。

物流施設立地促進事業補助金に関しても申請がなされた事案のうち事業所税の申告納付期限後 1 月以内に交付申請がなされていない事案が存在した。記録によれば、期限後申請となった理由は、申請者が業績低迷を理由に事業所税納

付が遅れたため、事業所税の申告納付期限後 1 月以内に申請ができなかったというものである。この事案は、専ら申請者の責めに帰すべき事由により申請期間を徒過したものであるが、結果として、根拠となる規定なしに期限後の申請でも補助金交付申請を受理する例外的取扱いがなされていた。

これについても、申請期間の定めが要件として明示されている以上、それに対する例外的取扱いができる場合についても要綱上明示され、限定される必要がある。

4-10 工業用地環境整備事業補助金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
50,000,000	13,689,000	0	36,311,000

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

工業用地を新たに整備することで、工場及び物流施設の立地を促進させ、施設の集積や雇用機会の増大を図り、産業の活性化に資することを目的とし、本市の指定地域内において、将来的に本市へ帰属させる公共施設を建設する開発行為許可者に対し、公共施設整備に要する経費を補助するもの。

イ 内容

- ・ 対象者：指定地域内において、将来的に本市へ帰属させる公共施設を建設する開発行為許可者
 - * 指定地区：白根北部地区、両川南地区、新潟東スマート IC 地区、的場流通南地区
- ・ 補助内容：
 - ・ 補助対象経費：開発行為許可者が指定地区で新たに行う公共施設整備に要する経費（道路、排水設備、公園、消防設備など）

- ・ 補助率：補助対象経費の 1/2
- ・ 補助限度額：50,000 千円
- ・ 令和 3 年度 事業実績
 - 新潟東スマート IC 地区 1 件 補助額 13,689 千円

【これまでの経過】

H29.3 新潟市企業立地プラン策定

H29.6 民間開発の事業提案公募開始

H30.2 開発提案を 8 地区に絞込み

- * 8 地区：濁川、両川南、両川東、下早通、新潟東スマート IC、白根北部、小新流通東、的場流通南

H30.4～ 国・県等関係機関との協議・調整

R2.1～ 各種法定手続開始

R2.6 新潟市都市計画審議会において市街化区域編入議案が可決

R2.7～ 都市計画決定告示、開発許可・組合設立認可申請、造成工事着手

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 補助件数 1 件
- ・ 8 地区の新たな工業用地のうち R3 年度中に開発行為における工事完了
予定地区数

(イ) 実績数値

- ・ 補助件数 1 件
- ・ 当初目標通り交付し、当該地区において良好に整備された工業用地と
なっている。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 企業立地件数 2 件

- ・ 補助した地区（新潟東スマート IC 地区）における分譲区画数（2 区画）

(イ) 実績数値

- ・ 企業立地件数 2 件
- ・ 市へ帰属する道路や排水施設なども良好に整備された工業用地となったため、分譲区画 2 区画に対して 2 企業が立地した。

オ データの利活用

- ・ 市「土地区画整理事業助成金」（まちづくり推進課）

カ 周知・広報

- ・ 8 地区の新たな工業用地のうち、開発行為により工業用地を造成、分譲する開発行為者へ周知した。

キ フィードバック

- ・ 令和 3 年度をもって本制度廃止。

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

4-11 企業立地促進事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
3,245,000	3,160,369	0	84,631

* 財源のうち、778 千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

市内への企業誘致に向け、ダイレクトメール発送や東京事務所と連携した企業訪問を実施することで企業情報を収集し、航空機関連産業や高度 IT システム関連産業など将来性のある産業の立地促進に取り組むほか、コロナ禍における国の動向や社会経済情勢を踏まえた企業立地方針の整理をする。

イ 内容

(概要)

- ・ 企業立地ガイドの発送・市外企業訪問
市外情報通信関連企業へのDMの発送（2,500通発送、回答数184社、回答率7.46%）
- ・ 視察企業アテンド
市内視察15企業、うち6企業は進出決定

(成果)

- ・ 令和3年度誘致・立地実績
 - * 雇用数は誘致決定時での事業計画及び聞き取り結果
目標：30件315人、立地実績：24件 559人
うち誘致実績：8件273人、うち情報通信関連：8件273人
内訳（情報サービス業5件、コールセンター業2件、アニメーション制作業1件）

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 首都圏のオフィス系企業を対象とした企業誘致に関するアンケート
2,500件発送
- ・ R2年度に実施したアンケート事業の実績値より
 - ※ 企業誘致活動に必要な事務経費をまとめている事業であり代表的なものを記載

(イ) 実績数値

- ・ 首都圏のオフィス系企業を対象とした企業誘致に関するアンケート
2,500件発送
- ・ 回答数184件 回答率7.5% 地方への進出計画あり・検討企業20件
例年とほぼ同程度の数字であり企業誘致活動に繋がっている。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 視察件数 8 件
- ・ R2 年度に実施したアンケート事業の実績値より

(イ) 実績数値

- ・ 視察件数 6 件
- ・ 目標値と概ね同程度の視察を受けたことから、一定程度の成果はあったものとする。

オ データの利活用

- ・ 本事業過去実績

カ 周知・広報

- ・ なし

キ フィードバック

- ・ 企業誘致の手法として一定程度の成果があったことから、R4 年度事業へ反映した。

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

もともと、平成 29 年 3 月には新潟市企業立地プランが策定された後数年が経過し、令和 4 年度には新潟市企業立地ビジョンが策定される見込みである。企業立地ビジョンで提示された現状分析、課題を考慮したうえで、有効な企業誘致活動がなされることが望まれる。

4-12 地方創生テレワーク補助金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
96,000,000	45,774,720	0	50,225,280

* 財源のうち、22,673千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症を契機として、地方への新しい人の流れを創出し、東京圏への一極集中を是正するため、ビルオーナー等が行うサテライトオフィス等の整備に係る費用を助成するほか、当該ビル等へ進出する県外企業に対して支援金を交付する。

イ 内容

(概要)

- ・ 施設整備補助：ビルオーナー等が実施する施設整備費等に対し 1/2 を補助（限度額 4,500 万円）
- ・ 進出企業支援金：上記により施設整備されたビル等へ進出する県外企業へ支援金を交付（100 万円/1 社）

(成果)

- ・ 令和 3 年度中に 3 回公募（4 月、5 月、7 月）
- ・ テレワーク補助金選考委員会 2 回実施（5 月、9 月）
- ・ 補助事業者 2 件を採択（採択後 1 件辞退）

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 施設整備事業補助件数 2 件
- ・ 国交付金制度の規定による。

(イ) 実績数値

- ・ 補助件数 1 件（採択件数 2 件うち 1 件辞退）
- ・ 指標には達しなかったが、補助金採択数 2 件（うち 1 件辞退）のため、概ね達成したものと考えている。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 施設入居支援金 4 件
- ・ 国交付金制度の規定等による。

(イ) 実績数値

- ・ 施設入居支援金 0 件
- ・ 施設整備事業の遅れにより、県外企業への誘致活動に至らなかった。

オ データの利活用

- ・ 新潟市サテライトオフィス・コワーキングスペース（新潟市調べ）

カ 周知・広報

- ・ 金融機関や商工会議所への訪問による制度周知や市報、LINE を通じた周知など多角的に周知活動を実施した。

キ フィードバック

- ・ R3 年度限定の事業であるが、本市進出を検討する企業の本市視察先に付施設も含めるなど補助施設に県外企業が進出するよう努める。

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

4-13 新潟市漆器同業組合補助金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
550,000	550,000	0	0

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

伝統的工芸品に指定されている「新潟漆器」の生産に関わる同業組合である新潟市漆器同業組合の事業に補助することで、本市の漆器産業の発展と振興に寄与することを目的とする。

イ 内容

新潟市漆器同業組合の補助対象経費に対し、定額補助を実施した。

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 補助件数：1件
- ・ 補助対象者が市内1者

(イ) 実績数値

- ・ 申請件数：1件
- ・ 目標どおり達成できた。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 後継者育成事業受講生：1名 後継者育成事業での商品化品数：2品
- ・ 短期集中個別指導で技術を習得させるため。

(イ) 実績数値

- ・ 後継者育成事業受講生：1名 後継者育成事業での商品化品数：1品
- ・ 商品化品数は目標に満たなかったものの、後継者育成のための研修(週2回 1回2時間 計60回)を実施し、概ね成果指標は達成できたと考ええる。

オ データの利活用

- ・ 伝統的工芸品産業支援補助金(経済産業省関東経済産業局)

カ 周知・広報

- ・ 当該補助金の対象者が1者のため、周知・広報不要

キ フィードバック

- ・ R3年度実績数値・評価や団体の次年度の事業計画を踏まえ、R4年度も事業実施

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

4-14 新潟仏壇組合補助金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
92,000	92,000	0	0

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

伝統的工芸品に指定されている「新潟仏壇」の生産に関わる組合である新潟仏壇組合の事業に補助することで、本市の仏壇産業の発展と振興に寄与することを目的とする。

イ 内容

新潟仏壇組合の補助対象経費に対し、定額補助を実施した。

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 補助件数：1件
- ・ 補助対象者が市内1者

(イ) 実績数値

- ・ 補助件数：1件
- ・ 目標どおり達成できた。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 新潟県伝統的工芸品展への参加：1回
- ・ 新潟県伝統的工芸品展への参加により、新潟仏壇の周知を図ることができるため。

(イ) 実績数値

- ・ 新潟県伝統的工芸品展への参加：1回
- ・ 新潟県伝統的工芸品展への参加により、新潟仏壇の周知ができたと考えられる。

オ データの利活用

- ・ 「新潟県伝統的工芸品展」入場者数

カ 周知・広報

- ・ 補助対象者が市内1者のため、周知・広報不要

キ フィードバック

- ・ R3年度実績数値・評価や団体の次年度の事業計画を踏まえ、R4年度も事業実施

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

4-15 新潟東地区鉄工協同組合補助金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
400,000	0	0	400,000

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

市内鉄工業界の企業間格差が広がっている状況にある中、鉄工業界の活性化と地域経済の振興を図ることを目的とする。

イ 内容

新潟東地区鉄工協同組合の実施する経営や技術向上を図る研修会、外国人技能実習生の派遣元企業の視察など会員企業の発展に関わる事業費の1/2以内を補助するもの。

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 補助件数：1件
- ・ 補助対象者が市内1者

(イ) 実績数値

- ・ 補助件数：0件
- ・ 新型コロナウイルス感染症が蔓延していることにより、補助申請なし
(補助事業者が対象事業の実施困難のため)

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 経営技能研修に係るセミナー：1回 外国企業への視察：1回
- ・ H30実績より（R1～R2は新型コロナウイルス感染症の影響により実績がないため）

(イ) 実績数値

- ・ 経営技能研修に係るセミナー：0回 外国企業への視察：0回
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業実施ができなかったため。

オ データの利活用

- ・ 経営技能研修セミナー回数 外国企業への視察数（本補助金過去実績）

カ 周知・広報

- ・ 補助対象者が市内1者のため、周知・広報不要

キ フィードバック

- ・ R3年度実績数値・評価や団体の次年度の事業計画を踏まえ、R4年度も事業実施

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

4-16 外国人技能実習生受入支援補助金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
300,000	0	0	300,000

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

市内の中小企業等協同組合が国際交流を推進し、技術・技能の移転を図るため、外国人技能実習生の受入れに際し、その支援を行う。

イ 内容

- ・ 補助対象者：構成員の2/3以上が中小企業者（製造・物流業）で市内に事業所を有するものである協同組合
- ・ 対象経費：日本語を習得する講習及び日本の会社組織・文化・習慣等の知識を習得する講習に係る経費のうち、外部講師謝金と外部会場借上料
- ・ 補助率・限度額：補助率1/2、限度額800千円
 - ・ 講師謝金：1時間当たり7,500円を限度額単価とする。
 - ・ 会場借上料：講座開催1日当たり5,000円を限度とする。

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 補助件数：1件
- ・ 補助対象者が市内1者

(イ) 実績数値

- ・ 補助件数：0件
- ・ 新型コロナウイルス感染症が蔓延していることにより、補助申請なし
(補助事業者が対象事業の実施困難のため)

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 講習時間：352 時間

- ・ R2 実績より

(イ) 実績数値

- ・ 講習時間：0 時間

- ・ 新型コロナウイルス感染症が蔓延している中で、外国人技能実習生の受入れが困難で、講習の実施ができなかったため。

オ データの利活用

- ・ 講習時間（本補助金過去実績）

カ 周知・広報

- ・ 補助対象者が市内 1 者のため、周知・広報不要

キ フィードバック

- ・ R3 年度実績数値・評価や団体の次年度の事業計画を踏まえ、R4 年度も事業実施

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はい。

4-17 伝統的工芸品産業振興協会負担金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
50,000	50,000	0	0

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

工芸士大会や工芸士認定事業の案内、伝統的工芸に関するお知らせ等の情報収集をし、各組合と情報共有をすることで本市の伝統的工芸産業の発展と振興に寄与することを目的とする。

イ 内容

一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会（東京都港区、R4.3.31 時点の会員数 591、うち産地組合 237、産地以外の組合・団体・企業 183、自治体 171）に会員規定に基づく負担金を支払う。

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 負担金支出
- ・ 同協会に定められた負担金額

(イ) 実績数値

- ・ 負担金支出

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 産地ネットワーク構築等事業 伝統的工芸品公募展等事業
- ・ 本市の伝統的工芸品の振興のため、伝統的工芸品メールマガジンや全国伝統的工芸品展等公募展報告書を業務の参考としている。

(イ) 実績数値

- ・ 産地ネットワーク構築等事業の実施（伝統的工芸品メールマガジンの配信 8 回） 全国伝統的工芸品公募展の実施
- ・ 伝統的工芸品メールマガジンや全国伝統的工芸品公募展報告書により、情報を得ることができ、各組合との意見交換の際に活用している。

オ データの利活用

- ・ 伝統的工芸品産業振興協会会員規程

カ 周知・広報

- ・ 負担金のため、周知・広報不要

キ フィードバック

- ・ R3 年度実績数値・評価や団体の次年度の事業計画を踏まえ、R4 年度も事業実施

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

4-18 (財)日本立地センター負担金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
126,000	126,000	0	0

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

全国の企業立地動向や施策展開状況、産業用地の開発手法等の情報収集をすることで本市の企業立地・誘致施策の検討・展開に寄与することを目的とする。

イ 内容

一般財団法人日本立地センター(東京都千代田区。R4.3末時点の会員数194、うち都道府県46、市町村112、事業者団体16、独立行政法人・公社6、金融機関4、その他の企業等10)に会費を支払う。

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 負担金支出
- ・ 同センター規約に定められた負担金額

(イ) 実績数値

- ・ 負担金支出

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 産業立地(会報誌)隔月 同センター開催研修への参加 国補助金等
情報メール(随時)

- ・ 本市の企業立地・誘致施策の検討・展開の参考とするため、全国の企業立地動向や施策展開状況、産業用地の開発手法等の情報収集、研修会への参加などを行っている。

(イ) 実績数値

- ・ 産業立地（会報誌）6回 研修会参加 1回 国補助金等情報メール随時
- ・ 「産業立地」（会報誌）により情報を得ることができた。研修会参加により業務で必要とする知識の習得ができた。

オ データの利活用

- ・ （財）日本立地センター賛助会員規定

カ 周知・広報

- ・ 負担金のため、周知・広報不要

キ フィードバック

- ・ R3年度実績数値・評価や団体の次年度の事業計画を踏まえ、R4年度も事業実施

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

4-19 新潟県天然ガス協会負担金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
260,000	260,000	0	0

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

毎月の生産量や利用状況調べ等の情報を収集し、天然ガス採掘量や場所、供給先などを把握することで、本市の工業振興に寄与していくことを目的と

する。

イ 内容

新潟県天然ガス協会（新潟市中央区。R4.3 時点の会員 58、うち自治体 5、団体 1、金融機関 3、企業 49）に口数に応じた負担金を支払う。なお、新潟市長が同協会の顧問、企業誘致課長が理事となっている。

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 負担金支出
- ・ 同協会に定められた負担金額

(イ) 実績数値

- ・ 負担金支出

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 天然ガス生産・利用状況などの情報提供（メール毎月）
- ・ 本市の工業振興施策の参考とするため、同協会から天然ガス採掘量や場所、供給先などの把握や毎月の生産量や利用状況調べ等の情報を収集している。

(イ) 実績数値

- ・ 天然ガス生産・利用状況などの情報提供 12回
- ・ 鉱業権を所管する当課にとって業務の参考となった。

オ データの利活用

- ・ 新潟県天然ガス協会会費通知

カ 周知・広報

- ・ 新潟県天然ガス協会会費のため、周知・広報不要

キ フィードバック

- ・ 同協会と協議し、R4 年度負担金を 3 口（39,000 円）減額

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

第5 雇用・新潟暮らし推進課

5-1 離職者等雇用事業所奨励金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
151,601,000	107,468,000	0	44,133,000

* 財源のうち、105,000千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で就労の場を失った者又は就職氷河期世代無業者等（以下「対象雇用者」という。）の再就職等を支援する。

イ 内容

- ・ 補助対象者：次に掲げるいずれにも該当するもの（①新潟市内に本社、本店があること、②雇用保険適用事業所であること、③対象雇用者の雇用期間が6か月以上であること、④令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に対象雇用者の雇用を開始し、かつ雇用保険に加入させること、⑤対象雇用者の勤務地が新潟市内であること、⑥対象雇用者の雇用にあたり、国、県その他地方公共団体の制度により補助金等の交付決定を受けていないこと）
- ・ 交付額及び上限
奨励金の交付額：対象雇用者1人につき300千円
補助上限：3,000千円（対象雇用者10人）
- ・ 実績
R3 支給件数・金額 248件 72,368千円（当初分）
支給件数・金額 117件 35,100千円（繰越分）

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 535 社（予算措置件数 ※R2 からの繰越分含む）
- ・ 助成金支給件数

(イ) 実績数値

- ・ 365 社
- ・ 予定を下回る実績で進捗

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う企業の雇用調整に緊急的に対応するものであり、成果指標設定に馴染まない事業であるため。

(イ) 実績数値

- ・ なし

オ データの利活用

- ・ 一般職業紹介状況（新潟県の雇用失業情勢）（出典：新潟労働局）

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ、企業組合メールマガジン、商工会議所等経済団体への周知文送付

キ フィードバック

- ・ 雇用状況の改善により R3 年度で終了

(3) 所見

【指摘 33】

奨励金対象雇用者の要件である離職理由について、報告書への記載内容のみでは要件該当性が判断しがたい事例が散見された。

新潟市令和 3 年度離職者等雇用事業所奨励金交付要綱によれば、同事業は新型コロナウイルス感染症拡大による影響で就労の場を失った者、就職氷河

期世代無業者及び令和3年度新規学卒者で採用内定を取り消された者（以下「対象雇用者」）の再就職を支援することを目的として、予算の範囲内においてその者を雇用する事業主に対し、奨励金を支給することを目的とする制度である。

対象雇用者のうち、就職氷河期世代無業者、令和3年度新規学卒者で採用内定を取り消された者等以外の者として、「(1)新型コロナウイルス感染症の影響により離職した者 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年3月1日以降離職し、かつ採用されるまでの間に雇用保険に加入したことがない者」と定められている（4条1号）。

そして、個別の交付申請にあっては同要綱別記様式第2号の対象雇用者に係る報告書の提出を求め、そこに離職理由を記載させる形式で、新型コロナウイルス感染症の影響による離職した者であることの要件を確認する形式を取っている。同報告書の離職理由の記載部分は次のとおりである。

【離職理由】

1. 会社の倒産 2. 解雇 3. 雇い止め 4. その他自己都合等（理由を記載）

※記載例：賃金の低下、就業環境の悪化等

実際に提出された報告書を見ると、「1. 会社の倒産」「2. 解雇」等を記載しているものが多いが、これらについては特段問題とは認められない。

他方、「4. その他自己都合等」を理由としているものの中には、「精神的不安（営業活動に対する）」「労働時間の希望との相違」といった理由を挙げるものが存在した。

いずれも、一見して新型コロナウイルス感染症の影響により離職したことが明らかではなく、むしろ関連性がないと考えられる理由である。

これに対し、当課担当者に対するヒアリングによると、申請者に対する電話聴取により新型コロナウイルス感染症と関連性があることを確認している

旨の回答がなされたが、具体的な関連性の内容についての記録がないため判然とせず、申請者が単に「新型コロナウイルス感染症との関連性がある」とのみ回答している可能性も否定できない。

なお、当課からは、「離職理由については「就業環境の悪化」を対象雇用者が感じとった場合（自己都合）も含まれており、いずれもそのことを理由とした離職であるため、問題ないと考えられるとの見解が示されている。

しかし、本来、「新型コロナウイルス感染症の影響による離職」であることが支給要件である以上、新型コロナウイルス感染症の影響によるものか否か真偽不明の場合には奨励金は支給されるべきではないし、対象雇用者がその旨述べているだけで当該要件を充足するような運用なのであれば、当該要件は要件の体をなしていないと言わざるを得ない。

また、報告書の記載のみでは要件を充足しているか否か一見して明らかでないものについて電話聴取を行う場合には、その内容を一件記録と共に編綴するなどして後の検証が可能な状態に記録すべきである。

5-2 雇用調整助成金等利用促進事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
10,000,000	8,754,000	0	1,246,000

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

雇用調整助成金等を利用する市内中小企業に対し、雇用調整助成金等の申請事務に係る社会保険労務士手数料を補助し、雇用の維持を図る。

イ 内容

- ・ 補助対象者：次に掲げるいずれにも該当するもの（①市内に所在する中小企業の事業主、②雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金含む）等の支給

決定を受けていること)

- ・ 補助対象経費：雇用調整助成金等の申請事務に係る社会保険労務士手数料
- ・ 補助率及び上限：補助率 10/10、補助上限 100 千円
- ・ R3 実績：130 件 8,754 千円

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 100 社（予算措置件数）
- ・ 助成金支給件数

(イ) 実績数値

- ・ 130 社
- ・ 予定を上回る実績で進捗

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う企業の雇用調整に緊急的に対応するものであり、成果指標設定に馴染まない事業であるため。

(イ) 実績数値

- ・ なし

オ データの利活用

- ・ 一般職業紹介状況（新潟県の雇用失業情勢）（出典：新潟労働局）

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ、企業組合メールマガジン、商工会議所等経済団体への周知文送付

キ フィードバック

- ・ 雇用状況の改善により R3 年度で終了

(3) 所見

【意見 42】

事業の制度設計に際しては、経済的効率性の観点をより一層重視されたい。

本制度は、雇用調整助成金等の申請に係る費用（市内に所在する中小企業が雇用調整助成金等を申請する際に、社会保険労務士を利用した際の手数料）に対して、上限を 10 万円と定めて支給するものであるが、その申請により受給できた雇用調整助成金の額等は支給額に影響しない。

そのため、例えば、支給決定がされた雇用調整助成金の額が 3 万 4,932 円であるにもかかわらず要した社会保険労務士の費用が 11 万円（税込）であり、本事業による支援申請額 10 万円が支給されている事例などが存在する。

そもそも、雇用調整助成金の申請は金銭の給付を目的とする行為であるから、得られる金額よりも社会保険労務士への依頼費用の方が高い場合には、依頼せずに自ら申請するか、申請を断念するのが経済合理性のある行為である。そして、雇用調整助成金の金額が少ないケースというのは、対象労働者数が少ないなど手続きに関する事務負担も少ない場合である。実際に、インターネット上で社会保険労務士による雇用調整助成金申請代行の報酬相場を調べれば、対象労働者数や助成金の額にかかわらず税別 10 万円が最低報酬額の相場であるという実情にはないことが容易に判明する。

本制度のように、雇用調整助成金の金額を問わないとすると、事業者としては社会保険労務士との真摯な価格交渉をすることなしに、補助金額をもとにした経済合理性のない報酬額で委託することを誘発しかねず、成果に対して最少の経費・労力で事業を執行するという効率性の観点からは望ましくない。

そうした観点からは、例えば、10 万円の範囲内で社会保険労務士の費用と雇用調整助成金のいずれか低い額とする制度設計などが考えられる。なお、本制度は他自治体と横並びで創設されたものであるが、他自治体では上限金額の設定が異なるなど、制度の詳細は同一ではない。

5-3 社員スキルアップ実施事業所応援事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
50,000,000	36,767,000	10,000,000	3,233,000

* 財源のうち、36,000千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

市内の中小企業の事業主が、従業員のスキルアップのために支払った経費について補助し、雇用の維持を図る。

イ 内容

- ・ 補助対象者：以下の要件をいずれも満たすもの（①市内に所在する中小企業の事業主、②雇用調整助成金等の交付決定を受けた事業主）
- ・ 補助対象経費：従業員スキルアップのために企業が支払った経費（講師謝礼、教材代、会場借り上げ代、受講料、eラーニング費用等）
- ・ 補助率及び上限：補助率 10/10、補助上限 200 千円
- ・ R3 支給件数・金額：253 件・36,767 千円

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 200 件
- ・ 教育訓練を実施した企業への支給件数

(イ) 実績数値

- ・ 253 件
- ・ 目標を上回る実績となり、一時的に休業した事業主が従業員に対して教育訓練を行ったことで、失業の予防や雇用の維持を図ることができたと考える。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う企業の雇用調整に緊急的に対応するものであり、成果指標設定に馴染まない事業であるため。

(イ) 実績数値

- ・ なし

オ データの利活用

- ・ 一般職業紹介状況（新潟県の雇用失業情勢）（出典：新潟労働局）

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ、企業組合メールマガジン、商工会議所等経済団体への周知文送付

キ フィードバック

- ・ 雇用状況の改善により R4 年度で終了

(3) 所見

【意見 43】

補助金交付事業の設計に際しては、経済性、効率性の観点からの十分な検討がなされることが望まれる。

本事業は、新型コロナウイルス感染症に伴う企業の雇用調整に緊急的に対応するために、雇用調整助成金を受けた事業主等が従業員に対して行った教育訓練の費用を上限 20 万円の範囲で全額を補助するというものであった。

新潟市社員スキルアップ応援事業支援金交付要綱 4 条によれば、支援対象となる教育訓練は「職業に関する知識、技能、技術の向上を目的とするもので、支援対象者が経費の負担を行ったもの（従業員が自己啓発等で行った通信教育、資格取得等を含む。）」とされている。

しかし、補助事業者の行った教育訓練の中には、飲食店の従業員に対するパ

パーソナルトレーナーによる呼吸・姿勢・歩行等の研修など、職業に関するものと言っているのか微妙なものも見受けられた（当課によれば、健康経営に資するもので職業に関するものであると判断したとのことである。）。

また、全額補助であることからか、補助金がない場合にこのような金額で研修業者に依頼するのか疑問を抱いたものも、一部では見受けられた。

さらに、外部研修の依頼先について、県内の研修事業者である A 社のものが非常に目立ったため、件数及び金額を確認したところ、合計で 47 件、8,458,000 円にも及ぶことが判明した（件数で全体の約 18.6%、金額で約 23.0%）。このような数字からは、A 社において補助金で自己負担がないことをアピールして営業活動を行ったことが合理的に推測される（そのこと自体を非難するものではない）が、そうすると、そもそも本事業は誰のための補助金であったのかという疑問が浮かんでくる。

もとより、補助対象とする教育訓練から特定の研修業者への集中を防ぐことは難しいところであるが、全額補助で教育訓練の内容を幅広にとったという制度設計に起因するものと思われる。今後は、補助金交付事業の設計に際し、より経済性、効率性の観点からの検討がなされることを期待する。

5-4 新規採用活動支援事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
73,000,000	36,950,500	27,000,000	9,049,500

* 財源のうち、23,000 千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、学生向けの合同企業説明会が中止となるなど企業の採用活動に影響が出るなか、説明会や選考の過程でオン

ラインを活用するなど企業は採用活動においてウェブの活用を進めていることから、市内中小企業の人材確保と大学生等の市内就労を促進するため、採用活動をウェブ化する企業を支援するとともに、採用手法の高度化を図るため、採用コンサルタントを派遣する。

イ 内容

(ア) 新規採用活動支援事業

- ・ 補助対象者：2022年及び2023年新規学卒者の採用を予定している市内中小企業
- ・ 補助対象経費：就職情報サイトでの求人情報掲載にかかる経費、ウェブ上での企業情報の動画配信にかかる経費、ウェブ活用型合同企業説明会の出展料、その他採用活動のウェブ化にかかる経費
- ・ 補助率及び上限：補助率 1/2、補助上限 200 千円
- ・ R3 支給件数・金額：129 件・ 23,118 千円

(イ) 採用コンサルタント派遣事業

- ・ 支援対象者：新規学卒者の採用を予定している市内中小企業
- ・ 支援内容：以下の内容について、専門家がコンサルティングを実施（採用戦略、母集団形成、採用面接、オンライン採用ツールの活用、人材定着）
- ・ R3 支援件数・金額：33 件・ 13,778 千円

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 200 社
- ・ 新規採用活動支援事業を活用した採用活動実践企業数

(イ) 実績数値

- ・ 162 社
- ・ 目標通りの実績を達成

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 58.8%
- ・ 大学等新規学卒者の県内就職構成率

(イ) 実績数値

- ・ 前年度（59.8%）を上回る
- ・ 概ね目標通りの実績を達成

オ データの利活用

- ・ 採用活動に関する企業・学生調査（出典：民間採用エージェント）

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ、企業組合メールマガジン、商工会議所等経済団体への周知文送付

キ フィードバック

- ・ 地域で人を育成・採用する仕組みの構築検討

(3) 所見

【指摘 34】

補助金交付額を誤って支給した事例が見受けられた。

新規採用活動支援事業において、補助対象経費が 160,000 円（税抜額。税込額は 176,000 円）であったところ、対象経費の支払いを証する銀行取引明細書によれば、振込費用 275 円が控除されて振り込まれていた。

そうすると、実際に支払われた補助対象経費は税抜 159,750 円であり、補助金額はその 1/2 である 79,000 円（千円未満切捨て）となるべきところ、誤って 80,000 円が交付されていた。

5-5 移住支援事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
19,880,000	16,437,400	0	3,442,600

* 財源のうち、12,300千円は県交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

東京圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）から本市への移住・定住促進及び中小企業等における人手不足の解消を目的として、東京23区等からある一定の要件を満たして移住した方に移住支援金を交付するもの。

イ 内容

- ・ 主な要件
 - ・ 移住元に関する要件：本市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京23区内への通勤をしていたこと、など。
 - ・ 仕事に関する要件（いずれかに該当）（①就業先が、新潟県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること、②起業の場合、UIターン創業応援事業の交付決定（地域課題解決枠に限る）の交付決定を受けて1年以内であること、③専門人材の場合は、プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業したこと、④テレワークの場合は、所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと、⑤関係人口の場合は、新潟市に住民票を移す直前1年以内に以下のイベントのいずれかに参加したこと〔本市が首都圏で開催する移住セミナー、本市が開催する移住者交流会、本市が関係人口創出事業に認定した事業〕）

* 令和3年度申請分からテレワークやプロフェッショナル人材等も対象

- ・ 支給額：単身：60万円、2人以上世帯：100万円
- ＊ 令和4年4月1日より子育て加算が追加され、18歳未満の世帯員とともに移住する場合は、18歳未満の者1人につき30万円を加算。
- ・ R3年度実績：22件（単身14件 2人以上世帯8件）
 交付額：16,400千円
 交付実績のうち、仕事に関する要件は就業6件、テレワーク16件

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 14件（予算措置件数）
- ・ 申請件数

(イ) 実績数値

- ・ 22件
- ・ 目標を上回る実績を達成

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 転入者アンケートによる県外からの移住者数495人
- ・ 正確な移住者数を把握することが困難なため、アンケート等により把握

(イ) 実績数値

- ・ 599人
- ・ 目標を上回る実績となり、本市への移住促進につながっているものと考えられる。

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 移住・定住情報サイト（新潟市）、SNS、移住セミナーや移住フェアでの

チラシ配布など

キ フィードバック

- ・ 転入者に対する周知を継続。東京圏在住者への周知強化のため、「移住ポータルサイト」内で本事業への誘導性を高める。

(3) 所見

【指摘 35】

移住支援金の返還事由に該当する移住者の転出の有無についての把握方法の詳細について調整未了なままに本事業が開始されている。

移住支援金は、新潟市移住支援金交付要綱の定めにより、申請日から3年未満に新潟市以外の市区町村に転出した場合は全額、申請日から3年以上5年以内に転出した場合は半額を返還しなければならないこととなっている。

本事業は、令和元年度から開始されたものであり、その時点では住民基本台帳を所管する市民生活課から住民基本台帳データの検索により転出有無の確認が可能である旨の回答を得ており、移住者からの住民基本台帳による確認の同意も得ているとのことである。

もっとも、令和4年10月に本事業の監査を行った時点では、転出の事実を住民基本台帳の情報によって確認する場合の詳細な手続き等について、市民生活課との調整が完了していないとのことであった。

しかし、移住者の転出の有無の把握方法については、本事業の制度設計に際しての中核部分に属するのであるから、その詳細部分も含めて本事業を開始するまでに確定しているべきであったものと思われる。

5-6 移住促進特別支援事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
45,800,000	25,466,111	20,000,000	333,889

* 財源のうち、23,000 千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、東京圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）在住者の地方暮らしに対する関心の高まりを受け、特別支援金【就業・起業等】及び特別支援金【体験居住】を交付する。

イ 内容

(ア) 特別支援金【就業・起業等】

- ・ 主な要件

- ・ 移住元に関する要件：本市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏に在住していたこと
- ・ 仕事に関する要件（いずれかに該当）（①就業の場合、就業先が、新潟県の運営する「新潟企業情報ナビ」、又は新潟市就職応援サイト「にいがたで働こう」に掲載している法人であること、②専門人材の場合、プロフェッショナル人材又は先導的人材マッチング事業を利用した就業であること、③起業の場合、起業から6か月以内で、UIターン創業応援事業/起業チャレンジ応援事業の交付決定又は認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書の交付を受けていること、④テレワークの場合、所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと、⑤関係人口の場合、住民票を移す直前1年以内に、首都圏で開催する移住セミナー・移住者交流会・関係人口創出事業に認定した事業のいずれかに参加したこと、⑥小規模企業者の代表者の場合、転入日の直前1年以上継続して東京圏で事業を実施していて、転入日以降も事業を継続し、申請日において事業所を市内に移転していること）

- ・ 支給額：単身の場合 300 千円、2 人以上の世帯の場合 500 千円
- ・ R3 年度実績：62 件（単身 38 件 2 人以上世帯 24 件）・交付額 23,000 千円

(イ) 特別支援金【体験居住】（テレワーカー用）

- ・ 主な要件：①本市で体験居住する直前に、連続して 1 年以上、東京圏に在住していたこと、②所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと
- ・ 支給額：単身の場合 100 千円、2 人以上の世帯の場合 200 千円
- ・ 支給件数・金額：3 件・交付額 300 千円

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 28 件（予算措置件数）
- ・ 申請件数

(イ) 実績数値

- ・ 65 件
- ・ 目標を上回る実績となり、東京圏から本市への移住を促進し、市内企業の人材の確保及び地域経済活性化につなげることができたと考える。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 転入者アンケートによる県外からの移住者数 495 人
- ・ 正確な移住者数を把握することが困難なため、アンケート等により把握

(イ) 実績数値

- ・ 599 人
- ・ 目標を上回る実績となり、本市への移住促進につながっているものと

考える。

オ データの利活用

- ・ 移住支援事業(新潟市)、転入者アンケートによる移住者の傾向(新潟市)

カ 周知・広報

- ・ 移住・定住情報サイト(新潟市)、SNS、移住セミナーや移住フェアでのチラシ配布、WEB 広報など

キ フィードバック

- ・ 転入者に対する周知を継続。東京圏在住者への周知強化のため、「移住ポータルサイト」内で本事業への誘導性を高める。

(3) 所見

【指摘 36】

特別支援金の支給が、首都圏からの移住促進のインセンティブとして機能しているとは必ずしも言えない実情が見受けられた。

特別支援金の周知については、情報提供機会の公平性を保つため、新潟市に転入届を提出した時点で行われている。一方、新潟市は特別支援金の受給者のうち特別支援金をきっかけとして新潟市に移住した者の割合を把握できていない。そのため、特別支援金が首都圏からの移住促進のインセンティブとして機能しているかどうかを問うことなく支給される結果となっている。

また、仕事に関する要件のうち、就業の場合には、就業先が、新潟県の運営する「新潟企業情報ナビ」又は新潟市就職応援サイト「にいがたで働こう」に掲載されている法人であることが要件となっているところ、実際の事例では、就業先のサイトの掲載日が移住者の移住後や就業後であるようなケースも散見された。すなわち、サイトを見て移住することやサイト掲載法人に就業をしたことは特別給付金の支給要件とはなっていない一方で、サイト掲載法人への就業であることは求められているのである。

この点、当課の説明によれば、サイト掲載を要件とするのは、就業先法人に

当該移住者の就業時及び就業 1 年後の実態確認を行う必要があり、企業の信用性確保を図ること、本事業は中小企業の人手不足解消も目的としているところ、サイト掲載法人は雇用に積極的な企業であり、当該企業の人材確保支援につながるものであることを理由として挙げている。

しかし、これらのサイトの登録に際して、新潟市や新潟県において当該法人の信用性についての審査が行われているわけではない。また、サイトの登録を要件とすることにより、登録していない事業所へ就労しても特別支援金を受けられないことになるが、そうした取扱いが移住促進や中小企業への就労促進という事業目的に沿うものであるかについては疑問がある。

いずれにせよ、特別支援金の事業目的が移住促進や中小企業への就労促進等の行動促進（インセンティブの付与）であるとすれば、特別支援金がそれらのインセンティブとなっていると言える場合にのみ支給されるような合理的な制度設計であるべきである。

5-7 企業参加型奨学金返済支援事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
491,000	166,237	0	324,763

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

若者の市内就労の促進と企業の人手不足解消を目指し、奨学金の返済を抱える新規学卒者等の経済的負担を諸手当等により支援する企業の支援額の一部を支援する。

イ 内容

- ・ 補助対象者：①市内に本社・本店が所在する中小企業、②奨学金返済支援制度を設け、支援対象者に金銭を給付していること

- ・ 支援対象者：①諸手当等創設後、採用されたこと、②雇用を開始した日における年齢が30歳未満であること、③雇用期間に定めなく、補助対象者に正社員として雇用されたこと、④新潟市に在住し、かつ、勤務先が新潟広域都市圏内（三条市、新発田市、加茂市、燕市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町）であること、又は新潟市以外の新潟広域都市圏内に在住し、かつ、勤務先が新潟市内であること
- ・ 補助額・補助期間：企業が負担した金額のうち、年間個人返済額200千円を上限とし、その1/2を補助金として交付・最大7年・上限400千円
- ・ 令和3年度実績、申請件数2件・4人・補助額合計166,237円

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 前年度（1社）を上回る
- ・ 補助金申請企業数

(イ) 実績数値

- ・ 2社
- ・ 目標通りの実績を達成

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 58.8%
- ・ 大学等新規学卒者の県内就職構成率

(イ) 実績数値

- ・ 前年度（59.8%）を上回る
- ・ 概ね目標通りの実績を達成

オ データの利活用

- ・ 学生生活調査（出典：日本学生支援機構）、新規学卒者職業紹介状況（出典：新潟労働局）

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ、企業組合メールマガジン、商工会議所等経済団体への周知文送付

キ フィードバック

- ・ 地域で人を育成・採用する仕組みの構築検討

(3) 所見

ア 【意見 44】

適切な成果指標が設定されるべきである。

当課によれば、本事業の成果指標として、大学等新規学卒者の県内就職構成率を設定し、実績数値は概ね目標通りの実績を達成した旨を回答している。

しかし、本事業の採用企業は現状では2社にとどまることからみても、大学等新規学卒者の県内就職構成率に何らかのインパクトを与えることができたと評価することは困難である。

大学等新規学卒者の県内就職構成率は、当課として目指すべき成果指標であることは間違いないが、本事業で実施された内容と成果指標との間の距離がありすぎるため、本事業の成果指標とするには適当ではない。

イ 【意見 45】

本事業の利用が低調である原因を追究し、事業の改善・見直しにつなげるように努めていただきたい。

5-8 働きがいのある新潟地域創造事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
300,000	47,000	0	253,000

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

中小企業の定着率・採用力等向上を図るため、市内の中小企業が団体となって、経営者の意識改革・定着率・採用力向上のための研修等を実施し、それら取組について広く情報発信を行った場合にその費用の一部を補助する。

イ 内容

- ・ 補助対象経費・補助額

対象経費：人件費、報償費、通信運搬費、賃借料、消耗品費、外部委託費、その他付帯経費

補助額：補助対象経費の 1/4（上限 250 万円）

* 参加企業が 20 社に満たない場合は 1 社当たり 12.5 万円を限度に参加企業数を乗じた額を上限額とする。

- ・ 補助対象者

新潟市異業種交流研究会協同組合（募集に応じたのは 1 者のみ）

- ・ 補助対象事業

- ・ 定着率向上に向けたセミナー（参加者 28 社・49 名）
- ・ 採用力・定着率向上のためのセミナー（オンライン）（参加者 40 社・44 名）

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 20 社
- ・ 申請団体の参加企業数

(イ) 実績数値

- ・ 20 社
- ・ 目標通りの実績を達成

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 58.8%

- ・ 大学等新規学卒者の県内就職構成率

(イ) 実績数値

- ・ 前年度（59.8%）を上回る
- ・ 概ね目標通りの実績を達成

オ データの利活用

- ・ なし（参考）対象となる団体へのヒアリングで、本事業の実施ニーズを確認した。

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ、企業組合メールマガジン、商工会議所等経済団体への周知文送付

キ フィードバック

- ・ 地域で人を育成・採用する仕組みの構築検討

(3) 所見

【意見 46】

適切な成果指標が設定されるべきである。

当課によれば、本事業の成果指標として、大学等新規学卒者の県内就職構成率を設定し、実績数値は概ね目標通りの実績を達成した旨を回答している。

しかし、本事業はわずか2回のセミナーが実施されたに過ぎず、その参加企業数や参加者数から見ても、大学等新規学卒者の県内就職構成率に何らかのインパクトを与えることができたと評価することは困難である。

大学等新規学卒者の県内就職構成率は、当課として目指すべき成果指標であることは間違いないが、本事業で実施された内容と成果指標との間の距離がありすぎるため、本事業の成果指標とするには適当ではない。

5-9 市内就労促進事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
1,630,000	1,496,516	0	133,484

* 財源のうち、748千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

時代の担い手である若者の地元就職への意識醸成を促進するため、経済団体や地元大学など関係機関と連携して企業研究セミナーなどを開催するほか、ホームページ「にいがたで働こう」のコンテンツを充実させ、市内外に企業情報を発信することで、人口の流出抑制と流入促進を図る。

イ 内容

(ア) 中学生向け「キャリア啓発事業」

地元の職業人による講演会を実施した（30校）。

(イ) 高校生向け「出前講座」

地元経済団体及び市立高校と連携し、地元企業を知る機会を設けた（1校・学生38名・企業8社）。

(ウ) 大学生・専門学校生向け「若手社員のホンネ 聞けます交流会」

市内で働く若手社員の本音を聞けるオンライン交流会を開催した（学生7名、企業4社）。

(エ) 保護者向け講座「保護者のための就活応援講座」

大学生等の保護者に対し、地元企業や就職活動の実態や方法等をオンライン配信した（申込者184名）。

(オ) 保護者向け情報発信「にいがた就職応援便」

市内金融機関と連携し、学資ローンの利用手続きをする際に「にいがた就職応援便」の申込みを受け、保護者に就職に関する情報を届ける（R4.3末現在登録者数12件・R3年度発送0回）

(カ) 関係機関・団体連携「新潟市雇用促進協議会」

会員企業約 370 社からなる協議会で、企業ガイドブック等による情報発信のほか、採用拡大と早期求人申込みを経済団体へ要請する等している。

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 大学生等向けの事業参加者数 20 名
- ・ 実施内容（グループトーク有）を考慮して設定

(イ) 実績数値

- ・ 大学生等向けの事業参加者数 7 名（事前申込数 16 名）
- ・ 新型コロナウイルス感染症により、オンライン開催となり、当日の参加人数は目標を下回ったが、アンケート回答者全員が内容について「よかった」又は「大変よかった」と回答した。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 大学等新規学卒者の県内就職構成率 59.8%
- ・ 前年同時期（3 月末）の構成率を基準に設定（目標は前年度以上）

※ 国等関係機関で構成する会議「新潟新卒者等人材確保推進本部」においても前年度実績以上を目標としている。

(イ) 実績数値

- ・ 58.80%
- ・ 1 ポイント減少したものの、前年度と同程度の実績。地方での就職・移住の機運の高まりによるものと考え。今後も持続するものと推測されるため、これを好機と捉え、若者に向けた各種取組を展開していく。

オ データの利活用

- ・ 新規学校卒業者の職業紹介状況（出典：新潟労働局）、新潟県人口移動調査（出典：新潟県）、新潟県協定大学卒業者の U ターン就職割合（新潟県に

聞き取り)、大学別令和3年度 新潟県内・市内への就職に関する状況調べ
 (出典：新潟市政策調整課)

カ 周知・広報

- ・ チラシ作成、中学校への周知、大学キャリアセンター等への周知、新聞
 広告、SNS など

キ フィードバック

- ・ 事業実施中（令和3年度を上回る目標を設定し実施中）

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

5-10 新潟地域若者サポートステーション事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
16,631,000	14,666,559	0	1,964,441

* 財源のうち、3,478千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

若年無業者（ニート）の職業的自立支援の核となるサポートステーションを設置し、就職に向けて動き出せない若者を対象に職業的自立支援を行う「新潟地域若者サポートステーション」を運営する。また、地域の若者自立支援機関などによるネットワークを広げ、対象者の把握や効果的な支援を行い、地域全体で若者の自立支援を推進する。

イ 内容

(新潟地域若者サポートステーションの概要)

- ・ 場所 ハローワーク新潟「若者しごと館」内（中央区弁天2）
- ・ 設置年月 平成19年7月

- ・ 委託内容 職業意識啓発事業（コミュニケーションセミナー、シンポジウム、保護者セミナー、仕事ふれあい事業（職場見学）、ジョブトレーニング）

（事業内容）

(ア) 新潟地域若者サポートステーションの運営

厚生労働省及び本市の委託により、若年無業者の職業的自立支援の核となる「新潟地域若者サポートステーション」（サポステ）を運営する。

(イ) 若者支援機関のネットワーク構築

地域の若者自立支援機関などによるネットワークを広げ、対象者の把握や効果的な支援を行い、地域全体で若者の自立支援を推進する保健福祉機関、民間支援機関、就労支援機関、教育機関等若者支援機関によるネットワーク会議を年1回程度開催し、情報交換などを行う。

(ウ) 就職氷河期世代等無業者支援

国の地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用し、既存事業から抽出された課題を克服するための事業を新潟地域若者サポートステーションにおいてパッケージで展開する（R2～3年間実施予定）。アウトリーチ支援員の配置、臨床心理士による相談体制の強化、就職面接時に必要な備品の貸出、地域単位での就職相談会の開催

（令和3年度の成果）

来所延人数 8,229 人、新規登録者数 300 人、相談件数 2,877 人、セミナー回数 192 回、セミナー参加者数 1,268 人、進路決定者数（＝雇用保険被保険者資格取得者）224 人

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 就職氷河期世代に対する 訪問件数：40 件 心理相談件数：100 件 進路決定者数：10 人

- ・ 就職氷河期世代に向けた支援件数

(イ) 実績数値

- ・ 就職氷河期世代 訪問件数：42件 心理相談件数：84件 進路決定者数：42人
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で相談件数は目標に達しなかったが、関係機関と連携したことで新規登録者の増加につながったほか、様々な支援メニューを活用して丁寧に支援したことで、進路決定者数は目標を大幅に上回った。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ ニートの就職者数 126人
- ・ 前年度の就職者数を基準に設定（目標は前年度以上）

(イ) 実績数値

- ・ 157人
- ・ 国の委託事業と連携した各種支援プログラムを実施することで、就職氷河期世代等無業者の就職につなげることができたと考える。

オ データの利活用

- ・ 「子ども若者白書」における若年無業者数（出典：内閣府）、新潟県人口移動調査（出典：新潟県）、就職氷河期世代支援プログラム（出典：厚生労働省）

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ、市報、チラシやパンフレット配布、SNS（市公式LINEなど）など

キ フィードバック

- ・ 事業実施中（令和3年度の実績を上回る数値を目標に実施中）

(3) 所見

ア 本事業についての特段の指摘又は意見はない。

イ サポートステーションの家賃等経費の国と新潟市との負担割合について意見の相違が生じていた経緯があるが、令和3年に一定の解決が図られている。

5-11 社員幸福度向上応援事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
4,565,000	4,565,000	0	0

* 財源のうち、2,282千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

企業の多様で柔軟な働き方の実践に向け、社員の幸福度向上を図る市内中小企業の取組を支援する。

イ 内容

(ア) 社員幸福度向上モデル企業コーディネーター派遣（4,100千円）

- ・ 内容：社員の幸福度向上を図る市内中小企業を募集し、専門知識を持ったコーディネーターを派遣し、経営者や社員を対象としたワークショップを開催するなどしながら、企業自らが取り組むアクションプランの作成・実践を支援。
- ・ 実績：取組企業5社

(イ) 経営者向けセミナー（465千円）

- ・ 内容：社員幸福度向上をテーマとした経営者向けのオンラインセミナー「～経営として社員の幸福度向上を考える～」を開催。
- ・ 実績：実施回数1回、参加者数35社

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 35 社
- ・ セミナー参加企業数及びコーディネーター派遣企業数の合計

(イ) 実績数値

- ・ 40 社
- ・ 目標通りの実績を達成

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 52%
- ・ 年次有給休暇の取得率

(イ) 実績数値

- ・ 54%
- ・ 目標通りの実績を達成

オ データの利活用

- ・ はたらく幸せ/不幸せ実感が「パフォーマンス」にもたらす影響（出典：パーソル総合研究所）

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ、プレスリリース、企業組合メールマガジン

キ フィードバック

- ・ 取組の横展開を図るためのネットワーク構築に係る事業を開始

(3) 所見

ア 【意見 47】

適切な成果指標を設定されたい。

本事業は、近年提唱されている Well-being 経営（幸福経営）の視点を取り入れ、社員の幸福度向上を図る市内中小企業の取組を支援する事業であり、当課内部からの発案で事業が構築され、先進的なものであると評価できる。

もっとも、当課に対するアンケート結果によれば、本事業の成果指標とし

て年次有給休暇取得率が挙げられている。有給休暇の取得率向上は、従業員幸福度の向上を支える一要素ではあるものの、本事業は有給休暇のみに着目した事業ではない。また Well-being 経営の概念の周知が未だなされていない現状において、新潟市全体の有給休暇取得率向上を成果指標と定めることには違和感がある。一要素のみでの評価が困難であれば、有給休暇取得率のみならず、その他の指標も併せて成果指標とすることも考えられる。

開始して間のない事業であるから、同種の取組については継続しつつ、別途、適切な成果指標の設定が検討されることが望まれる。

イ 【意見 48】

今後も同種事業を継続される場合には、漫然と一者随意契約を継続することなく、時期に応じて適切な業者選定方法が取られるよう留意されたい。

令和 3 年度は新潟市社員幸福度向上応援事業業務委託について、Well-being 経営に精通した事業者が限られている事情もあり、一者随意契約により特定の株式会社と委託契約を締結することとなった。もともと、同種事業を数年継続した後には、同種事業を担える他の事業者の出現も考えられるから、漫然と一者随意契約が継続することなく、時期に応じて適切な業者選定方法が取られるよう留意されたい。

5-12 働き方改革推進事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
1,285,000	822,172	0	462,828

* 財源のうち、411 千円は国交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

働きやすい職場づくりに積極的に取り組む中小企業等を募集し、先駆的・

特徴的な取組を行っている企業を表彰する。経営者の意識改革を図るため、保健衛生部と連携してセミナーを開催する。啓発パンフレットや各種支援制度等の情報をまとめた冊子等の発行により、企業の働き方改革の推進を支援する。

イ 内容

(ア) 働きやすい職場づくり推進企業表彰 (312 千円)

- ・ 内容：企業表彰、フォーラム（表彰式、基調講演、パネルディスカッション）
- ・ 実績：表彰企業数 5 社、フォーラム参加者数 93 人

(イ) 経営者向けセミナー (0 円)

- ・ 内容：経営者向けセミナー「～ハラスメントが起きない職場づくりを考える～」
- ・ 実績：実施回数 1 回、参加者数 73 人

(ウ) 働き方改革推進に係る支援情報の発信 (511 千円)

- ・ 内容：ワーク・ライフ・バランス推進啓発パンフレット (9,000 部発行)

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 前年度 (106 社) を上回る
- ・ 働き方改革関連の対象事業に取り組む企業数

(イ) 実績数値

- ・ 146 社
- ・ 目標を上回る実績を達成

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 52%
- ・ 年次有給休暇の取得率

(イ) 実績数値

- ・ 54%
- ・ 目標通りの実績を達成

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ、プレスリリース、企業組合メールマガジン

キ フィードバック

- ・ 取組の横展開を図るためのネットワーク構築に係る事業を開始

(3) 所見

【意見 49】

適切な成果指標を設定されたい。

社員幸福度向上応援事業同様に、成果指標として年次有給休暇取得率の数値を挙げているが、働き方改革の推進は有給休暇取得のみに集約されるものではないことから、その他の指標も成果指標として挙げるなど、総合的な指標の設定をすることが考えられる。

いずれにせよ、適切な成果指標の設定がなければ、当該事業への評価が困難となることから、指標の設定方法について検討することが求められる。

5-13 新潟市職業訓練センター管理運営費

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
3,461,900	3,385,254	0	76,646

* 財源のうち、292千円は使用料収入を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

職業訓練環境の維持による中小企業技能の向上、地域経済発展への寄与を図るための施設である「新潟市職業訓練センター」を管理運営する。

イ 内容

(概要)

平成 30 年度末で閉校した職業訓練校閉校後の経過措置として、当面の間、利用可能な市有財産を職業訓練の場として活用している（維持管理は市が直営で実施し、各業務を委託している。）。

(施設の概要)

- ・ 所在地：新潟市東区藤見町 1 丁目 18 番 5 号
- ・ 建物：センター 1 階 684.17 m²、2 階 686.80 m²
実習場 1 階 370.20 m²、2 階 115.57 m²
- ・ 土地：3,542.76 m²（新潟市が所有）

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 前年度の水準（36 日）を維持する
- ・ 施設利用日数

(イ) 実績数値

- ・ 52 日
- ・ 目標を上回る実績を達成。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 令和 5 年度閉鎖予定の施設のため

(イ) 実績数値

- ・ なし

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ

キ フィードバック

- ・ なし

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

5-14 にいがた・技のにぎわいフェスタ開催事業負担金

(1) 事業費

単位：千円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
100	0	0	100

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

若者の「ものづくり離れ」「技能職離れ」が進み、技能労働者の不足が深刻な問題となっていることから、「にいがた・技のにぎわいフェスタ」を開催し技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く県民一般に対して技能の重要性、必要性を周知することにより技能尊重機運の醸成を図る。

イ 内容

「にいがた・技のにぎわいフェスタ」実行委員会（構成：新潟県、新潟市、長岡市、上越市、新潟県職業能力開発協会、新潟県技能士会連合会）への負担金を支出する。

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 負担金支出
- ・ 「にいがた・技のにぎわいフェスタ」実施にかかる負担金を支出

(イ) 実績数値

- ・ 負担金支出

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ にいがた・技のにぎわいフェスタ開催回数 1回
- ・ 若者を中心に、技能の重要性、必要性を広く周知するため

(イ) 実績数値

- ・ 0回
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で開催を見送ったため

オ データの利活用

- ・ 負担金通知（にいがた・技のにぎわいフェスタ実行委員会）

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ

キ フィードバック

- ・ なし

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

5-15 賃金労働時間等実態調査事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
434,000	351,024	0	82,976

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

事業所における労働者の賃金等、労働条件の実態について、県・市共同でこれを調査し、労使関係の安定化に寄与するとともに、労働行政の基礎資料

とする（毎年度実施）。

イ 内容

- ・ 概要：平成 30 年経済センサス基礎調査事業所の名簿に基づき 10 人以上の従業員を有する市内事業所を無作為に 2,000 事業所抽出し、郵送により調査を実施した（有効回答数 885 事業所、有効回答率 44.25%）。
- ・ 調査項目：企業全体の概況、事業所の現況、初任給、労働時間制度、年間休日数、年次有給休暇、特別休暇制度、育児休業制度、育児参加のための休暇制度、介護休業制度、仕事と家庭の両立のための支援制度、テレワークの導入状況
- ・ 集計方法：新潟県に電算集計業務を委託し、調査分析と報告書印刷を新潟市独自で実施

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 年 1 回調査を実施
- ・ 2,000 事業所に郵送でアンケートを実施

(イ) 実績数値

- ・ 年 1 回調査を実施
- ・ 目標通りの実績を達成

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 市内企業の賃金や労働時間を把握する。
- ・ 「賃金労働時間等実態調査」は、市の施策を立案実施する際の基礎資料とするものであるため。

(イ) 実績数値

- ・ （参考）回答率 44.25%
- ・ 回答率は 50% 近く、多くの事業者から協力いただいた。

オ データの利活用

- ・ 令和2年経済センサス基礎調査名簿

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ

キ フィードバック

- ・ 他事業における基礎数値とした。

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

5-16 技能功労者等情報発信・表彰事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
900,000	749,193	0	150,807

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

主に中小企業に勤める従業員の勤労意欲の高揚及び定着を促すとともに、学生や若者など市内就労希望者に対して、新潟市の「働く人」の働き方や魅力、生活について具体的なイメージを広く発信し、市内就労を促進する。また、永く同一の職業に従事し、技能の錬磨、後進の育成等その職種の向上、発展に寄与した者を表彰する。

イ 内容

(ア) 中小企業優良従業員魅力発信事業

取材対象者（中小企業勤務者、フリーランス、経営者）への取材・撮影、移住・定住サイト「HAPPY ターン」に掲載するインタビュー記事の制作（3名を対象に実施）

(イ) 技能功労者表彰（第36回）

市内に住所を有する同一職種の技能者として 30 年以上の経験を有し、優れた技能を持ち他の技能者の模範と認められる者、又はその功績が顕著な者で市長が特に必要と認めた者を表彰し、感謝状と記念品を贈呈した（12 職種 16 人）。

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 前年度（21 人）の水準を維持する
- ・ 新潟市技能功労者表彰被表彰者数

(イ) 実績数値

- ・ 16 人
- ・ 目標の水準に満たなかったものの、技能者の功労を称え、技能水準のより一層の向上を図るという事業目的は達成したと考える。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 表彰事業であり、成果指標設定に馴染まない事業であるため

(イ) 実績数値

- ・ なし

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ、プレスリリース、技能組合への周知文送付

キ フィードバック

- ・ 技能者の掘り起こし

(3) 所見

【指摘 37】

一者随意契約をする理由としては不十分な契約が見受けられた。

中小企業優良従業員魅力発信事業インタビュー実施等業務委託について、A社に一者随意契約で業務委託されたが、随意契約理由書によれば、その理由は要旨次のとおりである。本業務の実施にあたっては、情報発信の効果を高めるため、質の高いインタビュー記事の作成及び魅力的なインタビュー対象者の選定が必要不可欠であるところ、A社は「新潟で働く」をテーマとした雑誌を発行しており、インタビュー記事に関してのノウハウと実績を有していること、また、当課事業である移住者インタビュー実施等業務の受託者であることから相乗効果が期待できる。よって、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する。

しかし、インタビュー記事に関してのノウハウと実績を有しているのは同社だけであるとは言えないうえ、成果物である記事をもても同社でなければできないものとは認めがたい。一者随意契約の理由としては不十分である。

5-17 新潟勤労者総合福祉センター管理費

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
263,280,000	263,278,200	0	1,800

* 財源のうち、105,543 千円は使用料収入を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

勤労者の教養・文化の向上、健康の増進を図るため、新潟勤労者総合福祉センター（新潟テルサ）の管理運営を指定管理により行う。

イ 内容

（施設の概要）

- ・ 施設名：新潟テルサ（新潟勤労者総合福祉センター）

- ・ 所在地：新潟市中央区鐘木 185-18
- ・ 施設：ホール（1,510 人収容）、リハーサル室、フィットネスセンター、特別会議室、中会議室、小会議室 2 室、レストラン、大会議室、研修室 2 室、和室 3 室
- ・ 経過：H6 に雇用促進事業団（雇用・能力開発機構）と新潟市により設置し、H17 に雇用・能力開発機構と売買契約を実施。H18 より指定管理者制度の導入
- ・ 指定管理者：新潟市開発公社（H31. 4. 1～R6. 3. 31）＊公募による。

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ ①ホール稼働率 56%以上、会議室稼働率 75%以上
- ・ ②ホームページの充実とアクセス数の増加（前年度比）
- ・ ①施設稼働率
- ・ ②施設広報

（出典：公の施設目標管理型評価書）

(イ) 実績数値

- ・ ①ホール稼働率 51.7%、会議室稼働率 53.9%
- ・ ②495,035 回（前年度比 159.5%）
- ・ ①新型コロナウイルス感染症の影響に伴う施設閉館、利用制限により、目標の水準に満たなかった。
- ・ ②目標を上回る実績を達成

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 350,000 人
- ・ 施設利用者数（出典：公の施設目標管理型評価書）

(イ) 実績数値

- ・ 198,652 人
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う施設閉館や利用制限、商業イベント中止等により、目標の水準に満たなかった。

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ、施設ホームページ、市報にいがた、イベント情報リーフレットの発行

キ フィードバック

- ・ サービスの維持・向上

(3) 所見

ア 【指摘 38】

新潟テルサ施設内の備品について、備品シールの貼付による備品の管理が励行されていない。

新潟テルサ内部に存在する備品について、他の市所有の備品と同様に、備品管理システムによる管理が行われ、備品管理簿が作成されており、取得価格 3 万円以上の備品が登録されている。

指定管理者担当者からのヒアリングによると、市側から 1 年間に数回備品の管理状況の確認が求められており、都度、重要備品を中心に確認作業を行っているとのことであった。

もともと、備品管理簿には、個々の備品に対して備品番号が付与されている一方、新潟テルサ内部に所在する備品には、いずれも備品シールの貼付はなされておらず、その他の方法によっても個々の備品を特定できる状況にはない。

そのため、新潟テルサ内に存在する 2 台のピアノのように、際だった特徴により備品管理簿に記載されているピアノがいずれのピアノか特定が可能で

ある物品が存在する一方、例えば、取得価格、取得日が同一の複数の「テーブル」等については、特定のしようがない状態にある。なお、実務上は「テーブル」のような備品については1台ずつの確認はできず、1台を処分するごとに、記載のテーブルを1つずつ削除するようにして管理簿の修正を行うとのことである。

備品シールの貼付による備品の管理が煩雑であり、必ずしも最適な管理方法とは言いがたいが、現在の管理方法では、備品管理簿が備品の適正管理の役目を果たせていないと考えられるため、備品管理のあり方について、全庁的な検討を促すことが望まれる。

イ 【指摘 39】

新潟テルサ施設内に市所有の備品以外の指定管理者所有の物品が混在し、十分な管理もなされていない。

新潟テルサ指定管理者担当者へのヒアリング及び現地調査において、備品管理簿に記載のない物品（テレビ等）が存在することが認められた。これは指定管理者が購入した物品であるが、市に対して寄附されていないため、市の備品にあらず、備品管理簿に記載されていないものであるとのことであった（なお、新潟テルサにおいては、市と指定管理者との協議に基づき10万円以上の物品のみが寄附対象になるとされている。）。

そのため、新潟テルサ内には、備品管理簿に記載される市の備品と、備品管理簿に記載されていない指定管理者の所有物が混在している状態にある。そして、上記アのとおり、市の備品についてシール貼付による管理はなされていない。また、指定管理者によれば、指定管理者の所有物は台帳等による管理もなされていないとのことであった。

なお、「新潟勤労者総合福祉センターの管理に関する基本協定書」及び「新潟勤労者総合福祉センター指定管理者業務仕様書」において、備品及び消耗品についての定めはあるものの、上記の「備品管理簿に記載されていない物

品」についての定めはない。市の所有物でないとしても、市の備品と同様に施設の管理運営のために使用されている物品については、業務仕様書等に位置付け、その使用・管理等のあり方について明確にされるべきである。

ウ 【意見 50】

新潟テルサの今後のあり方について検討を進めていただきたい。

新潟テルサは、平成6年7月11日の開館後、既に28年が経過し施設の老朽化が進行している。ヒアリング結果によると、各種設備の故障等により修繕や入替を要するものが複数に亘っている状態とのことである。

関係書類によると、令和3年度中には、新潟テルサに設置された自動火災報知設備の煙感知器が旧型（既に製造中止されたもの）であり、保有する予備品の在庫も無くなったことから、自動火災報知設備の更新等の必要が生じた。これに対し、自動火災報知設備自体の入替は、同設備の耐用年数が長期に及ぶところ、新潟テルサの今後のあり方が定まっていないことを理由として、緊急修繕の対応が見送られる結果となった（なお、結果として、当課の他事業の予算流用等により対応し、令和4年度初めに、煙探知機の新旧両方に対応した受信機の入替えによる応急的措置が実施されている。公共施設利用者の安全確保の観点から早急な措置が求められる事案であり、対応としてやむを得ないものと理解できる。）。その他にも、現時点で冷暖房器具の故障・不具合など利用者の利便性に直結する設備の不具合が発生しているが、新潟テルサのあり方について定まっていないことを理由に、迅速な方針決定が阻害されることは好ましくない。

新潟テルサの存続・運営管理のあり方に関する検討を早急に進めていただきたい。他方、複数箇所存在する修繕等の要対応箇所の整理と、今後の対応方針についても今一度確認をされたい。

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
12,177,000	12,177,000	0	0

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

中小企業勤労者の福利厚生充実を目的とする（公財）新潟市勤労者福祉サービスセンター（ニピイ）に助成し、市内事業所に勤務する勤労者及び事業主に対し、総合的な福祉事業を推進できるようにすることにより中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与する。

イ 内容

（公財）新潟市勤労者福祉サービスセンター（ニピイ）の管理運営費の1/4相当額を補助する。

なお、同財団の実施事業等については、「第7 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター」にて記載する。

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 77,780 人
- ・ 財団主要事業である余暇活動援助事業のうち、イベント・施設利用券の利用実績

(イ) 実績数値

- ・ 98,338 人
- ・ 目標を上回る実績を達成

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 18,400 人
- ・ 年度平均会員数

(イ) 実績数値

- ・ 18,093 人
- ・ 概ね目標通りの実績を達成

オ データの利活用

- ・ なし

カ 周知・広報

- ・ 財団ホームページ、リーフレットの発行、既存会員からの紹介、業種別ダイレクトメール配布、商工会議所を通じた広報

キ フィードバック

- ・ 会員数の拡大、自立化に向けた取組の推進

(3) 所見

本事業（補助金の交付自体）についての特段の指摘又は意見はない。

5-19 連合新潟地域協議会補助金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
841,000	750,000	0	91,000

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

労働者の文化体育、福祉、組織化と労働条件の向上を図るための事業を行っている連合新潟地域協議会の事業を補助する。

イ 内容

- ・ 事業内容：文化体育市民レク活動（サツマイモ栽培、平和行動コンサートチケット、見学会等）、教育宣伝活動（機関誌等ニュース発行等）、社会活動（相談事業、相談ダイヤルチラシ等）
- ・ 補助事業者：連合新潟地域協議会（新潟市中央区万代）

- ・ 補助対象経費 1,504,938 円の 1/2 (1 万円未満切捨て) の 750,000 円を補助した。

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 交付規則に基づき、交付
- ・ 新潟市補助金等交付規則に基づき、適切に交付

(イ) 実績数値

- ・ 交付額 750 千円
- ・ 労働者の福祉向上、労働条件の向上を図る取組に資する事業として実施できたと考える。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 補助事業者・補助金額が固定されている事業であり、成果指標設定に馴染まない事業であるため

(イ) 実績数値

- ・ なし

オ データの利活用

- ・ なし (参考) 対象となる団体へのヒアリングで、本事業の実施ニーズを確認した。

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ

キ フィードバック

- ・ 事業実施中

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

5-20 メーデー開催費補助金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
50,000	50,000	0	0

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

労働者の祭典であるメーデーの運営に対して補助金を交付し、これを円滑に進めることは、勤労者の連帯意識を高め、労使関係の安定化、勤労者福祉の推進につながるものであると考えられる。

イ 内容

(ア) 第92回メーデー新潟県中央実行委員会（連合新潟）

新型コロナウイルスの影響により映像配信型での開催となったことから、交付決定済み補助金405,000円全額が辞退された。

(イ) 第92回メーデー新潟県中央集会実行委員会（県労連）

補助対象経費133,392円（印刷費、会場設営費）のうち、50,000円が補助された。

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 交付規則に基づき、交付
- ・ 新潟市補助金等交付規則に基づき、適切に交付

(イ) 実績数値

- ・ 交付額50千円
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で事業規模が圧縮されたものの、勤労者の連帯意識の向上、労使関係の安定化、勤労者福祉の推進につながったと考える。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 補助事業者・補助金額が固定されている事業であり、成果指標設定に馴染まない事業であるため

(イ) 実績数値

- ・ なし

オ データの利活用

- ・ なし (参考) 対象となる団体へのヒアリングで、本事業の実施ニーズを確認した。

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ

キ フィードバック

- ・ 事業実施中

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

5-21 新潟港湾労働者福祉センター補助金

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
416,000	415,520	0	480

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

港湾労働者福祉センターは食堂、宿泊施設、研修会議室、理髪店を設備し、低料金で利用者に提供している。港湾労働者の福祉の増進を図るとともに、地域住民の福祉にも寄与することから、施設の安定的な運営を支援する。

イ 内容

- ・ 補助事業者：(一財) 日本海港湾福利厚生協会 新潟港事業所
- ・ 補助金額：新潟市と聖籠町で計 80 万円の定額補助 (H27 年度から) とし、前年度の東港とん譲与税あん分率に基づき負担割合を算出している (R3 年度は新潟市が 51.9%)。

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 交付規則に基づき、交付
- ・ 新潟市補助金等交付規則に基づき、適切に交付

(イ) 実績数値

- ・ 交付額 416 千円
- ・ 港湾労働者の福祉の増進につながったと考える。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 設定不可
- ・ 補助事業者・補助金額が固定されている事業であり、成果指標設定に馴染まない事業であるため

(イ) 実績数値

- ・ なし

オ データの利活用

- ・ なし (参考) 対象となる団体へのヒアリングで、本事業の実施ニーズを確認した。

カ 周知・広報

- ・ 市ホームページ

キ フィードバック

- ・ 事業実施中

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

5-22 新潟暮らし創造運動の推進

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
16,465,000	13,674,380	0	2,790,620

* 財源のうち、4,565千円は国交付金を、1,539千円は県交付金を充当

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

首都圏で開催する移住セミナーや市内大学での地方創生に関する講義など新潟暮らしの魅力を市内外にPRすることで、UIJターンなど本市への移住促進や若者の流出抑制に取り組む「新潟暮らし創造運動」を展開した。

イ 内容

(ア) 首都圏を中心とした全国への情報発信（8,113千円）

- ・ WEBを活用した効果的広報（2,679千円）

エリアや属性を絞り、情報を効果的に届けるため、WEB広告による情報発信を行った。Google ファインド広告及び facebook・Instagram 広告によるリーチ：2,043,968 リーチ（表示された回数）

- ・ 移住・定住情報サイト等の制作・管理運営（836千円）

① 移住・定住情報サイト 「HAPPY ターン」

内容：移住・定住に関する情報をまとめたポータルサイト

ターゲット：移住検討者、移住者

主なコンテンツ：移住体験談（8人）、移住・定住支援事業一覧、子育て、仕事、住まい等に関する情報、HAPPY ターン Labo（HAPPY ターンサポーターアンケート結果掲載）

アクセス数：182,799件（R3年度実績）

② 新潟市魅力発見サイト「ガタプラ」

内容：本市の優位性についてまとめ、親しみやすいイラストにより人に伝えたい情報を発信

ターゲット：市内外の若年層

主なコンテンツ：他都市と比較した新潟市の魅力情報

アクセス数：23,500件（R3年度実績）

- ・ LINEによる情報発信（66千円）

LINEにより移住関連情報を発信した。

登録者数：1,345名（R4.3.31現在）

- ・ 移住・定住情報サイトの全面改修（4,532千円）

ウィズコロナ及びアフターコロナ時代での移住機運の高まりを捉えるため、平成27年度に開設した「HAPPYターン」の全面改修を行い、情報発信を強化した。

主な改修内容：サイト構成及びデザイン等の全面リニューアル、移住PR動画の制作、チャットボット機能の追加

(イ) 移住希望者に対する相談体制の確立（703千円）

- ・ 移住セミナーの開催（400千円）

オンラインで3回開催、参加者：14組15名

- ・ 移住促進ガイドブックの配布（216千円）

配布物：HAPPYターンmag、にいがた暮らし（アクティブシニア向け）

主な配布先：HAPPYターン相談窓口（新潟市東京事務所）、にいがた暮らし・しごと支援センター（表参道・有楽町）など

- ・ 移住相談会・セミナー・フェアへの相談対応（88千円）

HAPPYターン相談会（新潟市主催）全5回、オンライン（7組9名）

新潟暮らし推進室・東京事務所における移住相談、随時（来所や電話）

(282 組 295 名)

にいがた暮らしセミナー（新潟県主催）2 回、オンライン（3 組 3 名）

県 U・I ターンフェア 全 1 回、オンライン（4 組 5 名）

* 北陸四県合同フェア、JOIN 移住・交流フェア、ふるさと回帰フェアはコロナのため不参加

(ウ) 魅力の発見・発信力の強化（572 千円）

- ・ 転入者アンケートの実施（556 千円）

「移住者」の実態を把握するため、アンケートを実施

- ・ HAPPY ターン交流会の開催（16 千円）

本市に移住した方が気軽に交流できる場として、新潟暮らしをより快適に楽しんでもらうことを目的に開催（開催回数 2 回、参加者数 35 名）

(エ) 魅力の発見・発信力の強化（4,290 千円）

- ・ 新潟暮らし魅力発見・発信プロジェクト（2,640 千円）

大学生等と地域活動を行う団体が地域の課題を解決するプロジェクトを企画・運営することで、本市の魅力的な人材に触れるとともに、本市の魅力を認識してもらい、市内定住に繋げる取組を行った。また、県外流出した場合でも、本市と継続的なつながりを持つ関係人口として、本市のファンとなってもらう。

① プロジェクト型：地域の人との交流等を通じて、地域の課題や魅力を見つけ、学生が主体となって成果物を制作するプログラム（参加学生数 15 名、受入団体数 5 団体）

② お手伝い型（農作業のお手伝いを通して交流することで、継続的なつながりを構築するプログラム）*新型コロナウイルスの影響で中止とした県外学生向けプロジェクトの代替として実施（参加者数：27 名、受入先：南区白根地域の農家）

- ・ SMOUT サービスを活用した関係人口創出事業（1,650 千円）

市内の関係人口に関する取組を効果的に全国に発信するほか、市内の高校生（主に高校3年生）に周知することで、大学進学等による市外転出の前に登録し、本市と継続的なつながりを持ち続ける仕組みを構築する。併せて、SMOUT掲載プロジェクトを関係人口事業専用のInstagramでも発信する（プロジェクト掲載数10件、本市掲載プロジェクトに「興味がある」と回答したユーザー数：延べ163名）。

- ・ 大学等との連携

大学、高校等を訪問し、学生、生徒、教員等に新潟暮らしの良さをPRした（地方創生の大学講義受講者88人）。

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 前年度（195人）を上回る
- ・ 移住に関する相談者数

(イ) 実績数値

- ・ 327人
- ・ 目標を上回る実績を達成

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 転入者アンケートによる県外からの移住者数495人
- ・ 正確な移住者数を把握することが困難なため、アンケート等により把握

(イ) 実績数値

- ・ 599人
- ・ 目標を上回る実績となり、本市への移住促進につながっているものと考えられる。

オ データの利活用

- ・ 転入者アンケート、移住支援事業、移住促進特別支援事業

カ 周知・広報

- ・ 移住・定住情報サイト（新潟市）、SNS、移住セミナーや移住フェアでのチラシ配布、WEB 広報など

キ フィードバック

- ・ 事業実施中（予算範囲内で目標を設定し実施中）

(3) 所見

ア 【指摘 40】

一者随意契約をする理由としては不十分な契約が見受けられた。

移住者インタビュー実施等業務委託について、A 社に一者随意契約で業務委託されたが、随意契約理由書によれば、その理由は要旨次のとおりである。本業務の実施にあたっては、情報発信の効果を高めるため、質の高いインタビュー記事の作成及び魅力的なインタビュー対象者の選定が必要不可欠であるところ、A 社が発行している情報誌では首都圏から新潟に移住し活躍している方がたびたび登場していることから、同社のネットワークを駆使し、幅広く多ジャンルの魅力的な移住者の紹介が期待できるほか、インタビュー記事に関してのノウハウと実績も有しており、これらの条件を満たしているのは A 社のみである。よって、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する。

しかし、移住者とのネットワークを有し、インタビュー記事についてのノウハウがあるのは同社だけであるとは言えないうえ、成果物である記事を見ても同社でなければできないものであるとは認めがたい。

当課担当者によれば、A 社は平成 29 年度から関連業務を受託しており、市の政策を理解して移住者に響く記事を書けるノウハウがあるとの説明であったが、やはり理由としては不十分である。

イ 【指摘 41】

契約書の契約締結日と締結された契約書を新潟市が取得した日に乖離が生じている事例が見受けられた。

新潟市移住関連イベント WEB 広報支援業務について、B 社との間で令和 3 年 4 月 1 日付で業務委託契約書（契約金額 2,679,000 円〔税込み〕）が締結されていたが、B 社からの委託契約書 1 部が返送された書類送付文の日付は同年 6 月 1 日となっていた。

当課の説明によると、契約締結の意思表示を行ったのは令和 3 年 4 月 1 日であったが、その後の契約書作成段階で収入印紙の貼付漏れや金額不足等の不備があり、複数回やりとりを行った結果、契約書の受領日と乖離が生じたということである。

地方自治法 243 条 5 項によれば、契約書を作成する場合には、双方の記名押印がなされた契約書を作成しなければ当該契約は確定しないとされているので、上記のような事情があったとしても、契約締結日と締結された契約書を新潟市が取得した日に約 2 か月もの乖離を生じることは問題である。

ウ 【指摘 42】

一者随意契約をする理由としては不十分な契約が見受けられた。

前記イの B 社との間では、令和 3 年 5 月 31 日付で新潟市移住促進特別支援金交付事業 WEB 広報支援業務の業務委託契約（契約額 2,000,000 円〔税込み〕）も締結しているが、イと同様に本契約も一者随意契約で締結されている。

随意契約理由書によれば、その理由は要旨次のとおりである。本業務は WEB 広報であり、東京圏在住の移住検討者に適切に情報を届けるためには高度な戦略的アプローチと実施後のページ分析を行えることが不可欠となるところ、業務受託者である B 社は、本市の UIJ ターン向け移住・定住サイト「HAPPY ターン」のコンサルタント業務を令和 2 年 3 月に受託しており、本業務の内容及びホームページの課題を熟知しているため、東京圏在住の移住検討者に対する高度な戦略的アプローチと実施後のページ分析について円滑に業務を遂

行することが期待できる。また、Google Partner 企業であるため、WEB 広告について経験も豊富である。以上の理由により、B 社が当該業務の目的を最も効果的に達成できる事業者と考えられるから、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する。

しかし、Google Partner 企業であることや WEB 広告について経験豊富な企業は B 社に限らない。WEB 広告については、数値的な成果（表示回数、クリック数・率・単価、誘導目的の成果数・率・単価）が計測可能であり、B 社からも実績報告がされている。担当課において B 社の広告運用実績についての評価がなされたことを窺える資料は見当たらなかった。そして、B 社が「HAPPY ターン」のコンサルタント業務を受託してきたことによるアドバンテージがあるとしても、そうした過去の受託実績自体を一者随意契約の理由とすると、同様の事業については、以降の年度も他社の参入余地は生じないことになりかねない。実際に、令和 4 年度も B 社が受託している。

WEB 広告のノウハウ自体は B 社に固有のものではないのであるから、本契約が「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する理由としては不十分であったというべきである。

第6 公益財団法人新潟市産業振興財団

6-1 団体の概要

(1) 法人概要

名称 公益財団法人新潟市産業振興財団
(通称：新潟 IPC 財団 以下「新潟 IPC 財団」という。)

所在地「事務局」

新潟市中央区古町通7番町1010番地 新潟市経済部産業政策課内
「ビジネス支援センター」

新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 12階
「地域イノベーション推進センター」

新潟市中央区古町通7番町1010番地
「戦略的複合工場」

新潟市南区北田中497番地9

代表者 理事長 朝妻 博（新潟市副市長）

市所管課 経済部 産業政策課

設立年月日 平成3年11月11日（平成23年11月1日に公益財団法人移行）

* 旧名称：財団法人新潟インダストリアルプロモーションセンター

設立目的 新潟市及びその近隣市町村の中小企業等に対し、販路拡大や市場開拓、新製品・新技術に係る研究・開発等を総合的に支援することにより、地域産業の振興と活性化を図り、もって、活力ある地域経済社会の構築並びに地域住民の生活の向上及び社会福祉の増大に寄与することを目的とする。

(2) 基本財産及び出資者の内訳

基本財産 129,460千円（民間寄付79,460千円、新潟市出捐50,000千円）

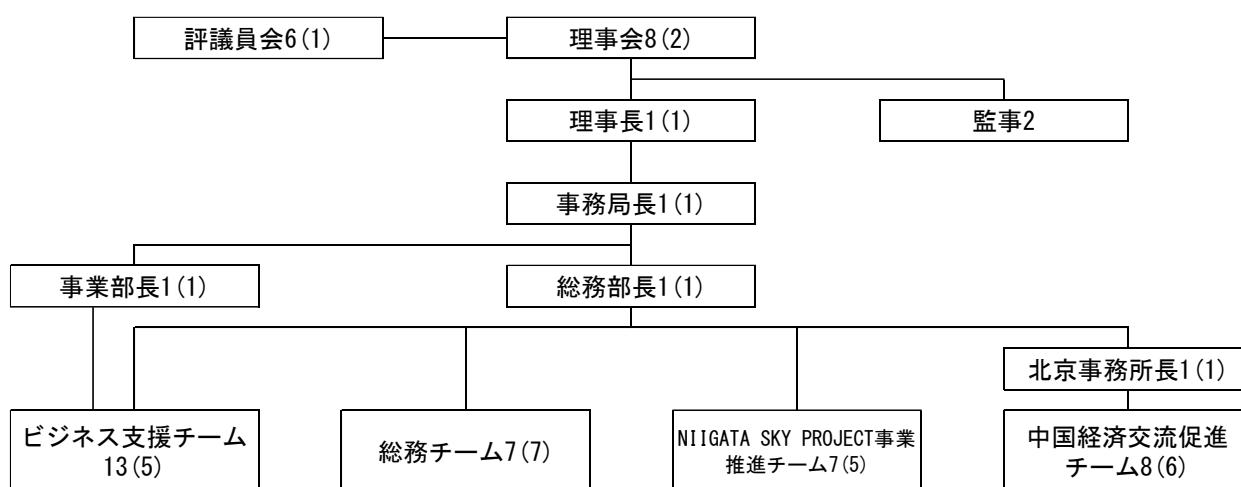
(3) 収入

令和3年度の収入は、受取補助金等が115,591千円、受取負担金が29,627千円、事業収益が18,766千円、雑収益が1,412千円、基本財産運用益が14千円（千円未満切捨て）であり、新潟市からの補助金・負担金収入が収入の大半を占めている。

(4) 組織

下記組織図のとおり。

【組織図】 括弧内は市職員兼務



6-2 団体の管理・運営

(1) 事業費

単位：円

	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
運営費	15,664,000	13,709,369	0	1,954,631
人件費	52,190,000	44,824,993	0	7,365,007
財団管理費	1,094,000	754,498	0	339,502

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

高度化・多様化する新潟市内の中小企業の経営課題に、専門性と機動性を持って対応するため設置した IPC ビジネス支援センター（H22.7 設置）の管理・運営及び専門人材であるプロジェクトマネージャー等を配置する。

イ 内容

- ・ 運営費（主な費用）
 - ・ 事務所家賃
 - ・ ビジネススクエア家賃
 - ・ 清掃委託費
 - ・ 事務所電気代
 - ・ その他、車両リース代、駐車場代、コピー代等
- ・ 人件費
 - （給与）
 - ・ プロジェクトマネージャー（常勤）4名
 - ・ 技術コーディネーター（食品加工）（週2日）1名
 - ・ 食の販路コーディネーター（週1日）1名
 - ・ 事務嘱託（常勤）2名
 - （委託）
 - ・ 技術コーディネーター（食品加工）（月2日程度）1名
 - ・ 専門相談員（事業承継）（月1日程度）1名
- ・ 財団管理費
 - 理事・評議員の費用弁償、専門家依頼の報償費等

(3) 所見

ア 【指摘43】

就業規則の内容及び労使協定の締結について、不備が見受けられた。

当財団のプロパー職員を対象とした就業規則として、「任期付専門職員就業規程」「任期付職員就業規程」「無期契約職員就業規程」の3つがある（なお、市職員兼務職員は、派遣や出向の扱いではなく、当財団の就業規則の適用は受けないとされている。）。

監査人は、当財団へのヒアリング前に当財団の規程集の提供を求め、提供

を受けた就業規則を確認したところ、以下の不備が見受けられた。

- (ア) 職員の欠格条項として、「破産者」や「懲戒解雇処分により解雇された者」が掲げられているが、そのような前歴を把握するすべがないという意味で実効性に欠けるだけでなく、一律かつ永続的に欠格事由とすることは、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図ることをも目的とする破産法（1条）の趣旨等に照らしても不当である（地方公務員法16条に定める欠格事由においてすら、「破産者」は含まれていないし、過去の懲戒処分歴については「当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者」と規定されている。）。
- (イ) 年次有給休暇について、時間単位で取得できる日数に限定が付されていないが、労働基準法39条5項により、時間単位有休を認めるには労使協定が必要であり、上限は5日とされているのに違反している。
- (ウ) 任期付き専門職員について、45時間を超える場合に時間外勤務手当を支給するとされているが、毎月支払われる給料に45時間分の時間外手当に相当する分が含まれていることが明示されていない。
- (エ) 懲戒処分としての減給について、1年以下の期間、給料の月額額の10分の1以下に相当する額を給料から減ずるものとしているが、労働基準法91条により、減給は1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が1賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えてはならないとされているのに反している。

(イ)(エ)については、当財団のプロパー職員は地方公務員法の適用を受けないのに、市職員と同様に考えて規定したことによるものと思われる。

その後、監査人がヒアリングを実施したところ、前記規程集が監査人に提供された後の令和4年10月1日付で社会保険労務士の助言を受けて、各就業規則を改定したとのことであった。

改定内容としては、遵守事項を拡充したほか、特別休暇制度を市職員に

合わせ、今後フレックス勤務制度を導入する予定で規定を変更したほか、上記(イ)(ウ)(エ)の規定を適切に修正したということである。

もっとも、(ア)についての改正はなされていないし、(イ)の労使協定は未締結ということであった。

なお、当財団ではテレワークを許容しているが、テレワークに関する規程は未整備ということであるので、今後の整備が望まれる。

イ 【指摘 44】

プロパー職員の労働時間管理が事実上 15 分単位で行われている実情が見受けられた。

プロパー職員についての出退勤管理は、「出勤簿」に認印を押捺することで行われており、出退勤の時刻が厳密に記録されていない（なお、市職員の兼務職員についての出退勤管理はパソコンによる「総務事務システム」への記録によりなされている。）。

また、プロパー職員の時間外勤務については「時間外勤務命令票」に基づき行われている（上司及び受命者〔当該プロパー職員〕が押印）が、命令時間は 15 分単位となっている実情が見受けられた。

担当者によれば、市の超勤についての慣例から 15 分単位となっている可能性に言及しつつ、あくまで職員の申告に基づくものであって特に 15 分単位とするよう指示をしているわけではないとのことであった。

しかし、民間においては、15 分単位の労働時間管理では未払時間外手当の問題が生じるため、分単位の労働時間管理が求められている現状にある。当財団においても、より正確な出退勤管理の方法（タイムカードや出退勤管理システム等）の導入が検討されるべきである。

ウ 【指摘 45】

会計規程に定める月次試算表の作成と理事長への報告義務が遵守されていない。

公益財団法人新潟市産業振興財団会計規程 8 条は、「事務局長は、毎月末日をもって試算表を作成し、翌月 10 日までに理事長に報告しなければならない。」と定めている。

実際には、毎月末の財産目録を出力し、預金残高との一致を確認することは行われているが、収支を確認する月次書類は作成していないほか、理事長への報告もなされていない。

なお、理事長への報告については、実際上の必要性がないのであれば、定期的な報告義務を定める規定は見直すことも検討されるべきである。

エ 【意見 51】

個人情報保護方針（プライバシーポリシー）で個人情報の利用目的を具体的に明示することを検討されたい。

個人情報の保護に関する法律 21 条 1 項は、「個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。」、同条 2 項は、「個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。」と定めている（例外規定として同条 4 項）。

この点、「公益財団法人新潟市産業振興財団個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」には、個人情報の利用目的が具体的に定められていない。担当者の説明によれば、セミナーを実施する際は申込みにおいて、個人情報の利用目的を明示しているとのことであるが、すべての個人情報の取得に際して利用目的が明示されているとは言えない状況にある。

プライバシーポリシーに個人情報の利用目的を具体的に明示し、それを当財団の Web サイトに掲載することにより、利用目的をあらかじめ公表していることにでき、個人情報保護法への抵触を防止できるというメリットがあるので、実施を検討されたい。

6-3 コンサルティング事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
3,034,000	1,129,217	0	1,904,783

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

外部専門人材による相談対応や、プロジェクトマネージャー等が情報収集や研修参加、企業訪問等を行うことで、商品開発や技術開発、販路拡大、人材育成など多岐にわたり、高度化・専門化する中小企業等の経営課題を解決するための支援をする。

イ 内容

(概要)

(ア) 外部専門家謝礼

1回2万円、財団負担は1社あたり2回まで

(イ) スポットコンサル（ビザスク）

外部専門家を仲介する事業者である(株)ビザスクと契約。1回10万円程度、財団負担は1社あたり1回まで

(ウ) プロジェクトマネージャー等活動費（研修参加費、旅費等）

(実績)

相談：全2,501件

方法：窓口1,537件、オンライン348件、メール345件、訪問248件、

電話 22 件他

内容：創業・起業 1,256 件、補助金等情報 382 件、経営課題検討 304 件、新事業展開 269 件、融資 97 件他

業種：宿泊・飲食サービス 521 件、卸売・小売 475 件、生活関連サービス・娯楽 443 件、製造業 201 件、サービス（その他）162 件

専門家派遣：5 社・7 回

スポットコンサル：9 社

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

① 一般

- ・ 相談件数 2,009 件
- ・ 前年度以上

② ビザスク

- ・ 相談件数 20 件
- ・ 予算の範囲内で設定

(イ) 実績数値

① 一般

- ・ 相談件数 2,501 件
- ・ 相談対応人員の増員により、相談件数が前年度から 2 割以上増加。
創業相談に加え、コロナ禍に伴う経営課題の検討や新事業展開、補助金の活用に関する相談が増加。

② ビザスク

- ・ 相談件数 9 件
- ・ 想定件数を下回ったものの、新規事業展開や創業における情報収集にニーズの高さを伺えた。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

① 一般

- ・ 利用者アンケート中、「相談内容は解決したか」の質問に対し、「解決した」「一部解決した」「課題解決に向けて前進した」と回答した割合 95%以上
- ・ 相談者の課題解決を目的とするため

② ビザスク

- ・ 利用者アンケート中、「相談内容は解決したか」の質問に対し、「解決した」「一部解決した」「課題解決に向けて前進した」と回答した割合 90%以上
- ・ 相談者の課題解決を目的とするため

(イ) 実績数値

① 一般

- ・ 利用者アンケート中、「相談内容は解決したか」の質問に対し、「解決した」「一部解決した」「課題解決に向けて前進した」と回答した割合 100%
- ・ 外部専門人材との連携やオンライン相談など、経営相談の質向上を図り、特にコロナ禍を契機とした事業再構築や新事業展開への伴走型支援により、目標を達成した。

② ビザスク

- ・ 利用者アンケート中、「相談内容は解決したか」の質問に対し、「解決した」「一部解決した」「課題解決に向けて前進した」と回答した割合 80%
- ・ 外部専門家からの高度で具体的な発言により、大部分が課題解決につながったが、一部相談内容と専門家のアンマッチがあり、目標未達成となった。

オ データの利活用

- ・ ビジネス支援センター利用実績、利用者アンケート

カ 周知・広報

① 一般

- ・ 財団のホームページ、メールマガジン、Facebook、新潟市公式 LINE、パンフレット・チラシ、プレスリリース、他機関への広報依頼 など

② ビザスク

- ・ 財団のホームページ、メールマガジン、Facebook、新潟市公式 LINE、チラシ

キ フィードバック

① 一般

- ・ ビジネス環境が急速に変化する中で、引き続き最新の市場動向など情報収集を進め、事業者個別の状況に応じたコンサルティングを実施。

② ビザスク

- ・ 相談内容と専門家のアンマッチを防止するため、事前の相談内容の精査と本質的課題の見える化により注力している。

(3) 所見

ア 【指摘 46】

株式会社ビザスクとの契約（利用申込書）に、代表者である理事長の氏名が記載されていなかった。

スポットコンサルサービスの提供をする株式会社ビザスクとの契約は、利用申込書の提出をもって成立と扱っているとのことであったが、利用申込書には当財団の担当者の氏名の記載はあるものの、代表者である理事長の氏名の記載がなかった。本来、代表権を有する財団の理事長が、契約の締結権限を有するものであるため、契約成立を示す利用申込書には、代表者の氏名が記載されるべきである。

イ 【指摘 47】

外部専門家に関する委嘱状及び承諾書において、外部専門家に法人を委嘱されていると誤解されかねない記載が散見された。

外部専門家に委嘱しているのは個人であるが、外部専門家が法人の代表者である場合に委嘱状や承諾書において、「株式会社〇〇 代表取締役〇〇」といった類のものが見受けられた。単なる肩書きとして記載したものということであるが、このような記載であると法人に委嘱したかのように受け取られかねないため、このような記載は不適切である。

ウ スポットコンサル（ビザスク）は、有効期間が購入から半年間のチケットを事前に一定数まとめて購入し、事業者から希望がある都度、必要枚数のチケットを消費する形式であるため、有効期間が過ぎてしまったチケットがないか確認したものの、当該年度で使用しなかった分を次年度に利用するなどして、現在のところ有効期限が過ぎて利用できなくなったチケットはないようであった。

6-4 創業機運醸成事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
1,500,000	1,630,686	0	-130,686

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

本市では創業支援事業計画に基づき、市内金融機関等と連携して創業支援を行っているが、創業準備者への支援に集中しており、創業希望者の掘り起こしは手薄となっているため、意思決定以前における情報収集やネットワークづくりのニーズを踏まえて、一連のプロジェクトとしてイベントを実施し、地域全体の創業機運の醸成につなげる。

イ 内容

(ア) 起業アイデアの創出へ向けたプログラムの実施

にいがた未来想像部×A社Bチーム「想像から創造せよ」(参加 80 名)

(イ) ロールモデルとなる起業家をゲストとしたトークセッションイベントの実施

「4人の起業ストーリーから紐解く、想像と創造」(参加 12 名)

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ ①起業関心者向けワークショップ全 7 回実施
- ・ ②参加人数 100 名
- ・ ①予算の範囲内で設定
- ・ ②過去実績を参考に設定

(イ) 実績数値

- ・ ①起業関心者向けワークショップ全 7 回実施
- ・ ②参加人数 92 名
- ・ 参加人数は目標を下回ったものの、他事業に比べ、新規や女性の割合が高く、起業関心者の掘り起こしにつながった。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 参加者アンケート中「アイデアが見える化できた」と回答した割合 80%以上
- ・ 創業関心者の興味・関心の掘り下げ、アイデア発想、アイデアの言語化を目的としたプログラムのため

(イ) 実績数値

- ・ 参加者アンケート中「アイデアが見える化できた」と回答した割合 54%

- ・ 「アイデアが見える化できた」との回答は一定の数値となったが、「新しいことを始める意識が高まった」や「事業テーマづくりのヒントとなった」など多様な回答が得られた。

オ データの利活用

- ・ 参加者アンケート

カ 周知・広報

- ・ IPC 財団メルマガ・Facebook、チラシ配布、プレスリリースほか

キ フィードバック

- ・ オンラインを中心としたワークショップから、さらに踏み込んだ体験を提供するため、地域の起業家と現地で関わり、アイデアを発想・実行するプログラムへと変更した。

(3) 所見

ア 【指摘 48】

一者随意契約による業務委託契約の締結にもかかわらず、一式見積もりによる見積書しか提出されておらず、委託料の妥当性の確認が不十分であった。

にいがた未来想像部 2021 ワークショップ・プログラム業務委託契約は、A社と一者随意契約で締結された（契約金額 1,610,000 円）。

一者随意契約の理由は、「A社は、日本トップクラスのクリエイターが属し、『クリエイティブ思考法』『アイデア技術』『高度な情報戦略』に長け、自治体・民間企業の研修や戦略において豊富な実績を有している。特に、同社内『A社Bチーム』は、数々のリサーチやプロジェクトで得た知見をもとに、新しいアイデアを生み出す独自のプロセス（＝オリジナルプロセス）を開発し、サービスとして提供している。本業務は、目的を達成する最適な手法として同社オリジナルプロセスの活用を前提としたものであり、唯一のサービス提供者である同社と委託契約を締結するものである。」として、同財団契約規程 25 条 1 項 2 号「契約の性質又は目的が指名競争入札に適さない」に該当

するとした。

もっとも、A社から提出された見積書では、「セミナー講演料一式」「プログラム開発・企画費一式」とする内容しかなく、その金額とした内訳などの記載が一切ない。これでは、業務委託料の金額の妥当性は検証しようがなく、A社の言い値に依ただけではないかとの疑問も生じかねない。

この点、当財団の説明によれば、契約にあたっては仕様を提示するとともに、財団における同様の事業における経費等も勘案しながら精査したということであるが、同種事業の経費と適切に比較するためにも内訳が必要である。

A者の見積額は端数の存在からも積算に基づくものと考えられ、内訳を求めることが困難であったという事情も窺えない。競争性の働かない一者随意契約である以上、委託料の妥当性の確認は十分に行われる必要がある。

イ 【指摘 49】

委託契約書の項番号が重複する誤記が見受けられた。

前記にいがた未来想像部 2021 ワークショップ・プログラム業務委託契約の委託契約書の 12 条 4 項が重複している誤記が見受けられた。

この誤記の原因は、A社の要請に応じて、委託料全額を業務完了前に前払いすることに応じた（これ自体は特段問題ない。）ことにより、委託料の規定を修正したことに伴うものと推測される。

6-5 新事業チャレンジ応援事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
5,000,000	4,813,920	0	186,080

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

中小企業が継続して成長していくためには、新事業の展開による新たな付

加価値の創造や向上を図る取組が重要となっていることから、必要な支援を行って1社でも多く新事業展開への取組を促し、メディアなども活用し積極的にロールモデルを発信することで後続企業を増やす。

イ 内容

(ア) 新事業展開の機運醸成を目的とした講演会とワークアウト

- ・ 講演会3回、ワークアウト1回を実施（計138名）

(イ) 新事業ブーストアップ補助金

- ・ 概要：新潟市域でのロールモデルとなりうる最大3社をコンペ方式で選定し、最大100万円を上限に事業実施を支援
- ・ 補助対象経費：市場可能性調査費用、視察・研修費用、製品・サービス開発費用、販促物製作費用、広告宣伝費用、備品設備購入費用
- ・ 補助率・上限額：2/3・上限100万円
- ＊ 感染症の影響により売上減少が認められる場合は補助率3/4

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 新事業ブーストアップ補助金採択件数3件
- ・ 予算の範囲内で設定

(イ) 実績数値

- ・ 新事業ブーストアップ補助金採択件数3件
- ・ 申請企業7社によるコンテストで採択者を決定し、概ね想定通りの実績となった。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 新事業展開に挑戦する中小企業が設定した目標に対する達成割合80%
- ・ 中小企業の新事業創出への貢献に関する指標として設定

(イ) 実績数値

- ・ 新事業展開に挑戦する中小企業が設定した目標に対する達成割合100%
- ・ 補助金交付だけでなく、専門家によるヒアリングやフォローアップを適宜行うことで目標達成につながったと考える。

オ データの利活用

- ・ 社内起業に関する市内事業者へのヒアリング

カ 周知・広報

- ・ ホームページ、メールマガジン、Facebook、チラシ、ダイレクトメール

キ フィードバック

- ・ 引き続き新事業創出に役立つワークショップや情報発信と併せて、補助金による支援を実施。

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

6-6 研修・セミナーの開催

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
1,965,000	1,588,679	0	376,321

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

時節のトレンドや市場のニーズにあったテーマのセミナーを提供し、ビジネスに関する「知識」「考え方」「スキル」のアップを図る。併せて、集客性の高いコンテンツとしてビジネス支援センターの認知度向上につなげる。

イ 内容

テーマの基礎的な手法や概略を手軽に学べるワンコインセミナーやスキル

習得を目的に、より深い知識や具体的な手法を学べる実践セミナーを実施(R3年度下半期から、新型コロナウイルス感染症蔓延を考慮し、参加費は無料)

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ ①研修・セミナー開催 36 回
- ・ ②参加人数 760 名
- ・ ①予算の範囲内で設定
- ・ ②過去実績を参考に設定

(イ) 実績数値

- ・ ①研修・セミナー開催 31 回
- ・ ②参加人数 534 名
- ・ 講師との日程調整不調などにより目標達成に至らなかったが、YouTubeでのアーカイブ配信など新たな発信方法により利便性向上を図った。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 受講者アンケート中「参加目的を達成したか」5段階中 4 以上（年平均）
- ・ 中小企業の課題解決やスキルアップへの貢献に関する指標として設定

(イ) 実績数値

- ・ 受講者アンケート中「参加目的を達成したか」5段階中 4.13（年平均）
- ・ セミナーのテーマ設定や講師選定に工夫を凝らし、実務に活かせる内容としたことで、目標達成につながったと考える。

オ データの利活用

- ・ 受講者アンケート

カ 周知・広報

- ・ ホームページ、メールマガジン、Facebook、新潟市公式 LINE

キ フィードバック

- ・ 引き続き最新のビジネス情報の提供やビジネススキルの向上を支援するとともに、集客にも力を入れ、ビジネス支援センターの認知度向上に取り組んでいる。

(3) 所見

【指摘 50】

講師謝礼等に関する要領の規定内容が妥当性を欠くとともに、実際にも要領の原則的基準が機能しているとは言い難い実情が見受けられた。

「公益財団法人新潟市産業振興財団セミナー及び講演会に係る講師謝礼及び受講料等の取扱いに関する要領」が平成 25 年 4 月 1 日から施行されている。

同要領 1 項では、講師謝金について、「セミナー・講演会における講師謝金について、原則下記を基準に講師との交渉により決定する。ただし、下記基準での招聘が困難な場合には、事務局内で予算の範囲内で協議したうえで決定することとする。」「①県外講師：1 時間当たり単価は 25,000 円（税込）とする。※ I 講師のプレゼンセミナーの実績から算出（20 万円/8 時間）」「②県内市外講師：1 時間当たり単価は 15,000 円（税込）とする。※県外講師謝金の 6 割（ビジネス支援センター開設時からの実績に基づく）」「③市内講師：1 時間当たり単価は 10,000 円（税込）とする。※県外講師謝金の 4 割（ビジネス支援センター開設時からの実績に基づく）」と規定している。

しかし、まず県外講師、県内市外講師、市内講師で一律に単価に差をつける取扱いに合理性は認めがたい（なお、旅費交通費は別途の設定がある。）。

確かに、県外講師は著名講師を呼ぶことが多いので単価を高く設定することに妥当性はあるそうだが、その場合は上記金額では足りず、個別の協議となっているのが実情であるし、県内市外講師、市内講師についても上記とは異なる謝金が設定されていることが多く、實際上、原則的基準としても機能しているとは言い難い。

また、上記要領制定後に消費税率が5%から8%、8%から10%に引き上げられているが、基準額の税込金額の見直しがなされていない。これは、税抜価格が下げられたことと等しく、消費税の適正な転嫁という趣旨にも反している。

要領中に過去の講師名が記載されているなど、財団の規程としても微妙であるので、全面的に見直すべきである。

6-7 情報収集・発信

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
1,362,000	1,427,112	0	-65,112

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

利用者（中小企業、創業希望者等）がいつでも情報にアクセスできるホームページを通じた情報発信を行う。併せて、メールマガジンやSNSを活用し、積極的な情報発信を行う。また、中小機構が運営するビジネスマッチングサイト「ジェグテック」を活用し、情報発信や全国からのビジネスマッチングを狙う。

イ 内容

- ・ 新潟 IPC 財団ビジネス支援センターホームページの運営
- ・ メールマガジン発行（月2回）
- ・ Facebook による情報発信（随時）
- ・ 「ジェグテック」活用による情報発信
- ・ ビジネス支援センターに情報コーナー設置（ビジネス書籍、フリーWiFi）
- ・ 新潟商工会議所、NICO、金融機関を通じた情報発信

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ メールマガジン登録者数 1,932 名

Facebook フォロワー数 823 件

- ・ 前年度以上

(イ) 実績数値

- ・ メールマガジン登録者数 2,024 名

Facebook フォロワー数 859 件

- ・ ビジネスに役立つ支援情報を遅滞なく発信し、順調に登録者を増やしている。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ ホームページ PV 数 174,163 件

ホームページ閲覧者数 46,887 人

- ・ 前年度以上

流入元となる情報発信の成果として設定

(イ) 実績数値

- ・ ホームページ PV 数 153,289 件

ホームページ閲覧者数 33,220 人

- ・ 前年度はコロナ関係補助金へのアクセス集中の影響で数値が高く、目標達成には至らなかったが、閲覧者数は例年に比べ増加した。

オ データの利活用

- ・ Google アナリティクス

カ 周知・広報

- ・ ホームページ、メールマガジン、Facebook、新潟市公式 LINE、パンフレット

キ フィードバック

- ・ メールマガ、Facebook のほか、新潟市公式 LINE など様々なツールを活用

し情報発信しているほか、ホームページ上での反応を分析し、戦略構築に取り組んでいる。

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

6-8 食の商談促進事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
1,824,000	553,102	0	1,270,898

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

食品事業者の販路拡大を支援するため商談会を開催し、メーカーの商談促進を図る。

イ 内容

一定程度の取引規模のある県内外の食品スーパーなどの量販店をバイヤーに招聘し、市内に拠点を置く売り手企業（中小食品製造業者、6次化事業者など）が商品売り込む商談会を開催（対面式商談会1回、オンライン商談会2回、非事前マッチング式）

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 商談件数 100 件
- ・ 前年度以上

(イ) 実績数値

- ・ 商談件数 99 件
- ・ コロナ禍により開催形式を一部オンラインに変更するなど工夫しながら3回の商談会を開催し、目標を概ね達成した。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 成約件数・成約金額

※ 企業同士の個別交渉によるもののため数値目標はなし

- ・ 企業同士の個別交渉によるため

(イ) 実績数値

- ・ 【参考実績】 31 件・2,793 千円（令和 4 年 9 月時点調査）
- ・ 対前年度比、成約金額は約 8 倍の伸び。バイヤーとサプライヤーのマッチングの相性がよく、着実な成果につながった。

オ データの利活用

- ・ 利用者アンケート

カ 周知・広報

- ・ IPC 財団メルマガ・Facebook、新潟市 LINE、他団体メルマガ、チラシ配布ほか

キ フィードバック

- ・ 商談会開催と併せて、セミナー開催や専門家による個別相談を実施し、サプライヤー側の商品提案力の強化を支援している。

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

6-9 見本市出展補助事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
1,700,000	432,504	0	1,267,496

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

中小企業の販路拡大を支援すべく、企業が個別・主体的に出展する見本市出展補助事業等を支援する。

イ 内容

- ・ 補助対象経費

通常見本市の場合：小間料、装飾費、製品運送費、電気水道使用料ほか

完全オンライン型見本市の場合：小間料、出展ページ作成料、掲載コンテンツ制作料

- ・ 補助率：補助対象経費の 2/3 以内（新型コロナの影響による売上減少ある場合は 3/4）
- ・ 補助上限額：20 万円（小規模事業者は 25 万円）
- ・ 出展対象物：販売又は発表から 5 年以内の自社製品・技術

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 補助金交付件数 8 件
- ・ 予算の範囲内で設定

(イ) 実績数値

- ・ 補助金交付件数 2 件
- ・ コロナ禍の影響で見本市の開催中止や延期が相次いだほか、感染状況の先行き不透明感による出展自粛が大きく影響した。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 成約件数・成約金額
- ※ 企業同士の個別交渉によるもののため数値目標は無し
- ・ 企業同士の個別交渉によるため

(イ) 実績数値

- ・ 【参考実績】 0 件・0 千円（見本市開催 1 カ月後）

- ・ 目下の商談成約には至らなかったが、一定数の問い合わせ・商談・名刺交換には結びついた。

オ データの利活用

- ・ 利用者アンケート

カ 周知・広報

- ・ HP や SNS のほか、関係機関のメールマガジンを活用して事業周知を実施した。

キ フィードバック

- ・ R3 年度をもって事業休止

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

6-10 食の商品開発補助事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
5,200,000	906,974	0	4,293,026

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

市内中小食品メーカー等の販路拡大のため、マーケットに受け入れられる商品開発や商品ブラッシュアップを、プロジェクトマネージャー及び食の技術開発コーディネーターがハンズオンにより支援する。

イ 内容

市内食品事業者、6 次産業化事業者などを対象に、自社商品の開発や既存商品の改良の取組に要する、原材料費、機械装置・加工費、外注・委託費、その他の経費の補助を行う。

補助率は、補助対象経費の 2/3 以内（ただし過去 5 か年度以内に本補助金

を活用したことのある者は1/2以内)で、補助上限は30万円(新潟市健幸づくり応援食品の認定を目指す取組又は海外見本市の出展や海外バイヤーとの商談の見込みがあり、海外販路を目指す取組の場合は、上限50万円)。

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 補助金交付件数12件
- ・ 予算の範囲内で設定

(イ) 実績数値

- ・ 補助金交付件数3件
- ・ 前年度からの、商品開発要素をより強めた制度変更も影響し想定よりも申請件数が少なかったため、再度の見直しの必要性を認識。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 新商品開発・改良において自ら設定した目標を達成した中小企業の割合90%(11/12)
- ・ 中小企業の新製品開発・改良への貢献に関する指標として設定

(イ) 実績数値

- ・ 新商品開発・改良において自ら設定した目標を達成した中小企業の割合100%(3/3)
- ・ 専門家を交えたヒアリングを定期的実施するなど進捗管理を適切に行うことにより、目標達成につながった。

オ データの利活用

- ・ 利用者アンケート

カ 周知・広報

- ・ IPC財団メルマガ、他団体メルマガ、チラシ配布ほか

キ フィードバック

- ・ 申請前の商品コンセプトづくりから専門家がサポート
- ・ 補助対象経費の見直し
- ・ 広報の強化

(3) 所見

ア 【指摘 51】

補助金交付の審査委員会の議事録に合議を行った内容が記載されていなかった。

補助金の交付決定の審査にあたり実施する事業プレゼンテーションにおいて、評価点が0の項目がある場合、審査委員による合議を行うとされていたが、その際の合議内容が議事録に記載されていなかった。

実際には審査委員による合議が行われていたようであるが、事後的にも適切な手続を経て交付決定が行われたことを確認できるよう、議事録に合議内容を記載すべきであった。

イ 補助事業の中には、交付決定の審査のための事業プレゼンテーションで高い評価がされず、実績報告においても、事業者が当初想定していた商品開発を行うことができなかったものも見受けられたが、当財団としても、事業者の商品開発をサポートするべく、交付決定後も引き続き専門家によるフォローを行っていたとのことであった。

6-11 技術開発力向上支援事業

(1) 事業費

単位：円

予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
4,200,000	3,028,872	0	1,171,128

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

研究・技術開発やそれに伴う補助金の利用などの経験がない企業であって

も、積極的に取り組んでもらい、かつ、さらに高度な研究・技術開発や、より大きな金額の補助金の申請へのステップとしてもらうことを狙いとする。

イ 内容

(ア) 技術アイデア「見える化」支援事業

- ・ 事業内容：企業が持つ技術アイデアに応じた大学教授等の専門家をリストの中からマッチングし、専門家との技術開発ミーティングを財団がコーディネートすることで、「技術アイデアの実現可能性の検討」「概算費用の試算」「研究・開発計画の作成」など、技術アイデアの実現を支援する。
- ・ 対象者：市内中小企業者
- ・ 利用料：無料（外部専門家への謝金・旅費は財団が負担）
- ・ 利用方法：①エントリーシートによる申込み、②財団より申込内容に関するヒアリング、③専門家の紹介・面談、④専門家とのミーティング
- ・ 実績：利用件数 8 者・11 回

(イ) 技術アイデア実行支援補助金

- ・ 補助対象者：市内中小企業者
- ・ 補助対象経費：技術開発に要する消耗品・原材料費、機械装置の購入・リース・レンタル費用、外注費、大学等との共同研究費用、知的財産権の取得に要する費用ほか
- ・ 補助率：2/3 以内（新型コロナの影響で売上減少があった場合は 3/4 以内。ただし、過去 5 年度以内に本補助金を活用した者は 1/2 以内〔新型コロナの影響で売上減少があった場合は 2/3 以内〕）
- ・ 補助上限額：100 万円
- ・ 実績：5 件、合計 2,790 千円

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

- ・ 補助金交付件数 4 件
- ・ 予算の範囲内で設定

(イ) 実績数値

- ・ 補助金交付件数 5 件
- ・ 補助事業と併せて実施した、専門家とのマッチング及び事業計画化支援が補助金の潜在利用者の掘り起こしにつながった。

エ 成果指標

(ア) 目標数値

- ・ 新製品開発・改良において自ら設定した目標を達成した中小企業の割合 75% (3/4 者)
- ・ 中小企業の新製品開発・改良への貢献に関する指標として設定

(イ) 実績数値

- ・ 新製品開発・改良において自ら設定した目標を達成した中小企業の割合 60% (3/5 者)
- ・ 技術アイデアの試行を趣旨とし、チャレンジングな補助金であるため、5 者中 3 者と目標達成の率は低くなった。

オ データの利活用

- ・ 利用者アンケート

カ 周知・広報

- ・ HP や SNS のほか、関係機関のメールマガジンを活用して事業周知を実施した。

キ フィードバック

- ・ 適切なヒアリングとフォローアップにより、補助事業における目標達成割合の増加を目指すとともに、マッチングする専門家のラインナップの充実を図り、新たな技術開発への取組を促進する。

(3) 所見

【指摘 52】

補助事業実績報告書の実績報告額が訂正印などもなく、鉛筆書きにて訂正されて、それに基づいて補助金交付額が確定されている事例が見受けられた。

技術アイデア実行支援補助金の補助事業者の 1 者からの補助事業実績報告書の実績報告額が印刷文字にて記載されて提出されていたが、鉛筆書きで金額が訂正され、訂正印もなかった（本報告書は押印を求めている書類である。）。その後、オンラインによる実績報告会の開催を経て、上記訂正後の金額で補助金交付額が確定されている。

担当職員において、支出内訳をチェックしたうえで補正したものであるが、実績報告書に誤りがあるのであれば、補助事業者に訂正を求めるのが適切である。

第7 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター

7-1 団体の概要

(1) 法人概要

名称 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター
(愛称：ニピイ 以下「ニピイ」という。)

所在地 新潟市中央区西堀通6番町878番地1

代表者 理事長 佐藤秀則(新潟市職員OB)

市所管課 経済部 雇用・新潟暮らし推進課

設立年月日 平成5年4月1日(平成24年4月1日に公益財団法人へ移行)

設立目的 新潟市内の中小企業に勤務する勤労者及びその事業主並びに新潟市に居住し新潟市外の中小企業に勤務する勤労者のための総合的な福祉事業を行うことにより、勤労者等の福利厚生の実現を図ると共に、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与することを目的として設立された公益財団法人である。

(2) 事業概要

- ア 在職中の生活安定に関する事業
- イ 健康の維持増進に関する事業
- ウ 自己啓発及び余暇活動に関する事業
- エ その他目的を達成するために必要な事業

(3) 基本財産及び出資者の内訳

基本財産 102,000千円

出資者内訳

出資者名称	出資等額	出資等比率
新潟市	100,000千円	98.0%
新潟県労働者福祉協議会	1,000千円	1.0%
新潟地区労働者福祉協議会	1,000千円	1.0%

(4) 市補助金

公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター補助金取扱基準に基づき、固定費用（人件費、管理費）の一部に補助金が交付されている。

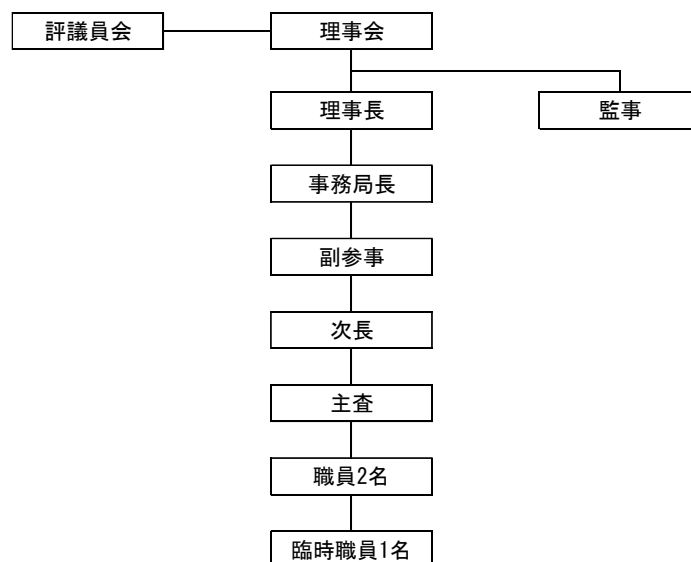
令和3年度は当初予算額どおり12,177,000円が支給された。

令和3年度中には、家賃の引下げに伴う令和4年度以降の補助金算定基準の見直しが行われ、今後は、財団の収支状況を勘案したうえで、見直し後の算定基準に基づき、補助金を交付することとされている。

(5) 組織等

下記組織図のとおり。なお、本監査のヒアリングを実施した令和4年10月時点では、理事長、事務局長、副参事は新潟市職員0Bで構成されている。次長は新潟県労働者福祉協議会からの出向であり、主査以下の職員はプロパー職員である。

【組織図】



(6) 加入対象及び会費

ア 新潟市内の企業（資本金3億円以下又は従業員300人以下）で働く勤労者及びその事業主（事業所単位で加入するため、従業員の居住地が新潟市外で

も加入可)

* 事業所としてのニピイもニピイに加入している。加入自体は妥当であるが、法律関係についての明確な整理はなされていないようである。

イ 会費 月額 1 人 800 円 (会費の半額は事業主負担 (事業主負担分は税法上の損金・必要経費))

(7) 周知・広報

ア 福祉・健康・サービス事業分野をはじめ、建設・製造・運輸通信業など業種別に精査を行いながら、市内の未加入事業所へダイレクトメールを送付。

イ ニピイニュースに未加入事業所の「紹介カード」を掲載し、会員からの紹介に注力。

ウ 新潟日報、新潟商工会議所会報に広告を掲載 (毎月) すると共に、リーフレットの折込広告、路線バスの広告を利用し PR 実施。

(8) 概要及び全事業に共通する所見

ア 【指摘 53】

会員による不適切利用に対するペナルティを含む措置が規程上明記されていない。

各事業の費用補助や利用券の中には、会員 1 名分のみ利用可とするなど、利用数・利用方法の制限が定められているものがある。一方、ヒアリング結果によると、件数はごく僅かであるが、利用制限に違反した利用例も存在するようである。現状、かかる違反者に対しては、次年度に当該利用券の利用を控えさせるなどの対応が個別に取られているとのことである。

もつとも、利用者に対し不正利用時のペナルティ等の措置に対する予見可能性を与える必要があるうえ、都度ペナルティの内容に差異が生じるような対応は好ましくない。そのため、不正利用した際のペナルティのあり方について一定の整理を行い、規程上明記されるべきである (なお、下記エの DX 化は、不正防止の観点からも有益であるため、併せて検討されることが望まれ

る。)

イ 【指摘 54】

デザイン作成業者から作成委託した各種デザインについて、著作権侵害がない旨の確認がなされていない。

ニピイニュース（毎月発行）等に掲載するデザインについて、民間業者に作成委託をしている。委託契約自体は、適正なものと認められる。

もともと、近年インターネットを経由して容易に各種デザインを利用することができることから、その権利関係への配慮なく無断使用される例が散見され、そのことにより著作権侵害等のトラブルに発展するケースも少なくな

い。
ニピイにおいてもそのような問題が生じないよう予防の観点から必要な対応を取っておく必要がある。そして、ニピイにおいて、委託事業者から提供されたデザイン全てが著作権を侵害していないか否か判断することは現実的ではないが、少なくとも委託事業者から、原稿提供時に著作権問題がないことの確認を求める等の対応が必要と考えられる。

ウ 【意見 52】

当該事業所の会員の 3 分の 2 以上の同意を必要とする退会要件の適否について検討されたい。

公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター会員の資格及び会費等に関する規則 7 条は、事業主が退会しようとする場合は、退会届兼退会同意書（別記様式 3 号）を、当該事業所の会員 3 分の 2 以上の同意を得たうえで、理事長に提出しなければならないと定めている。様式 3 号の退会届兼退会同意書には、各会員の氏名欄及び退会同意確認印欄が設けられており、各会員が退会に同意したことを証するため退会同意確認印の押印が必要である。これは配布した会員証の返却を促すうえで必要と考えられているとのことであった。

もつとも、入会時には事業主の判断のみで入会できる一方、退会時にのみ各会員の同意を要求することは不均衡と考えられる。また、実際に提出された退会届兼退会同意書の記載をみると、会員氏名欄を各会員が署名し、かつ確認印欄に各会員がそれぞれ押印したと認められるものも存在する一方、会員氏名欄はスタンプ等での記名とされているうえ、確認印欄も、当該事業主が事前に用意している認印を利用して押印していると認められるものが存在した（その中には、同一の名字の者の欄に同一の印影を有する認印が使用されたと考えられるものも存在した。）。加えて、退会時に各会員からの会員証の回収が重要なのであれば、単に会員証の回収を要件とすれば足りる（会員証を紛失した場合には紛失した旨を別途、届けさせること等が考えられる。）。

制度設計時点では、当該事業所の従業員の福利厚生に重大な影響を与えることを考慮して、同従業員の同意を要件と定めたものと推察され、その趣旨は理解できるものの、上記のように同意の確認が形骸化している現状にあつては、同要件を維持する必要性が高いとは言い難い。

よって、上記要件をそのまま維持するのか否か、維持する場合には各会員から真実の同意があることが裏付けられる資料の作成をどのように行うのか（単に形骸化した同意印を求めるだけであれば、当該事業所の総務担当者及びニピイ職員に無用の作業を強いることになりかねない。）といった点が検討されることが望まれる。

エ 【意見 53】

DX化を含めたシステムの改革に向けた計画を策定されたい。

書類監査及びヒアリングの結果によれば、現時点で、ニピイの各事業におけるDX化に向けた検討が十分になされているとはいえない。他方、世間の利便性の向上が進む中、会員から各種費用支払いにおけるコンビニ利用の要望が出されていたり、DX化による事務職員の作業効率化の要請が高まってくるのは当然である。

作業効率化の面では、例えば、健康維持増進事業における健康診断及び人間ドック受診費補助の申込方法について、インターネット経由の申請フォームが存在するものの、申請フォームに入力された情報をニピイ職員が、再度手入力を行わなければならない仕組みとなっている。また、健康診断及び人間ドック受診費補助のみならず他の事業でも同様であるが、各種補助申請の多くが FAX でなされている。そのため各種申請の内容確認及び入力作業をニピイ職員の手入力に頼らざるを得ない（ニピイ職員が作業時に不明点を発見した場合には、都度申請者側に問い合わせるといった対応が取られているようである。）。

そのため申請内容の適否について、個々の職員の確認作業に委ねざるを得ない状況にあり、万が一職員が不適切な申請について看過すれば、当該申請のおり不適切な補助が実行されることにもなりかねない。このことは、悪意をもった会員からの不正受給を許す余地を与える可能性もある。

したがって、会員の利便性及び職員の作業効率化・適正化の観点から、ニピイの各事業において DX 化を取り入れる必要性は高い。また、DX とまできなくとも、DB の構築と有効活用、カスタマイズされた現行のホームページの改修の必要性が認められる。

そのため、今後、中長期的計画をもって DX 化その他必要な業務システムの改善がなされるべきである。

7-2 健康維持増進事業

(1) 事業費

令和 3 年度予算額 35,400 千円

令和 3 年度決算額 34,074 千円

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

会員の健康診断や人間ドックの受診費用の一部を補助することによって、受診率を上げ、会員の健康の維持・増進に貢献する。

イ 内容

(ア) 健康診断・人間ドック受診費補助

(イ) スポーツ施設利用券斡旋

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

健康診断・人間ドック受診費補助	11,260 件
-----------------	----------

スポーツ施設利用券斡旋	1,285 冊
-------------	---------

(イ) 実績数値

健康診断・人間ドック受診費補助	12,065 件
-----------------	----------

スポーツ施設利用券斡旋	736 冊
-------------	-------

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

7-3 自己啓発援助事業

(1) 事業費

令和3年度予算額 2,210 千円

令和3年度決算額 1,123 千円

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

会員の自己啓発のため、各種の講座を開催するほか、カルチャースクールなどの受講料の一部を補助する。

イ 内容

(ア) カルチャースクール等受講料補助

(イ) 各種講座開催

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

カルチャースクール等受講料補助利用者数	50 人
各種講座開設 利用者数	600 人

(イ) 実績数値

カルチャースクール等受講料補助利用者数	46 人
各種講座開設 利用者数	414 人

(3) 所見

本事業についての特段の指摘又は意見はない。

7-4 余暇活動援助事業

(1) 事業費

令和3年度予算額 139,517 千円

令和3年度決算額 171,624 千円

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

会員やその同居家族を対象にイベントを開催するほか、飲食、温浴施設などの利用券やコンサートなどの鑑賞券を斡旋し、会員の生活の質の向上に資する。

イ 内容

(ア) イベント、施設利用券

(イ) 商品券・食事券・各種鑑賞・入場券斡旋・宿泊助成

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

イベント、施設利用券 利用者数	77,780 人
商品券・食事券・各種鑑賞・入場券斡旋・宿泊助成利用枚数	12,700 枚

(1) 実績数値

イベント、施設利用券 利用者数	98,338 人
商品券・食事券・各種鑑賞・入場券幹旋・宿泊助成利用枚数	20,023 枚

(3) 所見

ア 【指摘 55】

指定保養施設利用補助券の不正利用に対して厳正な対応が取られていない事例が見受けられた。

(ア) 指定保養施設利用補助券について

ニピイの宿泊補助の制度は、会員が年度内 2 泊まで、指定宿泊施設の宿泊の際に、1 泊につき 2,000 円を補助する制度である。指定宿泊施設の宿泊は、指定宿泊施設に対して直接宿泊予約をする場合に加え、指定旅行社を通じて予約をする場合がある。

手続の流れは概ね以下のとおりである。

- ① 各会員は、指定旅行社又は指定宿泊施設に対して「ニピイ会員で利用補助券を使用すること」を伝え、直接、予約をする。
- ② 予約後、各会員は指定保養施設利用申込書に必要事項を記入し、ニピイに対して利用補助券を申し込む。ニピイから各会員に指定保養施設利用補助券が交付される。
- ③ 各会員は、指定旅行社若しくは指定保養施設に対する代金精算時に会員証を提示すると共に、利用補助券を提出し、補助額が控除された代金を支払う。
- ④ 補助券を受け取った指定旅行社若しくは指定宿泊施設は、受け取った補助券相当代金をニピイに対して請求し、ニピイから当該指定宿泊施設若しくは指定保養施設に対して支払いが行われる。

(イ) 不正請求事案の発生

令和 3 年中に、指定旅行社の 1 社が、会員の宿泊日や宿泊先が決まって

いない状態であるにもかかわらず、当該会員から指定旅行社に対して指定保養施設利用補助券が交付され、当該指定旅行社がニピイに対して補助券相当金を請求する事案が発生した。すなわち、実際には宿泊がなされていないにもかかわらず、ニピイに対して架空の補助金請求がなされたものである（以下「本件」という。）。

本件は、請求内容を不審に思ったニピイ職員が、当該会員の事業所への訪問や電話照会など詳細な事実関係の調査を行った結果、実際には代金の支払いがなされておらず宿泊も実行されていないことが判明し、不正請求であることが発覚した。

発覚後、不正請求部分について返還されたことは当然であるが、指定旅行社全社に対して、不正防止や注意喚起のため周知文書が配布されるのみの対応で終了している。

(ウ) 本件に対する評価

本件は、宿泊実態がなく、代金精算もされていないことから補助券の代金相当額の請求ができないことが明らかであるにもかかわらず、指定旅行社が敢えてニピイに対して補助券代金相当額を請求した事案であり、極めて悪質である。本件が意図的になされた場合には刑法上の詐欺罪にも該当しかねない行為である。

本来であれば、当該指定旅行社に対しては、指定取消しなどの厳正な対応が取られなければならない。また、当該指定旅行社の不正行為に協力した会員又は事業所に対する何らかのペナルティも検討されるべきであった。

イ 【指摘 56】

年間使用する施設との契約書(覚書)作成の有無が統一されていないほか、契約書(覚書)中に暴排条項の記載がなされていない事例が見受けられた。

ニピイが特定の民間事業者が運営する施設の利用券を通年で発行するケースが存在する。その場合、当該民間事業者の意向により契約書（「覚書」との

名称で作成されているケースもある。)を作成することがある。

ヒアリングの結果によると、現在は相手方が作成を要望する場合にのみ契約書を作成しているとのことであるが、要望のない場合には一切作成しない扱いでよいか検討を要する。また、現状は書式が相手方ごとに区々であるが、契約書作成件数が増える場合には事務処理が煩雑となるので、契約書の書式を整備することも検討されたい。

加えて、公益財団法人等との契約の場合は問題とならないが、中小零細の民間事業者の施設利用のケースなどでは、反社会的勢力排除に関する条項(いわゆる暴排条項)を盛り込むべきである。

7-5 慶弔給付事業

(1) 事業費

令和3年度予算額 66,299千円

令和3年度決算額 62,437千円

(2) 事業の概要

ア 目的・趣旨

会員のライフイベントに合わせて、結婚・出産・子どもの入学などに祝金を給付するほか、会員の傷病や被災などの見舞金・弔慰金を給付する。平成30年度から35年の勤続祝金、令和4年度から40年の勤続祝金を新設した。

イ 内容

(ア) 祝金(成人・結婚・出産・入学・勤続)

(イ) 見舞金・弔慰金

ウ 活動指標

(ア) 目標数値

祝金(成人・結婚・出産・入学・勤続)申請件数 5,290件

見舞金・弔慰金申請件数 259件

(1) 実績数値

祝金（成人・結婚・出産・入学・勤続）申請件数 4,821 件

見舞金・弔慰金申請件数 267 件

(3) 所見

【意見 54】

各事業主に対して、事実関係確認のうえで、各種祝金・見舞金及び弔慰金の申請をするよう周知を徹底されたい。

銀婚祝金（結婚満 25 年にて 15,000 円を支給）の申請がなされ、支給された後に、対象会員本人からの申告により、同人が既に離婚しており銀婚祝金の支給対象ではないことが発覚した事案があった。事業主が当該会員に代わって申請手続を行った際、事業主が離婚の事実を把握せず申請したために発生したものと推察される。なお、当該会員から支給額全額の返還を受け、解決が図られている。

ニピイの事務手続に問題のある事案ではないものの、このような申請がなされると、後の返金請求等のニピイ内部の事務負担が増加する結果となる。そのため、各会員及び事業主に対して、今一度、請求時には要件充足性について十分確認するよう周知することが望ましい。

第4部 まとめ

第1 指摘及び意見の要旨

「第3部 監査の結果及び意見」に記載した指摘及び意見の一覧は、以下のとおりである。

第1 産業政策課

(頁数)

1-1	産業情報利活用事業費	意見1	成果指標の目標数値が定められていないが、景況調査の回答率を設定したうえで、より多くの回答が得られるよう景況調査の質問事項や実施方法(Webアンケート等)を工夫できないか検討されたい。	46
1-2	事業承継支援事業	意見2	申請受付のチェックリストの記入に不備があり、申請書類の確認が適切になされたか事後的に検証困難なものが見受けられた。事後的にも適切に書類の確認がなされたことがわかるように、適切にチェックリストの活用をされたい。	49
		意見3	本事業の申請時に事業者から提出を受ける事業計画書内の事業者に記載を求めている部分について、市担当者により手書きで補足事項などが記載されているものが散見された。事業計画書について、記載すべき事項をより具体化する、記載例を作成するなど、事業者側で必要な記載が漏れなくできるような工夫を検討されたい。	49
		意見4	企業価値評価の委託を受けた税理士事務所に偏り(数の限られた事務所への案件の集中)が見受けられた。税理士会等の関連する士業協会にも周知文を送付するなどして周知を図ったとのことだが、周知・広報の方法について、さらに工夫されたい。	50
1-3	新事業モデル創出中小企業共創促進事業	指摘1	補助金の交付対象となる「事業グループ」の構成員になる数が限定されていない(代表事業者は複数の事業グループの代表事業者を兼ねることができないが、連携事業者については同様の事業を行う他の事業グループに参画する以外の制限がない)ため、複数の事業グループに関与することで、実質的に1者30万円で計算される補助金について重複して受給できる仕組みとなっており、合理的とはいえない制度設計となっていた。	52
		指摘2	交付決定の判断にあたって必要な事項(複数の事業者が子会社の関係にあるかどうか)を誓約書の他に口頭で確認したのみで、口頭確認の結果が書面上の記録として残されていない事例が見受けられた。事後的にも交付決定が適切になされたことが確認できるよう記録に残すべきである。	54
		指摘3	要綱制定後に要綱に引用した法令(中小企業等経営強化法施行規則に規定する「子会社」の定義)が改正された(条文番号の変更)が、要綱の改正を失念したまま事務が行われていた。	55
		意見5	補助事業(3年の事業計画を定めている)について、当初モニタリング実施の予定はなかったとのことであるが、一定期間のモニタリングを実施すべきである。その後、5年間のモニタリングを実施することとしたのは評価できる。	55

1-6	新型コロナウイルス拡大防止協力金(第5期～第6期) * 第1期～第4期と一括で記載	指摘4	全期間で2事業者の不正受給が判明していた。うち1者は第1期で営業をしていたのに協力金を不正受給していた(第2期中に自ら申告し、その後全額が返金)が、第2期から第4期の協力金は辞退させるべきであった。もう一者は虚偽の写真を添付して第1期の協力金を不正受給し、第2期・第3期の協力金も不正受給を試みた(第1期の協力金の返還も未了)が、市は督促状等の発送以外の法的手続等に踏み切っていない。このような対応は適切かつ厳正なものであると評価しがたい。	65
1-9	新事業展開サポート事業	指摘5	プロポーザル方式により委託候補者を選定するに際しての経費の妥当性の考え方について、経済部内で構成される選定委員会の委員間で共通理解がないまま審査がなされていた。見積金額の評価については、どのような金額又は内訳のものを評価するかについて共通した考え方を設定することが可能であり、選定委員の感覚や個々の考え方によって評価が逆方向を向くことは適当ではない。	75
1-10	事業承継・引継ぎ支援事業	意見6	本事業では、後継者不在の改善を図るため、M&Aに限らず、後継者の確保に向けたマッチングサービスの利用も対象とするマッチング枠が新設されたものの、監査実施時点で交付決定がなされた23件はすべて企業価値評価枠を利用したものであった。マッチング枠の利用が促進されるような見直しが必要か検討されたい。	78
		意見7	企業価値評価の委託を受けた税理士事務所に偏り(数の限られた事務所への案件の集中)が見受けられた。事業の周知・広報の方法について、さらに工夫されたい。	78
1-11	海外ビジネス支援事業費	意見8	本事業では約252万円の委託料が支払われているが、本商談会の成果である商談成立の件数及び金額(非公表)はいずれもごく僅かなものに留まっている。当課は成約に結び付かずとも今後の商品開発・改良の参考となったと評価しているが、事業の振返りに際しては効率性、有効性の観点からの十分な検討がなされることが望まれる。	81
1-14	外資系企業誘致事業費	意見9	新潟市の特区制度のこれまでの活用実績としては、外資系企業誘致を促進する国際創業特区の利用が1件(平成27年度に外資系企業の支店が進出したものの、コロナ禍の影響で撤退)あるのみであり、コロナ禍による影響以前に、外資系企業の誘致や外国人の創業が活発ではない。現状を踏まえ、情報収集や分析を行い、特区制度を活用した一体的な誘致等支援策が立案されることが望まれる。	86
1-16	産業見本市開催費負担金	指摘6	産業見本市開催業務の業務委託契約書において、予め実行委員会の書面による承諾を受けたときを除き委託業務の再委託をしてはならないとされているが、書面による再委託の承諾がなされていないまま、委託先(一般社団法人)の会員である2社に再委託がなされていた。実行委員会が事実上承諾していたとしても書面は必要である。	90
		指摘7	実行委員会事務局(新潟IPC財団)に保管されている事業ファイル中には、四半期ごとに業務委託先から収支実績報告書が提出されており同報告書には費目ごとの支払額が記載されているが、支出にかかる支払先が記載された一覧表などはなく、個別の支払いに係る領収証等もすべてについて揃っているわけではなく、不備が見られた。	91
		意見10	令和3年度は、実行委員会の振返りの会議でも、コロナ対応や来場者数の減少に対する出展者の不満が多かった、出展ブースでの商談成立見込額(約3,888万円)に対してオンライン個別商談会での商談見込額(約322万円)が少なく効果に疑問があった、出展者・来場者とも顔ぶれが固定化してマンネリ化が感じられるなどといった意見が見られた。市が多額のコスト負担をしていることを踏まえ、産業見本市の今後のあり方について、費用対効果の観点から十分な検証や改善が続けられることを期待する。	92

第2 成長産業・イノベーション推進課

2-1	地域イノベーション戦略推進事業 (新潟IPC財団補助金)	意見11	航空機関連産業の振興を支援する新潟市の取組は、産官学共同で継続的に新規分野へのチャレンジを図ったものとして、新潟市の産業政策において特筆されるべきものであるが、売上高や雇用者数等の一定のKPIが示されているとはいえ、この間の15年間の取組についての中間的な総括がなされた資料などは作成されていない。これまで新潟市が投下してきた多大な金銭的投資や人的投資を踏まえると、航空機関連産業振興についての中間的総括を実施することが望まれる。	99
2-2	コロナ禍での早期社会実現を見据えた実証補助事業	指摘8	補助事業者の人件費を補助対象経費に含むものとして補助金が支払われている事例が見受けられたが、要綱において補助対象経費となる「開発費」に補助事業にかかる人件費が含まれることが必ずしも明確となっていない。仮に、補助対象経費に人件費を含ませるのであれば、要綱上で「人件費」ないし「直接人件費」といった項目を明記し、算出方法や上限額等を明記すべきである。	102
2-3	DXプラットフォーム構築事業	指摘9	5Gオープンラボ整備運用業務について委託業者の責による履行遅延があったのに対し、対応の記録について委託業者から打合せ簿の提出を受けて保管するに留まっていた。事実上の履行猶予の措置であり、契約上請求しうる遅延損害金を請求しないとの判断を含むものであるから、新潟市内部の判断過程を記録した書類を残しておくべきであった。	107
		指摘10	概念実証支援補助金事業の補助事業者(本店所在地は新潟市中央区、代表取締役の登記上の自宅は東京都内)が新潟市中央区内で実証実験を行うための代表取締役の東京から新潟への旅費や宿泊費も補助対象経費として補助金が交付されていた。自宅から会社に通勤する費用を補助対象経費とするに等しく、不適切であるというべきである。	107
		指摘11	概念実証支援補助金事業において、補助事業者の人件費を補助対象経費に含むものとして補助金が支払われている事例が見受けられたが、要綱において補助対象経費となる「開発費」に補助事業にかかる人件費が含まれることが必ずしも明確となっていない。仮に、補助対象経費に人件費を含ませるのであれば、要綱上で「人件費」ないし「直接人件費」といった項目を明記し、算出方法や上限額等を明記すべきである。	108
2-5	新潟市ソフトウェア産業協議会補助金	意見12	令和3年度は定額補助により485,000円が支給されているが、同団体の決算はほぼ収支均衡の状態にあり、支出額の約半額は会議費や懇親を図る事業の経費(これらは補助対象経費外)であり、若干の会費増額で市の補助分は補填できる状況にある。今後は、定額補助のあり方を見直すべきである。	113
2-6	スタートアップ支援事業	指摘12	フードテック&アグリテックを軸としたスタートアップエコシステム形成事業に係るコンサルティング及びセミナー運営業務委託の公募型プロポーザルによる契約について、1社の参加しなかった。プロポーザルに参加するための準備期間において他社の参入は非常に困難であったものと考えられ、契約締結における競争性確保の面での配慮が不十分であった。	115

2-7	創業サポート事業(店舗)	意見13	本事業の成果指標として、新規採択件数を参照しているが、具体的に何件の新規採択件数を指すのか目標数値が設定されていない。事業の見直しの必要性等の判断材料とするためにも、本事業の成果指標の目標数値として新規採択の具体的な件数を設定することを検討されたい。	118
		意見14	本事業の補助金交付要綱には交付決定の際の審査基準については規定されていないものの、実際の審査に際しては項目ごとの採点が行われていた。募集要項には審査基準が明記されているものの、本事業を利用しようとする事業者の予見可能性をより高め、要綱にしたがって交付決定がなされたことをより明確に示すことができることから、要綱上に審査基準に関する規定を設けることが可能かどうか検討されたい。	118
2-8	創業サポート事業(オフィス)	意見15	要綱で創業のほか創業から3年未満の事業者が新事業を行う事業者も補助の対象とされており、令和2年度に本事業を利用して月額5万円の補助を受けた事業者が、別の事業を行うために令和3年度にも本事業を利用して月額5万円の補助を受けたものがあつた。創業から3年未満の事業者とはいえ、既存の事業者が新事業を行うことから直ちに新たな事業所が必要となるものでもなく、そのような事業者に補助金の交付をすることが創業の支援といえるかは疑問が残る。本事業の事業目的などを踏まえて補助対象等の見直しが必要か検討されたい。	121
		意見16	本事業の成果指標として、新規採択件数を参照しているが、具体的に何件の新規採択件数を指すのか目標数値が設定されていない。事業の見直しの必要性等の判断材料とするためにも、本事業の成果指標の目標数値として新規採択の具体的な件数を設定することを検討されたい。	121
		意見17	補助金交付の審査にあたって実際に考慮した項目と要綱に規定された項目とが必ずしも一致していない。実際の審査にあたって考慮した項目で、要綱に規定された項目が十分に勘案されたのか、十分に勘案されていないとすれば、実際の審査で考慮した事項と要綱に規定された事項のどちらを見直す必要があるかなどの検討をされたい。	122

第3 商業振興課

3-1	西堀地下駐車場管理運営費	意見18	令和3年度の稼働率を見ると、13時から16時の時間帯で平日約70%、休日約32%となっている。以前は休日の買物客の利用が多かったのに対して、現在は、平日の中央区役所やふるまちなか倉庫などの来庁での利用客が多い一方で、休日の買物客による利用が減少していることを反映した結果と思われる。古町地区への中央区役所移転やふるまちなか倉庫開設の一方で、商業施設の撤退が相次ぐなど、西堀地下駐車場取得時とは異なる周辺環境を踏まえた市営駐車場のあり方を検討するべきである。	125
3-2	西堀地下施設改修事業	意見19	耐震改修工事に係る総事業費4億2,000万円のうち、国の補助金1億4,000万円と同額の市協調補助金を除いた残額の1億4,000万円について、市の所有部分の負担金の他に新潟地下開発(株)の所有部分の負担金についても市の地下街防災推進事業費補助金の交付を受けるため、結局、地下開発の負担額はゼロとなっている。経営改善に向けた抜本的な対応が求められている地下開発に対する市の補助については、市民や議会の関心も高いと思われるため、同社に対する直接補助に限らず、実質的な市の補助額も含めて市民に分かりやすく説明するように努めるべきである。	128

3-3	中小企業制度融資貸付金	指摘13	制度融資手続関係の書類について、誤記や不備(貸付期間・売上額・チェック箇所)の誤記、借換返済や保証の種類についての記載漏れ等)について訂正を指示せずに、そのままとなっている事例が散見された。	133
		意見20	新事業展開資金貸付金の創設に際し、金融機関と利率や協調倍率(貸付金に占める市の預託金の比率)について協議がなされているが、市の預託金の比率を高めることについての希望はなかったとのことである。昨今の低金利で金余りの状況からすれば、市の預託金の重要性は低下しているため、金融機関と預託金の比率を下げる方向で見直しの協議をする機会を持つことが望まれる。	133
3-6	商店街活性化ステップアップ事業	意見21	複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値についても、令和元年度や令和2年度の実績件数をそのまま目標値としているに過ぎない。来街者や集客数及び売上増加率などの成果指標を設定して取り組むべきである。また、活動指標を補助実績件数とする場合でも、各区の目標件数を積み上げたうえで市全体の目標件数を設定するなど、より合理的な活動指標を設定するべきである。	140
3-7	商店街環境整備事業	指摘14	「消費税仕入控除税額の取扱い」の記入がない実績報告書を受領したまま補助金の交付決定を行っている例が見受けられた。これは、補助金の一部返還が必要となる補助事業者か否かの確認を市が行わないまま補助金の額を確定し、交付していることを意味する。結果として補助金の返還は不要な事案であったものの、不適切な事務処理が行われており、再発防止に努めるべきである。	142
		意見22	複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値についても、次年度予算編成の参考として商店街に対して本事業の活用見込みを調査した結果をそのまま目標件数としたものに過ぎない。本事業の目的に照らせば、商店街への来街者数や歩行者通行量、商店街における売上等の指標が成果指標となり得るが、市はこれらのデータを把握していない。市民に対して事業成果や事業目的の達成状況を説明し得るような活動指標や成果指標を設定したうえで取り組むべきである。	143
3-8	商店街LED灯街路灯等維持管理事業	指摘15	新潟市商店街活性化事業費補助金交付要綱で定める実績報告書の様式を使用せず、平成28年度以前の古い様式の実績報告書を使用している例や、補助事業者における「消費税仕入控除税額の取扱い」を口頭でのみ確認している例が散見された。旧様式では、課税事業者ではないため実績額から当該補助金額に係る消費税仕入控除税額を減額する必要のない補助事業者と、減額の必要はあるが減額すべき金額がまだ確定していない補助事業者との区別がつかない。記入を求める目的や趣旨の周知徹底を図るとともに、区役所の業務も含めて、不適切な事務処理を見逃さない実効性のある事務決裁を行うべきである。	145
		意見23	複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値についても、次年度予算編成の参考として商店街に対して本事業の活用見込みを調査した結果をそのまま目標件数としたものに過ぎない。商店街の活性化と防犯面から地域の安全、安心の向上を図ることを本事業の最終的な目的とするのであれば、来街者数などの商店街活性化の成果を示す指標や犯罪発生件数などの防犯面の成果を示す指標及び商店街利用者からの評価など、間接的又は最終的な成果指標など次善と考えられる指標を設定して事業に取り組むべきである。	148

3-9	地域拠点商業活性化推進事業	意見24	複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値についても、令和元年度の実績件数をそのまま目標件数としたものに過ぎない。本事業の目的に照らせば、来街者や集客数及び売上増加率などの成果指標を設定して取り組むべきである。また、活動指標を補助実績件数とする場合でも、各区の計画に基づく目標件数を積み上げたうえで市全体の目標件数を設定するなど、より合理的な活動指標を設定すべきである。	151
3-10	チャレンジショップ事業	指摘16	新潟市チャレンジショップ運営委員会(市も構成員)の規約では、事務局は新潟地下開発(株)に置くことになっているが、実際に地下開発が担当しているのは主に経理面の事務のみであり、出店者選定に伴う事務は商業振興課が行っている。また、市の職員が監事となっており、会計及び業務を監査することになっているが、監査報告書などは作成されておらず、監査を実施した記録は残されていない。運営委員会で開催した会議の議事録は整備されておらず、会計についても個々の取引を記録した会計帳簿などは存在せず、預金通帳の記録から年間の収支決算書が作成されているだけであった。このように規約の一部が組織運営の実態と整合しておらず、規約として不十分な点が見受けられた。	154
		意見25	本事業の活動指標として「新規出店5件以上」とする目標を設定し、成果指標として「独立開業者数延べ36者以上」とする目標を挙げているが、空き区画が発生してもチャレンジショップの家賃を市の補助金から支払い続けなければならない条件の中で、活動指標を新規出店5件以上とするだけで十分明らかではないうえに、成果指標としている独立開業者数延べ36者以上についても、本事業の目的である古町地区を含む中心商店街全体の活性化や空き店舗減少の指標としては直接の関連性はない。より合理的な活動指標や成果指標を設定すべきである。	155
3-11	中心市街地商店街(西堀ローサ)活性化事業	意見26	本事業の活動指標として「前年度のイベント実施回数(163回)以上」とする目標を設定し、成果指標として「よろっtoローサの年間来客数12,300人以上」とする目標を挙げているが、事業目的を達成するために必要十分な回数か明らかではないうえに、成果指標としているよろっtoローサの年間来客数は、西堀ローサの活性化の指標とはなり得るとしても、本事業の目的である古町地区を含む中心市街地全体の活性化の指標としては直接の関連性はなく、適切な成果指標とは言えない。本事業の目的に照らして、より合理的な活動指標や成果指標を設定すべきである。	158
3-12	古町地区空き店舗活用事業	意見27	複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値についても、本事業へ移行する前の令和2年度の次世代店舗支援事業の実績件数をそのまま目標件数としたものに過ぎない。次年度予算編成の参考として商店街から回答を得た補助制度利用希望調査票に記載のあった空き店舗数をそのまま集計しているに過ぎず、正確な空き店舗数や空き店舗数の推移などは把握していない。事業目的を再確認するとともに、事業目的に即した合理的な活動指標や成果指標を設定すべきである。	161
3-13	商店街空き店舗活用事業	指摘17	本事業の募集要項において、補助金の補助対象者を「商店街内の空き店舗へ事業の継続性が認められる店舗を新たに出店する者」としているが、商店街空き店舗活用事業費補助金交付要綱では、補助金の趣旨を商店街へ事業の継続性が認められる新たな店舗を出店する中小企業者等が行う事業を対象に補助金を交付するものとし、補助金の交付の対象についても「空き店舗に」出店する者に限定した要件は定めていない。補助対象者の範囲について要綱の規程には不備があるため、早急に改定を行う必要がある。	163

3-13	商店街空き店舗活用事業	意見28	複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値についても、本事業へ移行する前の令和2年度の次世代店舗支援事業の実績件数をそのまま目標件数としたものに過ぎない。次年度予算編成の参考として商店街から回答を得た補助制度利用希望調査票に記載のあった空き店舗数をそのまま集計しているに過ぎず、正確な空き店舗数や空き店舗数の推移などは把握していない。事業目的を再確認するとともに、事業目的に即した合理的な活動指標や成果指標を設定すべきである。	164
3-14	地域のお店応援商品券発行事業	意見29	地域のお店応援商品券発行事業のようなプレミアム商品券事業では、商品券の購入者が購入した商品券を結果的に使用できない場合、市から補助を受けている実行委員会において余剰金が発生するが、市の補助金の対象となるプレミアム分相当額から生じた余剰金については市に返還されているものの、それ以外の部分から生じた余剰金については実行委員会に留保されている。この留保された余剰金の用途について、市は市民の理解が得られるような用途を検討するように実行委員会に対して助言しているとのことであるが、市がオブザーバー参加のみで構成員となっていない実行委員会に対する通知は文書により行うことが望ましい。	167
3-15	地域を支える商店街支援事業	指摘18	「消費税仕入控除税額の取扱い」の記入が誤っている実績報告書や無記入の実績報告書を受理したまま補助金の交付決定を行っている例が散見された。結果として補助金の返還は不要な事案であったものの、過大な補助金の交付につながりかねない要綱に違反した不適切な事務処理であった。市は、補助事業者に対して実績報告書の「消費税仕入控除税額の取扱い」に係る記入を求める目的や趣旨の周知徹底を図るとともに、不適切な事務処理を見逃さない実効性のある事務決裁を行うべきである。	170
3-15	地域を支える商店街支援事業	意見30	複合的に展開した商店街活性化に関する事業の成果を総括する具体的な成果指標が設定されていないうえに、本事業において定めた目標値についても、令和2年度実績を上回ることを目標件数としたものであり、事業目的を達成するために必要十分な件数と言えるのかは明らかではない。本事業の目的に照らし、事業目的を達成するために補助対象となる商店街のうち、どれだけ数の商店街に対して補助を行うことができたかといった活動指標や商店街における消費喚起や利用促進の効果がどの程度あったかといった成果指標などを目標としたうえで事業に取り組むべきである。	171
3-16	パーティション設置促進補助事業	指摘19	補助金交付申請書兼実績報告書における誓約事項について、要綱上の様式において申請者の自署を求めているにもかかわらず、申請者の法人ゴム印、個人ゴム印、個人の印字など記名によるものを容認していた事例が散見された。署名と記名とは法的にも異なる位置づけとなっており、要綱違反にあたる。	174
3-16	パーティション設置促進補助事業	指摘20	個人事業主であることを裏付けるための添付書類としては食品衛生法上の飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書の写しか求めているところ、飲食店営業許可書の名義人ではない同居の親族による申請に対して補助金を交付している事例が見受けられた。補助事業対象者の要件は、個人事業主であることを前提に、同人について市税の納付や反社該当性などの様々な要件が課されるのであるから、事業主の認定について、客観的資料に基づかずに判断されることは不適切である。	175

3-18	走りだす商店街支援事業	意見31	採択された補助事業の中に、商店街団体と連携して買い物代行による移動販売事業を行うものがあった。事業内容としては、県の補助金の採択基準を充たすことができない見込みであったため、県の補助金の申請は行わず、市の補助金のみ申請となり、採択された。県とは違う評価であったことになるが、補助事業に対する事業性の評価については、可能な限り客観的な根拠を重視して採択の可否を決定することが望ましい。事業の結果が出るのはこれからなので、補助金交付後のモニタリングを励行されたい。	179
3-19	Oh! 弁当で地域のお店応援事業	指摘21	本事業の登録店の中には、弁当の販売個数と税抜き単価を確認することのできるレシート、伝票、請求書、領収書の類がなく、エクセルによる簡素な帳簿や単なるメモ書きのような信憑性を確認しようのないものの提出にとどまる登録店や、全く書類の提出がない登録店もあったが、市は、署名のある交付申請及び実績額明細書の記載をもって代替する書類と認めるといった対応を行っていた。また、領収書がある登録店でも、店舗規模に比較すると不自然と思われるほど利用回数や販売個数が多く、かつ、1個あたり3,000円のクーポン分の値引きをしない額の領収証(税抜き)であるなど、実際に交付申請のとおり販売がなされたのか疑念を感じるものも存在した。	182
		指摘22	本事業による補助を受けた登録店を複数経営する法人であるA社は、多数回にわたり交付申請を行ったが、その中にはA社の交付申請及び実績額明細書に申請担当者として記載されている者であるBが利用者として、団体等名を「A社」としているものが複数回見受けられた。A社自身が弁当代を支出しているのか、A社内のBら有志が自費で弁当を購入しているかについては、書類上判別できない。利用者は個人であるとしても、本事業の要綱上も利用者についての要件は特に明記されておらず、かつ、団体等名の記載が持つ意味も必ずしも明確ではないため、登録店自体が自ら経費を支出して従業員等を利用者として本制度を利用して補助を受けることが可能となっており、制度設計上、適切とは思われない。	183
3-20	中小企業指導・育成事業費補助金	指摘23	本補助金は、会員である中小企業者に対し経営改善や技術発達などを目的に様々な事業を展開している市内の商工会議所や商工会に対する補助金であるが、補助対象経費の具体的な内容や補助額の算定方法を定めた要綱や要領などは制定されておらず、新潟市補助金等交付規則に基づく取扱基準で定めた事業に対し、商工会等ごとに異なる金額で平成23年度から毎年同額の補助金を交付しているに過ぎないことが判明した。補助対象経費の範囲や補助額の算定方法などは、要綱や要領などで明確に定めるべきである。	186
3-21	新潟市商店街連盟補助金	意見32	本補助金は、平成10年度から補助が開始されたものだが、慣行や前例踏襲により定額の補助金額が固定化することがないように、補助対象事業に対する上限とする補助率や上限額を定めるなど、定額補助による弊害が生じないような補助のあり方を検討するべきである。	190

3-24	新潟地下開発株式会社	指摘24	新潟地下開発(株)は平成29年3月末に民間債務が完済となり、市に対する9億円の劣後貸付の返済が開始となる。古町地域におけるまちなか機能再編の影響を踏まえた同社の経営規模に見合う適正な返済計画を策定する必要があることなどを理由として、市は9億円の返済を当面の間、無利息で据え置く条件変更を行うこととし、劣後特約のない通常の貸付金への変更と併せて平成29年5月10日に金銭消費貸借条件変更契約を締結した。通常貸付の弁済条件は、平成30年度から毎年、半年毎に4,500万円の返済を行い、最終返済期日となる令和7年10月31日に2億2,500万円の返済を行うものとしており、平成30年3月31日までは無利息、それ以降の利息については別途協議して決定することになっていた。しかし、当初は、1年間を想定して平成29年に通常貸付の返済猶予を行ったにもかかわらず、令和4年4月1日付の条件変更契約に至るまで、毎年、地下開発の経営健全化に向けた具体的な対応や返済計画策定を検討したいといった理由により利息及び元本の返済猶予を繰り返している。市は、通常貸付9億円の回収方針や回収計画を明確にせず、新潟市債権管理条例に定める履行期限の延長を行うことなく、平成29年以降、問題の先送りとも言える対応を繰り返している。	205
		指摘25	外郭団体評価における新潟地下開発(株)の評価は、同社の現状を受けて平成30年度から連続で「抜本的な対応が必要」との最下位の評価結果となっているが、この間、同社及び所管課の商業振興課では、抜本的な対応と評価し得るような対応を行っておらず、また、抜本的な対応を進めていくための具体的な計画も策定していない。市民の財産である貸付金9億円を無利息で貸し続けた場合には、それによって逸失利益が生じ続けているという認識を持ち、仮に地下開発の経営が周辺の再開発などの影響を受けたとしても、それによって西堀ローサの収益が劇的に改善するシナリオが描けないのであれば、その動向を待たずに市としての抜本的な対応方針を早急に決定するべきである。	209
		指摘26	市は、新潟地下開発(株)の民間債務が完済された翌年度の平成29年度から、入居時から見直してこなかった同社に支払う市関連施設の賃借料を従来の半分に引き下げている。平成28年度まで市の行政施設賃借料が周辺相場の賃借料よりも著しく高いことを認識しながら、減額交渉をせずに据え置く経済性を欠いた対応を続けていた。こうした市の対応は、実質的には、割高な賃借料の支払いを通じて地下開発の資金繰りを支援する「隠れ補助金」とも呼ぶべきものであり、経済性に反した不適切な対応であったと言わざるを得ない。	211
		意見33	商業振興策を推進する商業振興課が新潟地下開発(株)を担当すると、中心市街地活性化のために西堀ローサは必要であるという意識から、とにかく商業振興のために同社は存続させるといった偏った安易な方向に流れがちになるおそれがある。9億円の貸付金の最大限の回収を念頭に置けば、財務部や総務部など関係各部や外部専門家との連携と協力が不可欠である。市は、所管課の商業振興課だけに同社の対応を委ねるのではなく、様々な立場の視点から同社の課題に対処するプロジェクトチームなどを組織して、全庁的な関与の下で抜本的な対応に取り組むべきである。	212
		意見34	新潟地下開発(株)に対する貸付金については、債権者である市の所管課や債務者である地下開発においても、最終返済期日までの収益弁済による完済は困難であり、担保権が設定されている西堀ローサを市有化してその一部を回収することも選択肢の一つとの認識であり、貸付金残高から経営改善計画などにより今後の回収見込額を客観的に疎明できる金額や担保の処分見込額を除いた残額について徴収不能引当金を計上するなど、より合理的な地方公会計における会計処理のあり方を検討するべきである。	213

第4 企業誘致課

4-1	中小企業生産性向上設備投資補助金	指摘27	本件補助対象事業の実績報告とは無関係の補助事業者の顧客に関する個人情報に掲載されているものが存在した。新潟市個人情報保護条例との関係で無用な事務負担が生じかねないため、上記書類が提示された段階でその受領をせず、提出をし直させるなどの対応が取られる必要があった。	219
4-2	ITソリューション補助金	指摘28	補助事業者に対し、事業計画書と実績報告書にITツール導入効果の効果指標の記載を求めているが、①事業計画書と実績報告書とで異なる効果指標が記載されている事例、②実績として導入後1年以上先の決算期の想定額を記載するなど実績報告とはなっていない事例、③効果指標とした外注費について導入前の金額が提出された決算報告書と整合していない事例などが見受けられ、実質的に重視されていない運用となっていた。申請書類の書式において効果指標の記載を求め、専門家の助言も求めている以上、効果指標について一見して疑義が生じるような記載でも容認するのは妥当ではなく、当課による事後のフォローも適切になしえない。	222
		指摘29	当課担当者から補助事業者に対し、実績報告書の提出期限である令和4年2月28日までの提出を電子メールにて促したところ、同年3月15日付で実績報告資料ができないので申請を取り下げたい旨の返信があった。それに対し、同年2月28日付の補助対象事業変更承認申請書を提出させて、同年3月30日付補助対象事業変更承認通知書(補助金交付決定額を0円に変更する内容)を交付するという処理がなされていた。既に実績報告書の提出期限を徒過している以上、実質的に補助金を交付したものではないが、要綱の規定に違反していることは明らかであるから、日付を遡らせた変更申請により処理するのではなく、補助金交付決定取消しをすべき事案であった。	223
		指摘30	申請書を電子メールで受領した場合、当課でプリントアウトしてファイルに綴られているが、もととなるメールの保管ルールが明確となっていなかった。書類に作成者の押印がない場合、仮に当該文書の作成者が誰であるかが問題となったときには、デジタルデータが適切に保存されていない限り、文書の作成者を特定することは困難であるから、メールを受信するアドレスを限定したり、受信したメールの保存ルールを明確にし、課内で共有することが必要である。	224
		指摘31	補助対象経費が6,015,000円、補助金額が4,000,000円の交付決定を受けていた補助事業において、補助事業者から提出された実績報告書では支出合計6,015,000円、補助金交付申請額1,000,000円との記載がなされていたが、訂正されたものの提出を求めることなく、確定額を4,000,000円とする補助金交付確定通知書を作成し、補助金を交付していた事例が見受けられた。補助金申請額の記載は、重要な事項に関するものであるから、誤記が明らかな場合であっても、きちんと訂正を求めべきである。	224
		意見35	本補助金事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、社内の環境整備や課題解決を進める事業者に対し、ITツールの導入費用の一部を支援するものであり、ITツールは「社内の環境整備や課題解決に資するソフトウェア、ハードウェア、役務(付帯サービス)などをいう。」と定義され、対象となるITツールの範囲が極めて広範に定められている。実際に、ノートパソコンや複合機等の汎用機器の購入費用や一般的な文書管理ソフトの導入費用が補助対象となっているものが少なからず見受けられたが、そのような補助金の利用が制度の趣旨に沿うものか疑問である。今後は、対象とするITツールについて適切な限定を設けることも検討されるべきである。	225

4-2	ITソリューション補助金	意見36	本制度の対象事業は、「新潟県新潟市・聖籠町基本計画」にて重点的に支援すると位置付けた6分野及び創業サポート事業(オフィス)の補助対象業種とされているが、補助対象業種の区分の合理性に疑問が感じられた。商業振興課が所管していた店舗系の業種を対象外とした結果であるというが、所管課による対象業種の区分は一応の区分でしかなく、本制度の対象業種が広範であり、かつ、対象とするITツールがノートPCや複合機等といった業種を問わない汎用機器をも含むがゆえに、区別の合理性を見いだすことが困難となっている。対象事業の業種の範囲を適切に見直すことを検討されたい。	225
		意見37	成果指標の目標数値の設定について、「企業によって課題の内容が異なり目標数値を設定することが困難なため」として、具体的な目標値が定められていない。例えば、本事業を利用して整備したITツールによって達成された作業効率化の内容(短縮された作業時間の長さ、付加価値額、労働生産性等)、補助事業者に対するアンケート結果など様々な視点で目標数値を設定することが考えられるが、制度趣旨に立ち返り、指標のあり方を検討していただきたい。	226
4-6	工業振興条例助成金	意見38	新潟市工業振興条例助成金施行規則7条は、新潟市工業振興条例助成金の交付申請期間について、事業所税の納付を指定又は交付要件とする場合には、「当該年度の事業所税の申告納付期限後1月以内」に交付申請するよう定めており、その例外的取扱いを定める規定もないが、実際には期限後の申請でも助成金交付申請を受理する取扱いがなされていた。上記申請期間の定めが要件として明示されている以上、それに対する例外的取扱いができる場合についても規則上明示され、限定される必要がある。	234
4-7	情報通信関連産業立地促進事業補助金	指摘32	新潟市情報通信関連産業立地促進事業補助金交付要綱によれば、本補助金の交付を受けるためには補助事業者が賃貸借契約開始後1年以内に操業を開始していることが要件の一つとなっており、補助金の交付の指定を受けた者は操業を開始したときは遅滞なく市長に届け出なければならない旨を定めているが、遅滞なく届け出がなされていなかったり、操業開始日について操業開始届と雇用要件審査表とで齟齬が生じている事案が見受けられた。操業開始日は雇用要件の基準日に影響するため、操業開始日に齟齬が生じることや、賃貸借契約から1年間の範囲内で操業開始日を補助事業者が任意に設定しうるとの解釈に基づく運用は適当ではないというべきである。	237
		意見39	コンタクトセンター(コールセンター)の誘致については、大規模な雇用が期待できる反面、従業員の給与水準は決して高くない。もとより、労働条件については、働く側のニーズや職業スキルによる部分もあるので、非正規で給与条件が高くない雇用だとしても、これを否定的に評価することは一面的であるが、新潟市の掲げる「市民所得の向上」という目標を達成するためには、給与等の労働条件のよい雇用が生まれることが求められている。その意味では、成果指標としては、新規雇用者数だけでなく、雇用の質(正規・非正規の別や給与条件)を反映したものも設定されることが望ましい。	238
4-8	本社機能施設立地促進事業補助金	意見40	令和3年度の補助事業者は1件であるが、賃料補助として500万円という少なくない金額を支払っている一方で、雇用者数は目標数値に届かない状況となっている。事業活動の結果であるからやむを得ないものであるが、他方で補助額に見合う経済効果をどのようにみるかという評価尺度自体は、本事業の評価という観点からは必要である。例えば、市内における付加価値額といった指標をもって、雇用者数以外の本社移転効果を把握することも有益であると思われる。	241

4-9	物流施設立地促進事業補助金	意見41	新潟市物流施設立地促進事業補助金交付要綱9条は、補助金の交付申請期間について、事業所税の納付を指定又は交付要件とする場合には、「当該年度の事業所税の申告納付期限後1月以内」に交付申請するよう定めており、その例外的取扱いを定める規定もないが、実際には期限後の申請でも補助金交付申請を受理する取扱いがなされていた。申請期間の定めが要件として明示されている以上、それに対する例外的取扱いができる場合についても要綱上明示され、限定される必要がある。	243
-----	---------------	------	--	-----

第5 雇用・新潟暮らし推進課

5-1	離職者等雇用事業所奨励金	指摘33	奨励金対象雇用者の要件である離職理由について、実際に提出された報告書をみると、「1.会社の倒産」「2.解雇」等を記載しているものが多い一方で、「4.その他自己都合等」を理由としているものの中には「精神的不安(営業活動に対する)」「労働時間の希望との相違」といった理由を挙げるものが存在した。一見して新型コロナウイルス感染症の影響により離職したことが明らかではなく、むしろ関連性がないと考えられる理由である。担当者が電話聴取により新型コロナウイルス感染症と関連性があることを確認しているとのことであったが、具体的な関連性についての聴取記録が存在しないため、検証ができない。	263
5-2	雇用調整助成金等利用促進事業	意見42	本制度は、雇用調整助成金等の申請に係る費用(市内に所在する中小企業が雇用調整助成金等を申請する際に、社会保険労務士を利用した際の手数料)に対して上限を10万円と定めて支給するものであるが、その申請により受給できた雇用調整助成金の額等は支給額に影響しないため、受給額が10万円を大きく下回る事例なども存在していた。例えば、10万円の範囲内で社会保険労務士の費用と雇用調整助成金のいずれか低い額とする制度設計なども考えられるので、事業の制度設計に際しては、経済的効率性の観点をより一層重視されたい。	267
5-3	社員スキルアップ実施事業所応援事業	意見43	本事業は、新型コロナウイルス感染症に伴う企業の雇用調整に緊急的に対応するために、雇用調整助成金を受けた事業主等が従業員に対して行った教育訓練の費用を上限20万円の範囲で全額を補助するものであるが、補助事業者の行った教育訓練の中には職業に関するものと言いつつ微妙なものや、全額補助のために研修費用の額が高額となっていると思われるものもあった。また、外部研修の依頼先のうち特定の研修事業者の占める割合が相当に高く、営業目的で補助金をアピールしたのではないかと推測される。補助金交付事業の設計に際しては、経済性、効率性の観点からの十分な検討がなされることが望まれる。	269
5-4	新規採用活動支援事業	指摘34	補助金交付額が誤っていた事例が見受けられた。補助対象経費が160,000円(税抜額。税込額は176,000円)であったところ、対象経費の支払いを証する銀行取引明細書によれば、振込費用275円が控除されて振り込まれていた。そうすると、実際に支払われた補助対象経費は税抜159,750円であり、補助金額はその1/2である79,000円(千円未満切捨て)となるべきところ、誤って80,000円が交付されていた。	272

5-5	移住支援事業	指摘35	移住支援金は、新潟市移住支援金交付要綱の定めにより、申請日から3年未満に新潟市以外の市区町村に転出した場合は全額、申請日から3年以上5年以内に転出した場合は半額を返還しなければならないこととなっている。本事業は、令和元年度から開始されたものであるが、令和4年10月に本事業の監査を行った時点では、転出の事実を住民基本台帳の情報によって確認する場合の詳細な手続き等について、市民生活課との調整が完了していないとのものであった。移住者の転出の有無の把握については、本事業の制度設計に際しての中核部分に属するのであるから、その詳細部分も含めて本事業を開始するまでに確定しているべきであった。	275
5-6	移住促進特別支援事業	指摘36	特別支援金の周知については、情報提供機会の公平性を保つため、新潟市に転入届を提出した時点で行われている。一方、新潟市は特別支援金の受給者のうち特別支援金をきっかけとして新潟市に移住した者の割合を把握できていない。そのため、特別支援金が首都圏からの移住促進のインセンティブとして機能しているかどうかを問うことなく支給される結果となっている。特別支援金の事業目的が移住促進や中小企業への就労促進等の行動促進(インセンティブの付与)であるとするれば、特別支援金がそれらのインセンティブとなっていると言える場合にのみ支給されるような合理的な制度設計であるべきである。	278
5-7	企業参加型奨学金返済支援事業	意見44	所管課によれば、本事業の成果指標として大学等新規学卒者の県内就職構成率を設定し、実績数値は概ね目標通りの実績を達成したとのことである。しかし、本事業の採用企業は現状では2社にとどまることからみても、大学等新規学卒者の県内就職構成率に何らかのインパクトを与えることができたか評価することは困難である。本事業としての適切な成果指標が設定されるべきである。	281
		意見45	本事業の採用企業は現状では2社にとどまる。本事業の利用が低調である原因を追究し、事業の改善・見直しにつなげるように努めていただきたい。	281
5-8	働きがいのある新潟地域創造事業	意見46	所管課によれば、本事業の成果指標として大学等新規学卒者の県内就職構成率を設定し、実績数値は概ね目標通りの実績を達成したとのことである。しかし、本事業はわずか2回のセミナーが実施されたに過ぎず、その参加企業数や参加者数から見ても、大学等新規学卒者の県内就職構成率に何らかのインパクトを与えることができたか評価することは困難である。本事業としての適切な成果指標が設定されるべきである。	283
5-11	社員幸福度向上応援事業	意見47	所管課によれば、本事業の成果指標として年次有給休暇取得率が挙げられている。有給休暇の取得率向上は、従業員幸福度の向上を支える一要素ではあるものの、本事業は有給休暇のみに着目した事業ではない。またWell-being経営の概念の周知が未だなされていない現状において、新潟市全体の有給休暇取得率向上を成果指標と定めることには違和感がある。その他の指標も含めてより適切な成果指標を設定されたい。	290
		意見48	令和3年度は新潟市社員幸福度向上応援事業業務委託について、Well-being経営に精通した事業者が限られている事情もあり、一者随意契約により委託契約を締結することとなった。今後も同種事業を継続される場合には、漫然と一者随意契約が継続することなく、時期に応じて適切な業者選定方法が取られるよう留意されたい。	291
5-12	働き方改革推進事業	意見49	社員幸福度向上応援事業同様に、成果指標として年次有給休暇取得率の数値を挙げているが、働き方改革の推進は有給休暇取得のみに集約されるものではないことから、その他の指標も成果指標として挙げるなど、総合的な指標の設定をすることが考えられる。より適切な成果指標を設定されたい。	293

5-16	技能功労者等情報発信・表彰事業	指摘37	中小企業優良従業員魅力発信事業インタビュー実施等業務委託について、A社に一者随意契約で業務委託されたが、その理由は、A社は「新潟で働く」をテーマとした雑誌を発行しており、インタビュー記事に関してのノウハウと実績を有していること、また、当該事業である移住者インタビュー実施等業務の受託者であることから相乗効果が期待できるから、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するというものであった。しかし、インタビュー記事に関してのノウハウと実績を有しているのは同社だけであるとは言えないうえ、成果物である記事のみを同社でなければできないものとは認めがたく、一者随意契約の理由としては不十分である。	299
5-17	新潟勤労者総合福祉センター管理費	指摘38	新潟テルサ施設内の備品について、備品管理簿には、個々の備品に対して備品番号が付与されている一方、新潟テルサ内部に所在する備品には、いずれも備品シールの貼付はなされておらず、その他の方法によっても個々の備品を特定できる状況にはない。現在の管理方法では、備品管理簿が備品の適正管理の役目を果たせていないと考えられるため、備品管理のあり方について、全庁的な検討を促すことが望まれる。	302
		指摘39	新潟テルサ施設内に、指定管理者が購入し、市に寄附されていない指定管理者の所有する物品(テレビ等)が存在し、備品管理簿に記載される市の備品と、備品管理簿に記載されない指定管理者の所有物が混在しているが、シール貼付や指定管理者の台帳等による管理がなされていない。市の所有物でないとしても、市の備品と同様に施設の管理運営のために使用されている物品については、業務仕様書等に位置付け、その使用・管理等のあり方について明確にされるべきである。	303
		意見50	新潟テルサは、平成6年7月11日の開館後、既に28年が経過し施設の老朽化が進行している。ヒアリング結果によると、各種設備の故障等により修繕や入替を要するものが複数に亘っている状態とのことである。もっとも、新潟テルサの今後のあり方が定まっていないことを理由として、設備の不具合についての迅速な方針決定に至らないケースがあったため、新潟テルサの存続・運営管理のあり方に関する検討を早急に進めていただくとともに、複数箇所存在する修繕等の要対応箇所の整理と、今後の対応方針についても今一度確認をされたい。	304
5-22	新潟暮らし創造運動の推進	指摘40	移住者インタビュー実施等業務委託について、A社に一者随意契約で業務委託されたが、その理由は、A社が発行している情報誌では首都圏から新潟に移住し活躍している方がたびたび登場していることから、同社のネットワークを駆使し、幅広く多ジャンルの魅力的な移住者の紹介が期待できるほか、インタビュー記事に関してのノウハウと実績も有しており、これらの条件を満たしているのはA社のみであるから、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するというものである。しかし、移住者とのネットワークを有し、インタビュー記事についてのノウハウがあるのは同社だけであるとは言えないうえ、成果物である記事を見ても同社でなければできないものであるとは認めがたいので、一者随意契約をする理由としては不十分である。	315
		指摘41	新潟市移住関連イベントWEB広報支援業務について、B社との間で令和3年4月1日付で業務委託契約書(契約金額2,679,000円〔税込み〕)が締結されていたが、B社からの委託契約書1部が返送された書類送付文の日付は同年6月1日となっていた。当該の説明によると、契約締結の意思表示を行ったのは令和3年4月1日であったが、その後の契約書作成段階で収入印紙の貼付漏れや金額不足等の不備があり、複数回やりとりを行った結果ということである。地方自治法243条5項によれば、契約書を作成する場合には、双方の記名押印がなされた契約書を作成しなければ当該契約は確定しないとされているので、契約締結日と締結された契約書を新潟市が取得した日に約2か月もの乖離を生じることは問題である。	315

5-22	新潟暮らし創造運動の推進	指摘42	B社との間で新潟市移住促進特別支援金交付事業WEB広報支援業務の業務委託契約(契約額2,000,000円〔税込み〕)を一者随意契約で締結しているが、その理由は、B社は本市のUIJターン向け移住・定住サイト「HAPPYターン」のコンサルタント業務を令和2年3月に受託しており、本業務の内容及びホームページの課題を熟知しているため、東京圏在住の移住検討者に対する高度な戦略的アプローチと実施後のページ分析について円滑に業務を遂行することが期待でき、Google Partner企業でありWEB広告について経験も豊富であるから、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するというものである。しかし、Google Partner企業であることやWEB広告について経験豊富な企業はB社に限らないし、B社の過去の受託実績自体を理由とすると、同様の事業については以降の年度も他社の参入余地は生じないことになりかねない。一者随意契約の理由としては不十分であったというべきである。	316
------	--------------	------	--	-----

第6 公益財団法人新潟市産業振興財団

6-2	団体の管理・運営	指摘43	当財団のプロパー職員を対象とする就業規則の内容及び労使協定の締結について、不備が見受けられた。具体的には、職員の欠格条項、年次有給休暇の時間単位取得、時間外勤務手当、懲戒処分としての減給についてであった。もっとも、監査人がヒアリングを実施する少し前である令和4年10月1日付で欠格事由と時間単位有休についての労使協定の未締結以外については社会保険労務士の助言を受けて是正されていた。なお、当財団ではテレワークを許容しているが、テレワークに関する規程が未整備なので、今後の整備が望まれる。	320
		指摘44	プロパー職員についての出退勤管理は、「出勤簿」に認印を押捺することで行われており、出退勤の時刻が厳密に記録されていない。また、プロパー職員の時間外勤務については「時間外勤務命令票」に基づき行われている(上司及び受命者〔当該プロパー職員〕が押印)が、命令時間は15分単位となっている実情が見受けられた。15分単位の労働時間管理では未払時間外手当の問題が生じるため、当財団においても、より正確な出退勤管理の方法(タイムカードや出退勤管理システム等)の導入が検討されるべきである。	322
		指摘45	公益財団法人新潟市産業振興財団会計規程8条は、「事務局長は、毎月末日をもって試算表を作成し、翌月10日までに理事長に報告しなければならない。」と定めている。実際には、毎月末の財産目録を出力し、預金残高との一致を確認することは行われているが、収支を確認する月次書類は作成していないほか、理事長への報告もなされていない。理事長への報告については、実際上の必要性がないのであれば、定期的な報告義務を定める規定は見直すことも検討されるべきである。	322
		意見51	「公益財団法人新潟市産業振興財団個人情報保護方針(プライバシーポリシー)」には、個人情報の利用目的が具体的に定められていない。セミナーを実施する際は申込みにおいて個人情報の利用目的を明示しているとのことであるが、すべての個人情報の取得に際して利用目的が明示されているとは言えない状況にある。プライバシーポリシーに個人情報の利用目的を具体的に明示し、それを当財団のWebサイトに掲載することにより、利用目的をあらかじめ公表していることにより、個人情報保護法への抵触を防止できるというメリットがあるので、実施を検討されたい。	323

6-3	コンサルティング事業	指摘46	スポットコンサルサービスの提供をする(株)ピザスクとの契約は、利用申込書の提出をもって成立と扱っているとのことであったが、利用申込書には当財団の担当者の氏名の記載はあるものの、代表者である理事長の氏名の記載がなかった。本来、代表権を有する財団の理事長が、契約の締結権限を有するものであるため、契約成立を示す利用申込書には、代表者の氏名が記載されるべきである。	327
		指摘47	外部専門家に委嘱しているのは個人であるが、外部専門家が法人の代表者である場合に委嘱状や承諾書において、「株式会社〇〇 代表取締役〇〇」といった類のものが見受けられた。単なる肩書きとして記載したものであるが、このような記載であると法人に委嘱したかのように受け取られかねないため、このような記載は不適切である。	328
6-4	創業機運醸成事業	指摘48	にいがた未来想像部2021ワークショップ・プログラム業務委託契約が一者随意契約で締結されている(契約金額1,610,000円)。その理由は首肯できるものであるが、委託先であるA社から提出された見積書では、「セミナー講演料一式」「プログラム開発・企画費一式」とする内容しかなく、その金額とした内訳などの記載が一切ない。これでは、業務委託料の金額の妥当性は検証しようがなく、A社の言い値に依拠しただけではないかとの疑問も生じかねない。A者の見積額は端数の存在からも積算に基づくものと考えられ、内訳を求めることが困難であったという事情も窺えない。競争性の働かない一者随意契約である以上、委託料の妥当性の確認は十分に行われる必要がある。	330
		指摘49	前記にいがた未来想像部2021ワークショップ・プログラム業務委託契約の委託契約書の12条4項が重複している誤記が見受けられた。	331
6-6	研修・セミナーの開催	指摘50	「公益財団法人新潟市産業振興財団セミナー及び講演会に係る講師謝礼及び受講料等の取扱いに関する要領」が平成25年4月1日から施行されている。しかし、県外講師、県内市外講師、市内講師で一律に単価に差をつける取扱いに合理性は認めがたい(なお、旅費交通費は別途の設定がある。)。確かに、県外講師は著名講師を呼ぶことが多いので単価を高く設定することに妥当性はありそうだが、その場合は原則の金額では足りず、個別の協議となっているのが実情であるし、県内市外講師、市内講師についても原則とは異なる謝金が設定されていることが多く、実際上原則的基準としても機能していない。また、上記要領制定後に消費税率が5%から8%、8%から10%に引き上げられているが、基準額の税込金額の見直しがなされていない。これは、税抜価格が下げられたことと等しく、消費税の適正な転嫁という趣旨にも反している。全面的に見直すべきである。	335
6-10	食の商品開発補助事業	指摘51	補助金の交付決定の審査にあたり実施する事業プレゼンテーションにおいて、評価点が0の項目がある場合、審査委員による合議を行うとされていたが、その際の合議内容が議事録に記載されていなかった。実際には審査委員による合議が行われていたようであるが、事後的にも適切な手続を経て交付決定が行われたことを確認できるよう、議事録に合議内容を記載すべきであった。	343
6-11	技術開発力向上支援事業	指摘52	技術アイデア実行支援補助金の補助事業者の1者からの補助事業実績報告書の実績報告額が印刷文字にて記載されて提出されていたが、鉛筆書きで金額が訂正され、訂正印もなかった(本報告書は押印を求めている書類である。)。その後、オンラインによる実績報告会の開催を経て、上記訂正後の金額で補助金交付額が確定されている。担当職員において、支出内訳をチェックしたうえで補正したものであるが、実績報告書に誤りがあるのであれば、補助事業者に訂正を求めるのが適切である。	346

第7 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター

7-1	団体の概要	指摘53	各事業の費用補助や利用券の中には、会員1名分のみ利用可とするなど、利用数・利用方法の制限が定められているものがある。ヒアリング結果によると、件数はごく僅かであるが利用制限に違反した利用例も存在するようである。現状、違反者に対しては、次年度に当該利用券の利用を控えさせるなどの対応が個別に取られているとのことであるが、利用者に対し不正利用時のペナルティ等の措置に対する予見可能性を与える必要があるうえ、都度ペナルティの内容に差異が生じるような対応は好ましくない。不正利用した際のペナルティのあり方について一定の整理を行い、規程上明記されるべきである。	349
		指摘54	ニピイニュース(毎月発行)等に掲載するデザインを民間業者に作成委託しているが、作成委託した各種デザインについて著作権侵害がない旨の確認がなされていない。委託事業者から提供されたデザイン全てが著作権を侵害していないか否かを判断することは現実的ではないが、少なくとも委託事業者から、原稿提供時に著作権問題がないことの確認を求める等の対応が必要と考えられる。	350
		意見52	公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター会員の資格及び会費等に関する規則7条は、事業主が退会しようとする場合は退会届兼退会同意書を当該事業所の会員3分の2以上の同意を得たうえで、理事長に提出しなければならないと定めている。しかし、実際に提出された退会届兼退会同意書の記載をみると、会員氏名欄はスタンプ等での記名とされているうえ、確認印欄も当該事業主が事前に用意している認印を利用して押印していると認められるものが存在した。同意の確認が形骸化している面があるため、当該事業所の会員の3分の2以上の同意を必要とする退会要件の適否について検討されたい。	350
		意見53	現時点でニピイの各事業におけるDX化に向けた検討が十分になされているとはいえない。現状、各種申請の内容確認及び入力作業をニピイ職員の手作業に頼っている。会員の利便性及び職員の作業効率化・適正化の観点から、ニピイの各事業においてDX化を取り入れる必要性は高い。また、DXとまでいかなくとも、DBの構築と有効活用、カスタマイズされた現行のホームページの改修の必要性がある。今後、中長期的計画をもってDX化その他必要な業務システムの改善がなされるべきである。	351
7-4	余暇活動援助事業	指摘55	令和3年中に、指定旅行社の1社が、会員の宿泊日や宿泊先が決まっていない状態であるにもかかわらず、当該会員から指定旅行社に対して指定保養施設利用補助券が交付され、当該指定旅行社がニピイに対して補助券相当金を請求する事案が発生した。請求内容を不審に思ったニピイ職員が、当該会員の事業所への訪問や電話照会などの詳細な事実関係の調査を行い、実際には代金の支払いがなされておらず宿泊も実行されていないことが判明し、不正請求であることが発覚した。発覚後、不正請求部分について返還されたことは当然であるが、指定旅行社全社に対して、不正防止や注意喚起のため周知文書が配布されるのみの対応で終了している。本来であれば、当該指定旅行社に対しては、指定取消しなどの厳正な対応が取られなければならない。また、当該指定旅行社の不正行為に協力した会員又は事業所に対する何らかのペナルティも検討されるべきであった。	355
		指摘56	ニピイが特定の民間事業者が運営する施設の利用券を通年で発行するケースが存在する。その場合、当該民間事業者の意向により契約書(覚書)を作成することがある。現在は相手方が作成を要望する場合にのみ契約書を作成しているとのことであるが、要望のない場合には一切作成しない扱いでよいか検討を要する。また、契約書には反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むべきである。	356

7-5	慶弔給付事業	意見54	<p>銀婚祝金の申請がなされ、支給された後に対象会員本人からの申告により、同人が既に離婚しており銀婚祝金の支給対象ではないことが発覚した事案があった。事業主が当該会員に代わって申請手続を行った際、事業主が離婚の事実を把握せず申請したために発生したものと推察される。このような申請がなされると、後の返金請求等のニビイ内部の事務負担が増加する結果となる。各会員及び事業主に対して、今一度、請求時には要件充足性について十分確認するよう周知されたい。</p>	358
-----	--------	------	---	-----

第2 総括的意見

本報告書のまとめとして、監査の結果を踏まえた総括的な意見を述べる。

1 経済政策のグランドデザイン構築

本報告書の第2部・第1「統計からみた新潟市の経済」で若干のデータを紹介したが、それによると新潟市の経済の現状は以下のとおりである（①③④⑤は令和元年、②は平成28年、⑥は令和4年の各数値）。

- ① 新潟市の一人当たり市民所得は、新潟県の水準は上回っているものの全国水準を下回っている。
- ② 民営事業所数、従業員数とも第三次産業従事者が8割以上を占めており、民間事業所数では卸売・小売業、宿泊・飲食サービス業、建設業の比率が、従業員数では卸売・小売業、医療・福祉の比率が高く、事業所数全体の98%以上が中小企業（中小企業基本法の従業者数要件のみ適用）であり、従業員の約8割が中小企業（前同）に従事している。
- ③ 市内総生産（名目）は大きい方から、製造業、卸売・小売業、不動産業、保健衛生・社会事業の順となっている。
- ④ 特化係数では、国との比較では鉱業、保健衛生・社会事業、教育の係数が高く、製造業は低い。
- ⑤ 製造品出荷額は約1兆1,500万円と政令市20市中14位であり、製造品出荷額等の内訳では食料品製造業が約25%、化学工業が約20%、パルプ・紙・紙加工品製造業が約13%、金属製品製造業が約10%、輸送用機械器具製造業約8%、その他25%である。
- ⑥ 新潟市内に本社を置く上場企業は15社あり、内訳は食料品製造業が4社、建設業・小売業・運輸業が各2社、銀行業・金属製品製造業・ガス業・サービス業・情報通信業が各1社である。

以上の新潟市の経済構造を踏まえた経済政策のグランドデザインについては、「新潟市総合計画『にいがた未来ビジョン』（2015-2022）」とその下位計画にあたる、「第2期新潟市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020～2024）」、「新潟市中小企業・小規模事業者活性化プラン（2019年度～2022年度）」、「新潟県新潟市・聖籠町基本計画（2017～2022）」などで示され、それらに基礎を置いて事業が実施されてきたが、新潟市の経済政策の重点が見えにくいとの評価もあるように聞く。

そうした中で、平成20年から約15年間にわたり航空機産業のクラスター形成への取組を行い（「NIIGATA SKY PROJECT」）、新潟市戦略的複合工場の設置や航空機部品製造の認証の取得などを経て、エンジン部品・機体部品・装備品の一貫受注体制が構築されてきたことは特筆に値するが、この間の取組についての中間的な総括は十分になされていない。

また、「新潟県新潟市・聖籠町基本計画」において重点的に支援すると位置付けた6分野（①航空機関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野、②米などの農業特産物を活用した食品・バイオ関連分野、③地域の企業が保有する金属加工や機械組立加工などの技術を活用した成長ものづくり分野、④情報通信関連産業の集積を活用した第4次産業革命分野、⑤拠点性を支える物流関連産業の集積を活用した物流関連分野、⑥新潟港・新潟空港等の拠点性の高い交通インフラを活用したエネルギー関連分野）がどの程度成長し、その結果一人当たり市民所得の向上にどの程度寄与してきたかについての分析も現時点ではなされていない（なお、基本計画の計画期間は令和4年度末までとなっており、その評価については経済産業省の主導で行うこととなっている。また、企業が作成した地域経済牽引事業計画〔事業の経済効果を含む〕は、新潟県知事が承認している。）。

次期新潟市総合計画（2023～2030）は、経済政策・雇用・定住促進のための重点戦略と関連する政策指標を挙げており、現行計画に比べて数値指標の設定など整理されたものとなっている。また、その下位計画にあたる経済政策に関する各計画も次期計画の立案が進められている。

新潟市の目指す「一人当たり市民所得の向上」という目標に向けて、メリハリのある旗幟鮮明な経済政策のグランドデザインが構築されることを期待したい。

2 EBPMの推進

近年、EBPM（Evidence-based policy making＝証拠に基づく政策立案）の重要性が叫ばれている。従来からまま見受けられた Episode（エピソード）や Emotion（情緒）により喚起された論調による政策立案ではなく、Evidence（統計やデータ）を活用した合理的な政策立案の必要性を強調するものである。

本包括外部監査では、3E、すなわち、Economy（経済性＝無駄な支出となっていないか）、Efficiency（効率性＝成果に対して最少の経費・労力で事業が執行されているか）、Effectiveness（有効性＝目的に見合った成果が表れているか）の視点での監査も実施しているが、EBPM が実現されていれば、実施事業が 3E をクリアする確率はおのずから高くなると考えられる。

そこで、監査人は、経済部各課及び新潟 IPC 財団を対象として、「令和 3 年度・事業評価のためのアンケート調査」を実施した。その結果は第 3 部の個別事業の箇所に記載したとおりであるが、現状において、事業実施におけるデータ利活用が十分な状況にあるとは評価しがたい。

また、活動指標（どのような行政サービスをどれだけ提供したかの数値指標）と成果指標（事業目的がどの程度達成されたかを測定する数値指標）について、目標数値と実績数値及びその設定根拠や評価・原因分析の回答を求めた。

傾向として、活動指標の目標設定の根拠としては事業の前年度実績に依拠したものが目立ったが、そもそも事業目的達成のためにどのような活動が必要であるかを検討するのが大前提であり、そのうえで投入可能な予算や人的資源等を踏まえて活動指標の目標値を決定するというプロセスを踏む必要がある。

成果指標については、事業目的との関連で合理的でないものや、当該事業の規模・内容等から事業との相関関係を認めがたい大きすぎる指標を設定しているも

の、成果指標の目標が設定可能であるのに設定していないものなどが散見され、そもそもの成果指標の捉え方自体についても共通理解がないようであった。

新総合計画では、3層構造の成果指標（数値目標）を設定して、総合計画の進捗を測るものとされた（総合指標：目指す都市像の実現における進捗を測るための指標、政策指標：目指す都市像の実現や、総合指標の目標達成を図るうえで、各分野において特に重視する指標、取組指標：実施計画に掲載する具体的な取組において特に重視する指標）が、事業ごとの成果指標として想定されるのは、ここでいう取組指標に近いイメージのものになると思われる。

現在、新潟市では、補助金事務について3年ごとの「補助金評価シート」による事業評価を行っているが、指標を重視した取組を推進するためには拡充の余地がある。例えば、西宮市は全事務事業の事業評価を毎年度実施しており、同市の事務事業評価シートは1事業2頁で必要な項目がまとめられており、参考になる。

そのうえで、「ロジックモデル」（ある施策がその目的を達成するに至るまでの論理的な因果関係を明示したもの）の活用により事業と事業目的との論理的なつながりを明確にするとともに、データの積極的な利活用を行うことで、より高次の指標との数値的な相関性を追求することが、EBPMの観点からは望まれる。

この点、経済産業省と内閣府地方創生推進室が平成27年4月から提供している地域経済分析システムである「RESAS（リーサス。Regional Economy and Society Analyzing System）」は、地域経済に関するさまざまなビッグデータが「見える化」されており、経済部においても活用されているとのことである。

また、一人あたり市民所得の向上を目指すための政策立案には、「地域経済循環分析」がさらに活用されてよい。これは、市町村ごとの「産業連関表」と「地域経済計算」を中心とした複合的な分析により、「生産」「分配」「支出」の三面から地域内の資金の流れを俯瞰的に把握するとともに、産業の実態（主力産業・生産波及効果）、地域外との関係性（移輸入・移輸出）等を可視化する分析手法である。

最後に、EBPMを実践するためには、職員のデータ収集・分析能力の向上も重要

であり、そのための研修や分析のためのフォーマット作りが有益と思われる。

*** EBPM 推進のための参考文献**

- ・ 林宜嗣・林亮輔編著『地域データ分析入門 すぐに役立つ EBPM 実践ガイドブック』（日本評論社）
- ・ 日本政策投資銀行・株式会社価値総合研究所著『地域経済循環分析の手法と実践 生産・分配・支出の三面から導く、新しい地域経済政策』（ダイヤモンド社）
- ・ 帝国データバンク編著『ビッグデータで選ぶ地域を支える企業』（日経 BP）
- ・ 大竹文雄・内山融・小林庸平編著『EBPM エビデンスに基づく政策形成の導入と実践』（日経 BP、日本経済新聞出版）

3 補助事業のあり方

令和 3 年度は、前年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症対応が喫緊の課題であったため、経済部の事業も国・県の交付金を財源としたコロナ対策事業の比重が高かった。

とりわけ、新潟県から発出された飲食店等に対する営業時間短縮の協力要請に応じた事業者（第 1 期から第 4 期）やまん延防止等重点措置の適用を踏まえて新潟県から発出された時間短縮営業及び酒類提供の停止等の要請に応じた事業者（第 5 期から第 6 期）を対象とした、新型コロナウイルス拡大防止協力金交付事業は、約 76 億円の支出を伴う大事業であったが、「新潟市営業時間短縮協力金センター」を設置した業務委託による協力金交付事務及び業務委託による見回り業務により、概ね適正かつ迅速に実施することができたものと評価できる。

もっとも、全期を通じて協力金の不正受給事案が 2 件認知されたが、それに対する市の対応が適切かつ厳正なものであったとは評価しがたい。協力金の制度設計自体は、国のルールに準拠して行われたものであり、迅速性を重視するために性善説に立脚した制度設計であったと思われるが、そうであるからこそ、不正受給事案に対して厳正な対応をしなければモラルハザードを助長しかねない。

また、新型コロナウイルス対策事業については、全般的に補助金交付の要件が緩いなど制度設計の作込みが甘いのではないかとと思われるものが目につき、その結果、補助事業者による不正行為や不適正利用が生じていないか危惧された。

もとより、新型コロナウイルスのまん延による未曾有の混乱の中で緊急避難的に国費が投入されて行われた事業であることを捉えれば、些か厳に失した見方なのかもしれないが、納税者目線で個々の補助事業を見ての率直な印象である。

そもそも、自由主義を基礎とする経済体制において、私的な営利追求主体である事業者に対して、対価を伴わない補助金等の公金を支出することは例外的なものであり、地方自治法上も公益的な政策目的に資するものでなければならぬとされている（地方自治法 232 条の 2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」〔傍点筆者〕）。新潟市補助金等交付規則 3 条も、補助にあたっての市長や補助事業者の責務を定めている。

そのような観点で、各補助金交付事業を見たところ、令和 3 年度は新型コロナウイルス対策事業が相当なウエイトを占めたことも相まってか、特定の事業者が複数の補助金の交付を受けていることがかなり目についた。

現状では、各所管課において事業単位で補助事業者に関する情報が把握されているにとどまり、市の実施する他の事業における補助金利用状況を含めた事業者単位でのデータベースの作成といった「名寄せ」は実施されていない。

しかし、補助金交付事業は限られた財源で展開されているのであるから、上記のような状況が妥当であるとは思われない。この点、新潟 IPC 財団では、原則として 1 事業者は年度ごとに 1 種類の補助金しか交付を受けられないというルールがあり、過去の同種補助金の交付状況に応じて補助率を調整する対応もなされているが、本来こうしたあり方こそが望ましい。

経済部においては、民間信用情報機関のデータを購入して使用しているものの、各事業単位で取得された事業者情報について、一元的に集約・管理するような仕組みはとられていない。新潟 IPC 財団でも同様である。

このように事業者単位でのデータベースがないということは、市役所業務が単年度で実施されることと相まって、補助金を交付した後の状況を所管課においてフォローして事業の成果を実効的に把握するうえで大きな支障となっており、EBPM を推進するという観点からも重要な課題であるというべきである。

事業者に着目して経済政策を実施することは、平成 27 年度から経済産業省によって「地域未来牽引企業」の選定（定量的・定性的なデータによる選定と地方公共団体の推薦による選定とがある。）による地域経済の活性化が図られていることに見られるように、EBPM の観点からも推進されていることであり、決して監査人独自の主張ではない。

監査人は、令和 2 年度の農林水産部を対象とした包括外部監査でも事業主体ごとのデータ整備の必要性を述べたところであるが、市役所業務の DX 化推進という観点からも、全庁的に是非とも真剣に検討していただきたい。

4 新潟地下開発株式会社（西堀ローサ）の今後

新潟地下開発株式会社（以下「地下開発」という。）は、自動車保有台数の急増への対応と古町西堀地区の活性化のため、地下駐車場建設と地域商業の発展のための地下商店街を建設するという目的により、昭和 47 年に新潟市も出資した第三セクターとして設立され、昭和 51 年に西堀ローサが開業された。

当初建設費が巨額（約 68 億円）であり、その大半を金融機関からの借入金（約 39 億円）とテナントからの保証金・敷金（約 26 億円）で補ったため、その元利償還金が経営上の負担となり、平成 13 年に経営改善策の一環として不採算部門であった地下駐車場を市に 19 億 5,900 万円で売却した。

平成 18 年に、財務内容の抜本的改善のため、地下開発は、株式会社整理回収機構（RCC）の承認を得た再建計画を策定し、金融機関の債権放棄 8 億 5,000 万円、テナント保証金の債権放棄 6,500 万円、一律の減資約 6 億円（98%減資）と増資 9,000 万円（うち、市 5,000 万円）並びに市による劣後返済特約付きの 9 億円の

貸付（民間債務を完済するまで無利息かつ元本返済猶予、最終返済期日は20年後の令和7年10月）が実行された。

その後、リーマンショック（平成20年）や近隣の百貨店（大和新潟店）の撤退（平成22年）などが発生したが、経営健全化への取組を進め、途中、返済緩和の条件変更を行いながら平成28年度末に民間債務を完済した。

平成29年に、地下開発の厳しい経営状況や古町地域におけるまちなか機能再編（平成29年の中央区役所移転、令和2年の再開発ビル〔古町ルフル〕開業など）の影響を踏まえた地下開発の経営規模に見合う適正な返済計画を策定する必要がある等の理由から、民間債務を完済後に予定していた劣後特約付貸付9億円の返済を当面の間、無利息で据え置くことに決定し、併せて劣後特約のない通常の貸付金に契約内容を変更した（年間9,000万円の元本償還、最終償還期日令和7年10月31日とする当初条件の変更はない。）。また、同年、市関連施設の賃借料を直近の周辺賃借料などを考慮した適正額に交渉のうえ引き下げた。

平成30年度に、地下開発が、西堀ローサの活用等について、事業者から意見や提案をもらい、対話を通じて事業者や市場の動向を調査するサウンディング型市場調査を実施したところ、複数の提案はあったものの、結局、事業化には至らなかった。また、同年度の外郭団体評価において、経営改善に向けて「抜本的な対応が必要」との総合評価結果を受けた（以降の年度も毎年同評価）。

令和元年度に、地下開発が管理してきた地下通路の公共性を考慮し、安心安全で快適な歩行空間を確保することを目的に地下通路部分を市道化し、市が地下通路の維持管理等を行うことになり、それまで地下開発が負担してきた管理費年間約5,700万円の負担が市に移った。

令和2年に、近隣の百貨店（新潟三越店）が閉店した。

令和4年12月13日、新潟市都市政策部は、跡地に民間による複合型商業ビルの建設が検討されており、地上37階・地下1階で、マンション約350戸やオフィス・商業施設が入る高層ビルになり、令和10年度の完成を目指している旨を新潟

市議会に報告した（報道による）。

現在、新潟市は、地下開発の過半数の議決権を有する株主であると同時に、9億円の貸付金債権を有する債権者である。

本監査においては、地下開発に対する市の対応について、以下の①ないし③の指摘をし、④及び⑤の意見を述べた。

- ① 市は、平成 29 年から現在に至るまで 9 億円の貸付金の回収方針・計画を明確にせずに、毎年、利息及び元本の返済猶予を繰り返すといった問題の先送りを繰り返している。
- ② 外郭団体評価において、平成 30 年度から連続で「抜本的な対応が必要」との最下位の評価結果となっているにもかかわらず、この間、地下開発及び所管課の商業振興課では抜本的な対応と評価し得るような対応がなされていない。
- ③ 平成 28 年度まで市の行政施設賃借料が周辺相場の賃借料よりも著しく高い（「隠れ補助金」とも呼ぶべき状況であった）ことを認識しながら、減額交渉をせずに据え置く経済性を欠いた対応を続けていた。
- ④ 9 億円の貸付金の最大限の回収を念頭に置けば、財務部や総務部など関係各部や外部専門家との連携と協力が不可欠であり、所管課の商業振興課だけに地下開発の対応を委ねるのではなく、様々な立場の視点から地下開発の課題に対処するプロジェクトチームなどを組織して、全庁的な関与の下で抜本的な対応に取り組むべきである。
- ⑤ 地下開発に対する貸付金については、貸付金残高から今後の回収見込額を客観的に疎明できる金額や担保の処分見込額を除いた残額について徴収不能引当金を計上するなど、より合理的な地方公会計における会計処理のあり方を検討するべきである。

監査人は、令和 2 年度から令和 4 年度の 3 年間にわたり、本包括外部監査を実施するために、ふるまち庁舎（ルフル）に度々訪れ、その際は西堀地下駐車場を利用し、西堀ローサを通っていたが、“にぎわい”とはほど遠い実情であった。

本監査を通じ、現時点において、本問題に携わる関係者間にあっては、地下駐車場の活用は別として、西堀ローサを商業施設として再生する実現可能性は将来

的にも乏しいとの認識で概ね一致していることが確認できた。

監査人としては、新潟市に対し、地下開発及び西堀ローサの今後のあり方について、速やかに全庁的なプロジェクトチームを設置し、貸付金の最終返済期日である令和7年10月を見据えた一定の結論を出すことを求めるものである。

以上